

令和4年度財務省政策評価書

令和5年6月

財務省

目 次

○ 令和4年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み	7
2. 財務省の政策評価のスケジュール	8
3. 「令和4年度実績評価書」の概要	8
参考1 財務省の「政策の目標」の体系図（令和4年度版）	11
参考2 指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表	12
参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表	14
参考4 東日本大震災対応（概要）－令和4年度における主な取組状況－	15
参考5 デジタル化への取組－令和4年度における主な取組状況－	17

II 「政策の目標」ごとの実績評価書

（総合目標 6目標）

総合目標1（財政）	23
総合目標2（税制）	31
総合目標3（財務管理）	35
総合目標4（通貨・金融システム）	43
総合目標5（世界経済）	49
総合目標6（財政・経済運営）	64

（政策目標 24目標）

政策目標1（健全な財政の確保）

政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）	67
政策目標1－2（必要な歳入の確保）	78
政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）	81
政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）	87
政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）	91
政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）	94

政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）

政策目標2－1（成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に因應するための税制の検討並びに税制についての広報の充実）	98
--	----

政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）

政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）	106
政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実）	122
政策目標3－3（庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情	

報提供の充実)	138
政策目標 3－4 (国庫金の効率的かつ正確な管理)	158
<u>政策目標 4 (通貨及び信用秩序に対する信頼の維持)</u>	
政策目標 4－1 (通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止)	165
政策目標 4－2 (金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理)	175
<u>政策目標 5 (貿易の秩序維持と健全な発展)</u>	
政策目標 5－1 (内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等)	181
政策目標 5－2 (多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進)	187
政策目標 5－3 (関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上)	195
<u>政策目標 6 (国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進)</u>	
政策目標 6－1 (外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保)	216
政策目標 6－2 (開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進)	241
政策目標 6－3 (日本企業の海外展開支援の推進)	262
<u>(財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保)</u>	
政策目標 7－1 (政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保)	267
政策目標 8－1 (地震再保険事業の健全な運営)	277
政策目標 9－1 (安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理)	283
政策目標 10－1 (日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保)	289
政策目標 11－1 (たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保)	295
Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見 (全体に通じるもの)	303
○ 規制の政策評価書	307
○ 租税特別措置等に係る政策評価	355
○ 参考資料	
令和 4 年度において実施したアンケート調査の概要	367
用語集	369

○ 令和4年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み

(1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

(2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月策定。以下、「基本計画」といいます。）政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

(3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年1月6日策定、令和元年6月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています（「参考1 財務省の「政策の目標」の体系図」（令和4年度版）参照）。

(4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。
- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。

④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

2. 財務省の政策評価のスケジュール

毎年、3月に翌年度に行う政策についての実施計画を策定・公表（事前分析表も含まれます。）（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月目途にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、その作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、翌年3月に実施計画の策定等を行うにあたって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実行を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

3. 「令和4年度実績評価書」の概要

(1) 目標

令和4年度は、「令和4年度政策評価実施計画」（令和4年3月策定）において設定した30目標（6の総合目標、24の政策目標）について、実績評価方式による評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」を、「政策の目標」ごとの評価については「参考3 「政策の目標」の評価結果一覧表」を参照ください）。

（注1）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

（注2）測定指標には「テーマ又は施策の番号（2桁又は3桁）一定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号—上記の範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

例 「政1-1-1-A-1」：施策1-1-1（政策目標1-1の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

（注3）各目標の「担当部局名」欄の第一番目に記載した課等が、「政策の目標」ごとの取りまとめ担当です

イ 総合目標（6目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の6つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

□ 政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

令和4年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

（健全な財政の確保） 政策目標1-1～1-6の6目標

（適正かつ公平な課税の実現） 政策目標2-1

（注） 政策目標2-2～2-4の3目標は、中央省庁等改革基本法第16条第6項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、令和5年10月頃を目途に評価を行う予定です。

（国の資産・負債の適正な管理） 政策目標3-1～3-4の4目標

（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持） 政策目標4-1及び4-2の2目標

（貿易の秩序維持と健全な発展） 政策目標5-1～5-3の3目標

（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）
政策目標6-1～6-3の3目標

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保） 政策目標7-1～
11-1の5目標

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合（令和4年度は全ての総合目標について最終年度となっているものではありません。）における途中年度の進捗が順調である場合には「□」、評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合には「×」としています。

また、実績（値）が目標（値）を達成していないもののその差が僅かである場合には「△」としています。

ロ テーマ（総合目標の場合）又は施策（政策目標の場合）の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s + 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、一部が「s」で残りが「a」であれば「A」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

財務省の「政策の目標」の体系図（令和4年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政（総合目標1）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリバランス（基礎的財政収支）黒字化を目標とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目標とする財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標2）

財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセンサスとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

政策の基本目標（総合目標）

健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の確かな開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発展の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、イスクローブ・ジャーの推進及び機械能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

各政策分野の目標（政策目標）

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※				
			定量的 指標	定性的 指標	合計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他	
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	2	○	○	○	○	
	2	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。	1	0	1	○	○	○	○	
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	—	○	○	○	
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	—	—	○	○	
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	—	—	○	○	
	6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指すし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	○	○	○	○	
小 計		11	1	15	16					
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	1	4	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	1	○	○	—	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	4	—	—	—	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	—	—	—	—
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	1	—	—	○	○
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	—	—	—	—
	2-1	成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	2	2	4	○	○	○	○

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※				
			定量的 指標	定性的 指標	合計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他	
政策 目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	—	○	—	—
	3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	5	7	—	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	4	8	9	17	—	—	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	—	—	—	—
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	—	—	—	—
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	—	—	○	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	—	—	—	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	2	1	2	3	—	—	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	12	3	15	—	—	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	5	6	6	12	—	—	○	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	6	7	—	—	○	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	—	—	○	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	—	—	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	3	1	2	3	—	—	—	—
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	4	4	○	—	○	○
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	—	—	—	—	
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	3	4	7	—	—	—	—	
小 計		67	49	78	127					
合 計		78	50	93	143					

※ 施政方針演説：第208回国会（令和4年1月17日岸田総理大臣）
 財政演説：第208回国会（令和4年1月17日鈴木財務大臣）
 骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月21日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）
 その他：骨太方針以外の閣議決定等

注：「内閣の基本的な方針との関連」欄の○印は、当該「政策の目標」が明示的に取り上げられているもの。

【総合目標】

		評定
1	財政	B
2	税制	A
3	財務管理	A
4	通貨・金融システム	A
5	世界経済	A
6	財政・経済運営	B

【政策目標】

		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	B
1-2	必要な歳入の確保	B
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	A
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S+
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S

東日本大震災等への対応（概要） － 令和 4 年度における主な取組状況－

財務省は、東日本大震災等への対応として、令和 4 年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政・経済運営

令和 5 年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第 2 期復興・創生期間の 3 年度目において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上しました【政策目標 1－1（施策 1-1-1）】。

被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました【政策目標 1－3（施策 1-3-2）】。

2. 国有財産

東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、5 件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和 4 年 9 月に公表しました。

処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました【政策目標 3－3（施策 3-3-3）】。

3. 政策金融

東日本大震災については、日本政策金融公庫において、

- ① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成 23 年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続
- ② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施等の措置を講じました。

【政策目標 7－1（施策 7-1-1）】。

4. その他

(1) 金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和 5 年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和 4 年度にお

いて、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など687件のソリューション提供が行われました【政策目標4－2（施策4-2-2）】。

(2) たばこ・塩事業

小売販売業の不許可処分等に係る行政不服審査請求について、3件の処理を行いました。なお、東日本大震災によって被災した小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、2件の処理をしました【政策目標11－1（施策11-1-1）】。

デジタル化への取組 — 令和4年度における主な取組 —

財務省は、行政のデジタル化の推進への対応として、令和4年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍など多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等に出向いて説明会を実施したほか、令和4年度においては積極的にオンラインによる説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました【政策目標1-1（施策1-1-2）】。

2. 税制

納税環境整備に関する専門家会合では、税務手続のデジタル化や税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応等に関して、今後の課題・方向性についての議論を行いました。【総合目標2（テーマ2-1）、政策目標2-1（施策2-1-1）】

主に小学生を対象として、小学生に人気の学習用コンテンツとコラボした税金ドリルの第2弾（小学校高学年向けの冊子）を作成し、財務省ホームページ上で公開しました。また、新たに税制の意義や役割について学ぶことができる、小学生向けの学習まんがを作成して、全国の小学校、図書館、児童館等に配布しました。さらに、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け学習用コンテンツをまとめたサイトに「みんなが払っている税金の種類を大研究」や「税金の使いみちYES/NOカードを作ろう」、「じぶんの住むまちの公共施設マップを作ろう」といった内容のコンテンツを作成しました。

国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」）のほかに、パンフレットの内容を動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました。オンライン会議等も活用し、税制に関する講演や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。税制メールマガジンについては、主税局職員から各税目に関する説明や考え方等を紹介するコーナーを新たに掲載するなど、魅力的な情報発信に努めました。財務省の公式TwitterなどのSNSでも積極的に発信しました【政策目標2-1（施策2-1-1）】。

3. 国債

個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、SNSを活用するなどインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツの掲載により、広告の充実を図りました。

海外投資家については、オンライン会議形式も併用しつつ、渡航制限の緩和等を踏まえて対面での海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました【政策目標3-1（施策3-1-1）】。

4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる5G基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5G基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者によるBOX型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました。【政策目標3-3（施策3-3-1）】。

5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。

また、CBDCに関する制度設計の大枠の整理に向けて、高い識見を有する方々から御意見や御助言をいただくための有識者会議を令和5年度に開催することとしており、令和4年度はその準備を進めました【総合目標4（テーマ4-2）】。

6. 貿易

関税技術協力については、令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ対面支援を段階的に再開しながら、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、67件の研修及びセミナーを実施しました。

なお、支援の実施に当たっては、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、効果が認められる部分についてはオンラインによる方式も積極的に併用した支援を実施しました。

「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）も踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書情報の電子的な交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ASEANと協議を進めており、日インドネシアEPAについて、令和5年6月の運用開始を予定しています【政策目標5-2（施策5-2-2）】。

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました【政策目標5-3（施策5-3-1）】。

税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用する

など、利用者の利便性向上に努めました。【政策目標 5-3 (施策 5-3-3)】

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。【政策目標 5-3 (施策 5-3-5)】

8. 国際政策

税関では、通関制度・税関手続の簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携して、オンラインによる方式も積極的に併用した技術支援を実施しました。

財務総合政策研究所では、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました。【政策目標 6-2 (施策 6-2-4)】

9. 地震再保険

地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。【政策目標 8-1 (施策 8-1-2)】

地震保険検査の実施において、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用し、効果的・効率的な検査を実施しました。【政策目標 8-1 (施策 8-1-3)】

10. その他

(1) 共済手続

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用することとし、令和4年度においては、デジタル庁等と必要な調整を行うとともに各共済組合と連携してサービスの利用に必要な共済手続の標準化等を進めました【政策目標 9-1 (施策 9-1-2)】。

(2) たばこ事業

年齢識別自販機については、令和8年3月のタスポ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別機能が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促しました【政策目標 11-1 (施策 11-1-1)】。

Ⅱ 「政策の目標」ごとの実績評価書

総合目標 1 : 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

上記目標の概要	<p>急速な高齢化を背景とする社会保障関係費の増加、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等を含む累次の経済対策に基づく歳出増、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化しています。国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和4年度末には1,215兆円（対GDP比217.0%）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。</p> <p>そのため、政府は、日本の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現することとしています。また、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を目指すこととし、上記の目標を設定しています。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</p>
----------------	--

総合目標 1 についての評価結果

総合目標についての評価 **B** 進展が大きくない

評定の理由	<p>令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等を含む累次の経済対策に基づく歳出増もあり、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和5年1月24日経済財政諮問会議提出）（以下、「中長期試算（令和5年1月）」）によれば、令和4年度の国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）は▲8.8%と赤字幅の拡大が見込まれています（令和3年度▲5.5%、令和2年度▲9.1%）。</p> <p>令和5年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（以下、「骨太の方針2022」といいます。）に基づき、2022年度から2024年度までの3年間について、2019年度から2021年度までの基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、防衛関係費の増額を達成しつつ、経済・物価動向等を踏まえて柔軟な対応を行うなど、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。</p> <p>あわせて、防衛関係費については、できる限りの税外収入の確保など、防衛力の維持・強化のための財源確保に努めました。また、これまでの「新経済・財政再生計画改革行程表」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。さらに、税収が69.4兆円と令和4年度当初予算から4.2兆円増加すると見込まれること等もあり、新規国債発行額は35.6兆円と令和4年度当初予算から1.3兆円減少しています（令和4年度当初予算36.9兆円、令和3年度当初予算43.6</p>
--------------	---

	<p>兆円)。</p> <p>こうした中、中長期試算(令和5年1月)においては、成長と分配の好循環を拡大すること等により力強い成長が実現し、今後も歳出改革努力を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。</p> <p>以上のとおり、令和4年度においては、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いています。これを踏まえたテーマ1-1の評定が「b 進展が大きくない」であるため、本総合目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>我が国は、新型コロナウイルス感染症が確認される以前から少子高齢化という構造的な課題を抱えており、財政の長期的な持続可能性を維持し、我が国の財政に対する信認を維持していくためには、新型コロナウイルス感染症への対応から平時への移行を図りながら、歳出・歳入両面の改革の取組を続け経済再生と財政健全化の両立に取り組む必要があると考えています。</p>

テーマ	<p>総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す</p>			
測定指標 (定量的な指標)	[主要]総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組			
				達成度
	目標値	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す		×
	実績値	—		
	(目標値の設定の根拠)			
	「骨太の方針2021」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す」、「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」とあり、「骨太の方針2022」において、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」とあるためです。			
	(参考)			
	国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比(実額)		国・地方の公債等残高の対GDP比	
	2022(令和4)年度(見込み)	▲8.8%(▲49.3兆円)	2022(令和4)年度末(見込み)	217.0%
	2021(令和3)年度	▲5.5%(▲30.4兆円)	2021(令和3)年度末	212.3%
2020(令和2)年度	▲9.1%(▲48.9兆円)	2020(令和2)年度末	209.1%	
2019(令和元)年度	▲2.6%(▲14.8兆円)	2019(令和元)年度末	191.2%	
2018(平成30)年度	▲1.9%(▲10.7兆円)	2018(平成30)年度末	189.3%	
2017(平成29)年度	▲2.2%(▲12.2兆円)	2017(平成29)年度末	186.1%	
2016(平成28)年度	▲2.9%(▲15.6兆円)	2016(平成28)年度末	185.7%	

2015（平成27）年度	▲2.9%（▲15.6兆円）	2015（平成27）年度末	182.9%
2014（平成26）年度	▲3.8%（▲19.8兆円）	2014（平成26）年度末	182.8%
2013（平成25）年度	▲5.3%（▲27.0兆円）	2013（平成25）年度末	180.7%

（出所）内閣府「中期の経済財政に関する試算」（令和5年1月24日経済財政諮問会議提出）

（目標の達成度の判定理由）

中長期試算（令和5年1月）によれば、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等を含む累次の経済対策に基づく歳出増もあり、令和4年度の国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）は▲8.8%と赤字幅の拡大が見込まれています（令和3年度▲5.5%、令和2年度▲9.1%）。

令和5年度予算については、「骨太の方針2021」及び「骨太の方針2022」に基づき、2022年度から2024年度までの3年間について、2019年度から2021年度までの基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、防衛関係費の増額を達成しつつ、経済・物価動向等を踏まえて柔軟な対応を行うなど、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。

あわせて、防衛関係費については、できる限りの税外収入の確保など、防衛力の維持・強化のための財源確保に努めました。また、税収が69.4兆円と令和4年度当初予算から4.2兆円増加すると見込まれること等もあり、新規国債発行額は35.6兆円と令和4年度当初予算から減少しています（令和4年度当初予算36.9兆円、令和3年度当初予算43.6兆円）。

こうした中、中長期試算（令和5年1月）においては、成長と分配の好循環を拡大すること等により力強い成長が実現し、今後も歳出改革努力を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。

このように、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いていることから、達成度は「×」としました。

[主要]総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化

測定指標
(定性的な指標)

目 標	<p>社会保障・税一体改革を継続的に実施するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下、「骨太の方針2018」といいます。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間（2019年度～2021年度）内から改革を順次実行に移してきました。引き続き「骨太の方針2021」及び「骨太の方針2022」に基づき、2022年度から2024年度までの3年間において基盤強化期間内と同様の歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげます。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠であるところ、「骨太の方針2018」に盛り</p>	

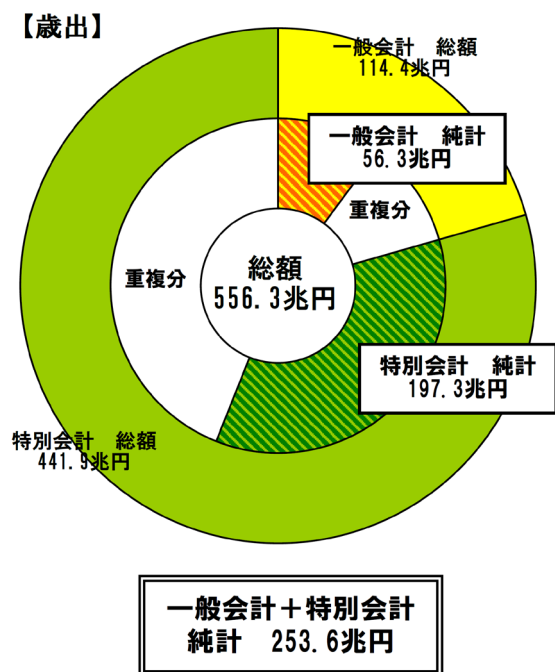
		<p>込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間内から改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2021」及び「骨太の方針2022」に基づき、2022年度から2024年度までの3年間において基盤強化期間内と同様の歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うことが重要であるからです。</p>	
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化の同時達成を目指すという社会保障・税一体改革の考え方を踏まえ、社会保障の充実・安定化と同時に、重点化・効率化を進めることが必要です。さらに、「骨太の方針2022」では、全世代型社会保障の実現に向けた取組を進めることとしています。これらを踏まえ、令和5年度予算においては、国民負担の軽減のための毎年薬価改定の実施など、様々な改革努力を積み重ねるとともに、これまでの「新経済・財政再生計画改革行程表」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。</p> <p>このように、社会保障・税一体改革の着実な実施と社会保障制度の基盤強化に取り組んだことから、達成度は「□」としました。</p>	□
テーマについての評価		b 進展が大きくない	
評価の理由	<p>測定指標「総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化」の達成度は「□」としましたが、測定指標「総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組」については、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いていることから、「×」としました。</p> <p>以上のとおり、目標に向かっているものの、進展は大きくないことから、当該テーマの評価は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。</p>		

総1-1に係る参考情報

参考指標1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/04.pdf

参考指標 2 : 一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額 (令和 5 年度)



(出所) 主計局総務課調

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

参考指標 3 : 公債発行額、公債依存度の推移

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/04.pdf

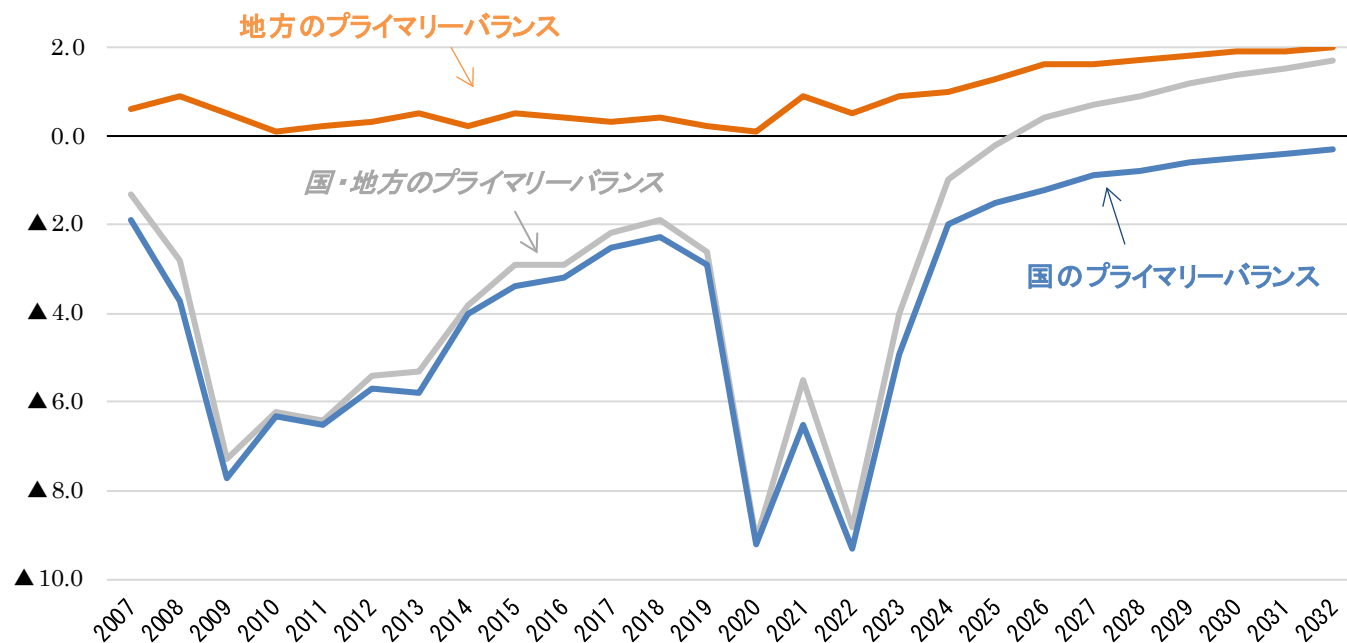
参考指標 4 : 公債残高の累増

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/04.pdf

参考指標 5 : 国及び地方のプライマリーバランス (基礎的財政収支) の推移

(対GDP比)

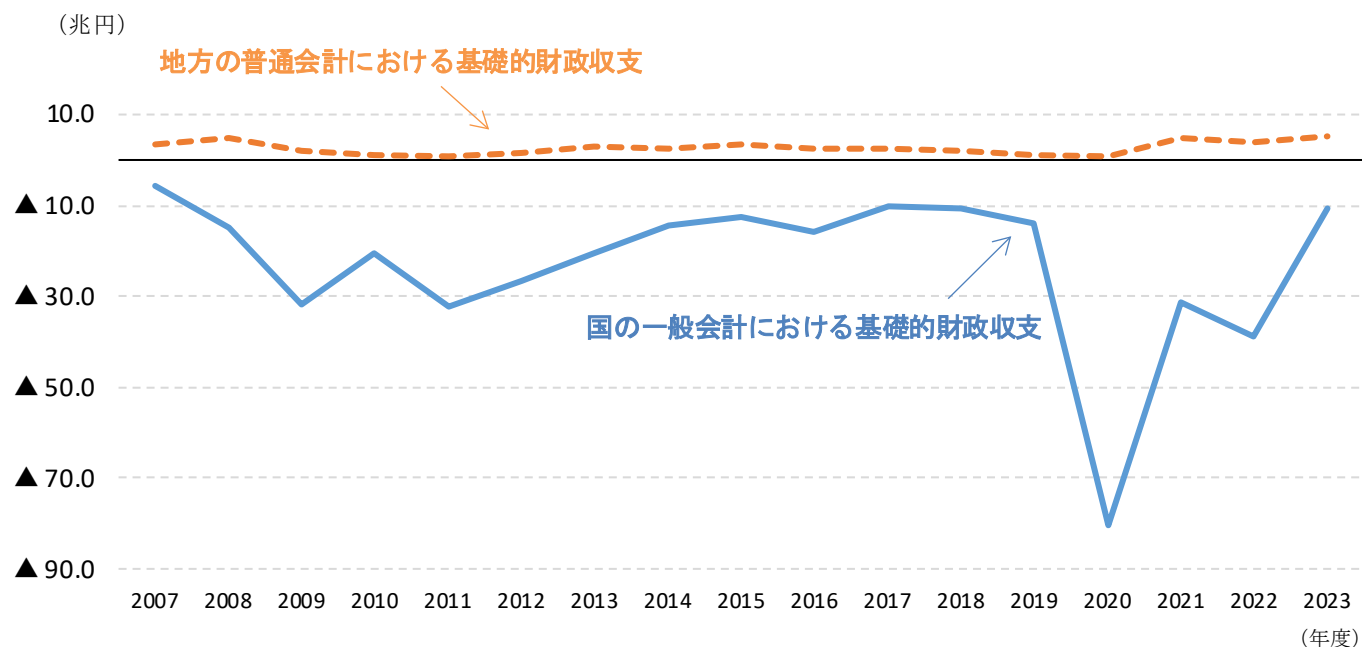
(%)



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和 5 年 1 月 24 日経済財政諮問会議提出)

(年度)

参考指標6：一般会計のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年1月24日経済財政諮問会議提出)

参考指標7：国及び地方の財政収支の推移

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/r5chuuchouki1.pdf>

参考指標8：国民負担率（対国民所得比）の状況

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/sy202302a.pdf>

参考指標9：令和4年度補正予算（第1号）の概要

令和4年度補正予算（第1号）

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/hosei0517c.pdf

参考指標10：令和4年度補正予算（第2号）の概要

令和4年度補正予算（第2号）

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/hosei221108b.pdf

参考指標11：令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用実績

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/sy230328.pdf

<p>評価結果の反映</p>	<p>中長期試算（令和5年1月）においては、成長と分配の好循環を拡大すること等により力強い成長が実現し、これまでと同様の歳出改革努力を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。こうした点のほか、上記の評価結果も踏まえて、引き続き以下の取組を実施します。</p> <p>我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。</p>
<p>財務省政策評価懇談会における意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回「B」評定になった部分は、財政規律の面で困難に直面しているということと理解したが、これは財務省の政策というより本質的には政治のモメンタムによって引き起こされた問題であって、この評定結果は、政治に対するメッセージでもあるし、あるべきだなと思う。 ○ 財政や経済財政運営の目標が「B」評定となっているが、これをよい形で取り組んでいくことが、今後の課題だと思う。 ○ 財政に関する目標が「B」評定となっているが、喫緊の課題であり、その重要性からするとやむを得ないと思う。日本の最大のリスクの一つは財政と考えられるので、コロナで緩んだ財政規律を一刻も早く戻し、プライマリーバランスの黒字化を1年でも早く実現する必要があると思う。
<p>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</p>	<p>第211回国会 総理大臣施政方針演説（令和5年1月23日） 第211回国会 財務大臣財政演説（令和5年1月23日） 令和5年度予算編成の基本方針（令和4年12月2日閣議決定） 令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和5年1月23日閣議決定） 中長期の経済財政に関する試算（令和5年1月24日経済財政諮問会議提出） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 新経済・財政再生計画改革工程表2021（令和3年12月23日） 新経済・財政再生計画改革工程表2022（令和4年12月22日）</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>我が国の財政状況：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/04.pdf 等</p>
<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>令和5年度予算については、「骨太の方針2021」及び「骨太の方針2022」に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、防衛関係費の増額を達成しつつ、経済・物価動向等を踏まえて柔軟な対応を行うなど、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続するなど、財政健全化に向けた取組を進めました。また、これまでの「新経済・財政再生計画改革行程表」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。</p>

担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	-------------------------------------	-----------------	--------

総合目標2： 財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。

上記目標の概要	<p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）」においては、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指すこととしています。税制については、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>骨太の方針2021においては、骨太の方針2020及び税制調査会の答申や国際的動向等を踏まえつつ、税体系全般にわたる見直し等を進めることとしています。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する</p>
---------	---

総合目標2についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に成立しました。</p> <p>令和4年度は上述のような対応を行い、テーマ2-1の評価も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	<p>令和5年度税制改正は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>

テーマ	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
------------	---------------------------------------

測定指標（定性的な指標）	[主要]総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討	
	目標	<p>経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>税制調査会（用語集参照）において、内閣総理大臣からの諮問（令和3年11月12日）も踏まえ、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等についての議論を行いました。相続税・贈与税に関する専門家会合では、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築する観点から、中期的な課題と当面の対応について論点を整理しました。また、納税環境整備に関する専門家会合では、税務手続のデジタル化や税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応等に関して、今後の課題・方向性についての議論を行いました。</p> <p>更に、国際課税については、OECD/G20「BEP S包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めました。</p> <p>令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に成立しました。</p> <p>今後も引き続き、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見</p>

達成度

□

	直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。
テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	<p>令和5年度税制改正では、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、税制調査会において、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。</p> <p>更に、OECD/G20の「BEP S包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

総2-1に係る参考情報

参考指標1：税収比率の推移

年度	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17
%	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
%	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5	42.5	45.2	46.9	54.6
年度	27	28	29	30	令和元	2	3	4 (補)	5 (予)
%	57.3	56.9	59.9	61.0	57.7	41.2	46.3	49.1	60.7

(出所) 「我が国の財政事情」(令和4年12月作成)を基に主税局総務課で作成

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/04.pdf)

(注) 令和3年度以前は決算額、令和4年度は補正後予算額、令和5年度は予算額による。

参考指標2：一般会計税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02)

参考指標3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲(総1-1：参考指標1)】

評価結果の反映	<p>人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和5年度税制改正の着実な実施、令和6年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第211回国会 総理大臣施政方針演説(令和5年1月23日)</p> <p>第211回国会 財務大臣財政演説(令和5年1月23日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)</p>
---------------------------------	---

	<p>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（令和元年9月26日税制調査会）</p> <p>諮問（令和3年11月12日税制調査会）</p> <p>令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>税収の推移：</p> <p>「歳出に占める税収の割合」</p> <p>「主要税目（国税）の税収の推移」 等</p>
---	--

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>令和4年度税制改正の内容を着実に実施しました。また、令和5年度税制改正では、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に国会で成立しました。</p> <p>更に、税制調査会において、経済社会の構造変化を踏まえ、税体系全般にわたる見直しについて議論を行いました。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年6月</p>
---------------------	--	------------------------	---------------

総合目標3：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

上記目標の概要	<p>我が国の財政は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和4年度末には1,215兆円（対GDP比217%）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。</p> <p>また、財政投融资（用語集参照）については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新経済・財政再生計画 改革工程表2022」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産（用語集参照）の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形で国有財産の有効活用を推進していきます。</p> <p>こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総3-1：適切な国債管理政策を実施する 総3-2：財政投融资を適切に活用する 総3-3：国有財産の有効活用を推進する 総3-4：国庫金の適正な管理を行う</p>
----------------	---

総合目標3についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	<p>テーマ3-1から3-4までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。</p> <p>すべてのテーマについて評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用すること及び国有財産の有効活用を図ることは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。</p> <p>特に、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定すること、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫(用語集参照)内に生じた余裕資金を最大限有効活用すること、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画(用語集参照)を編成すること、地方公共団体と連携して地域や社会のニーズを踏まえて国有財産を有効活用することは、総合目標3の目標達成に有効であると考えています。</p>
--------------	---

テーマ	総3-1：適切な国債管理政策を実施する	
測定指標(定性的な指標)	[主要]総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営	
	目標	<p>市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、より安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。</p> <p>国債発行計画は、市場に対し、今後1年間の国債発行予定を明示し、市場の予見可能性、安定性を高める役割を果たしています。</p> <p>令和4年度においては、市場からのニーズが強い40年債等を増額する一方、市場からのニーズが低い2年債を減額した令和4年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。</p> <p>また、令和4年度補正予算編成に伴い、国債発行計画を2回変更しました。第1次補正では、新規国債を2.7兆円追加発行する一方で、令和5年度の償還に充てるために、令和4年度中に前倒して発行することになっていた借換債(用語集参照)を減額することにより、カレンダーベース市中発行額(用語集参照)は変更しないこととしました。第2次補正では、新規国債が対第1次補正後比で22.9兆円の増額となる一方、昨年度の財政融資資金の運用実績等を踏まえた調整を行い、財投債(用語集参照)を減額する(同8.5兆円減)こと等により、国債発行総額を同9.7兆円増の227.5兆円としました。また、カレンダーベース市中発行額を同4.5兆円増額し、市場の状況を踏まえ、短期ゾーンを中心の増額としました。</p> <p>令和5年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズ・動向等を</p>

	踏まえた年限構成としました。 引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」 としました。	
テーマについての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	<p>「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

テーマ	総 3 - 2 : 財政投融资を適切に活用する		
	[主要]総3-2-B-1: 各年度の財政投融资計画の編成		
測定指標 (定性的な指標)	目標	<p>国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画を編成します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 財政投融资計画について、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和5年度財政投融资計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むこととしました。この結果、令和5年度財政投融资計画の規模は、162,687億円(令和4年度計画比13.9%減)となりました。</p> <p>また、令和4年度財政投融资計画補正においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を踏まえ、物価高騰・賃上げへの取組や、新しい資本主義の重点分野への投資等を推進するため、10,210億円の追加を行いました。</p> <p>そのほか、令和4年度補正予算(第2号)の成立に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を7,645億円増額手当て(弾力追加)しました。</p> <p>上記のとおり、令和5年度財政投融资計画の策定及び令和4年度財政投融资計画補正を行うとともに、令和4年度財政融資資金運用計画においても、弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。引き続き、財政投融资を適切に活用していく必要があることから、達成度は「□」と評価しました。</p>	□
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	

評定の理由

令和5年度財政投融资計画については、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むこととしています。また、令和4年度財政投融资計画補正においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、10,210億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、7,645億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。

以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

総3-2に係る参考情報

財政投融资計画及び計画残高の推移

(単位：億円)

区 分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
財政融資					
当初計画	106,911	111,864	383,027	164,488	127,099
改定計画	125,522	575,952	399,967	186,143	
実績	106,471	248,630	140,922		
年度末残高	1,031,743	1,158,679	1,173,714		
産業投資					
当初計画	3,849	4,510	3,626	3,262	4,298
改定計画	4,199	6,710	3,626	3,262	
実績	3,587	5,093	1,849		
年度末残高	58,428	63,531	65,239		
政府保証					
当初計画	20,434	15,821	22,403	21,105	31,290
改定計画	22,634	81,841	22,424	17,305	
実績	15,677	11,700	12,475		
年度末残高	298,617	283,439	271,128		
財政投融资合計					
当初計画	131,194	132,195	409,056	188,855	162,687
改定計画	152,355	664,503	426,017	206,710	
実績	125,736	265,423	155,247		
年度末残高	1,388,788	1,505,648	1,510,080		

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 令和2年度の実績は資金年度ベースにおける計数整理を行ったものであり、令和3年度政策評価書の計数と異なっている。

(注2) 令和3年度の実績の計数は、3年度の決算時の見込値である。

(注3) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

(注4) 令和3年度政策評価書において令和3年度の改定計画の一部に補正追加及び弾力追加を含んでいなかったため、計数を修正した。

(参考) 財政投融资計画残高において、政府保証債は額面金額（政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額）で計上している。

テーマ 総 3 - 3 : 国有財産の有効活用を推進する		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総3-3-B-1: 国有財産の更なる有効活用に向けた各施策の取組状況	
	目 標	<p>国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、国と地方公共団体の庁舎の合築など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、有用性が高く、希少な土地については、引き続き国が保有しつつ、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>最適な形での国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国公有財産の最適利用を推進するための地方公共団体との保有施設の状況等に関する情報共有のほか、介護・保育分野における地方公共団体等の要望に応じた売却、定期借地権の活用による貸付けなど、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形での有効活用に取り組みました。また、既存ストックの有効活用による国有財産の適正な管理運営に取り組みました。</p> <p>引き続き、社会経済や国有財産を巡る環境変化を踏まえつつ、最適な形での国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>
テーマについての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	<p>地方公共団体と連携しながら国公有財産の最適利用を推進しているほか、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形での有効活用のための施策に取り組んでいます。</p> <p>また、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。</p> <p>以上のことから、測定指標が「□」であることなどを踏まえ、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

総 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 社会福祉分野等における国有財産の活用実績

	売却件数	定期借地貸付件数
保育関係	91 件	72 件
介護関係	54 件	64 件
障害者関係	42 件	7 件
医療関係	13 件	1 件

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 売却件数は令和4年度末までの合計を記載し、定期借地貸付件数は令和4年度末時点で貸付中の件数を記載している。

テーマ	総3-4：国庫金の適正な管理を行う		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総3-4-B-1：国庫金の効率的かつ正確な管理		
	目標	<p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国庫金の過不足の調整(用語集参照)等、国庫金の管理を一層効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも資金全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、国庫金の効率的な管理を行いました。</p> <p>出納の正確性については、国庫原簿(用語集参照)と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。</p> <p>引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	□
テーマについての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>国庫金の過不足の調整等国庫金の管理を効率的に行い、また日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

評 価 結 果 の 反 映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>(国債管理政策)</p> <p>我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。</p>
	<p>(財政投融资)</p> <p>中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。</p>
	<p>(国有財産の有効活用)</p> <p>地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施するほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めます。</p> <p>なお、令和4年度政策評価の結果を踏まえ、令和5年度においても国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費（普通財産管理処分費、老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費等）の確保に努めます。</p>
	<p>(国庫金の管理)</p> <p>国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第208回国会 財務大臣財政演説（令和4年1月17日）</p> <p>第210回国会 財務大臣財政演説（令和4年11月21日）</p> <p>第211回国会 財務大臣財政演説（令和5年1月23日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）</p> <p>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）</p> <p>官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）</p> <p>防災基本計画（令和3年5月25日中央防災会議決定）</p>
---------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 料その他の情報	該当なし
---	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>令和3年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>(国債管理政策) 我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営しました。</p> <p>(財政投融资) 中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応しました。</p> <p>(国有財産の有効活用) 地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じて、最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。</p> <p>なお、令和3年度政策評価の結果を踏まえ、令和4年度においても国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費（普通財産管理処分費、老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費等）の確保に努めました。</p> <p>(国庫金の管理) 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。</p>
--------------------------------	--

担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官室）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	--	-----------------	--------

総合目標 4：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融（通貨・金融システム）危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

上記目標の概要	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。</p> <p>財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。</p> <p>人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタル化の進展といった環境変化に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、金融サービスや金融機関のあり方が大きく変容しつつあり、国内外で金融規制改革や金融技術革新の進展に対応した議論が行われてきているところです。</p> <p>こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を行います。</p> <p>また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、CBDC（中央銀行デジタル通貨：用語集参照）を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総 4-1 金融システムの安定を確保する</p> <p>総 4-2 通貨に対する信頼を維持する</p>
----------------	---

総合目標 4 についての評価結果

総合目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

評価の理由	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。</p> <p>また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。</p> <p>以上のとおり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、総合目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	---

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。
	金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理、ひいては金融システムの安定の確保に有効です。
	また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。 通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。 令和4年度は、通貨の流通状況等を把握した上で製造計画を策定し、必要に応じて所要の見直しを行うことで通貨を確実に供給しました。また、通貨の偽造・変造の防止のため、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、緊密な情報・意見の交換等によって国内関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する重要な取組を行いました。

テーマ	総4-1：金融システムの安定を確保する
------------	----------------------------

測定指標（定性的な指標）	[主要]総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組		
	目標	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁と連携して、預金保険法（昭和46年法律第34号）の改正を行いました。また、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	□

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
-------------------	-------------------

評価の理由	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融システムの安定の確保に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	---

総 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国内金融機関の自己資本比率

(単位 : %)

	平成31年 3 月期	令和 2 年 3 月期	3 年 3 月期	4 年 3 月期	5 年 3 月期
主要行等	(国際統一基準行) 17.83 (国内基準行) 10.52	(国際統一基準行) 17.00 (国内基準行) 11.04	(国際統一基準行) 16.98 (国内基準行) 11.43	(国際統一基準行) 15.72 (国内基準行) 11.56	(国際統一基準行) 14.92 (国内基準行) 11.34
地域銀行	(国際統一基準行) 13.84 (国内基準行) 9.47	(国際統一基準行) 13.28 (国内基準行) 9.52	(国際統一基準行) 14.07 (国内基準行) 9.70	(国際統一基準行) 13.41 (国内基準行) 9.71	(国際統一基準行) 13.90 (国内基準行) 9.98

(出所) 「主要行等の令和 5 年 3 月期決算の概要」(令和 5 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230602-1/20230602-1.html>)

「地域銀行の令和 5 年 3 月期決算の概要」(令和 5 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230602/20230602.html>)

(注 1) 小数点第 2 位の数は、四捨五入による。

(注 2) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、SBI 新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

(注 3) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、名古屋銀行及び北國銀行を指す。(ただし、令和 5 年 3 月期において、北國銀行は国内基準行)。

参考指標 2 : 国内金融機関の不良債権比率・残高

(単位 : 兆円、%)

		平成31年 3 月期	令和 2 年 3 月期	3 年 3 月期	4 年 3 月期	5 年 3 月期
主要行等	不良債権残高	2.0	2.1	2.6	3.4	3.2
	不良債権比率	0.6	0.6	0.7	0.9	0.8
地域銀行	不良債権残高	4.8	4.8	5.3	5.5	5.6
	不良債権比率	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8
全国銀行	不良債権残高	6.7	6.8	7.9	8.9	8.8 (注2)
	不良債権比率	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2 (注2)

(出所) 「主要行等の令和 5 年 3 月期決算の概要」(令和 5 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230602-1/20230602-1.html>)

「地域銀行の令和 5 年 3 月期決算の概要」(令和 5 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230602/20230602.html>)

「令和 4 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)」(令和 5 年 2 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/status/np1/20230228.html>)

(注 1) 不良債権残高は金融再生法開示債権(用語集参照)残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。

(注 2) 令和 4 年 9 月期の数値を記載。

(注 3) 小数点第 1 位の数は、四捨五入による。

(注 4) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI 新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

テーマ	総 4 - 2 : 通貨に対する信頼を維持する		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組		
	目 標	<p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和4年度においては、日本銀行と連携して日本銀行券及び貨幣について、市中における流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう製造計画を策定しました。また、流通状況等を勘案の上必要枚数を検証し、貨幣については、年度途中で製造計画を見直しました。</p> <p>その上で、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、これを確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。</p> <p>また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、日本銀行や警察当局等の国内の関係機関については、情報や意見の交換等を密に行うことで連携強化を図りました。さらに、国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。</p> <p>こうした取組の成果を反映し、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、新しい日本銀行券（一万円、五千円、千円）を令和6年度上期を目途に発行することとしており、令和4年度はこのための準備を進めました。</p> <p>このほか、通貨制度を所管する一環として、CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。また、CBDCに関する制度設計の大枠の整理に向けて、高い識見を有する方々から御意見や御助言をいただくための有識者会議を令和5年度に開催することとしており、令和4年度はその準備を進めました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト 「令和4年度日本銀行券製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2022ginnkoukennkeikaku.html</p> 「令和4年度貨幣製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2022kaheikeikaku.html	□

	<p>「令和4年度貨幣製造計画<改定>」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2022kaheikeikaku-kaitei-3.html</p> <p>上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。</p>	
--	--	--

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
-------------------	-------------------

評価の理由	<p>日本銀行と連携して把握した流通状況等を適切に反映した製造計画に基づいて、日本銀行券及び貨幣を国立印刷局及び造幣局に製造させることで、所要の通貨を円滑に供給しました。また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国内の関係機関との意見交換の実施による連携強化等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。こうした取組は引き続き行う必要があります。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	--

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>(金融システムの安定を確保するための取組) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。</p> <p>(通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 世界が極めて激しく、かつ速く変化する中で行われている通貨金融システムの取組を評価する。
-------------------------	---

総合目標に係る施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定)</p> <p>「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 (令和4年10月28日閣議決定)</p> <p>「デジタル田園都市国家構想基本方針」 (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>「デジタル田園都市国家構想総合戦略」 (令和4年12月23日閣議決定)</p> <p>「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「成長戦略フォローアップ」 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」 (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2022」 (令和4年6月7日閣議決定)</p>
--------------------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	我が国の金融情勢： 「主要行等の令和5年3月期決算の概要」（金融庁） 「地域銀行の令和5年3月期決算の概要」（金融庁） 「令和4年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」（金融庁）
--	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>（金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用）</p> <p>金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。</p> <p>（通貨に対する信頼を維持するための取組）</p> <p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p>
--------------------------------	---

担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局国庫課	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	------------------	-----------------	--------

総合目標 5 : 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

<p>上記目標の概要</p>	<p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総 5-1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む</p> <p>総 5-2 : 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む</p>
----------------	--

総合目標 5 についての評価結果

総合目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

<p>評価の理由</p>	<p>G 7、G 20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G 7 (用語集参照)、G 20 (用語集参照) 等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。</p> <p>日本企業の海外展開支援については、「インフラシステム海外展開戦略2025」等で掲げられた重要な取組の1つであり、国際協力機構 (JICA) の円借款 (用語集参照) や海外投融資 (用語集参照)、国際協力銀行 (JBIC) の出融資といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G 20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>

	WTO（世界貿易機関：用語集参照）及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。
--	--

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む				
	[主要]総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画				
測定指標 (定性的な指標)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">目標</td> <td> <p>世界経済の持続的発展等を目的として、G7、G20等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">達成度</td> </tr> </table>	目標	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G7、G20等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>	達成度	
目標	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G7、G20等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>	達成度			
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。</p> <p>【G7】</p> <p>我が国は、G7における以下の議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展等に貢献しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、多国間協調を推進する必要性を強調するとともに、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調してとっています。また、世界経済・金融市場の動向IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。 ・ 特に、2023年1月以降は、議長国として、上記アジェンダに加え、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築など、経済の強靱性と効率性の両立性に向けた議論を牽引したほか、GDPで測る経済成長だけでなく、多様な価値を踏まえた経済政策の推進の必要性を主張し、G7における議論を主導しました。 <p>【G20】</p> <p>G20においても、我が国は以下の議論に積極的に参画しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、新規配分されたIMFの特別引出権(SDR)を脆弱国に融通する取組について、配分額の20%を貢献することとし、気候変動や保健等の長期的な国際収 	□			

支上の課題に対応することを目的として新設された強靱性・持続可能性トラスト（RST）への最初の貢献国の一つとなる等、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた議論に貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの平時の予防・備えの強化を支援することを主目的としたパンデミック基金の設立と出資など、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【APEC】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組みであるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和4年10月にタイ・バンコクにて開催されたAPEC財務大臣会合において、金融を通じて持続可能な経済への移行を促進するサステナブル・ファイナンスや、コロナ後の経済回復や金融包摂を実現するためのデジタル化についての意見交換に参画しました。

【MDBs】

MDBsにおいては、我が国が開発分野で重視するアジェンダが重点政策と位置付けられるよう、主要出資国として積極的に議論に参画するとともに、特にロシアによる侵略の被害を受けたウクライナ及び周辺国に対して、MDBsを通じた支援を行いました。

- 例えば、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）については、我が国が各国に先がけて議論の開始を呼びかけるなど議論を提案・主導し、IDA第20次増資（IDA20）において、歴史上初めて1年前倒しの上、令和3年12月に増資に合意しました。IDA20次増資では、我が国のリーダーシップを反映し、我が国が重視する開発課題である新型コロナウイルス感染症への対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等が重点課題に位置付けられています。また、令和4年9月には、IDA20の増資期間の開始（令和4年7月より）にあたりIDA20ローンチイベントを我が国で開催し、途上国の政府高官や、世界銀行幹部が多数来日し、日本が重視する開発課題が反映された重点政策についての重要性が認識されました。
- ウクライナ支援では、世界銀行加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に対して、国債による拠出を可能とする国際通貨基金及び国際復興開発銀行の加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和5年4月7日に成立）。改正法により、世界銀行に設けられるウクライナ信用補完基金（仮称）に対して50億ドル相当の国債を拠出することで、世界銀行からウクライナに対する追加融資を行うことが可能となります。
- また、令和4年度第2次補正予算で措置された約540億円の関連予算を活用し、世界銀行グループ等に、同国の財政及び復旧・復興を支援するため

に必要な資金を拠出しました。このうち2,300万ドルを、保険の仕組みを活用してウクライナの民間セクターの活動を支援するため、多数国間投資保証機関（MIGA）が新たに設立した基金に、最初のドナーとして拠出しました。さらに、ウクライナの民間セクター向けに国際金融機関が行う融資にJBICが保証を付すことができるようにするべく、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日成立。）

- ・ また、周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（IBRD）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（GCF）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れているモルドバに対し、その世銀への金利支払い負担軽減のため、約170万ドルの支援をすることとしました。

【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】

テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました（参考指標3参照）。

- ・ このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、FATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、同年6月以降、累次にわたり実施してきました。
- ・ 更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を累次にわたり実施しています。上限価格を超えて取引されるロシア産原油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）は、ロシアの歳入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定の確保を目的とした新規の措置であり、ロシアの戦争遂行能力の低下に一定の効果を与えているものですが、当該措置の導入に際して、関係各国・国内関係省庁・民間企業との調整を主導し、原油については令和4年12月5日、石油製品については令和5年2月6日から実施しています。
- ・ また、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるための、改正外為法案が同年4月20日に国会において可決・成立されました。その後、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の改正により、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者が新設されることを踏まえ、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下、FATF勧告対応法）」により、電子決済手段に暗号資産と同様の規制を課すとともに、外為法の適用を受ける金融機関

等に対し、主務大臣が定める遵守基準に従って外為法上の確認義務を適切に履行する態勢の整備義務を課す等の措置を講じるための改正外為法が令和4年12月2日に国会において可決・成立されるなど、引き続き制裁の実効性強化に取り組んでいます。

【FATF等】

このほか、FATFの枠組みに関する国内外の以下の取組に積極的に参画することで、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への対策（以下、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」）を推進しています。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担うFATFの関連会合に出席し、次期相互審査の枠組みや実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、非FATF加盟国のFATF基準の履行確保を担うFATF型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- ・ 国内では、令和3年8月に公表されたFATF第四次対日相互審査報告書を契機として、政府一体となって対策を進めるべく財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、同会議が、令和3年8月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」や、令和4年5月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿って対策を推進しています。また、FATF第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和4年12月に成立したFATF勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。さらに、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

以上のように、令和4年度は上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

[主要] 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進

	<p>目 標</p> <p>ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、地域金融市場の安定化のために重要なためです。</p>	
測定指標（定性的な指標）	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ASEAN＋3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。</p> <p>【ASEAN＋3】</p> <p>令和4年度のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、以下を始めとする各種取組を通して、地域金融協力の推進に貢献しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）の強化を通じた地域金融市場の強靱性向上のため、令和3年3月に要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じて供与国が提供する外貨をドル以外の域内通貨にも拡大したことを受け、（1）5月のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議において、域内各国の自ら発行する通貨（自国通貨）による支援に関する指針の策定が歓迎されると共に、（2）自国通貨以外の域内通貨（第三国通貨）による支援に関する指針を策定しました。また、令和5年1月より、インドネシアとともにASEAN＋3共同議長国として、自然災害やパンデミック等の危機の際に参加国がより機動的にCMIMを活用できるような新たな支援ツールの検討等、地域金融取極の強化に向けて本格的な議論を開始しています。 ・ AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、2030年までを見据えた戦略的方向性を見直しを行い、AMROが事務局を務めるCMIMの新しい在り方やAMROの組織力強化についての取組に係る指針を策定したほか、給与パッケージの策定、AMROのASEAN＋3財務トラックにおける事務局的支援の明確化や域内シンクタンクネットワークについて議論を推進しました。 ・ 更に、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）のこれまでの取組に係る評価やそれを踏まえて今後取り組む重点分野等を明確化した新たな中期ロードマップの策定についても議論したほか、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）について、公共財産保護プログラムの具体化に関する議論を進展させるとともに、域内の財 	□

		<p>務強靱性の強化に向けて災害リスクファイナンスに係る議論の定例議題化を主導するなど、地域金融協力の推進に貢献しました。</p> <p>【二国間財務・金融協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ASEAN(東南アジア諸国連合：用語集参照)諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みについて、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めると同時に他のASEAN域内におけるニーズの検討を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 また、令和4年6月には、インドとの従来の審議官級の対話を財務官級に格上げして、日印財務協議を開始しました。 <p>令和4年度は上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進		
	<p>目 標</p>	<p>ODA等を通じ、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>ODA等を通じた支援が、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。</p> <p>【JICAを通じた支援】</p> <p>JICAを通じて、ウクライナ及び周辺国への財政支援も含め、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度において、計7件、約7,150億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与や計21件、約1,267億円(承諾額ベース)の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。また、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 更に、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナに対し、令和4年6月までに780億円(約6億ドル)の財政支援借款を供与したほか、隣国モルドバに対しては、令和5年2月に135億円の財政支援借款供与に関する事前通 	□

	<p>報を行いました。</p> <p>【J B I Cを通じた支援】</p> <p>J B I Cについては、機能の改善・強化なども行いつつ、積極的な支援を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」において、その期限が終了する令和4年6月30日までに計46件、約6,057億円の出融資等を承諾し、同ファシリティを発展的に改組する形で令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」では、令和5年3月までに、計91件、約21,379億円の出融資等を承諾しております。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出を支援しました。 ・ また、令和4年6月には、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の改正により、我が国の産業の国際競争力の維持・向上を図る観点から、日本企業等による先端技術の事業化や新たなビジネスモデルの活用、温室効果ガス削減の取組、サプライチェーンの強靱化を支援するため、開発途上地域以外の地域向けの事業に係る業務の対象を拡充しました。加えて、新型コロナによるパンデミックやロシアによるウクライナ侵略に加え、デジタル化や気候変動など日本経済を取り巻く環境の変化を踏まえ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靱化やデジタル・グリーン等の成長分野を見据えたスタートアップ支援、ウクライナ支援といった政策上の課題にJ B I Cがより機動的に対応できるように、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号。以下、J B I C法）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日に成立。） <p>令和4年度は上記実績のとおり、J I C AやJ B I C等においては、機能の改善や強化も活用して、ODA等を活用した新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
<p>[主要]総5-1-B-4：質の高いインフラ投資の推進</p>		
<p>目 標</p>	<p>平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に関係省庁等と連携しながら着実に実施するとともに、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を図り、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目</p>	<p>質の高いインフラ投資を推進するため、国内の制度改善に努めてきた他、国</p>	<p>□</p>

	<p>標の達成度の判定理由</p>	<p>際機関との協働や国際枠組での議論に積極的に参加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融资奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました（参考指標6参照）。 また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（MDBs）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世界銀行東京防災ハブや世界銀行東京開発ラーニングセンター（TDLC）との連携を深めてきました。さらに、国際開発協会（IDA）の第20次増資では、質の高いインフラ投資が重要政策の一つに位置づけられました。 G20においても、我が国は、質の高いインフラ投資に係る議論の進展に貢献しました。インドネシア議長下においては、令和4年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、「質の高いインフラ投資指標集」が承認されました。インド議長下においても、更なる実践のために指標集のあてはめの作業が進められており、我が国からはJICAの円借款案件を登録するなど、議論の進展に貢献しました。 <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえた個々の施策の着実な実施や、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践をはじめ、質の高いインフラ投資の推進に今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
<p>テーマについての評価</p>	<p>a 相当程度進展あり</p>		
<p>評価の理由</p>	<p>世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G7やG20等の国際的な枠組に積極的に参画しました。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ASEAN+3の強靱性向上の取組や、アジア各国との二国間財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。</p> <p>ODA等を通じた新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展の支援や、日本企業の海外展開支援の推進に向けて、JICAやJBIC等においては、機能の改善や強化も活用して着実な支援を実施しました。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進に向けて、関係機関との連携を図りつつ、更なる普及・実践のため着実な取組を進めました。</p> <p>また、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナ及び周辺国に対し、G7やMDBs等と連携し、財政面を含めた支援を行いました。以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、「a相当程度進展あり」としました。</p>		

総5-1に係る参考情報

参考指標1：最近の世界経済の動向

	2022					2023					2024				
	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差
日本	1.7	1.4	1.1	▲ 0.6	▲ 0.3	1.6	1.8	1.3	▲ 0.3	▲ 0.5	1.3	0.9	1.0	▲ 0.3	0.1
米国	1.6	2.0	2.1	0.5	0.1	1.0	1.4	1.6	0.6	0.2	1.2	1.0	1.1	▲ 0.1	0.1
ユーロ圏	3.1	3.5	3.5	0.4	0.0	0.5	0.7	0.8	0.3	0.1	1.8	1.6	1.4	▲ 0.4	▲ 0.2
ドイツ	1.5	1.9	1.8	0.3	▲ 0.1	▲ 0.3	0.1	▲ 0.1	0.2	▲ 0.2	1.5	1.4	1.1	▲ 0.4	▲ 0.3
イタリア	3.2	3.9	3.7	0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	0.6	0.7	0.9	0.1	1.3	0.9	0.8	▲ 0.5	▲ 0.1
英国	3.6	4.1	4.0	0.4	▲ 0.1	0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.6	0.3	0.6	0.9	1.0	0.4	0.1
先進国計	2.4	2.7	2.7	0.3	0.0	1.1	1.2	1.3	0.2	0.1	1.6	1.4	1.4	▲ 0.2	0.0
アジア	4.4	4.3	4.4	0.0	0.1	4.9	5.3	5.3	0.4	0.0	5.2	5.2	5.1	▲ 0.1	▲ 0.1
中国	3.2	3.0	3.0	▲ 0.2	0.0	4.4	5.2	5.2	0.8	0.0	4.5	4.5	4.5	0.0	0.0
インド	6.8	6.8	6.8	0.0	0.0	6.1	6.1	5.9	▲ 0.2	▲ 0.2	6.8	6.8	6.3	▲ 0.5	▲ 0.5
新興国・途上国計	3.7	3.9	4.0	0.3	0.1	3.7	4.0	3.9	0.2	▲ 0.1	4.3	4.2	4.2	▲ 0.1	0.0
世界計	3.2	3.4	3.4	0.2	0.0	2.7	2.9	2.8	0.1	▲ 0.1	3.2	3.1	3.0	▲ 0.2	▲ 0.1

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2023.4)

(World Economic Outlook, April 2023: A Rocky Recovery (imf.org))

参考指標2：途上国の貧困削減状況

1日2.15ドル未満で生活している人口 (%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
東アジア・大洋州	4.5	3.6	2.7	2.3	1.9	1.6	1.2	N. A.	N. A.
欧州・中央アジア	3.3	3.4	3.1	2.8	2.7	2.3	2.3	2.3	N. A.
中南米	4.5	4.3	4.2	4.4	4.4	4.3	4.3	3.9	4.7
中東・北アフリカ	2.4	2.7	5.3	6	8	9.6	N. A.	N. A.	N. A.
南アジア	18.9	17.9	16.6	15.8	12.7	10.1	8.6	N. A.	N. A.
サブサハラ・アフリカ	38.7	37.6	37.7	37.2	36.4	35.4	34.9	N. A.	N. A.

(出所) 世界銀行 (Poverty headcount ratio at national poverty lines (% of population) | Data (world bank.org))

(注) 世界銀行の国際貧困ラインは2.15ドル/日とされている。

(注) N. A. 部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標3：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追加	解除
平成13～27年度	760個人・団体	266個人・団体
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人

令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
2年度	3個人	3個人
3年度	6個人・団体	12個人・団体
4年度	1個人	0個人・団体
小計	829個人・団体	312個人・団体
累計	517個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

(注) 令和5年1月27日(米国東部時間)に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した1団体については、同委員会のプレスリリースから24時間以内に外務省告示を発出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議1373号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

参考指標4：我が国への対内直接投資残高

(単位：10億円)

	平成30年末	令和元年末	2年末	3年末	4年末
金額	30,683	34,330	40,188	40,692	46,168

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標5：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
金額	14,043	14,416	14,452	11,682	22,626
件数	34	40	41	30	45

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注) 数字は交換公文ベース(ドル建て借款の額を含む。ドル建て借款については、各年度におけるDAC指定の為替レートを 사용하여円建てで換算。)(債務救済を含まない。)

参考指標6：国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融資	117	10,673	99	13,225	127	15,932	190	22,596	195	19,411	131	21,966
輸出金融	14	347	13	1,027	18	1,890	2	10	3	608	15	429
輸入金融	1	2,380	-	-	-	-	1	506	1	2,390	2	2,300
投資金融	101	7,644	83	11,780	107	13,821	181	20,241	185	15,934	104	18,474
事業開発等金融等	1	300	3	417	2	220	6	1,838	6	478	10	762
保証	8	481	13	3,507	9	758	14	3,246	9	891	12	952
出資	5	777	5	437	3	96	3	150	5	352	3	233
合計	130	11,932	117	17,171	139	16,787	207	25,993	209	20,655	146	23,152

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アジア	1,735	3,220	7,811	3,858	1,857	6,007
(東南アジア)	(1,325)	(2,894)	(3,618)	(1,654)	(1,530)	1,027
大洋州	182	-	25	681	662	70
ヨーロッパ	600	6,044	4,031	5,400	5,674	4,299

中 東	3,875	1,514	764	2,081	2,804	1,918
アフリカ	1,384	343	53	3,883	-	796
北 米	1,497	161	1,309	4,475	7,958	4,613
中南米	2,012	2,273	1,870	2,319	643	2,116
国際機関等	-	56	110	47	-	0
その他	161	50	53	-	163	2,379
合 計	11,451	13,663	16,028	22,747	19,764	22,200

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アジア	8	2,396	117	1,044	6	375
(東南アジア)	(8)	(2,396)	(117)	(9)	6	203
大洋州	-	-	-	-	-	67
ヨーロッパ	-	650	120	1,110	262	265
中 東	164	-	-	71	377	127
北 米	308	355	416	884	244	117
中南米	-	52	-	89	-	-
国際機関等	-	53	105	45	-	-
合 計	481	3,507	758	3,246	891	952

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

参考指標 7：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績 (注)

(単位：兆円)

	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
実績	19	20	21	23	25	27	24

(出所) 『経協インフラ戦略会議』資料 (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/kaisai.html>)

(注) 各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」を含む。

テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
	目 標	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。 (目標の設定の根拠) 世界的な保護主義への懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定(用語集参照)について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引	□

		<p>引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しました。例えば、令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。また、現在機能停止しているWTO上級委員会への対応についても、令和5年3月に暫定的な枠組みであるMPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント：用語集参照）へ参加するとともに、引き続き、各国と連携しながら紛争解決制度の改革に向けた取組を主導していくこととしました。加えて、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が継続しており、こうした議論に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から参画・貢献しました。</p> <p>経済連携の推進に関して、平成30年12月にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、令和3年1月に日英EPA、令和4年1月にRCEP協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。CPTPPについては、我が国は英国の加入作業部会議長として、同国の加入手続きが協定のハイレベルを維持しつつ進むよう交渉を主導し、令和5年3月には、CPTPP参加国及び英国により、同国の加入交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出されました。また、令和4年9月に交渉を開始したIPEF（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省として貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しています。</p> <p>こうした経済連携の強化を通じて、世界的な保護主義への懸念が高まりつつある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。</p> <p>さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
--	--	--	--

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
-------------------	-------------------

評定の理由	<p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	--

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進していきます。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」のあてはめ作業等の議論に取り組んでまいります。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）</p> <p>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日）</p> <p>インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）</p>
---------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	IMFによる世界経済見通しの推移（令和5年4月）
----------------------------------	--------------------------

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。</p> <p>ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進しました。特に、JBICを通じた支援については、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」やそれを発展的に改組する形で令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和4年6月の政令改正により、日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等の対象を一部拡大したことも踏まえ、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。信託基金を通じた新型コロナウイルス対応を支援するとともに、特に脆弱な途上国の資金需要に応えるため、IDAの増資交渉やアフリカ開発基金（AfDF）増資の議論に貢献しました。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」を策定し、指標のあてはめの作業等に取り組みました。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組みました。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年6月</p>
---------------------	--	------------------------	---------------

総合目標6：総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う

(財政・経済運営)

上記目標の概要	<p>関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行います。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</p>
----------------	---

総合目標6についての評価結果	
総合目標についての評定	B 進展が大きくない
評定の理由	<p>財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。</p> <p>コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある一方、ロシアによるウクライナ侵略と円安によるエネルギー・食料価格の高騰、世界の景気後退懸念が日本経済の大きなリスク要因となる中、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を策定し、これを踏まえて、令和4年度第2次補正予算(令和4年12月2日成立)を編成し、迅速かつ適切に執行するとともに、令和5年度予算(令和5年3月28日成立)を編成しました。あわせて、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。</p> <p>また、財政健全化については、令和5年度予算においても、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等で定めた歳出改革の取組を実質的に継続し、財政健全化に向けた取組を着実に進めました。</p> <p>他方、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評定が「b 進展が大きくない」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、経済成長と財政健全化を両立するためには必要かつ有効な取組です。</p>

テーマ	総 6 - 1 : デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総6-1-B-1：「経済財政と改革の基本方針2021」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析		
	目 標	<p>「経済財政と改革の基本方針2021」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大することが重要であるからです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>経済成長に向けた取組と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。経済成長については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等に示された施策に取り組んでいます。財政健全化目標については、令和5年度予算において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、防衛関係費の増額を達成しつつ、経済・物価動向等を踏まえて柔軟な対応を行うなど、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。しかしながら、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。</p> <p>引き続き、目標達成時期までの間、「経済財政運営と改革の基本方針」に記載されている政策の進捗状況を把握・分析していく必要があることから、達成度を「□」としました。</p>	□
	[主要]総6-1-B-2：自然災害からの復興への取組		
	目 標	<p>東日本大震災からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。</p> <p>引き続き、自然災害からの復興に全力で取り組む必要があるため、達成度を「□」としました。</p>	□	
テーマについての評定	b 進展が大きくない		
評定の理由	<p>以上のとおり、すべての測定指標が「□」ではありますが、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、当該テーマの評定は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。</p>		

総6-1に係る参考情報

参考指標1「主要経済指標（実質成長率等）」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/2022/r050123mitoshi.pdf>)

(出所) 令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和5年1月23日閣議決定）

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。</p> <p>また、令和4年度の累次の補正予算及び令和5年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 財政や経済財政運営の目標が「B」評定となっているが、これをよい形で取り組んでいくことが、今後の課題だと思う。【再掲】
-------------------------	--

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説（令和4年1月17日）</p> <p>第211回国会 総理大臣施政方針演説（令和5年1月23日）</p> <p>第211回国会 財務大臣財政演説（令和5年1月23日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）</p> <p>令和5年度予算編成の基本方針（令和4年12月2日閣議決定）</p> <p>令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和5年1月23日閣議決定）</p>
---------------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府）
----------------------------------	-----------------------------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行いました。</p> <p>また、令和3年度補正予算及び令和4年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みました。</p>
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	-------------------------------------	-----------------	--------

政策目標 1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

上記目標の概要	<p>国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。</p> <p>経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的に優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組</p> <p>政 1-1-2 : 財政に関する広報活動</p>
----------------	--

政策目標 1-1 についての評価結果

政策目標についての評価 **B** 進展が大きくない

評定の理由	<p>(重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組)</p> <p>令和 5 年度予算については、防衛力の抜本的な強化やその裏付けとなる財源の確保、こども・子育て支援の強化、GX (グリーン・トランスフォーメーション)、地方・デジタル田園都市国家構想など、現下の重要課題に対して重点的に予算措置を講じております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰といった足元の喫緊の課題に対しては、令和 4 年度の補正予算の編成や予備費の活用により、機動的に切れ目のない対応を講じてきました。</p> <p>同時に、歳出改革や予算の質の向上に向けて、国民負担の軽減のための毎年薬価改定の実施、雇用調整助成金等の特例措置の段階的な見直し、デジタル化の推進による政府情報システムの効率化といった取組を進めました。</p> <p>このように、それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきましたが、我が国の財政状況はより一層厳しさを増しており、今後とも歳出・歳入両面の改革に取り組む必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。</p> <p>(広報活動)</p> <p>予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。</p> <p>また、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和 4 年 9 月 27 日及び同年 10 月 20 日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしました。</p> <p>そのため、広報活動については、「目標達成」と考えられます。</p> <p>以上のとおり、施策 1-1-2 の評価は「s 目標達成」であるものの、施策 1-1-1 の評価が「b 進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p>
--------------	---

政策 の 分 析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、「令和5年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していく上で、重要な意義のある取組です。</p> <p>令和5年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的かつ有効な予算配分に努めたほか、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用等により、予算の効率化に努めています。</p>
	<p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政制度等に関する調査 <p>「財政健全化は重要なテーマであることから、効果的な調査を行うこと。具体的な調査内容については、真に必要な内容に限定して行うこと。」との外部有識者の所見を踏まえ、調査内容の検討に当たっては、真に必要な内容に限定するとともに、財政健全化という重要なテーマに対して効果的な調査が実現できるよう調査内容を精査するよう努めました。(事業番号 0001)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費等実態調査 <p>「調達にあたっては、引き続き、入札における競争性を確保するとともに、諸外国との事情の違いや民間企業との相違点など、調査結果を有効に活用するよう努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、一般競争入札(最低価格落札方式)により委託先を決定することで競争性を確保するとともに、国家公務員等の旅費制度見直しにあたっては、諸外国・民間企業との比較も行いつつ制度を検討するなど、調査結果を有効に活用しました。(事業番号 0002)</p>

施策	政1-1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施	
目 標	<p>一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。「経済財政運営と改革の基本方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(用語集参照)黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられ、この目標に向けて、2019年度から2021年度の3年間について歳出改革の取組方針が示され、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてきました。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、これらの取組がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、2022年度から2024年度までの3年間についても、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとされています。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むこととされています。これらを踏まえ、引き続き、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。</p>	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。</p>	

<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>令和5年度予算については、歴史の転換期にあつて、日本が直面する内外の重要課題の解決に道筋をつけ、未来を切り拓くための予算としており、新たに策定された国家安全保障戦略等の下での防衛力の抜本的な強化やその裏付けとなる財源の確保、新たに設置されたこども家庭庁を司令塔とした、こども・子育て支援の強化、GXの実現に向けた「成長志向型カーボンプライシング」による民間投資を支援する仕組みの創設、デジタル田園都市国家構想の下での地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創生に資する取組への支援など、現下の重要課題に対して重点的に予算措置を講じております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰といった足元の喫緊の課題に対しては、令和4年度の補正予算の編成や予備費の活用により、機動的に切れ目のない対応を講じてきました。</p> <p>同時に、歳出改革や予算の質の向上に向けて、国民負担の軽減のための毎年薬価改定の実施、雇用調整助成金等の特例措置の段階的な見直し、デジタル化の推進による政府情報システムの効率化といった取組を進めました。</p> <p>このように、令和4年度においては、それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきたものの、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応・物価高騰対策や累次の補正予算の編成等により、我が国の財政状況はより一層厳しさを増しており、今後とも歳出・歳入両面の改革に取り組む必要があることから、達成度は「△」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/01.pdf)</p>	<p>△</p>
<p>政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映</p>		
<p>目標</p>	<p>予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン(予算編成)」・「ドゥー(予算の執行)」・「チェック(評価・検証)」・「アクション(予算への反映)」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算へのフィードバックするためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>令和5年度予算において、予算執行調査の結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証することで、事業の抜本の見直し等を行うとともに、決算結果を踏まえ、多額の不用が生じている事業等については、個々の予算の内容等の厳正な見直しを行い、また、政策評価、行政事業レビュー、決算検査報告や国会での指摘・議決などについても、個々の事業等の必要性・効率性の検証を行うことなどにより、予算編成等へ適切に活用・反映したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2022/hanei/PDCA.pdf)</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/23.pdf)</p>	<p>○</p>
<p>政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応</p>		

目 標	復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。	達成度
	(目標の設定の根拠) 東日本大震災からの復興を効果的かつ確実に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	令和5年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第2期復興・創生期間の3年度目において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上していることから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定	b 進展が大きくない	
評定の理由	我が国の財政状況はより一層厳しさを増しており、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、主要な測定指標である政1-1-1-B-1の達成度を「△」としております。 測定指標政1-1-1-B-2、政1-1-1-B-3の達成度は「○」であるものの、主要な測定指標政1-1-1-B-1の達成度が「△」であり、今後とも徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、当該施策の評定は「b 進展が大きくない」としました。	

政1-1-1に係る参考情報

参考指標1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標2）】

参考指標2 「一般会計歳出の構成」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/01.pdf

参考指標3 「一般会計歳出概算所管別内訳」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/03.pdf

参考指標4 「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化①②）」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202304_kanryaku.pdf

参考指標5 「各予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

社会保障関係費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度	5年度	増△減
年金給付費	127,641	130,857	(2.5%) 3,216
医療給付費	120,925	121,517	(0.5%) 592
介護給付費	35,803	36,809	(2.8%) 1,007
少子化対策費	31,094	31,412	(1.0%) 318
生活扶助等社会福祉費	41,759	43,093	(3.2%) 1,334
保健衛生対策費	4,756	4,754	(△0.0%) △2
雇用労災対策費	758	447	(△41.1%) △312
社会保障関係費 合計	362,735	368,889	(1.7%) 6,154

(出所) 「令和5年度社会保障関係予算のポイント」(令和4年12月 主計局厚生労働係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/13.pdf)

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和4年度予算額は、令和5年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

文教及び科学振興費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度	5年度	増△減
文教及び科学振興費	53,901	54,158	(0.5%) 257
(内訳)			
義務教育費国庫負担金	15,015	15,216	(1.3%) 201
科学技術振興費	13,787	13,942	(1.1%) 154
文教施設費	743	743	(△0.1%) △1
教育振興助成費	23,139	23,054	(△0.4%) △85
育英事業費	1,217	1,204	(△1.0%) △13

(出所) 「令和5年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和5年1月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/sy050123.html)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和4年度予算額は、令和5年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

公共事業関係費の推移

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度	5年度	増△減
公共事業関係費	60,574	60,600	(0.0%) 26

(出所)「令和5年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(令和4年12月 主計局国土交通・公共事業総括係)
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/17.pdf)

(注1) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注2) 令和4年度予算額は、令和5年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

防衛関係予算の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
防衛力整備計画 対象経費	50,070	1.4	50,688	1.2	51,235	1.1	51,788	1.1	66,001	27.4
人件・糧食費	21,831	△0.1	21,426	△1.9	21,919	2.3	21,740	△0.8	21,969	1.1
歳出化経費	18,431	4.8	19,336	4.9	19,377	0.2	19,651	1.4	25,182	28.1
一般物件費	9,808	△1.4	9,926	1.2	9,939	0.1	10,397	4.6	18,850	81.3
SACO・米軍再編 関係経費	1,935	△12.5	1,937	0.1	2,187	12.9	2,217	1.4	2,217	0.0
政府専用機関係経費	62	△80.2	0	△99.5	0	△0.5	0	△75.0	-	△100.0
防衛関係予算	52,066	0.3	52,625	1.1	53,422	1.5	54,005	1.1	68,219	26.3

(出所)「令和5年度防衛関係予算のポイント」(令和4年12月 主計局防衛係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/19.pdf)

「令和4年度防衛関係予算のポイント」(令和3年12月 主計局防衛係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/19.pdf)

「防衛力抜本的強化「元年」予算-令和5年度予算の概要」(令和5年3月 防衛省作成資料)

(https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/2023/yosan_20230329.pdf)

「我が国の防衛と予算-令和3年度予算の概要」(令和3年3月 防衛省作成資料)

(https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/2021/yosan_20210330.pdf)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

(注4) 「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。

「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。

「SACO・米軍再編関係経費」とは、在日米軍が所在する地元の負担軽減や在日米軍の再編事業に要する経費である。

(注5) 令和3年度は187億円、令和4年度は318億円、令和5年度は339億円のデジタル庁計上分を含む。

中小企業対策費の推移

(単位：億円、%)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	1,740	1,723	1,745	1,713	1,704
伸率	△1.8	△1.0	1.3	△1.9	△0.5

(出所)「令和5年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」(令和4年12月 主計局経済産業係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/07.pdf)

(注1) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注2) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

農林水産関係予算の推移

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度	4年度	5年度	
				増△減
農 林 水 産 関 係 予 算	22,853	(△0.3) 22,777	22,683	(△0.4) △94
公 共 事 業	6,978	(0.0) 6,980	<30.8> 6,983	(0.0) 3
非 公 共 事 業	15,875	(△0.5) 15,797	<69.2> 15,700	(△0.6) △97
農 業 関 係 予 算	17,151	17,135	16,980	△155
林 業 関 係 予 算	3,025	2,977	3,057	80
水 産 業 関 係 予 算	1,870	1,881	1,872	△9
農山漁村地域整備交付金	807	784	774	△10

(出所)「令和5年度農林水産関係予算のポイント」(令和4年12月 主計局農林水産係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/15.pdf)

(注1) 予算額上段の()書きは対前年度増△減率、< >書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載しているが、令和3年度は、4年度以降との比較対照のため、政府情報システム関係予算を除いた計数を記載している。

エネルギー対策費の推移

(単位：億円、%)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予 算 額	9,104	9,008	8,891	8,756	8,540
伸 率	△0.9	△1.1	△1.3	△1.5	△2.5

(出所)「令和5年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和5年1月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/sy050123.html)

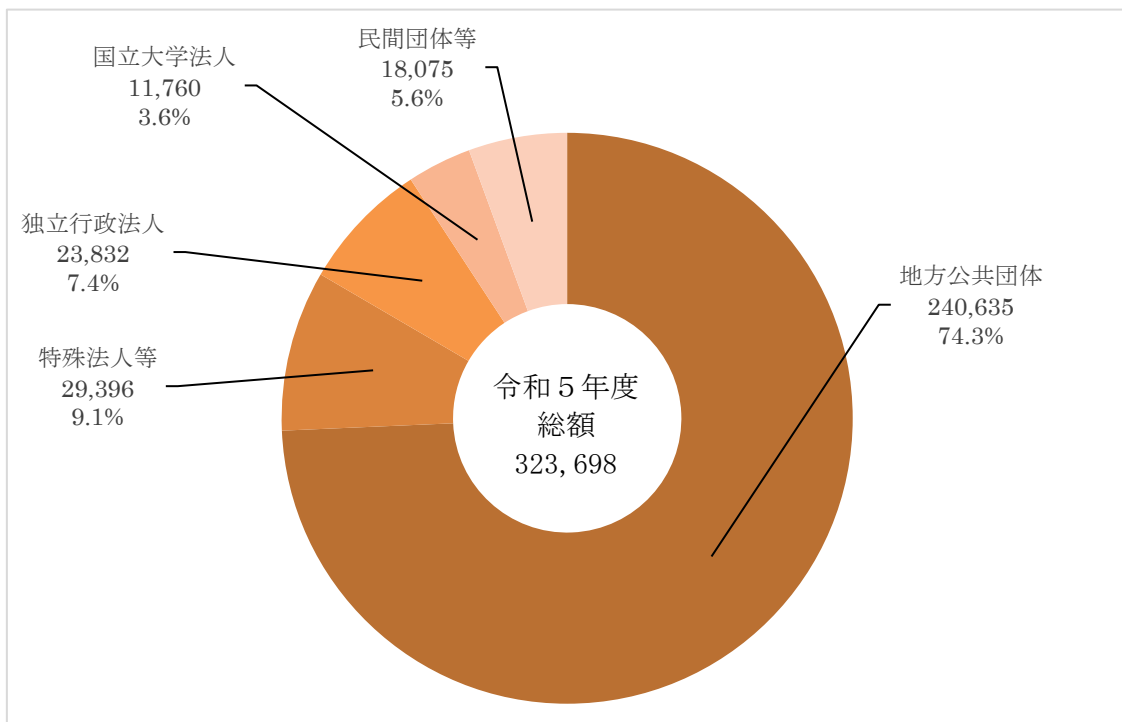
(注1) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注2) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

参考指標6「補助金等の内訳(交付先別、主要経費別)」

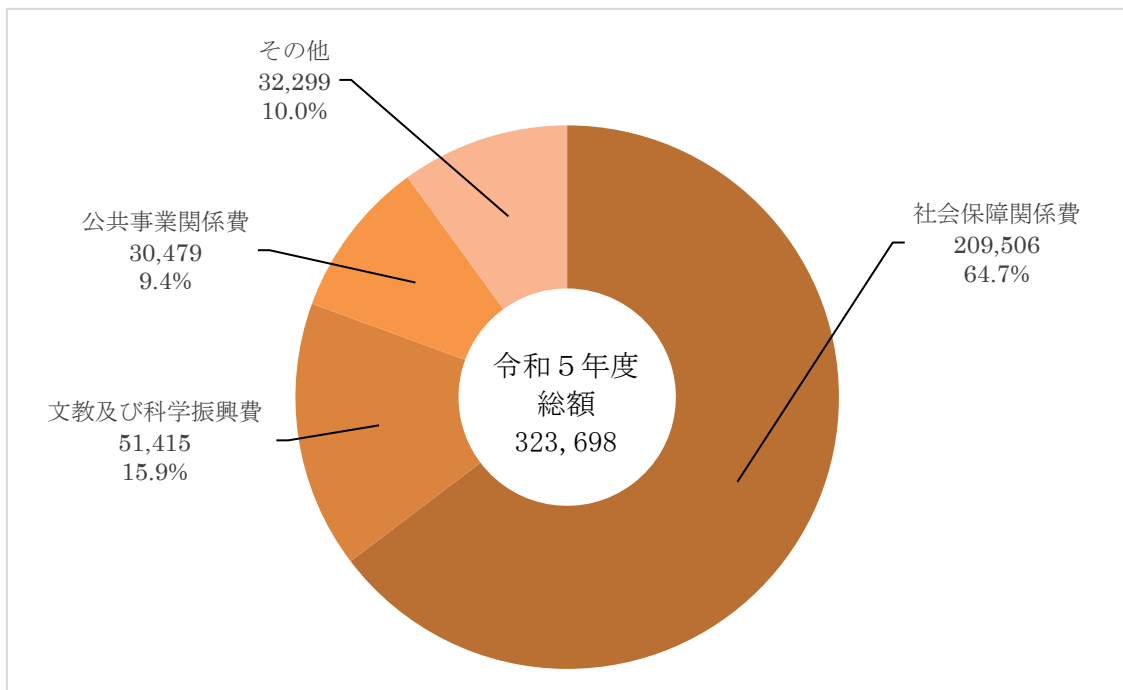
(単位：億円、%)

補助金等の交付先別概要(一般会計)



交付先	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
地方公共団体	237,729	5.9	241,687	1.7	236,124	△ 2.3	238,390	1.0	240,635	0.9
特殊法人等	27,520	0.7	29,211	6.1	28,944	△ 0.9	29,104	0.6	29,396	1.0
独立行政法人	21,734	3.6	24,051	10.7	23,527	△ 2.2	23,625	0.4	23,832	0.9
国立大学法人	12,466	7.6	12,202	△ 2.1	11,724	△ 3.9	11,780	0.5	11,760	△ 0.2
民間団体等	22,378	30.7	24,597	9.9	17,863	△ 27.4	18,498	3.9	18,075	△ 2.3
合計	321,827	6.7	331,749	3.1	318,182	△ 4.1	321,397	1.0	323,698	0.7

補助金等の主要経費別内訳（一般会計）



事項	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
社会保障関係費	193,878	2.7	204,884	5.4	202,617	△ 0.5	206,451	1.9	209,506	1.5
文教及び科学振興費	53,318	4.8	52,398	△ 1.5	51,149	△ 2.4	51,189	0.1	51,415	0.4
公共事業関係費	34,804	15.2	34,462	△ 1.0	30,511	△ 11.5	30,568	0.2	30,479	△ 0.3
その他	39,827	25.3	40,005	1.9	33,905	△ 17.7	33,190	△ 2.0	32,299	△ 2.7
合計	321,827	6.7	331,749	3.1	318,182	△ 4.1	321,397	1.0	323,698	0.7

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。

(注4) 各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。

参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」

(単位：件、億円)

区分 年度	新規		合理化廃止		合理化減額		補助率 引下げ 件数ウ	統合・メニュー化件数			終 期 設 定 件 数 オ	定員削減力		その他 件 数 キ	合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		統 合 前 エ	統 合 後	差 引		件 数	金 額		件 数 ア～キ	金 額 ア～キ
平成29	199	1,657	82	1,679	632	3,249	2	11	10	1	327	6	1	31	1,091	4,929
30	221	2,409	100	713	622	3,377	1	22	22	0	357	5	1	42	1,149	4,090
令和元	284	44,085	118	35,079	603	3,040	3	21	13	8	338	10	3	34	1,127	38,122
2	312	11,804	112	1,104	717	10,067	2	0	0	0	269	6	1	32	1,138	11,173
3	223	1,995	78	2,315	723	11,001	0	1	1	0	294	7	2	42	1,145	13,317
4	254	2,424	108	659	785	3,630	1	0	0	0	351	8	3	40	1,293	4,291
5	251	15,954	134	588	798	5,083	1	9	5	4	320	5	1	29	1,296	5,673

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。

(注4) 件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

参考指標 8 「令和4年度補正予算（第1号）の概要」【再掲（総1-1：参考指標9）】

参考指標 9 「令和4年度補正予算（第2号）の概要」【再掲（総1-1：参考指標10）】

参考指標 10 「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用実績」【再掲（総1-1：参考指標11）】

施策	政1-1-2：財政に関する広報活動							
測定指標 (定量的な指標)	政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイトで開催される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化							
		年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	概算要求書等	速やかに閲覧できるようにする (平成30年度までは定性的な目標)	10月10日前後	11月10日前後	9月末日	9月末日	○
		政策評価調書		10月末日	11月10日前後	10月20日前後	10月20日前後	
	実績値	概算要求書等	速やかに閲覧できるようにした	10月9日	11月9日	9月29日	9月27日	
		政策評価調書		10月30日	11月9日	10月19日	10月20日	
(出所) 主計局総務課及び司計課調 (目標値の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績等を参考に目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 目標値のとおり、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和4年9月27日及び同年10月20日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしたことから、達成度は「○」としました。								

測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況	
	目標	積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動を実施します。 (目標の設定の根拠) 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めってもらうためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政に関するパンフレットの作成・配布・電子書籍化やオンラインも活用した説明会等の広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。
施策についての評定		s 目標達成
評定の理由	<p>各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和4年9月27日及び同年10月20日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにすることで、どのような予算要求がされているか、それがどのような政策評価における政策に対応するのかについての財政に関する情報提供を行いました。</p> <p>また、財政に関するパンフレットについて、電子書籍など多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等に出向いて説明会を実施したほか、令和4年度においては積極的にオンラインによる説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政1-1-2に係る参考情報

参考指標1：財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数

(単位：件)

	令和3年度	4年度
財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数	101,856	122,957

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している予算・決算に関するページ

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/index.html>) へのアクセス件数。

(注2) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度以降のアクセス件数を掲載。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。</p> <p>重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用を努めます。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めます。</p>
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	○ 財政に対する考え方は、経済学者と一般国民とで異なるということが最近の報道で明らかになった。財政規律の維持に向けて財政教育に取り組み、この状況を改善する必要があるのではないか。
-------------------------	---

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算		363,260	419,603	420,645	427,798
		補正予算		△115	—	—	
		繰越等		1,994,476	1,987,759	N. A.	
		合 計		2,357,621	2,407,362	N. A.	
執行額(千円)			2,268,153	2,217,756	N. A.		

(概要)

財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。

(注1) 「予算編成支援システム」の令和2年度及び令和3年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度以降の当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されている。

(注2) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<p>第211回国会 総理大臣施政方針演説(令和5年1月23日)</p> <p>第211回国会 財務大臣財政演説(令和5年1月23日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>令和5年度予算編成の基本方針(令和4年12月2日閣議決定)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)</p>
--	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	我が国の財政状況：予算書、「令和5年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料(令和5年4月)」(財務省)等
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>令和5年度予算編成に当たっては、「新経済・財政再生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。</p> <p>広報活動については、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、多数の大学や地方公共団体等で講義や説明をオンラインも活用して行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、電子書籍等多様な媒体により積極的に行いました。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

担当部局名	主計局(総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官(調整担当))	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	----------------------------------	-----------------	--------

政策目標 1-2 : 必要な歳入の確保

上記目標の概要	<p>健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項）。</p> <p>税収については、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものであり、毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制については、経済社会のあり方に密接に関連するものであることから、経済社会の構造変化や国際的動向等を踏まえつつ、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。また、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。</p> <p>税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。</p> <p>公債の発行については、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。</p> <p>なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策） 政1-2-1：必要な歳入の確保等</p>
----------------	--

政策目標 1-2 についての評価結果

政策目標についての評価 **B** 進展が大きくない

評定の理由	<p>令和5年度予算において、税収については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行い、一般会計税収を、69.4兆円と見込んでいます。令和5年度税制改正において、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、できる限りの税外収入の確保にも努め、令和5年度の税外収入は9.3兆円となりました。このうち、4.6兆円は防衛力強化のための財源とし最大限に確保したものです。さらに、税収の見積り等に関する情報を財務省ウェブサイトにおいて開示する等、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響やそれらへの対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保について大きく進展したとは言い難い状況です。</p> <p>施策1-2-1の評価が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p>
--------------	--

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	「令和5年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していく上で、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。
	税収及び税外収入について適切な見積りを行うことを通して、公債の発行額を適切な水準とすることは、健全な財政を確保していく上で、有効な取組です。
	また、適切な税収見積りのため、例えば法人税について、主要な大法人に対する調査、企業収益や景気動向に関する民間調査機関からのヒアリング等を効率的に実施しました。

施策	政1-2-1：必要な歳入の確保等	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上	
	目標	<p>税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制について、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。</p> <p>また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。</p> <p>なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税収や「その他収入」について、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うことは健全な財政を確保する観点から重要であるためです。</p> <p>また、歳入に関する情報について、国民への説明責任の向上に努めることは、財政に対する国民の理解を得る観点から重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和5年度予算において、税収については、政府経済見通し等を踏まえ、一般会計税収を69.4兆円と見込むとともに、租税及び印紙収入予算の規模、見積りの大要及び各税の見積り方法等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」として早期にとりまとめ、国会に提出しました。</p> <p>令和5年度税制改正では、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保に努め、令和5年度の税外収入は9.3兆円となりました。このうち、4.6兆円は防衛力強化のための財源として最大限に確保したものです。</p> <p>さらに、上記のような歳入に関する情報を財務省ウェブサイトにおいて開示する等し、国民への説明責任の向上に努めました。</p> <p>一方で、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、達成度は「△」としました。</p>
達成度		△
施策についての評価		b 進展が大きくない

評定の理由	測定指標が「△」であるものの、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等を注視する必要があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。
--------------	---

政1-2-1に係る参考情報

参考指標1：一般会計税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

参考指標2：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1-1：参考指標1）】

参考指標3：歳入（一般会計）構成の推移

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/basic_data/202304/sy202304b.pdf)

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めていきます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第211回国会 総理大臣施政方針演説（令和5年1月23日）</p> <p>第211回国会 財務大臣財政演説（令和5年1月23日）</p> <p>令和5年度予算編成の基本方針（令和4年12月2日閣議決定）</p>
---------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の財政状況：「令和5年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省）
----------------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	新型コロナウイルス感染症の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めました。
---------------------------	--

担当部局名	主計局（総務課）、主税局（総務課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	-------------------	-----------------	--------

政策目標 1-3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

上記目標の概要	<p>国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定めにより、かつ経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のある方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があり、そのための取組を進めています。</p> <p>また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆるPDCAサイクルにおける、C (=チェック) 及びA (=アクション) の機能を強化する必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-3-1 : 予算執行に関する情報開示の充実 政1-3-2 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保 政1-3-3 : 予算執行調査の実施 政1-3-4 : 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等</p>
----------------	---

政策目標 1-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	<p>(予算執行に関する情報開示の充実)</p> <p>各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、情報開示の状況を定期的に確認することで、予算執行の透明性の確保に努めました。</p> <p>(円滑かつ効率的な予算執行の確保)</p> <p>予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。また、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による繰越手続の弾力的対応を行いました。</p> <p>(予算執行調査の実施)</p> <p>令和4年度予算執行調査においては、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。</p> <p>(各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等)</p> <p>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するため、文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和3年度に締結した契約に関する統計を取りまとめて公表を行い、契約の透明性を高めるよう努めました。</p> <p>全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。
	予算執行調査の実施については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、その調査結果を令和5年度予算に的確に反映しています。
	また、繰越事務手続については、被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納期の延期等を行った事業等について、事故繰越事務手続を簡素化し、弾力的な対応を行うことなどにより、事務手続の効率化や予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。

施策	政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認	
	目標	各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。 (目標の設定の根拠) 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局)に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにしました。 以上のおお、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のおお、「s 目標達成」としました。	

政1-3-1に係る参考情報

参考指標1 各府省の予算執行情報ポータルサイト

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm>)

施策	政 1 - 3 - 2 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-3-2-B-1: 円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組		
	目標	<p>法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めにより、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。</p> <p>被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納期の延期等を行った事業等に係る事故繰越事務手続を簡素化し、弾力的な対応を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	<p>予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化等を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

施策	政 1 - 3 - 3 : 予算執行調査の実施		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-3-3-B-1: 予算執行調査の実施		
	目標	<p>予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和4年度については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、行政経費等調査に関して各府省の会計実務担当者による検討の場を積極的に活用するなど、調査の質の向上を図りつつ、39件の予算執行調査を実施しました(参考指標1参照)。</p> <p>また、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2022/hanei/index.html)</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		

評定の理由	予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 1 - 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 予算執行調査の実施件数及び反映額

(単位：件、億円)

調査年度	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
調査件数	45	44	37	39	39
翌年度予算への反映額	277	110	26	90	189
	—	—	—	—	—

(出所) 主計局司計課予算執行企画室調

(注) 翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

参考指標 2 調査結果 (令和 4 年 7 月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2022/sy0407/index.html)

参考指標 3 調査結果 (令和 4 年 10 月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2022/sy0410/index.html)

参考指標 4 反映状況 (令和 5 年 1 月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2022/hanei/index.html)

施策	政 1 - 3 - 4 : 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政1-3-4-B-1 : 予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施		
	目 標	<p>文書による要請及び会議・研修を実施します。</p> <p>また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>補助金等予算の執行に関する手続等について文書により通知するとともに、財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施しました(参考指標 2 参照)。また、契約の透明性を高めるため、各省各庁が令和 3 年度に締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/20230331_tokei.pdf)</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		

評定の理由	<p>文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和3年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政1-3-4に係る参考情報

参考指標1 会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移

(単位：件)

事 項 別	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
A. 不当事項	292	254	205	157	265
B. 意見表示又は処置要求事項	28	27	14	15	19
C. 会計検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項(処置済事項)	39	44	22	20	22

(出所) 主計局司計課調

参考指標2 会計事務職員研修等の実績

(単位：名)

研 修 名 (対象職員)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
会計事務職員研修 (各府省庁等、都道府県)	95	85	—	88	75
	100	88	100	99	111
政府関係法人会計事務職員研修 (政府関係法人)	113	111	110	124	122
会計事務職員契約管理研修 (各府省庁等、都道府県、政府関係法人)	83	71	—	98	118
予算担当職員初任者研修 (各府省庁等)	128	133	—	159	156
会計監査事務職員研修 (各府省庁等)	94	—	129	111	131

(出所) 会計センター研修部調

(注1) 会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。

(注2) 令和元年度の会計監査事務職員研修、令和2年度の会計事務職員研修(春季)、会計事務職員契約管理研修及び予算担当職員初任者研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止した。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。</p> <p>予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に努めます。</p> <p>また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	624,526	612,068	603,447	586,546
		補正予算	—	△18,704	△4,973	
		繰越等	8,627,304	8,223,441	N. A.	
		合計	9,251,830	8,816,805	N. A.	
執行額(千円)		8,982,229	8,442,605	N. A.		

(概要)
適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための官庁会計システムに係る経費等

(注1)「官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む)」の令和2年度及び令和3年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度以降の当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

「会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム」の令和2年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和3年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度以降の当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注2)令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について(平成25年6月28日閣議決定)
----------------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ウェブサイトから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、行政経費等調査に関して各府省の会計実務担当者による検討の場を積極的に活用するなど、より深度のある調査を実施しました。</p>
---------------------------	---

担当部局名	主計局(司計課、総務課、法規課)、会計センター	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	-------------------------	-----------------	--------

政策目標 1-4 : 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

上記目標の概要	<p>国の決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」(昭和22年法律第34号)、「会計法」(昭和22年法律第35号)等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。</p> <p>このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や予算執行への反映に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 1-4-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告</p> <p>政 1-4-2 : 令和3年度歳入歳出決算の国会への早期提出</p>
----------------	--

政策目標 1-4 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評定の理由	<p>(予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告)</p> <p>予算使用の状況は四半期ごとに、国庫歳入歳出状況は毎月、官報及びウェブサイトに掲載しました。また、令和3年度決算概要は、令和4年7月29日に記者発表を行うとともに、ウェブサイトに掲載しました。</p> <p>(令和3年度歳入歳出決算の国会への早期提出)</p> <p>平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているところ、令和3年度歳入歳出決算については、令和4年9月2日に会計検査院へ送付し、同年11月18日に国会に提出しました。</p> <p>全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。</p> <p>令和3年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の令和5年度予算等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。</p> <p>なお、令和3年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めています。</p>

施策	政 1 - 4 - 1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告							
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政1-4-1-A-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況							
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度	
	目標値	予算使用の状況	5回	5回	5回	5回	5回	○
		国庫歳入歳出状況	15回	15回	15回	15回	15回	○
		決算概要	1回	1回	1回	1回	1回	○
	実績値	全て達成	全て達成	全て達成	全て達成	全て達成	全て達成	
(出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。 ※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。 (目標の達成度の判定理由) 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告したことから、達成度は「○」としました。								
施策についての評定	s 目標達成							
評定の理由	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。							

政 1 - 4 - 1 に係る参考情報

予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

- (1) 「令和4年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち令和2年度決算に関すること）」：官報及びウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/46_report/fy2021/20220411150240.html
- (2) 「予算使用の状況（財務省調査）」（財政法第46条第2項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/budget_use/index.htm
- (3) 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/revenue_and_expenditure/index.htm

- (4) 「令和3年度決算概要（見込み）」：記者発表及びウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2021/index.html
- (5) 「令和3年度決算概要」：記者発表及びウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2021/index.html
- (6) 「令和3年度決算の国会提出」：ウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2021/ke0411.html
- (7) 「令和3年度決算書の情報」：ウェブサイト掲載
<https://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxss010br3a.html>
- (8) 「令和3年度決算の説明」：ウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2021/ke_setsumei03.html
- (注) 国の決算は、年度末である3月31日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなり、翌年度の7月31日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

測定指標 (定量的な指標)	施策 政1-4-2：令和3年度歳入歳出決算の国会への早期提出						
	政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日						
	年度	平成30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (元年度決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	達成度
	目標値	30.9月初旬	元.9月初旬	2.9月初旬	3.9月初旬	4.9月初旬	○
	実績値	30.9.4	元.9.3	2.9.4	3.9.3	4.9.2	
	(出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。						
	(目標の達成度の判定理由) 令和3年度歳入歳出決算については、令和4年9月2日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。						
	[主要] 政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日						
	年度	平成30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (元年度決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	達成度
	目標値	30.11.20前後	元.11.20前後	2.11.20前後	3.11.20前後	4.11.20前後	○
実績値	30.11.20	元.11.19	2.11.20	3.12.6	4.11.18		
(出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。							
(目標の達成度の判定理由) 令和3年度歳入歳出決算については、令和4年11月18日に国会に提出し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。							

施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	令和3年度歳入歳出決算については、令和4年11月18日に国会に提出し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えました。		
	また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、各主要経費における事項別の5箇年間の執行状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、令和4年度歳入歳出決算については、令和3年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、令和5年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努めます。		
財務省政策評価懇談会における意見	該当なし		
政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。 令和3年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付するとともに、令和4年11月18日に国会へ提出しました。		
担当部局名	主計局（司計課）	政策評価実施時期	令和5年6月

政策目標 1-5 : 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

上記目標の概要	<p>地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。</p> <p>このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。</p> <p>また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革</p>
----------------	--

政策目標 1-5 についての評価結果

政策目標についての評定 A 相当程度進展あり

評定の理由	<p>「令和5年度地方財政計画」において、総務省との調整の結果、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準としつつ、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金について償還計画額を上回る償還を実施するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）等に沿って適切に事務を遂行しています。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応の財政への影響を注視する必要があります。施策1-5-1の評定が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>地方財政に関する事務の適切な遂行は、「骨太の方針2021」をはじめとする政府の方針に沿った「令和5年度地方財政計画」の策定等にあたって、必要な取組です。</p> <p>国・地方間の諸課題について、総務省との調整・協議を円滑に行い、上記の通り効率的に取り組んでいます。</p>

施策	政 1 - 5 - 1 : 地方の歳入面・歳出面の改革		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政1-5-1-B-1 : 地方の歳入面・歳出面の改革		
	目標	<p>国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「骨太の方針2021」に、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」としているほか、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と定められており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」と定められているためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>「令和5年度地方財政計画」において、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しつつ、税収が伸びる中で地方の歳出規律を維持すること等により、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金について償還計画額を上回る償還を実施するなど、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>「令和5年度地方財政計画」において、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組み、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応の財政への影響を注視する必要があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

政 1 - 5 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 令和5年度地方財政計画 (通常収支分)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000859596.pdf 20P)

参考指標 2 : 地方向け補助金等の全体像

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/27.pdf)

参考指標 3 : 地方の一般財源総額について

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000859596.pdf 2P)

評価結果の反映	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行っていきます。
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 令和5年度予算編成の基本方針（令和4年12月2日閣議決定）
---------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の地方財政状況：「令和5年度地方財政計画」（総務省）、「地方向け補助金等の全体像」（財務省）
----------------------------------	---

前年度政策評価結果の政策への反映状況	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や地方交付税の制度改革等について総務省と調整を行いました。
---------------------------	--

担当部局名	主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計企画官（調整担当））、主税局（総務課）、理財局（計画官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当））	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	---	-----------------	--------

政策目標 1-6 : 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

上記目標の概要	<p>現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。</p> <p>また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-6-1 : 国の財務書類の作成・公表等</p>
----------------	---

政策目標 1-6 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	<p>国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から、令和3年度決算分を令和5年1月27日に財務省ウェブサイト等で公表しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成しました。</p> <p>特別会計財務書類については、令和3年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました(令和5年1月27日)。</p> <p>また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類については、日本郵政(株)が令和3年度から連結対象ではなくなったことによる影響について、パンフレットにおいて詳しく解説を行うなど内容を充実させ、令和5年3月29日に財務省ウェブサイト等で公表を行いました。</p> <p>さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が1月、事業別フルコスト情報が3月に公表されました。事業別フルコスト情報については、対象事業数を拡大するなど、より充実した情報発信を行いました。</p> <p>施策1-6-1の評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
--------------	--

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	<p>企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された国の財務書類については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。</p>
	<p>発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック(資産・負債)やフロー(業務費用・財源)といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。</p>
	<p>財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、国の財務書類(一般会計・特別会計)を令和4年度内に公表しています(令和5年1月)。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。</p>

施策	政1-6-1: 国の財務書類の作成・公表等						
測定指標(定量的な指標)	[主要]政1-6-1-A-1: 国の財務書類(一般会計・特別会計)の公表日						
	年度	平成30年度 (29年度分)	令和元年度 (30年度分)	2年度 (元年度分)	3年度 (2年度分)	4年度 (3年度分)	達成度
	目標値	31年1月下旬	2年1月下旬	3年1月下旬	4年1月下旬	5年1月下旬	○
	実績値	31.1.29	2.1.31	3.1.29	4.1.25	5.1.27	
	<p>(出所) 主計局法規課調 (目標値の設定の根拠)</p> <p>「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>令和5年1月下旬とした目標値のとおり、令和5年1月27日に公表したことから、達成度は「○」としました。</p>						
測定指標(定性的な指標)	政1-6-1-B-1: 国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表						
目標	<p>国の財務書類のポイント(パンフレット)やその要旨を記載した骨子(リーフレット)において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「財務書類等の一層の活用に向けて」(平成27年4月30日財政制度等審議会法制・公会計部会)等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。</p>					達成度	

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国の財務書類のポイント（パンフレット）の図表をより見やすくなるよう工夫するなど内容を充実させ、国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>また、骨子（リーフレット）については、令和3年度（令和2年度決算分）から作成・公表を取りやめ、国の財務書類のポイント（パンフレット）に組み入れました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から1月下旬の公表を目標とし、令和3年度決算分を令和5年1月27日に財務省ウェブサイト等で公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成しています。</p> <p>特別会計財務書類については、令和2年度決算分に引き続き、令和3年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和5年1月27日）。</p> <p>また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類については、日本郵政（株）が令和3年度から連結対象ではなくなったことによる影響について、パンフレットにおいて詳しく解説を行うなど内容を充実させ、令和5年3月29日に財務省ウェブサイト等で公表を行いました。</p> <p>さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が1月、事業別フルコスト情報が3月に公表されたところです。事業別フルコスト情報については、対象事業数を拡大するなど、より充実した情報発信を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政1-6-1に係る参考情報

参考指標1：国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（令和3年度分）

日付	種類	備考
令和5年 1月27日	国の財務書類（令和3年度分）	説明資料もあわせて作成・公表
	令和3年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出
	令和3年度省庁別財務書類	各府省において、同日に公表

（出所）主計局法規課公会計室調

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>令和4年度決算分の国の財務書類について、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、令和6年1月に公表します。更に省庁別財務書類等についても、各府省よりの的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。</p> <p>また、令和6年度の予算要求については、令和5年度決算分の国の財務書類の令和7年1月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。</p>
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	12,370	12,958	12,386	11,229
		補正予算	—	—	—	/
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	12,370	12,958	N. A.	
執行額 (千円)	10,758	10,208	N. A.			

(概要)

国の財務書類の作成・公表等

(注) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
----------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>国の財務書類については、令和2年度決算分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。特別会計財務書類については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに省庁別財務書類についても、各府省より的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。</p> <p>また、事業別フルコスト情報を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。</p> <p>令和5年度の予算要求については、令和4年度決算分の国の財務書類の令和6年1月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めました。</p>
---------------------------	--

担当部局名	主計局 (法規課)	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	-----------	-----------------	--------

政策目標 2-1 : 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

上記目標の概要	<p>成長と分配の好循環の実現に向けて、令和4年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標2において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。</p> <p>併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政2-1-1 : 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討</p> <p>政2-1-2 : 税制についての広報の充実</p>
----------------	--

政策目標 2-1 についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

評定の理由	<p>令和4年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。</p> <p>令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に成立しました。</p> <p>施策2-1-1、2-1-2の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
--------------	--

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>令和5年度税制改正は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>
	<p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸外国の税制に関する調査 <p>「調査結果について更なる有効活用に努めるとともに、引き続き一者応札を避けるべく取り組み、調査実施期間の十分な確保に努める。」との令和4年度の行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、成果物を今後の税制改正の検討に有効に活用できるよう、調査分野の選定段階においては、昨今の経済情勢や我が国が抱える中長期的な課題等を踏まえ関係部局とも密に協議し、調査分野の決定後は、調査対象項目の精査及び調査開始後の委託先事業者とのやりとりの緊密化による調査の質の向上等の取組を徹底しました。加えて、引き続き一者応札や入札不調を防ぐべく、委託先となり得る業者の一般的な繁忙期を勘案した調査時期の設定を行い、更なる経費の効率化に努めました。(事業番号0003)</p>

施策	政2-1-1: 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討	
測定指標(定性的な指標)	[主要] 政2-1-1-B-1: 令和4年度税制改正の着実な実施と令和5年度税制改正の検討	
	目標	<p>令和4年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和5年度税制改正の内容を検討していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取組む必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和4年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和3年度税制改正に続いて解説動画も作成して、財務省公式YouTubeチャンネルで公開、財務省ホームページ・税制メールマガジン・SNSなどを通じた情報提供を積極的に行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました。</p> <p>税制調査会(用語集参照)において、内閣総理大臣からの諮問(令和3年11月12日)も踏まえ、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等についての議論を行いました。相続税・贈与税に関する専門家会合では、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築する観点から、中期的な課題と当面の対応について論点を整理しました。また、納税環境整備に関する専門家会合では、税務手続のデジタル化や税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応等に関して、今後の課題・方向性についての議論を行いました。</p>
	達成度	○

		<p>更に、国際課税については、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めました。</p> <p>令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に成立しました。</p> <p>以上を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>令和4年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、令和5年度税制改正では、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、税制調査会において、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。</p> <p>更に、OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。</p> <p>以上を踏まえ、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政2-1-1に係る参考情報

参考指標1：所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a04)

参考指標2：国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm#a03)

参考指標3：税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_09.htm#san01)

参考指標4：個人所得課税の税率等の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a02)

参考指標5：個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a05)

参考指標6：法人税率の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a02)

参考指標 7：法人実効税率の国際比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a04)

参考指標 8：国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d01.htm#a02)

参考指標 9：付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a02)

参考指標 10：相続税の主な改正の内容

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e02.htm#a03)

参考指標 11：主要国の相続税の負担率

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm)

参考指標 12：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総 1－1：参考指標 1）】

参考指標 13：税収比率の推移【再掲（総 2－1：参考指標 1）】

参考指標 14：一般会計税収の推移【再掲（総 2－1：参考指標 2）】

施策	政 2－1－2：税制についての広報の充実						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数 (単位：人)						
	年 度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加	○
	実績値	31,206	31,671	32,087	32,737	33,135	
	(出所) 大臣官房文書課広報室調 (目標値の設定の根拠) 税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。						
	(目標の達成度の判定理由) 実績値のとおり、税制メールマガジン登録者数が増加したことから、達成度は「○」としました。						
	政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ） (単位：%)						
	年 度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
	目標値	80	80	80	80	85	○

	実績値	72.1	87.0	85.7	91.3	91.1	
	<p>(出所) 主税局総務課調 (注) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価(「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」)を得た割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 直近の実績値を踏まえ、令和4年度においては目標値を「85」に設定したところ、実績値のとおり税制関連ウェブサイトの充実が図られたことから、達成度は「○」としました。具体的には、財務省ホームページのピックアップ情報に、税制についての広報活動を積極的に掲載するなどしました。</p>						
測定指標(定性的な指標)	[主要] 政2-1-2-B-1: 税制に関する広報活動の実施状況						
	目標	<p>パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や、将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。</p>					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>具体的な取組として、主に小学生を対象として、小学生に人気の学習用コンテンツとコラボした税金ドリルの第2弾(小学校高学年向けの冊子)を作成し、財務省ホームページ上で公開しました。税金ドリルは、希望のあった小学校へ無償で配布し、授業で使用されたり、図書室に配架されているほか、税務署の職員などが小学校などで行う租税教室でも活用されています。</p> <p>また、新たに税制の意義や役割について学ぶことができる、小学生向けの学習まんがを作成して、全国の小学校、図書館、児童館等に配布しました。学習まんがはホームページ上でも公開しており、誰でも自由にご覧いただけます。</p> <p>さらに、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け学習用コンテンツをまとめたサイトに「みんなが払っている税金の種類を大研究」や「税金の使いみちYES/NOカードを作ろう」、「じぶんの住むまちの公共施設マップを作ろう」といった内容のコンテンツを作成しました。</p> <p>国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布(「もっと知りたい税のこと」や「令和○年度税制改正」)のほかに、パンフレットの内容を動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました(令和4年度末時点での視聴回数:「もっと知りたい税のこと」約4千回、「令和4年度税制改正」約9千回)。</p>					○

	<p>オンライン会議等も活用し、税制に関する講演や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。</p> <p>税制メールマガジンについては、主税局職員から各税目に関する説明や考え方等を紹介するコーナーを新たに掲載するなど、魅力的な情報発信に努めました。</p> <p>なお、各種の広報の取組については、財務省の公式T w i t t e rなどのSNSでも積極的に発信しました。</p> <p>その他、アンケートを通じて、税制に関する広報活動が国民にどの程度認知・理解されているのか調査しました。調査結果を踏まえて、今後の広報活動の改善を行います。</p> <p>上記実績のとおり、国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ホームページ・税制メールマガジン・SNSを通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、小中学生をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。</p> <p>以上を踏まえ、全ての指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政2-1-2に係る参考情報

参考指標1：財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計 (単位：件)

	令和4年度
財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計	81,427

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 上記は、財務省ウェブサイト内に開設している税制に関するページ (https://www.mof.go.jp/tax_policy) へのアクセス件数。

(注2) 令和3年度までは、アクセス件数の集計にあたり、税制トップページへのアクセス件数だけでなく、各コンテンツへのアクセス件数も含め集計していたが、令和4年度からは、税制トップページへのアクセス件数のみを集計することとした。このため、データの比較の観点から、令和4年度のアクセス件数のみを記載している。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討を行います。</p> <p>また、税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。</p> <p>なお、令和6年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	160,632	159,543	159,162	158,378
		補正予算	△52	△134	△1,199	
		繰越等	—	—	—	
		合計	160,580	159,409	157,963	
執行額(千円)		92,996	80,057	N. A.		

(概要)

税制の企画立案に必要な経費です。

(注) 令和4年度「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<p>第211回国会 総理大臣施政方針演説 (令和5年1月23日)</p> <p>第211回国会 財務大臣財政演説 (令和5年1月23日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方 (令和元年9月26日税制調査会)</p> <p>諮問 (令和3年11月12日税制調査会)</p> <p>令和5年度税制改正の大綱 (令和4年12月23日閣議決定)</p>
--	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「国民負担率の内訳の国際比較」等</p>
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>(我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討)</p> <p>令和5年度税制改正では、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に国会で成立しました。</p> <p>租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。</p> <p>税制調査会において、経済社会の構造変化を踏まえ、税体系全般にわたる見直しについて議論を行いました。</p> <p>(税制についての広報の充実)</p>
--------------------------------	--

	<p>税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ホームページ・税制メールマガジン・SNSを通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、小中学生をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。</p> <p>なお、令和5年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めました。</p>
--	--

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	-------------------------------------	-----------------	--------

政策目標 3-1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

<p>上記目標の概要</p>	<p>我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債管理政策を運営する国債発行当局としては、</p> <p>① 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、</p> <p>② 中長期的な調達コストを抑制していくことにより、円滑な財政運営の基盤を確保する、</p> <p>という基本的な考えから、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理</p> <p>政 3-1-2 : 国債市場の流動性維持・向上</p> <p>政 3-1-3 : 保有者層の多様化</p> <p>政 3-1-4 : 市場との対話等</p> <p>政 3-1-5 : 国債に係る国民等の理解の向上のための取組</p>
----------------	--

政策目標 3-1 についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

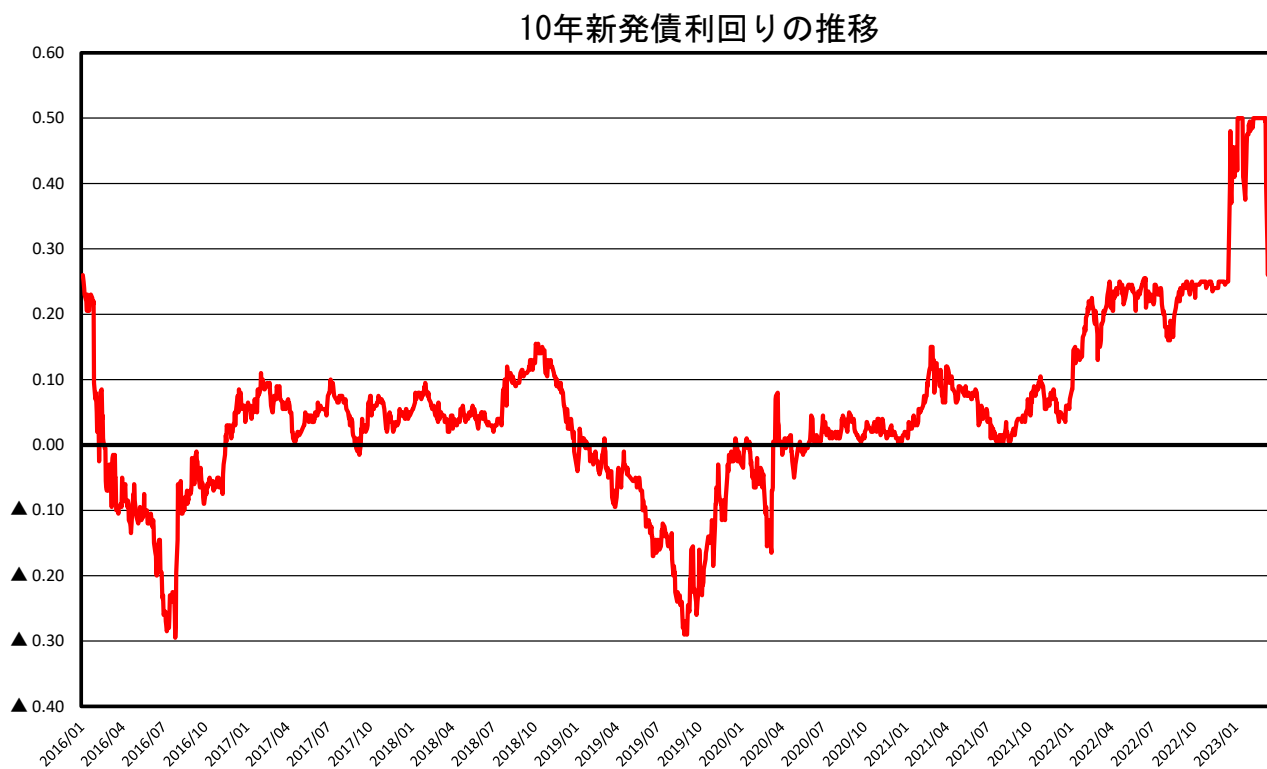
<p>評定の理由</p>	<p>市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定・変更を行い、確実かつ円滑な国債発行を行ったほか、中長期的な調達コスト抑制のため、丁寧に市場との対話を行いました。「政 3-1-4 : 市場との対話等」の評定は「a 相当程度進展あり」、その他の施策の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、極めて厳しい財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。</p> <p>令和 4 年度は、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施しました。また、補正予算編成に伴う令和 4 年度国債発行計画の変更や、令和 5 年度国債発行計画の策定にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。</p> <p>(令和 4 年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府借入金入札システム (旧国庫事務電算化システム) <p>行政事業レビュー推進チームの所見も踏まえ、事業者からのヒアリングを丁寧にを行うほか、仕様書の見直し等により、競争性を確保し、一者応札の改善に努めました。また、令和 5 年 4 月に他システムとの統合を行い、運用管理を一元化したほか、各システムの共通的な機能の更なる統合、クラウド化等についても検討を行いました。(事業番号 0014)</p>

施策	政3-1-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-1-1-B-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行	
	目標	<p>令和4年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。</p> <p>また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実に円滑に実施します。</p> <p>さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>大量の国債発行が続く中で、国債の確実に円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要です。</p> <p>また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実に低コストで調達する上で重要です。</p> <p>さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和4年度当初計画においては、2年度に増発した2年債が償還を迎えるため、借換債（用語集参照）等が増加する一方、新規国債が大きく減少するため、国債発行総額は対前年度補正後比9.3兆円減の215.0兆円となり、カレンダーベース市中発行額（用語集参照）は同13.6兆円減の198.6兆円となりました。こうした中、足元のカレンダーベース市中発行額に占める短期債の割合が大きくなっており、金利変動に対して脆弱な資金調達構造になっていたことから、短期債の発行減額に努めるとともに、市場のニーズを踏まえ、市場からのニーズが強い、40年債の増額（同0.6兆円増）、10年債の増額（同1.2兆円増）、流動性供給入札（用語集参照）の増額（同0.6兆円増）を行う一方で、市場からのニーズが低く償還期限の短い2年債の減額（同2.4兆円減）を行いました。当該計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。</p> <p>また、令和4年度補正予算編成に伴い、国債発行計画を2回変更しました。第1次補正では、新規国債を2.7兆円追加発行する一方で、令和5年度の償還に充てるために、令和4年度中に前倒して発行することになっていた借換債を減額することにより、カレンダーベース市中発行額は変更しないこととしました。第2次補正では、新規国債が対第1次補正後比で22.9兆円の増額となる一方、昨年度の財政融資資金の運用実績等を踏まえた調整等を行い、財投債（用語集参照）を減額する（同8.5兆円減）こと等により、国債発行総額を同9.7兆円増の227.5兆円としました。また、カレンダーベース市中発行額を同4.5兆円増額し、市場の状況を踏まえ、短期ゾーンを中心の増額としました。</p> <p>さらに、国債、政府短期証券及び借入金の入札について、その実施日・発行額等を事前に周知するとともに、入札結果の発表</p> <p>(https://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm) を、当日所定</p>

測定指標 (定性的な指標)		<p>の時刻に行うなど、一連の入札業務を円滑かつ確実に実施し、入札参加者にとって予見可能性の高い運営に努めました。</p> <p>令和5年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。</p> <p>具体的には、国債発行総額が205.8兆円（対前年度当初比9.3兆円減）となる中、カレンダーベース市中発行額を190.3兆円（同8.3兆円減）とし、利付債の毎月の発行額は全年限において令和4年度2次補正後を維持した上で、前年度からの減額を全て短期債の減額に充てることとしました。また、GX経済移行債の具体的な発行方法については、GX実行会議での議論や市場参加者の意見も踏まえ、関係省庁で協力して検討することとしています。</p> <p>令和5年度国債発行計画（当初）（令和4年12月23日公表）</p> <p>https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2023/index.html</p> <p>上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>	
	[主要] 政3-1-1-B-2: 適切な債務管理		
	目標	<p>借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。</p> <p>また、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に買入消却（用語集参照）を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要なためです。同時に、発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>借換債の発行額の将来推計等の分析を行い、令和5年度国債発行計画を策定する際の参考としました。</p> <p>買入消却については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、物価連動債を対象として総額2,404億円実施しました。</p> <p>上記実績のとおり、借換債の発行額の将来推計等の定量的な分析や、買入消却の実施を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>	○	
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	<p>令和4年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、買入消却を継続する等、適切な債務管理を行いました。</p> <p>また、令和5年度国債発行計画の策定に当たり、借換債の発行額の将来推計等も参考とした上で、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

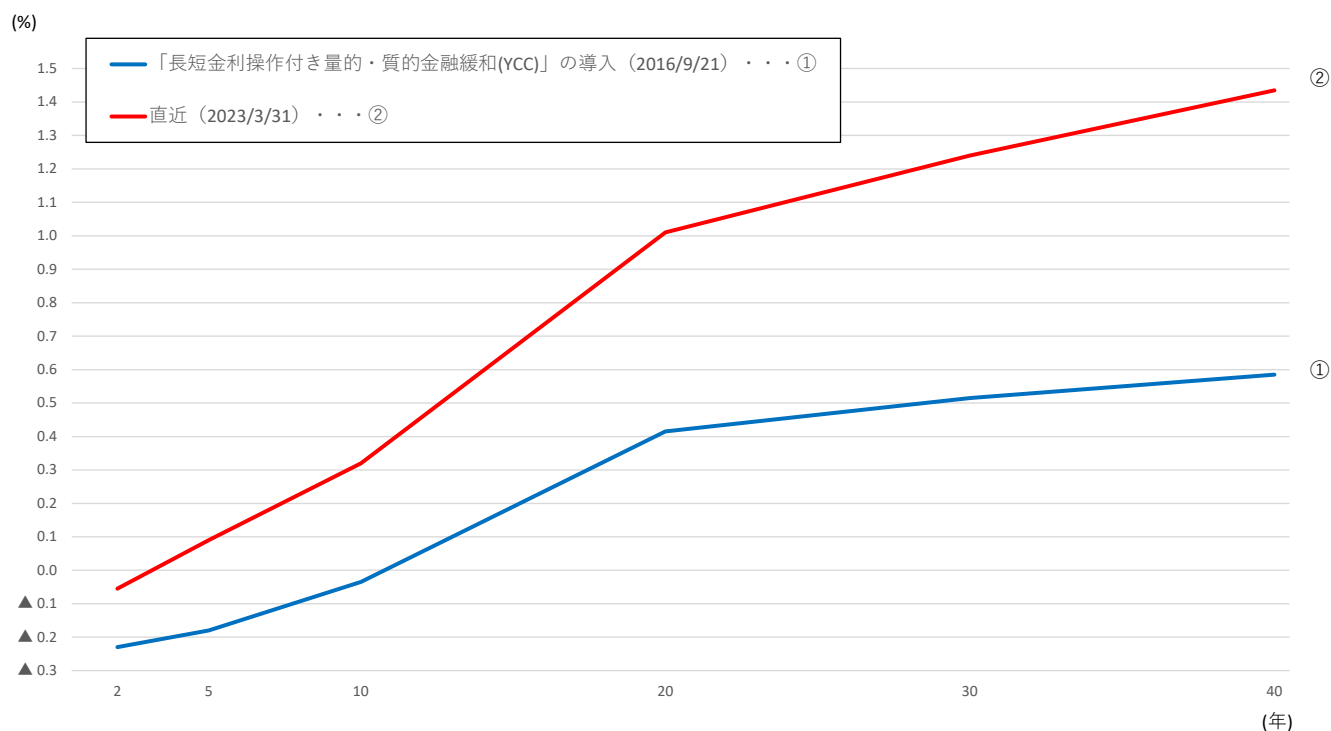
政 3 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 10年新発債利回りの推移



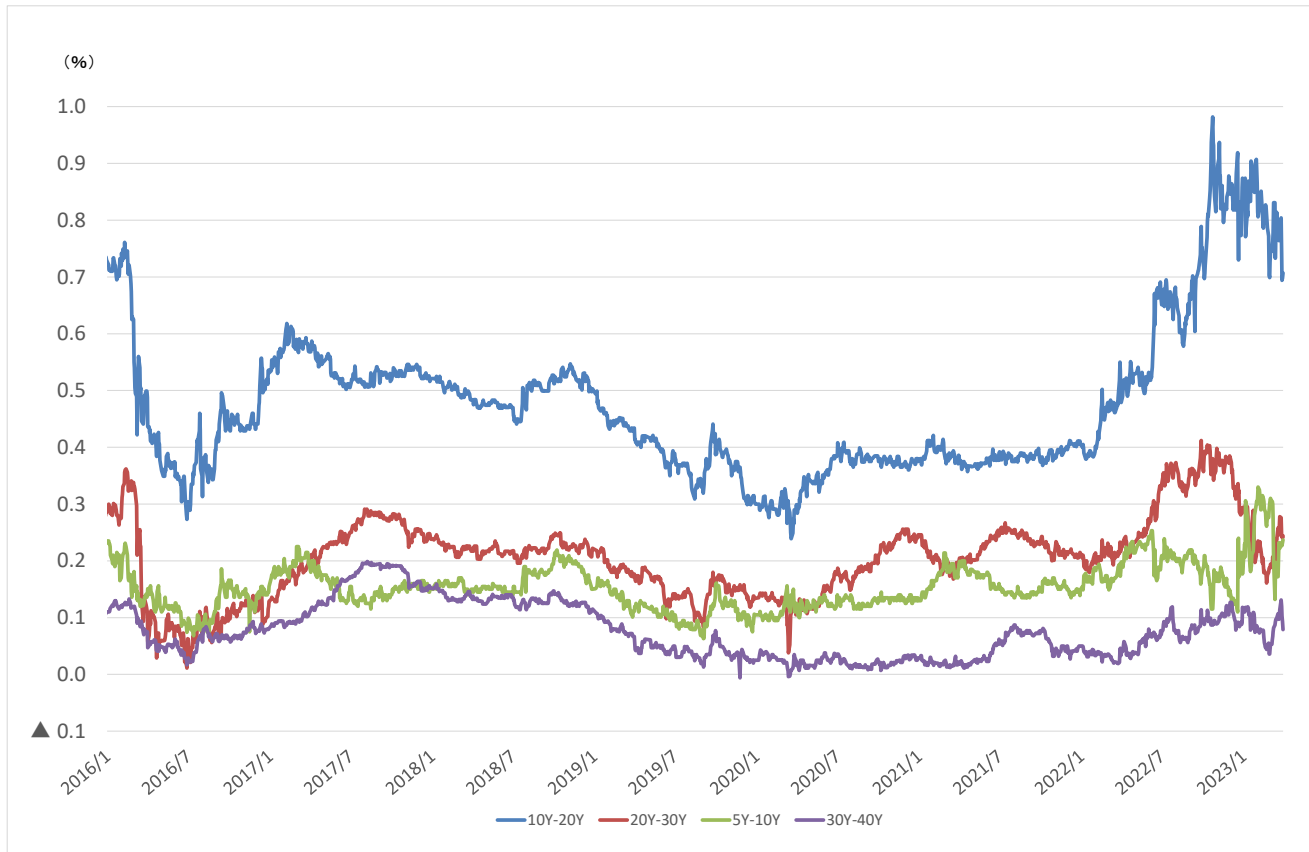
(出所) 10年新発債利回り (日本相互証券) を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 2 : 国債のイールドカーブ



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

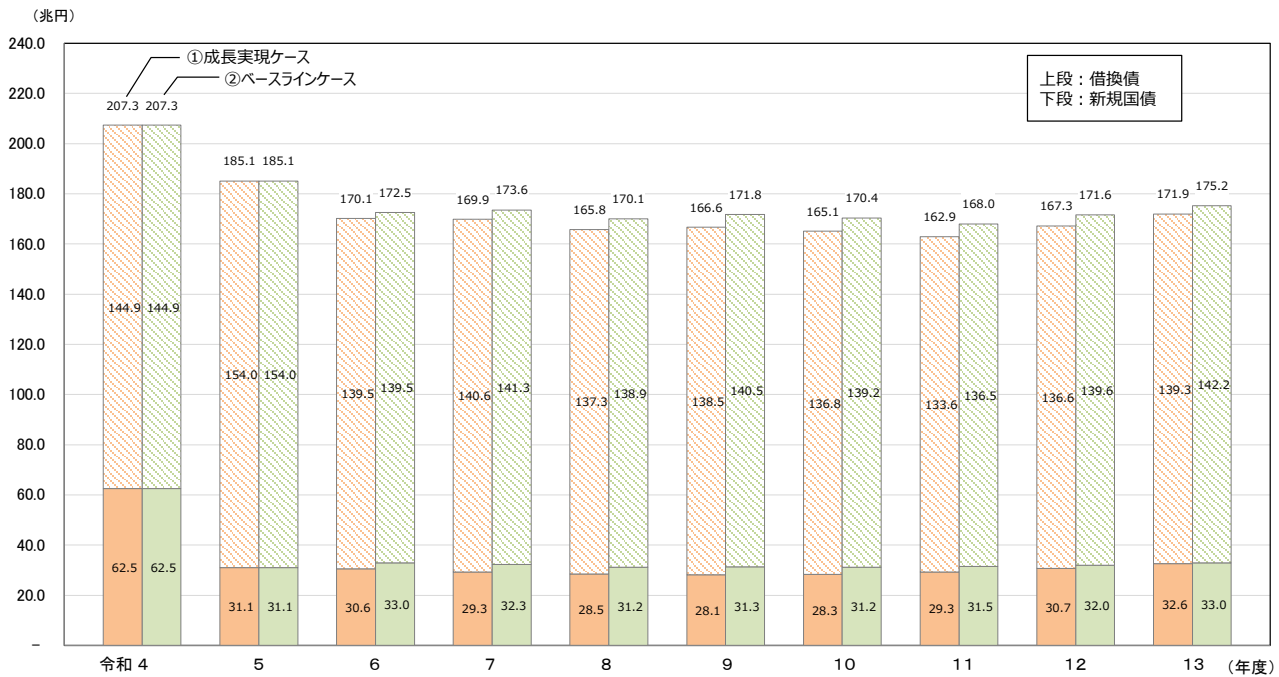
参考指標 3 : 国債の年限間スプレッドの推移



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 4 : 借換債発行額の将来推計

内閣府中長期試算に基づく国債発行額(財投債及び復興債を除く)の将来推計(令和4年度2次補正後)

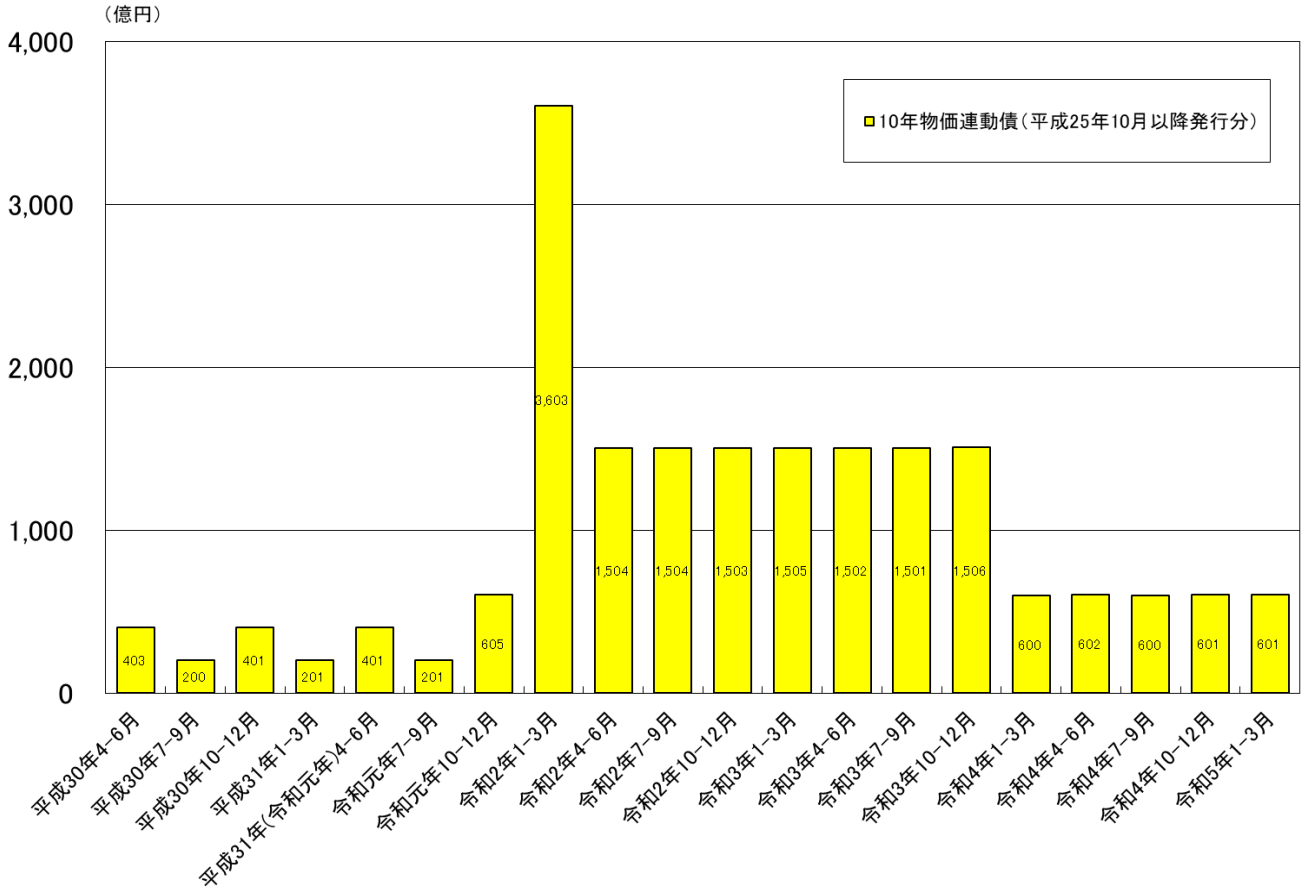


[前提]
 ・新規国債 : 令和4年度は国債発行計画(2次補正後)の計数。令和5年度以降は内閣府「中長期の経済財政に関する試算(令和4年7月)」の「成長実現ケース」「ベースラインケース」
 ・借換債 : 令和4年度は国債発行計画(2次補正後)の普通国債(復興債を除く。以下同じ。)の計数。令和5年度以降は、令和4年3月末の普通国債の償還予定をベースに令和4年度計画(2次補正後)と同一の年限構成割合(注)で発行額が推移するものとし、国債整理基金特別会計の余剰資金の活用を加味して推計。
 (注) 令和5年度以降の流動性供給入札の実施額及びゾーンごとの配分額は、令和4年度計画と同一額で推移すると仮定しつつ、年限別発行額は過去の実績を基に推計。

(出所) 「国債市場特別参加者会合」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbsp/proceedings/outline/221202pd102b.pdf)

参考指標5：買入消却実施実績



(出所) 理財局国債業務課調
(注) 金額は実績。

施策	政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-1-2-B-1: 国債市場の流動性維持・向上		
	目標	<p>令和4年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上を行います。具体的には、令和4年度国債発行計画では、12.0兆円の規模で流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和4年度国債発行計画に沿って、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、12.0兆円の流動性供給入札を実施するなど、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。</p> <p>また、流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。四半期毎に「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ、市場参加者から市場のニーズ・動向等の意見を聴取した結果、令和4年度はゾーン毎の発行額について</p>	○

	<p>変更を行いませんでした。</p> <p>なお、令和5年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、前年度第2次補正後と同額の12.0兆円の流動性供給入札を実施することとしています。</p> <p>また、国債の一銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、令和4年度においても、リオープン（用語集参照）発行を実施し、国債の流動性向上に取り組ましました。</p> <p>令和4年度リオープン方式について (https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/20220323-01.htm)</p> <p>上記実績のとおり、令和4年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上に取り組んだこと等から、達成度は、「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>令和4年度国債発行計画に沿って、12.0兆円の流動性供給入札を実施したほか、令和5年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上に関する施策を講ずることとしました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政3-1-2に係る参考情報

参考指標1：流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移

（単位：億円）

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
1年超～5年以下	23,946	23,918	23,937	23,936	29,940
5年超～15.5年以下	71,754	71,816	59,786	59,748	59,874
15.5年超～39年未満	29,971	29,932	29,927	29,926	29,950
合計	125,671	125,666	113,650	113,610	119,764

（出所）理財局国債業務課調

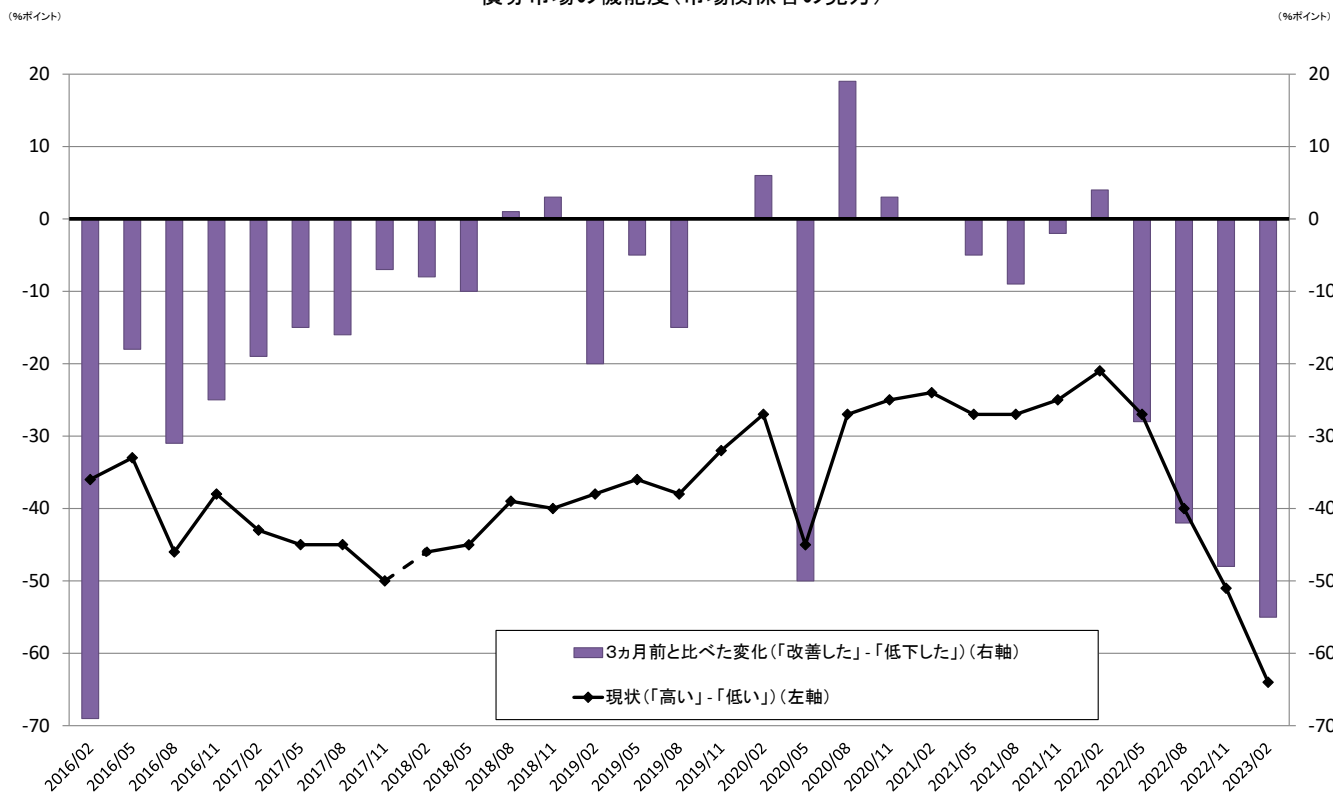
参考指標2：流動性供給入札の結果

	第355回	第356回	第357回	第358回	第359回	第360回	第361回	第362回	第363回	第364回	第365回	第366回
入札日	R4.4.19	R4.4.21	R4.5.6	R4.5.24	R4.6.9	R4.6.14	R4.7.20	R4.7.22	R4.8.23	R4.8.25	R4.9.8	R4.9.21
応募額（億円）	23,184	10,205	22,034	21,556	30,727	9,747	17,254	18,276	18,099	11,994	24,439	15,723
募入決定額（億円）	4,985	4,999	4,987	4,977	4,994	4,993	4,979	4,993	4,987	4,992	4,991	4,996
募入平均利回格差（%）	▲0.009	▲0.009	0.005	▲0.007	▲0.006	0.084	▲0.004	▲0.027	▲0.003	0.029	▲0.018	0.008
募入最大利回格差（%）	▲0.008	0.019	0.007	▲0.007	▲0.003	0.099	▲0.002	▲0.026	▲0.002	0.034	▲0.016	0.010

	第367回	第368回	第369回	第370回	第371回	第372回	第373回	第374回	第375回	第376回	第377回	第378回
入札日	R4.10.6	R4.10.25	R4.11.11	R4.11.22	R4.12.13	R4.12.21	R5.1.17	R5.1.24	R5.2.13	R5.2.24	R5.3.9	R5.3.23
応募額（億円）	31,886	14,448	19,634	26,927	27,417	14,415	23,349	20,719	14,969	17,161	15,992	16,461
募入決定額（億円）	4,989	4,988	4,996	4,995	4,989	4,995	4,998	4,993	4,983	4,983	4,990	4,992
募入平均利回格差（%）	0.001	0.060	▲0.047	▲0.005	▲0.003	0.022	▲0.002	▲0.004	▲0.005	▲0.019	▲0.003	▲0.037
募入最大利回格差（%）	0.003	0.067	▲0.035	▲0.003	▲0.001	0.027	0.001	▲0.001	▲0.003	▲0.017	0.000	▲0.031

参考指標 3：債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）

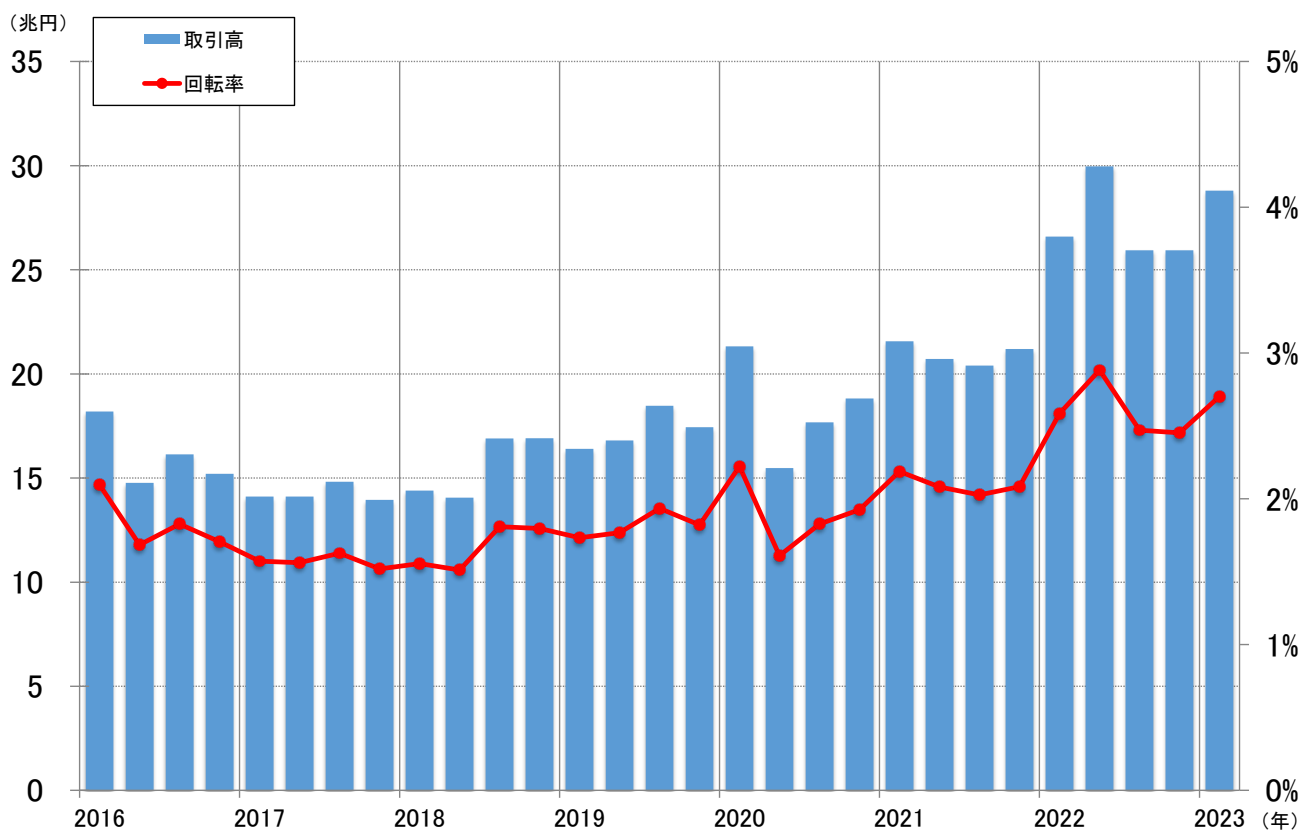
債券市場の機能度（市場関係者の見方）



(注) 2018年2月調査より、調査対象先に大手機関投資家(生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社等)が追加された。

(出所) 日本銀行「債券市場サーベイ」を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 4：投資家の国債取引高と回転率



(注1) 取引高は、債券ディーラー間の取引及び「その他」(政府、日本銀行、ゆうちょ銀行、かんぽ生命等)を除く、投資家の国債グロス買入額の月額平均。

(注2) 回転率は(年間平均買入高 / 月末平均残高)で計算。

(出所) 日本証券業協会「国債投資家別売買高」、日本銀行「公社債発行・償還および現存額」を基に、理財局国債業務課で作成

施策	政 3 - 1 - 3 : 保有者層の多様化		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-1-3-B-1: 保有者層の多様化		
	目 標	<p>保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実やウェブサイト上での個人向け国債等の販売額が上位の機関の公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外 I R（用語集参照）や「日本国債ニュースレター」（英語版）の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国債の保有者層の多様化を図るためには、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めることが重要と考えられるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、SNS を活用するなどインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツの掲載により、広告の充実を図りました。また、令和 4 年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。</p> <p>海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャネルを通じた海外 I R を実施しました。具体的には、オンライン会議形式も併用しつつ、渡航制限の緩和等を踏まえて対面での海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました。また、継続的な投資や長期安定保有が見込める投資家を重視するなど、より効果的かつ効率的な海外 I R を実施しました。さらに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を毎月公表すること等を通じて海外投資家へ定期的な情報提供を行いました。こうした取組を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築し、海外投資家による日本国債の保有促進に努めました。</p> <p>（参考）令和 4 年度における海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）：90 先 （参考指標 4 参照）</p> <p>同年度における海外投資家の海外拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）：40 先 （参考指標 5 参照）</p> <p>日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数：12 回 （参考指標 6 参照）</p> <p>上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人の国債保有の促進に向けた取組や海外投資家に対する I R を実施しており、達成度は、「○」としました。</p>	○

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>個人投資家については、広告の充実を図るとともに、令和4年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。</p>
	<p>海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外IRを実施するとともに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を公表すること等を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築することにより、日本国債の保有促進に向けた取組を実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政3-1-3に係る参考情報

参考指標1：国債の保有者別内訳

(単位：億円)

所有者	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年	
					12月末	割合
一般政府 (除く公的年金)	32,458	31,244	23,708	21,267	17,744	0.1%
公的年金	422,124	374,977	396,984	452,930	445,501	3.7%
財政融資資金	5	5	0	0	0	0.0%
日本銀行	4,859,898	4,993,620	5,415,966	5,305,471	5,546,476	46.3%
市中金融機関	4,263,559	4,209,360	4,514,272	4,590,296	4,080,213	34.1%
海外	1,433,920	1,456,527	1,609,229	1,666,045	1,658,217	13.8%
家計	132,586	138,525	132,561	125,503	126,706	1.1%
その他	110,674	102,066	92,401	89,262	101,110	0.8%
合計	11,255,224	11,306,324	12,185,121	12,250,774	11,975,967	100.0%

(出所) 日本銀行「資金循環統計」を基に、理財局国債企画課で集計

(注) 計数は、日銀による推計値。推計にあたり、評価額は時価ベースに換算されている(国庫短期証券については額面ベース)

参考指標2：個人向け国債の発行額(実績)及び計画額

(単位：億円)

年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
計画額	当初	33,000	47,000	48,000	41,000	29,000
	補正後	47,000	48,000	32,000	28,405	36,200
発行額(実績)		46,927	52,484	30,290	29,728	34,184

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 3：個人向け国債の認知状況

(単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
認知度	92.0	94.4	91.2	91.6	91.3

(出所) 国債広告の効果測定に関する調査

参考指標 4：海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
74	60	30	26	90

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 5：海外投資家の海外拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
139	60	52	50	40

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 6：日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
12	12	12	12	12

(出所) 理財局国債企画課調

施策	政 3 - 1 - 4：市場との対話等							
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政3-1-4-A-1:国債関係の懇談会等の開催状況							
			平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	国の債務管理の在り方に関する懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施 (注2)	/
		実績値	○	○	○	○	○	
	国債市場特別参加者会合	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	/
		実績値	○	○	○	○	○	
	国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	/
		実績値	○	○	○	○	○	
	(出所) 理財局国債企画課、国債業務課調 (注1) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。 (注2) 「国の債務管理の在り方に関する懇談会」の4年度目標値は、後継である「国の債務管理に関する研究会」の開催を指す。 (目標値の設定の根拠) 市場との対話等(施策3-1-4)は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて懇談会等の年度内の開催を目標としました。							

<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>							
<p>[主要] 政3-1-4-A-2: 入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合 (単位: %)</p>							
年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
実績値	入札回数 (a)	229	229	240	240	227	
	うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数 (b)	228	229	240	238	225	
	割合 (%) (b) / (a)	99.6	100.0	100.0	99.2	99.1	△
<p>(出所) 理財局国債業務課調</p> <p>(注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。</p> <p>(注2) 国債 (割引短期国債は除く) の入札結果発表は、入札当日の午後0時35分を実施。</p> <p>(注3) 国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後0時30分を実施。</p> <p>(注4) 借入金の入札結果発表は、入札当日の午後1時を実施。</p> <p>(注5) 平成30年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった理由は、入札参加者の応札ミス (1件)。</p> <p>(注6) 令和3年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった2件は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同年9月9日の5年債入札の結果公表時において、作業ミスにより、公表項目の一部について誤った数値を公表し、同日中に訂正したものの。 ・同年9月28日の40年債入札において、掲載予定時刻の設定ミスにより、財務省ホームページに公表予定時刻より約8分早く公表していたもの。 <p>(注7) 令和4年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった2件は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月10日の国庫短期証券 (3ヶ月) 入札において、日本銀行のシステムが一部利用できない状況にあったことから、入札日を翌日に延期したものの。 ・令和5年2月28日の2年債入札において、財務省のシステムの不具合により、財務省ホームページへの公表が予定時刻より約2時間遅れたもの。再発防止の観点から所要のシステム改修を令和5年度に実施する。 <p>(注8) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。</p>							
<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>入札の結果発表を確実に速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。</p>							
<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>令和4年度における入札の結果公表遅延は、日本銀行のシステムの一部利用不能によるものが1件、発行当局側の事情によるものが1件であることから、達成度は「△」としました。</p>							
<p>[主要] 政3-1-4-B-1: 市場との対話等</p>							
測定指標 (定性的な指標)	目標	<p>国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリング等を実施し、市場との緊密な意見交換を行います。</p>				達成度	
		<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリング等を実施することも重要と考えられるためです。</p>					

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の開催に加え、国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングを実施する等により、市場との緊密な意見交換を行いました。</p> <p>上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
施策についての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。</p> <p>以上のとおり、「政3-1-4-A-2:入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合」の達成度が「△」、その他の測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

政3-1-4に係る参考情報

令和3年度に引き続き、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート」を発行しました。
https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2022/index.html

施策	政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組							
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政3-1-5-A-1: 国債関係の定期的な資料の公表							
	年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	債務管理レポート（日）	目標値	○	○	○	○	○	/
		実績値	○	○	○	○	○	○
	債務管理レポート（英）	目標値	○	○	○	○	○	/
		実績値	○	○	○	○	○	○
	国債統計年報	目標値	○	○	○	○	○	/
		実績値	○	○	○	○	○	○
	<p>（出所）理財局国債企画課調 （注）年度内に公表した場合には○、年度内に公表していない場合に×を記載。</p>							
	<p>（目標値の設定の根拠） 定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上（施策3-1-5）のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理レポート」と「国債統計年報」を年度内に公表することを目標値としました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 各定期的な公表資料をすべて当該年度内に公表しましたので、達成度は、「○」としました。</p>							

[主要]政3-1-5-A-2:「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合 (単位:%)						
年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値 (%)	100	100	100	100	100	
実績値	前年度 第4四半期分	○	○	○	○	○
	第1四半期分	○	○	○	○	
	第2四半期分	○	○	○	○	
	第3四半期分	○	○	○	○	
	割合 (%)	100	100	100	100	
<p>(出所) 理財局国債企画課調</p> <p>(注1) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載</p> <p>(注2) 各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後1ヶ月半以内に公表。</p> <p>(注3) 補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民等の理解の向上(施策3-1-5)を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100%であるため、達成度は、「○」としました</p>						

[主要]政3-1-5-B-1:国債に係る国民等の理解の向上		
測定指標 (定性的な指標)	目標 積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、国債関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うとともに、「債務管理レポート」(日本語版・英語版)では、その時々政策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げます。 (目標の設定の根拠) 投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図るためには、国債市場や国債管理政策について積極的に情報提供を行っていくことが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由 国債関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の迅速な公表等を行うとともに、「債務管理レポート」(日本語版・英語版)では、その時々政策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げるなど、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めました。 上記実績のとおり、国債市場や国債管理政策に関する情報発信を積極的に	

	行うことにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上に努めたこと等から、達成度は、「○」としました。	
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めることにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図りました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政3-1-5に係る参考情報

参考指標1：国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度
国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計	631,012	740,175

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度以降のアクセス件数を掲載。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施していきます。</p> <p>国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧な市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。</p> <p>国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に引き続き努めます。</p> <p>個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対するIR（オンライン開催含む）に取り組んでいきます。</p> <p>また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めます。</p> <p>なお、令和4年度政策評価結果を踏まえ、令和6年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額等	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	216,407,631,503	270,575,692,111	270,151,175,868	264,739,666,016
		補正予算	△1,516,276,034	△3,406,771,676	△8,659,388,360	
		繰越等	14,575,112	△18,711,960	N.A.	
		合計	214,905,930,581	267,150,208,475	N.A.	
執行額(千円)		208,251,547,291	261,463,564,266	N.A.		

(概要)

国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための経費等です。

(注1) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 令和3年度予算額等は、令和4年度予算額等及び令和5年度予算額等との比較対照のため組替え掲記しています。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第211回国会 財務大臣財政演説（令和5年1月23日）
---	-----------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	「資金循環統計」（日本銀行）等
--	-----------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>令和3年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定しました。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施しました。</p> <p>国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に努めました。</p> <p>個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対するIR（オンライン開催含む）に取り組みました。</p> <p>また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めました。</p> <p>なお、令和3年度政策評価結果を踏まえ、令和5年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	------------------	-----------------	--------

政策目標 3-2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

上記目標の概要	<p>財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。</p> <p>財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。</p> <p>その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成</p> <p>政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進</p> <p>政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実</p> <p>政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保</p>
----------------	--

政策目標 3-2 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

評定の理由	<p>財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要に的確に対応するため、令和5年度財政投融资計画編成や令和4年度財政投融资計画補正等を行いました。また、ディスクロージャーの推進のため政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実等に取り組んだほか、チェック機能の充実のため実地監査等に取り組みました。</p> <p>すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するために必要です。</p> <p>令和5年度財政投融资計画については、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すと同時に、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むこととしています。また、令和4年度財政投</p>

	<p>融資計画補正においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、10,210億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、7,645億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。</p> <p>政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。</p>
--	---

施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成
-----------	---

	[主要]政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融資計画の編成
--	--

	目 標	<p>令和5年度財政投融資計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融資の原資が財投債等の公的資金であるということから、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた財政投融資計画の編成を行うことで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。</p>	達成度
--	------------	---	------------

測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和5年度財政投融資計画の策定にあたっては、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むこととしました。この結果、令和5年度財政投融資計画の規模は、162,687億円（令和4年度計画比13.9%減）となりました。</p> <p>また、令和4年度財政投融資計画補正においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、物価高騰・賃上げへの取組や、新しい資本主義の重点分野への投資等を推進するため、10,210億円の追加を行いました。</p> <p>そのほか、令和4年度補正予算（第2号）の成立に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を7,645億円増額手当て（弾力追加）しました。</p> <p>・「令和5年度財政投融資計画（令和4年12月23日公表）」 https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2023/index.html</p> <p>・「令和5年度予算編成等における政策評価の活用状況」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/76hyoukakon3.pdf</p> <p>上記実績のとおり、令和5年度財政投融資計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、</p>	○
---------------------	------------------------	--	---

	必要な資金需要に的確に対応することとしたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	
[主要]政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給		
目 標	<p>令和5年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。</p> <p>その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。</p>	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。</p> <p>また、収益性の観点から、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、令和4年度目標で掲げる各取組を行うことで、政策目的の実現及び産業投資の毀損の回避が可能となるからです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和5年度財政投融资計画における産業投資については、新しい資本主義の実現や経済安全保障の確保等に資する分野にリスクマネーを供給することとしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行することとしています。</p> <p>その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めました。また、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、財政投融资分科会等において、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」を踏まえた投資計画の進捗状況を含む、これまでの投資内容及び投資実行後の状況、今後の運営方針等を確認しました。このほか、地方におけるエクイティ人材を拡充する観点から、官民ファンド等による地域銀行からの人材受入のためのマッチング支援を行いました。</p> <p>上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	○

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>令和5年度財政投融资計画については、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むこととしています。また、令和4年度財政投融资計画補正においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、10,210億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、7,645億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。</p> <p>また、産業投資において、新しい資本主義の実現や経済安全保障の確保等に資する分野にリスクマネーを供給することとしました。その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めるとともに、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、投資内容及び投資実行後の状況等を確認しました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政3-2-1に係る参考情報

- 令和5年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。
 - ・ 事業者への資金繰り支援については、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すこととしました。
 - ・ 「新しい資本主義」の加速については、「人への投資」への取組として、株式会社日本政策投資銀行において、人的資本に関する非財務情報に着目した融資制度を強化し、企業の人的資本に対する取組を促すこととするほか、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、「健康経営優良法人」と認定された中小企業等を支援することとしました。このほか、日本私立学校振興・共済事業団において、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて大学の学部再編等を支援することとしました。また、スタートアップへの取組として、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、高い成長性が見込まれるスタートアップを対象とする融資制度の活用等により、スタートアップへの金融支援を強化することとするほか、株式会社日本政策投資銀行において、「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」を活用するなど、スタートアップ及びベンチャーキャピタルへの資金供給を強化することとしました。さらに、GX（グリーン・トランスフォーメーション）への取組として、株式会社脱炭素化支援機構において、民間企業等による脱炭素化に向けた意欲的な事業活動を支援することとするほか、独立行政法人住宅金融支援機構において、グリーン債を発行することにより、省エネルギー性に優れた住宅の普及を促進することとしました。
 - ・ 外交・安全保障環境の変化への対応については、株式会社国際協力銀行において、我が国企業のサプライチェーン強靱化や、グリーン・デジタルなど先端分野における我が国企業の海外展開を支援することとするほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、我が国企業の天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給等の取組を支援することとしました。このほか、株式会社日本政

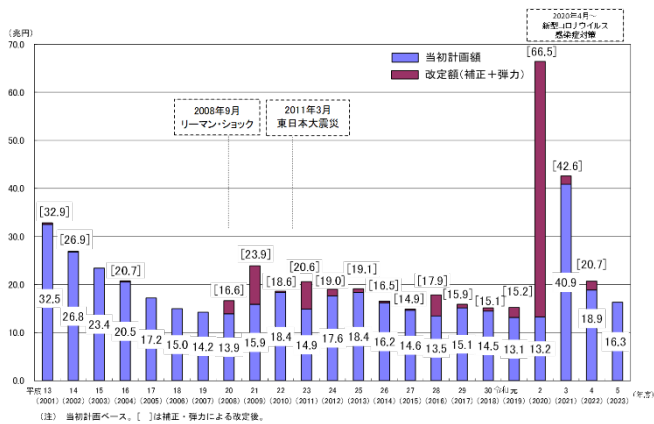
策金融公庫において、半導体や蓄電池等の重要な物資の安定供給確保を図る事業者の長期・大規模な資金需要に的確に対応することとしました。

- ・ 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしました。

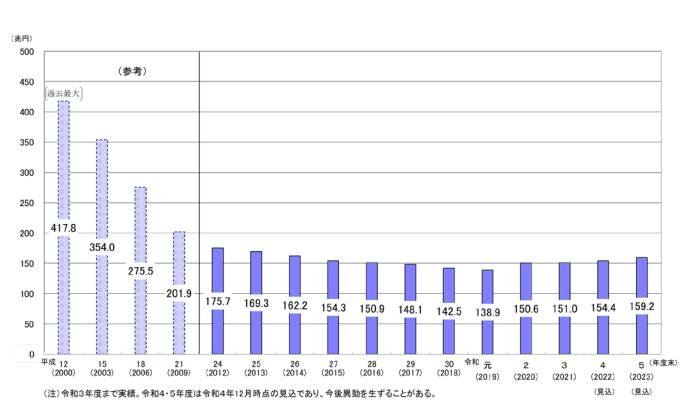
- 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和5年度において、財投債120,000億円の発行を予定しています。

参考指標 1：「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



財政投融资計画の推移（ストック）



参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績（機関別）」

(単位：億円)

区 分	令和3年度		令和4年度	令和5年度
	改定計画	実績	改定計画	当初計画
(特別会計)				
食料安定供給特別会計	10	9	8	8
エネルギー対策特別会計	112	110	104	83
自動車安全特別会計	1,178	1,175	1,645	1,185
(政府関係機関)				
(株)日本政策金融公庫	252,307	18,505	48,116	60,975
沖縄振興開発金融公庫	5,159	703	2,243	2,064
(株)国際協力銀行	11,650	6,020	19,060	19,720
(独)国際協力機構	6,784	5,874	11,427	12,686
(独立行政法人等)				
全国土地改良事業団体連合会	—	—	9	13
日本私立学校振興・共済事業団	291	291	221	272
(独)日本学生支援機構	6,209	5,849	5,849	5,881
(国研)科学技術振興機構	40,000	40,000	48,889	—
(独)福祉医療機構	16,898	5,821	8,565	2,642
(独)国立病院機構	1,801	1,540	111	286
(国研)国立がん研究センター	15	12	—	—
(国研)国立成育医療研究センター	10	9	10	9
(国研)国立長寿医療研究センター	31	28	2	2
(独)大学改革支援・学位授与機構	541	507	511	758
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,492	3,361	2,401	451
(独)住宅金融支援機構	2,631	2,389	2,749	2,507
(独)都市再生機構	4,927	3,400	5,124	5,000
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	9,200	9,200	3,200	12,530
(独)水資源機構	10	10	14	4
(国研)森林研究・整備機構	51	51	49	46
(独)エネルギー・金属鉱物資源機構	348	246	549	1,396
(地方公共団体)				
地方公共団体	44,587	37,994	33,909	24,238
(特殊会社等)				
(株)脱炭素化支援機構	—	—	200	400
(株)日本政策投資銀行	15,000	11,195	9,000	6,900
新関西国際空港(株)	200	200	—	—
(一財)民間都市開発推進機構	350	100	350	350
中部国際空港(株)	242	242	231	161
(株)民間資金等活用事業推進機構	500	200	500	500
(株)海外需要開拓支援機構	120	120	90	80
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,078	69	1,169	1,087
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	285	14	405	453
合 計	426,017	155,247	206,710	162,687

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 令和3年度実績は、令和3年度の決算時の見込値である。

(注2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa041221/zaito041221_04.pdf)

施策 政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進								
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政3-2-2-A-1：財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実							
	年度	作成頻度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	財政投融资の概要	年1回	—	○	○	○	○	○
	財政投融资レポート	年1回	○	○	○	○	○	
	OVERVIEW OF FILP	年1回	○	○	○	○	○	
	政策コスト分析レポート	年1回	○	○	○	○	○	
	POLICY COST ANALYSIS REPORT	年1回	○	○	○	○	○	
	財政金融統計月報	年1回	○	○	○	○	○	
	財政融資資金現在高	月1回	○	○	○	○	○	
	産業投資現在高	月1回	○	○	○	○	○	
	財政融資資金預託金利・貸付金利	月1回	○	○	○	○	○	
	翌年度財政投融资計画要求	年1回	○	○	○	○	○	
	財政投融资計画月別実行状況	月1回	○	○	○	○	○	
財政投融资レポートの内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック等）	主な施策について、事業例を記載		昨今の経済・金融情勢を踏まえた今後の産業投資について	時々の経済・金融情勢等を踏まえた内容を記載	新型コロナウイルス感染症対策としての財政投融资の活用について記載	新型コロナウイルス感染症対策やポストコロナの時代に向けた財政投融资の活用について記載		
<p>(出所) 理財局財政投融资総括課調</p> <p>(注1) レポート等を、所定の頻度で作成している場合には○、作成していない場合には—を記載。なお、「財政投融资の概要」については、令和元年度から発行しております。</p> <p>(注2) 「OVERVIEW OF FILP」、「政策コスト分析レポート」及び「POLICY COST ANALYSIS REPORT」については、令和元年度からの発行であり、平成30年度までの実績は、これらの前身の「FILP REPORT」、「財政投融资レポート(別冊)」及び「FILP REPORT(Extension Volume)」についてのものです。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。</p>								
[主要] 政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実								
目標	財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実を努めます。						達成度	

測定指標（定性的な指標）		<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融资に対する国民の信頼を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。</p>		
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表に当たっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、ポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。</p> <p>また、従来より作成・公表している「政策コスト分析レポート（旧：財政投融资レポート（別冊）」については、技術的な解説の一部を平易な表現を用いたわかりやすいものとしたほか、分析結果一覧表に参考情報を追記し、ディスクロージャーの充実に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政策コスト分析レポート2022・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（令和4年度）」 <p>(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa040728/040728g.pdf)</p> <p>上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	○	
	[主要] 政3-2-2-B-2: 財政投融资計画編成に係る情報の公表			
	目標	<p>令和5年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。</p>	達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料については、財政投融资分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。</p> <p>以上のとおり、財政投融资分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>	○		
施策についての評定	s 目標達成			

評定の理由

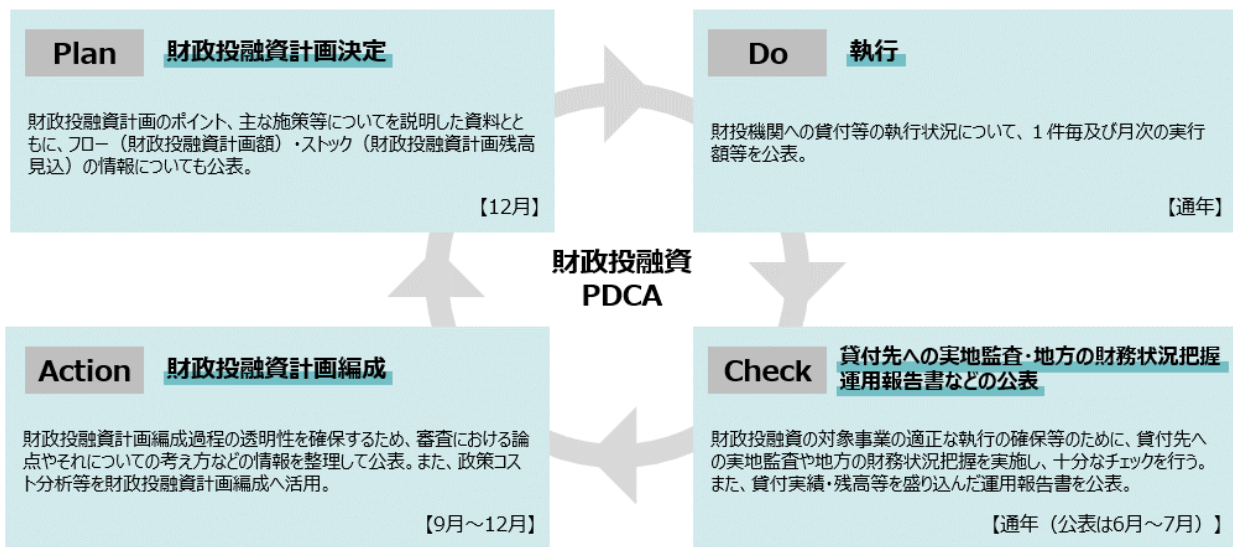
財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。

また、財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表しました。

以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政3-2-2に係る参考情報

財政投融资の透明性の確保への取組



(出所) 理財局財政投融资総括課

- 令和4年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野を説明した「財政投融资計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表（Plan）、②財政投融资の貸付などの執行状況の月次別・一件別の公表（Do）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実（Check）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（Action）、などに取り組みました。
- また、「財政投融资レポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金現在高」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト (<http://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/index.html>) に掲載しています。

参考指標 1 : 「各機関における政策コスト」

(単位 : 億円)

機 関 名		政策コスト (4年度)	① 分析期首までに 投入された出資金等 の機会費用分	② 分析期間中に 新たに見込まれる 政策コスト
融 資 系 機 関	(株) 日本政策金融公庫	29,251	19,330	9,921
	(株) 国際協力銀行	503	2,926	△ 2,424
	(独) 国際協力機構	△ 1,051	25,686	△ 26,737
	(独) 日本学生支援機構	1,480	0	1,480
	(独) 福祉医療機構	708	380	328
	(独) 住宅金融支援機構	△ 3,776	1,221	△ 4,997
	(株) 日本政策投資銀行	△ 14,065	3,882	△ 17,946
	その他 6 機関	△ 283	618	△ 901
事 業 系 機 関	自動車安全特別会計	△ 3,604	-	△ 3,604
	(独) 国立病院機構	538	572	△ 34
	(国研) 国立成育医療研究センター	149	17	132
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	6,840	-	6,840
	(独) 都市再生機構	△ 17,424	3,480	△ 20,904
	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	9,428	8,991	437
	(独) 水資源機構	735	12	722
	(国研) 森林研究・整備機構	7,234	4,282	2,952
	中部国際空港(株)	△ 331	38	△ 369
	その他 4 機関	161	19	142
合 計		16,492	71,456	△ 54,964

(出所) 理財局財政投融资総括課

「政策コスト分析レポート2022・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析(令和4年度)」
(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa040728/040728g.pdf)

(注) マイナス(△)の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
諸支出金	1,795	1,682	資金運用収入	7,402	6,558
事務取扱費	65	60	雑収入	48	25
公債金利子等	5,583	5,145	本年度損失	-	304
本年度利益	7	-			
合計	7,450	6,888	合計	7,450	6,888

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	令和2年度末	令和3年度末	科目	令和2年度末	令和3年度末
現金預金	185,198	81,122	預託金	287,349	324,486
貸付金	1,304,494	1,304,215	公債等	1,192,336	1,051,465
未収収益等	3,177	3,493	金利変動準備金	13,176	13,184
本年度損失	-	304	本年度利益	7	-
合計	1,492,869	1,389,135	合計	1,492,869	1,389,135

(出所)「財政投融资レポート2022」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2022/index.html)

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
事務取扱費	1	1	貸付金利息	1	1
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	600	400	預託金利子等	0	0
本年度利益	2,945	2,754	納付金	1,178	741
			株式配当金	2,367	2,413
合計	3,546	3,155	合計	3,546	3,155

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	令和2年度末	令和3年度末	科目	令和2年度末	令和3年度末
現金預金	3,917	4,963	資本	33,212	33,212
貸付金	715	642	利益積立金	33,170	36,115
土地等	0	0	本年度利益	2,945	2,754
出資金	144,577	153,616	固定資産評価差益	79,884	87,141
合計	149,210	159,221	合計	149,210	159,221

(出所)「財政投融资レポート2022」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2022/index.html)

参考指標4：「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」(単位：件)

	令和3年度	令和4年度
財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数	45,642	54,837

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ(/policy/filp/indexを含むページ)へのアクセス件数。

(注2) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度以降のアクセス件数を掲載。

施策	政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実							
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-2-3-A-1：実地監査結果							
	独立行政法人等		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
	計画件数		4	3	2	3	—	
	実施件数		4	3	2	3	—	
	実績 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	—	○
	地方公共団体等		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
	計画件数		239	201	135	148	168	
	実施件数		239	201	135	148	168	
	実績 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

公営企業の経営状況 (企業数)	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	398	318	211	311	273	
	実施件数	398	318	211	311	273	
	実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○

(出所) 理財局管理課調

(注) 独立行政法人等実地監査については、事務年度(7月から翌年6月までの期間)ベースで計上しています。

(目標値の設定の根拠)

財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。

(目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。
 なお、令和4年度は「地方公共団体の財政課題解決支援」に重点を置いて取り組んだことから、喫緊の課題が見受けられなかった独立行政法人等実地監査は実施していません。また、目標値の設定時点では実地監査計画が策定されておらず、例年、目標値を「100.0%」に設定しています。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

実地監査については、地方公共団体の資金の使用状況及び事業の成果、公営企業の経営状況等といった観点に加え、将来にわたる償還確実性の向上を図る観点から、監査での対話によって経営上の課題や将来のリスクを把握し、監査先と共有するとともに、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実に努めました。

この他、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、平成17年度より地方公共団体の財務状況把握を実施しており、令和4年度においては、モニタリングを行った1,788の地方公共団体のうち、174団体に対してヒアリングを行いました。なお、財務状況把握の結果については、財務省ウェブサイトに公表しています。

・「地方公共団体の財務状況把握」

(http://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm)

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

施策	政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
	目 標	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融资計画の編成を通じて確認するとともに、償還確実性の確保の観点から定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。</p> <p>財政投融资の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融资対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。</p> <p>このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。</p> <p>加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。</p> <p>これらを踏まえ、財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じた資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等により、可能な限り金利変動リスクを低減し、的確な資産負債管理に取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。</p>		○
施策についての評定	s 目標達成		

評定の理由	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じて資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等を実施し、可能な限り金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。</p>
--------------	---

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行います。</p> <p>また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。</p> <p>加えて、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。</p> <p>その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理を実施するために必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る 予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算		24,785,981,725	72,291,196,644	48,177,082,719	/
		補正予算		28,988,496,031	△31,878,553,282	△12,566,581,164	
		繰越等		5,690,000	4,010,000	N.A.	
		合 計		53,780,167,756	40,416,653,362	N.A.	
執行額(千円)			51,941,564,447	35,286,301,707	N.A.		

(概要)

民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。

(注1) 令和2年度の補正予算及び執行額には、一般会計から財政投融资特別会計投資勘定への繰入2,000億円を含んでいます。

(注2) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<p>第211回国会 財務大臣財政演説（令和5年1月23日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）</p> <p>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）</p>
--	--

	官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	財政政策の状況：令和4年度財政投融资計画、「財政融資資金・産業投資現在高」、「財政投融资レポート2022」、令和3年度財政融資資金運用報告書 等		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>令和3年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行いました。また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。</p> <p>加えて、財務の健全性確保のため、適切な資産債務管理（ALM）に取り組みました。</p> <p>その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、適切なALMを実施するために必要な経費の確保に努めました。</p>		
担当部局名	理財局（財政投融资総括課、管理課、計画官室）	政策評価実施時期	令和5年6月

政策目標 3-3 : 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

<p>上記目標の概要</p>	<p>国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有財産の更なる活用を含め、地域・社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で有効活用に取り組むとともに、そのための積極的な情報発信に努めます。また、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政3-3-1：国有財産の有効活用の推進</p> <p>政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進</p> <p>政3-3-3：普通財産の適正な管理処分</p> <p>政3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実</p>
----------------	---

政策目標 3-3 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

<p>評定の理由</p>	<p>地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた最適な形で有効活用を推進するため、有用性が高く希少な国有地については、留保財産（用語集参照）として選定した上で、国が所有権を留保することにより、定期借地権の活用による貸付けに向けて着実に取り組むとともに、国有財産に関する様々な情報提供を積極的に実施しました。また、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。</p> <p>すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>国有財産の管理処分については、社会経済や国有財産を巡る環境変化及び個々の国有財産の状況を踏まえ、最適な形で有効活用に取り組むことが必要です。</p> <p>令和4年度においては、介護・保育等、人々の安心・安全につながる分野等での活用に資する施策を実施したほか、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえて、有用性が高く希少な国有地を留保財産として選定し、当該財産について利用方針を策定する等、国有財産の積極的な有効活用を推進しました。また、国有財産の適正な運営等の観点から、監査の充実に取り組むとともに、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告を適切に実施しました。</p> <p>（令和4年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国有財産台帳価格改定時価倍率調査 <p>「合理的かつ効率的な時価倍率の算出のため、調査の評価基準の見直しなどの検討を行うとともに、引き続き、競争性・透明性を確保し効率的な執行に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き入札者の有する専門知識、技術及び創意工夫等によって、時価倍率の算出が合理的かつ効率的に行われるよう、一般競争入札（総合評価）を実施するなど適切に対応しました。また、執行に当たっては、引き続き適切に発注時期の設定を行いました。（事業番号0015）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員宿舎建設等に必要経費（民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む） 「緊急参集要員用の宿舎（BCP用宿舎）等、真に必要な宿舎については、改修だけでなく、利用者のニーズや社会情勢の変化に沿った宿舎のあり方も踏まえ、必要な宿舎の確保に向けた検討を行う。また、宿舎の改修等工事については、引き続き、長寿命化によるトータルコストの軽減を図るとともに、競争性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、今後の宿舎のあり方の検討を行うとともに、宿舎の改修費については、節減に引き続き取り組み、コスト縮減に努めました。（事業番号0016） ・ 特定国有財産の整備（一般会計） 「特定国有財産整備計画（用語集参照）の策定にあたっては、国有財産の保有・活用などの機会収益を含む経済性を考慮した上で、重要性・緊急性を検討する。計画の実施にあたっては、PFI（用語集参照）事業の活用などによるコスト削減の取組が行われている。引き続き、情勢の変化に応じ計画を見直すとともに、一者応札の改善に努める」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、特定国有財産整備計画の策定にあたっては、国有財産の保有・活用などの機会収益を含む経済性を考慮した上で、重要性・緊急性を検討しました。また、計画の実施にあたっては、引き続き、PFI事業の活用などによるコスト削減、情勢の変化に応じた計画の見直し、一者応札の改善に努めました。（事業番号0017） ・ 普通財産管理処分経費 「普通財産の処分のあり方については、引き続き、透明性を確保しつつ、業務委託に当たっては、地域の実情も考慮し、競争性を高め、経費削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、過去の執行実績を精査し、地域の実情も考慮したうえで、単価の見直し等を行いコスト削減に努め、概算要求へ反映しました。（事業番号0018） ・ 公務員宿舎の維持管理に必要な経費 「引き続き、コスト削減の取組に努めるとともに、複数年契約による調達では、一者応札が多くなっていることから、更なる競争性の確保に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、日常管理業務等に係る費用の節減に引き続き取り組み、コスト縮減に努めました。（事業番号0019） ・ 特定国有財産の整備（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定） 「引き続き、未完了事業について事業の進捗状況を公開し、実施状況の透明性の確保に務める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き未完了事業の進捗状況を公開し、実施状況の透明性の確保に務めるとともに、PFI事業を積極的に活用したコスト削減に努めました。（事業番号0020）
--	--

施策	政3-3-1：国有財産の有効活用の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用		
目標	<p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用することを推進します。</p> <p>介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。</p>	達成度	

また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。

併せて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札、二段階一般競争入札などの手法も活用します。

また、災害に備えるとともに、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、避難場所などとして国有地を活用し、防災に関する諸活動の推進に配慮します。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。

引き続き、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保の観点から国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設（用語集参照）の整備の推進等に取り組みます。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、民間事業者による5G基地局整備を後押しするため、基地局の設置場所として庁舎・宿舍等を提供すると共に、民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として庁舎等を提供します。

さらに、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、庁舎等の国有財産を新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等のための施設として、地方公共団体等に対して無償提供し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みます。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、庁舎等の国有財産を民間事業者による太陽光発電設備や電気自動車向け充電設備等の設置場所として提供し、国有財産の新たな活用策に取り組みます。

（目標の設定の根拠）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、「今後の国有財産の管理処分の方針について」（令和元年6月14日財政制度等審議会国有財産分科会答申）において、「有用性が高く希少な国有地については、一度売却してしまえば、将来、新たな行政需要が生じて、これに用いるために再度取得することが困難である。このような国有地は、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、最適利用を図っていくべきである。」とされていること、加えて「防災基本計画」において「避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」において、「国有地の定期借

	<p>地件数」及び「国公有財産の最適利用プランを策定した数」について、「目標は設定せず、件数をモニターする」とされています。</p> <p>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「国有財産を活用したデジタル改革の推進（5G通信網の整備）」及び「国有財産を活用したサテライトオフィス整備支援」、「国有地も活用した遊水地・貯留施設の整備」等が盛り込まれています。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においても、「国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速」等が盛り込まれています。</p> <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症に対応した国有財産の活用及び庁舎等の国有財産を活用したグリーン社会の実現に向けた取組促進が盛り込まれています。</p>	
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。その結果、社会福祉分野等において、令和4年度末時点で定期借地契約については144件、売却については200件の契約を締結しています。</p> <p>特に、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献しています。</p> <p>また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定することとし、国有財産地方審議会において審議の上、令和4年度末時点で61件を選定しています。</p> <p>留保財産も含めた国有地の資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、令和4年度においては、地方公共団体と連携の上、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用を検討しました。</p> <p>その結果、二段階一般競争入札を実施した財産1件について定期借地契約を締結しました。</p> <p>災害応急対策等への備えとして、避難場所、避難所、備蓄など防災の諸活動の推進を図るため、災害時に地方公共団体へ未利用国有地の情報提供に取り組みました。</p> <p>加えて、地方公共団体と連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。</p> <p>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、関係機関と調整、協議を進めました。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる5G基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5G基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者によるBOX型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました。また、「コロナ克服・新</p>	<p>○</p>

		<p>時代開拓のための経済対策」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地方公共団体等が実施するワクチン接種等の取組に対し国有財産を活用するとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組として、電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用に取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</p>	
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>未利用国有地については、公用・公共用優先の原則に基づき、優先的に地方公共団体等からの利用要望を受け付け、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。</p>		
	<p>また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、国有財産地方審議会において審議の上、留保財産として選定しました。さらに、地方公共団体と連携の上、二段階一般競争入札を実施したほか、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。</p> <p>加えて、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供や売買契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与しました。</p> <p>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を進めるため、関係機関と調整、協議を進めました。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる5G基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5G基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組みむとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者によるBOX型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました。また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地方公共団体等が実施するワクチン接種等の取組に対し国有財産を活用するとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組として、電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政3-3-1に係る参考情報

参考指標1：国有地の定期借地件数の推移

(単位：件)

	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
合計	126	135	141	143	144

(出所) 理財局国有財産業務課調

参考指標2：留保財産の件数の推移

(単位：件)

	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
選定件数	-	47	54	60	61

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 令和元年度の件数は、制度の運用が始まった令和元年9月20日以降に留保財産に選定された件数を記載しています。

参考指標 3 : 市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数
(単位: 件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度
市区町村等との間で設置した協議会の設置件数	13	13	19	14	18
国公有財産の最適利用プランの策定件数	5	2	6	0	2

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産有効活用室調

参考指標 4 : 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における国有財産の活用状況

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設の整備件数	-	-	-	0	1

(出所) 理財局国有財産業務課調

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度
5G基地局の設置場所としての活用件数	-	-	-	25	42
BOX型サテライトオフィスの設置場所としての活用件数	-	-	-	5	7
新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等の取組に対する活用件数	-	-	-	-	68
電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用件数	-	-	-	-	5

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 「国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設の整備件数」、「5G基地局の設置場所としての活用件数」及び「BOX型サテライトオフィスの設置場所としての活用件数」は、令和3年度以降の政策評価書に記載していることから、令和3年度以降の活用件数を記載しています。

「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等の取組に対する活用件数」及び「電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用件数」は、令和4年度の政策評価書に記載していることから、令和4年度の活用件数を記載しています。

施策 政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進							
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政3-3-2-A-1：合同宿舎における改修工事の実施状況 (単位：棟)						
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	—	—	327	252	296	○
	実績値	—	—	401	364	301	
	(出所) 理財局国有財産調整課調						
(目標設定の根拠) 合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度4月1日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施するためです。							
(目標の達成度の判定理由) 既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図るため、個々の宿舎の状況に基づいて、宿舎ごとに維持整備に係る中長期的な計画を策定しました。 当該計画に基づき、宿舎の長寿命化に資するべく必要な改修工事を計画的に行いました。以上のことから、達成度は「○」としました。							
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況						
	目標	<p>庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、引き続き、既存庁舎の効率的な使用を推進します。</p> <p>(目標設定の根拠) 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。</p>				達成度	
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出(参考指標2参照)を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進するなど、省庁横断的な入替調整等(参考指標1参照)を積極的に実施しました。具体的には、令和5年2月に、財政制度等審議会国有財産分科会(注参照)に諮った上で、西古松合同庁舎等全国3市に所在する庁舎について、庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な活用を推進しました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト 「財政制度等審議会 国有財産分科会(議事要旨等)」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/index.html</p> <p>上記のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。</p>				○	
施策についての評価		s 目標達成					

評定の理由	<p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進しました。</p> <p>また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。</p> <p>宿舎については、真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、今後も現下の厳しい財政事情も踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理を実施することとしています。</p> <p>適正な管理を実施するに当たり、既存ストックの長寿命化等によるトータルコスト軽減を図るため、宿舎の維持整備に係る中長期的な計画を定めた上で、計画的に改修を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
-------	--

政3-3-2に係る参考情報

参考指標1：既存庁舎等の入替調整等実績の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度
庁舎数	32	41	16	18	14
官署数	39	70	23	47	30

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標2：庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度
借受費用縮減	(㎡)	—	5,110	—	5,300	1,320
	(億円)	—	2.7	—	4.7	0.3
売却可能財産	(㎡)	—	—	—	—	2,170

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標3：宿舎戸数の推移

(単位：万戸)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度
16.3	16.2	16.2	16.2	16.2

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 各年9月1日現在の戸数

施策	政3-3-3：普通財産の適正な管理処分						
測定指標(定量的な指標)	政3-3-3-A-1：未利用国有地(財務省所管一般会計所属普通財産)の一般競争入札実施状況						
	(単位：%)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	90以上 (1,102)	100 (857)	100 (741)	100 (574)	100 (485)	○
実績値	96.6 (1,065)	100 (857)	100 (741)	100 (574)	100 (485)		

(出所) 理財局国有財産業務課調
(注1) () 内は入札件数
(注2) 令和元年度より、処理率の算出方法を変更し、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととします。

(目標値の設定の根拠)

留保財産以外の未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

政3-3-3-A-2：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況

(単位：%)

年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
目標値	83.7以上	83.4以上	83.5以上	83.5以上	83.7以上	○
実績値	83.9	83.6	83.5	83.5	83.7	
売却通知 件数	1,544 (1,295)	1,514 (1,265)	1,173 (980)	1,118 (934)	1,153 (965)	

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計
(注1) 目標値及び実績値については、申請書を受理し売却価格を通知したもののうち、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日以内（閉庁日を除く）にできなかった場合を除いて算出しています。
(注2) () 内は、30日以内（閉庁日を除く）に売却価格を通知した件数。

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内（閉庁日を除く）とし、期限内の処理を図ることとされていますが、財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。なお、業務委託した民間事業者に対して迅速な事務処理を徹底するよう指導することに努めています。

[主要] 政3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施

測定指標
(定性的な指標)

目 標

売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

公共随意契約（以下、「公共随契」といいます。用語集参照）による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等

達成度

	<p>価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 未利用国有地の売却等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行いました。</p> <p>なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。</p> <p>また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じて注意喚起するとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。</p> <p>公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定する際に、すべての場合において見積り合せを徹底して行いました。</p> <p>また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を要件とし、すべて公表しました。</p> <p>売却を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は「○」としました。</p>	○
測定指標(定性的な指標)	政3-3-3-B-2：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施	
	<p>目標</p> <p>無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。</p> <p>また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、隣接所有者等と交渉を行うなど、交換制度の活用に向けた取組を実施しました。</p> <p>また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、74件の売買契約を締結しました。</p> <p>以上のことから、達成度は「○」としました。</p>	○
政3-3-3-B-3：暫定活用の推進		
目標	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売残り財産等について、一時貸付けに係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。	達成度

	(目標の設定の根拠) 税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売残り財産等については、財務局等のウェブサイトで一時的貸付け等に係る要望を募り、暫定活用の推進に努めた結果、217件の財産について一時的貸付け等の契約を締結しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
政3-3-3-B-4：貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施		
目標	地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。 (目標の設定の根拠) 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、5件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
政3-3-3-B-5：政府が保有する株式等の管理・処分		
目標	特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。 さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。 (目標の設定の根拠) 特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。 また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。	達成度
実績及び目標	特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係	○

<p>標の達成度の判定理由</p>	<p>る株主議決権行使等の方針」(以下、「方針」という。)に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和4年9月に公表しました。なお、「方針」については、サステナビリティの観点も十分に踏まえて特殊会社等と対話することを明確化すべく、令和5年2月に一部変更しました。</p> <p>処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。具体的には、東京地下鉄株式会社株式については、売出しに係る主幹事証券会社を令和4年5月に選定しました。また、日本電信電話株式会社による自己株式の消却に伴い生じた政府保有義務超過分について、令和4年9月に売却を行いました。その結果、売却収入は約3,603億円となりました。</p> <p>物納のあった上場株式については、株式市場の状況等に応じて処分を行いました。また、非上場株式については、積極的な買受勧奨等を実施し、処分できるものは処分を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	
--------------------------	--	--

<p>施策についての評定</p>	<p>s 目標達成</p>
-------------------------	---------------

<p>評定の理由</p>	<p>公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定するに当たり、すべての場合において見積り合せを徹底して行うとともに、当該契約金額についてもすべて公表しました。また、売却を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行い、透明性の確保に努めました。</p> <p>なお、売却等に当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、契約に当たっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底し、ウェブサイト等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起をするとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。また、一定期間内に利用要望がない場合には、財政収入確保の観点から、一般競争入札により処分しました。</p> <p>旧里道・旧水路(用語集参照)等の財産についての調査依頼等に対し、現地確認調査等を的確に行った結果、誤信使用財産(用語集参照)であることが確認された場合には、使用者の申請により売却を行いました。なお、売却事務処理に当たり申請者に対して丁寧な説明を行い、適正かつ迅速な事務処理をしました。</p> <p>売却困難事由のある財産や売残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。</p> <p>東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産について、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。</p> <p>国有財産に関する相談、照会に対して、迅速かつ丁寧な対応に努めました。</p> <p>特殊会社の株式に係る株主議決権の行使等については、個別の議案等に適切に対応し、その結果について、財務省ウェブサイトで公表しました。</p> <p>処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。</p> <p>物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、株式処分の環境が整ったものについては、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行いました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目</p>
---------------------	--

標達成」としました。

政 3 - 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移

(単位：千㎡、億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
面積	784,135	785,524	786,562	785,052	N. A
台帳価格	46,670	47,452	48,307	49,598	N. A

(出所)「国有財産増減及び現在額総計算書」(理財局管理課国有財産情報室)

(注) 令和4年度については、5年11月に確定後、国会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書に掲載予定。

参考指標 2 : 未利用国有地の推移

(単位：件、千㎡、億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
件数	2,964	2,922	2,869	2,732	N. A
面積	8,368	7,952	7,449	7,231	N. A
台帳価格	3,288	3,366	3,834	4,841	N. A

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 令和4年度については、5年11月に確定後、5年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 3 : 未利用国有地の状況（令和3年度末）

合計 2,732件 (4,841億円)					
地方公共団体等 が利用する財産		処分対象財産		処分困難事由のある財産	
国利用	地方公共 団体等利用	入札未実施	売残(注1)	直困難 (注2)	当分困難 (注3)
38件 (756億円)	215件 (2,665億円)	434件 (164億円)	859件 (125億円)	478件 (468億円)	708件 (661億円)

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注1)「売残」は、過去の入札において、成約に至らなかった財産である。

(注2)「直困難」は、境界の再確認等のために直ちには入札により処分することができない財産である。

(注3)「当分困難」は、境界係争中など、当分の間処分が困難な財産である。

参考指標 4 : 一般競争入札における落札状況

(単位：件、%)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
合 計	実施件数	1,065	857	741	574	485
	落札件数	282	194	209	204	138
	落札率	26.5	22.6	28.2	35.5	28.5
最低売却価格 公表物件	実施件数	1,065	856	741	574	484
	落札件数	282	193	209	204	138
	落札率	26.5	22.5	28.2	35.5	28.5
最低売却価格 非公表物件	実施件数	0	1	0	0	1
	落札件数	0	1	0	0	0
	落札率	—	100.0	—	—	0.0

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注) 令和4年度実績は速報値。5年度に確定後、5年度政策評価書に掲載。

参考指標5：未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移

(単位：件数、%、億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施件数	1,065	857	741	574	485
落札件数	282	194	209	204	138
契約件数	356	222	299	276	175
成約率	33.4	25.9	40.4	48.1	36.1
契約金額	113	126	108	96	36

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注1) 上記表は、一般競争入札の売却結果の推移を示したものである。

(注2) 令和4年度実績は速報値。5年度に確定後、5年度政策評価書に掲載。

(注3) 平成30年度の契約件数、成約率及び契約金額については、入札の結果、落札となった財産を、翌年度以降に契約したものを含むため、30年度実績評価書の計数と異なっている。

(注4) 契約件数及び契約金額は、各年度に入札を実施し、契約が翌年度になったものも含まれる。

参考指標6：一時貸付け及び管理委託の件数と面積

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
一時貸付け	件数	281	243	166	199	217
	面積 (千㎡)	1,335	1,360	884	816	479
管理委託	件数	487	510	519	527	N. A.
	面積 (千㎡)	25,851	26,259	26,193	25,744	N. A.

(出所) 一時貸付けについては、財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

管理委託については、理財局国有財産業務課・管理課国有財産情報室調。

(注1) 一時貸付けの件数及び面積については、該当年度に契約したものを集計している（土地のみ。面積については単位未満四捨五入）。

(注2) 管理委託の件数及び面積については、各年度末時点の件数及び面積を計上している（土地のみ。面積については単位未満四捨五入）。なお、令和4年度については、令和5年度11月に確定後、令和5年度実績評価書に掲載予定。

参考指標7：第三者チェックの実施件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度
件数	2	8	9	8	11

(出所) 理財局国有財産業務課国有財産審理室で集計。

施策		政3-3-4: 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実					
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政3-3-4-A-1: 監査実施割合 (単位: %)						
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	100.0 (516)	100.0 (510)	100.0 (499)	100.0 (476)	100.0 (426)	○
	実績値	100.3 (518)	100.5 (513)	82.5 (412)	99.1 (472)	102.3 (436)	
	<p>(注) 監査計画に対する実績の割合 目標値の()内は年度当初計画の件数 実績値の()内は実績の件数 (出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調 (目標値の設定の根拠) 国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。 策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。 また、新型コロナウイルス感染防止対策に関連し、令和4年度においても令和3年度と同様の取組を継続して、適切に監査を実施します。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。</p>						
	政3-3-4-A-2: 国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日						
	年度	平成30年度 (平成29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (令和元年度決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	達成度
	目標値	30.9月初旬	元.9月初旬	2.9月初旬	3.9月初旬	4.9月初旬	○
	送付日	30.9.4	元.9.3	2.9.4	3.9.3	4.9.2	
	<p>(出所) 理財局管理課国有財産情報室調 (目標値の設定の根拠) 決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成しました。また、令和4年9月2日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。</p>						
政3-3-4-A-3: 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日							
年度	平成30年度 (平成29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (令和元年度決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	達成度	

目標値	30. 11. 20前後	元. 11. 20前後	2. 11. 20前後	3. 11. 20前後	4. 11. 20前後	○																				
報告日	30. 11. 20	元. 11. 19	2. 11. 20	3. 12. 6	4. 11. 18																					
<p>(出所) 理財局管理課国有財産情報室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応え、令和4年11月18日に国会に報告したことから、達成度は「○」としました。</p>																										
<p>政3-3-4-A-4：国有財産物件情報メールマガジンの登録者数 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>増加</td> <td>増加</td> <td>増加</td> <td>増加</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>8,444</td> <td>9,357</td> <td>9,666</td> <td>10,044</td> <td>10,503</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度	目標値	—	増加	増加	増加	増加	○	実績値	8,444	9,357	9,666	10,044	10,503
年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度																				
目標値	—	増加	増加	増加	増加	○																				
実績値	8,444	9,357	9,666	10,044	10,503																					
<p>(出所) 理財局国有財産業務課</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。</p> <p>より多くの国民の皆様にも国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>昨年度の実績値と比較すると459人増加しているため、達成度は、「○」としました。</p>																										
<p>政3-3-4-A-5：全国版空き家・空き地バンクへの登録割合 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度	目標値	—	—	100	100	100	○	実績値	—	—	100	100	100
年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度																				
目標値	—	—	100	100	100	○																				
実績値	—	—	100	100	100																					
<p>(出所) 理財局国有財産業務課</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報を全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等とあわせて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されるためです。</p> <p>より適切な情報提供を行うため、目標値を「100%」とした測定指標を設定しました。</p>																										

	(目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。	
測定指標(定性的な指標)	政3-3-4-B-1: 国有財産に関する情報提供の充実	
	目標	<p>財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報(国有財産特集)」にまとめ、財務省ウェブサイトに掲載しました。</p> <p>また、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、作成・更新を行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました(参考指標2)。</p> <p>※国有財産情報公開システム https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/</p> <p>「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等の処分等を予定している未利用国有地についての財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。</p> <p>一般競争入札に当たっては、新聞広告や折込みチラシ等により、未利用国有地の売却情報を発信しました。</p> <p>また、平成26年6月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン(「国有財産物件情報メールマガジン」)の配信を実施し、令和4年度は180回の配信を行いました。</p> <p>加えて、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」(株LIFULL及びアットホーム(株)運営)へ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等に加えて、より多くの方々に対して、情報提供を行い、国有財産の情報発信を強化しました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>
	政3-3-4-B-2: 国有財産の管理処分事務等の外部委託	
目標	国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運	達成度

	<p>営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は、「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等及び宿舍の公用財産に対する監査」及び「各省各庁が所管する普通財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握したうえで、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた最適利用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。</p> <p>令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で、令和4年11月18日に国会に報告しました。</p> <p>また、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ウェブサイトに掲載したほか、「国有財産一件別情報」を国有財産情報公開システムを通じ提供するなど、情報内容の充実等に努めました。</p> <p>すべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。</p> <p>未利用国有地の管理業務等について、外部委託を活用し効率的な事務処理を行いました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政3-3-4に係る参考情報

参考指標1：財務省所管普通財産の管理業務の状況

(単位：件、箇所、棟)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
巡回	箇所	3,627	3,457	3,251	3,437	3,052
草刈	箇所	4,087	4,159	4,329	4,745	4,589
柵設置	箇所	425	460	280	257	185
不法投棄物処理	件	341	331	226	206	222
立木伐採・剪定	箇所	705	744	528	558	594
立看板設置	件	622	586	672	647	542
建物解体	棟	30	50	43	49	38
合計	件、箇所、棟	9,837	9,787	9,329	9,899	9,222

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標 2 : 国有財産情報公開システムへのアクセス件数

(単位 : 件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アクセス件数	84,208	54,526	51,400	44,102	76,134

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

(注1) 平成30年度以降のアクセス件数は、システム稼働状況確認等のアクセス件数を除いています。これに伴い平成30年度のアクセス件数は、当該アクセス件数を除いた数字に修正しています。

(注2) 平成31年1月の国有財産総合情報管理システムのサーバ機器更新に伴い、一部の情報を各財務局等のHPで掲載することにしたため、令和元年度以降のアクセス件数は減少しています。

参考指標 3 : 国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実

【令和4年度 公表状況】

- ・ 国有財産増減及び現在額総計算書 (毎年更新)
(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm)
- ・ 国有財産無償貸付状況総計算書 (毎年更新)
(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm)
- ・ 国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書 (毎年更新)
(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm)
- ・ 国有財産レポート (毎年更新)
(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/report/index.htm)
- ・ 国有財産統計 (毎年更新)
(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/statistics/index.htm)

(出所) 理財局国有財産企画課・管理課国有財産情報室調

参考指標 4 : 全国版空き家・空き地バンクへの対象物件の掲載件数

(単位 : 件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
掲載件数	-	1,025	1,583	1,078	1,065

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注1) 一般競争入札及び先着順売払の空き家・空き地バンクへの登録件数です。

(注2) 令和元年度の実績値は、制度の運用が始まった令和元年9月20日からの実績に基づく数値となっております。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、実施していきます。</p> <p>地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形で国有財産の管理処分を実施するほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めます。</p> <p>なお、令和4年度政策評価の結果を踏まえ、令和5年度においても国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費（普通財産管理処分費、老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要経費等）の確保に努めます。</p>
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	36,345,482	43,634,437	44,323,663	46,849,364
		補正予算	△973,821	△301,847	△84,166	
		繰越等	△890,513	△775,935	N. A.	
		合 計	34,481,148	42,556,655	N. A.	
執行額(千円)		32,276,734	37,369,031	N. A.		

(概要)

国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。

(注1) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 「国有財産総合情報管理システム」の令和2年度の予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和3年度及び令和4年度の予算額並びに令和5年度の当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

<p>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</p>	<p>一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策(平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)</p> <p>ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)</p> <p>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)</p> <p>第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年12月21日閣議決定)</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>防災基本計画(令和4年6月17日中央防災会議決定)</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表 2022(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>該当なし</p>
---	-------------

<p>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</p>	<p>令和3年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>地域・社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。</p> <p>なお、令和3年度政策評価の結果を踏まえ、令和4年度においても、国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費の確保に努めました。</p>
---------------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>理財局(国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年6月</p>
---------------------	---	------------------------	---------------

政策目標 3-4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

上記目標の概要	<p>財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をする等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を一層効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政3-4-1：国庫金の効率的な管理</p> <p>政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保</p> <p>政3-4-3：国庫収支に関する情報提供</p>
---------	--

政策目標 3-4 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	<p>国庫金の効率的かつ正確な管理のため、国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、また、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿の金額が一致するよう努めました。さらに、国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおり公表しました。</p> <p>すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。</p> <p>また、国庫金の効率的な管理を図る上で、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。</p> <p>さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行っています。</p> <p>（令和4年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫収支見込システム <p>国庫収支事務オンラインシステム（国庫収支見込システム）は、行政事業レビュー推進チームの所見において「システム運用経費について、引き続き、入札における競争性の確保を図るなどの取り組みを継続し、コスト削減に努める。」とされたことを踏まえ、運用コストの見直しを行い、コスト削減に努めました。なお、国庫収支事務オンラインシステムの予算については、令和4年度よりデジタル庁へ一括計上しています。（事業番号0021）</p>

施策	政3-4-1：国庫金の効率的な管理						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-1-A-1：国内指定預金（一般口）の平均残高 (単位：兆円)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	—	—	—	18.2 以下	19.9 ^(注) 以下	○
	実績値	17.5	18.3	34.8	19.4	20.4	
	<p>(注) 令和2年度を除いた平成28年度から令和3年度までの5年の実績値の平均値。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期す必要があったこと等の影響により、国内指定預金（一般口）残高が極めて高い例外的な状況にあったため、目標値の算定から除いている。また、本指標は令和3年度から設定された測定指標のため、令和2年度以前の目標値は「—」である。</p> <p>(出所) 理財局国庫課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、当該余裕金を最大限有効活用することが重要です。</p> <p>具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に、民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。</p> <p>これらの取組により、国内指定預金（一般口）残高が過大な水準とならないよう、抑制に努めることが重要であるため、測定指標を国内指定預金（一般口）の平均残高とし、当該残高を過去5年（令和2年度を除く）の平均以下とすることを目標値として設定しました。</p> <p>(目標値の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制し、可能な限り国内指定預金（一般口）残高の抑制に努めました。</p> <p>なお、令和4年度において実績値が目標値に達しなかった理由は、令和3年度当初予算及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のため編成された令和3年度補正予算の繰越額（約22.4兆円）の支出が見込まれていたほか、令和3年度に引き続き大規模な予備費（注）の機動的な支出が想定されていたこと、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」のために編成された令和4年度第2次補正予算（約28.9兆円）の支出が見込まれていたことにより、その執行に万全を期すために国庫内に資金を確保しておく必要が生じたことによるものです。</p> <p>以上のように、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策等による支出に備えるために必要な措置を講じたことから目標値を達成できなかったものの、可能な限り国内指定預金（一般口）残高の抑制に努めたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(注) 令和4年度第1次補正予算に際し、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」を「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高対策予備費」（当初5.0兆円→第1次補正後6.1兆円）として用途を拡大。さらに、令和4年度第2次補正予算に際し、同予備費を追加（第2次補正後9.9兆円）し、また、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」（1.0兆円）を追加。</p>						
施策についての評定		s 目標達成					

評定の理由

国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。

国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行いました。

国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券（用語集参照）の発行残高が抑制されました。また、令和4年度における測定指標の実績値は目標値に達しなかったものの、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策等による支出に備えるためのやむを得ない事情によるものであることから、測定指標は「○」としました。

以上のことを総合的に勘案し、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政3-4-1に係る参考情報

参考指標1：国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額（平均残高）の推移

（単位：億円）

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
4月	386,667	416,667	377,333	242,233	260,867
5月	395,065	429,194	288,548	189,645	168,677
6月	398,733	432,967	83,933	136,367	89,933
7月	401,613	433,871	—	123,742	62,548
8月	406,000	434,710	—	109,806	63,806
9月	411,200	434,333	—	103,567	86,100
10月	411,548	432,323	—	123,097	124,226
11月	407,867	429,900	—	210,333	131,000
12月	401,226	428,419	—	322,355	135,129
1月	398,323	430,419	8,129	368,516	163,194
2月	400,179	430,862	91,000	379,857	200,464
3月	403,839	413,065	199,032	335,742	222,226
平均抑制額	401,877	428,888	86,995	219,647	141,874

（出所）理財局国庫課調

（注）令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期すため、国庫内に資金を確保しておく必要があったこと等の影響により、国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額は、前年度に比べ大きく減少した。

参考指標2：政府短期証券（財務省証券）の平均残高の推移

（単位：億円）

	令和4年度
4月	—
5月	—
6月	—
7月	—
8月	—
9月	—

10月	—
11月	—
12月	—
1月	—
2月	—
3月	—

(出所) 理財局国庫課調

(注) 国庫金が不足する場合には、財務省証券(用語集参照)の発行による資金調達を行う。

参考指標 3 : 資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合 (単位 : %)

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
35.3	37.3	7.1	18.9	12.5

(出所) 理財局国庫課調

(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期すため、国庫内に資金を確保しておく必要があったこと等の影響により、資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合は、前年度に比べ大きく減少した。

施策	政3-4-2 : 国庫金の出納事務の正確性の確保						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-2-A-1 : 一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果 (単位 : 円)						
	年度	平成30年度 (平成29年度分)	令和元年度 (30年度分)	2年度 (令和元年度分)	3年度 (2年度分)	4年度 (3年度分)	達成度
	目標値	0	0	0	0	0	○
	実績値	△6,243	0	281,839,877	0	289,486,551	
	(注1) 年度は、突合年度。						
	(注2) 目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。平成30年度(29年度分)、令和2年度(元年度分)及び令和4年度(3年度分)の実績値は、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異(平成30年度:△6,243円、令和2年度:281,839,877円、令和4年度:289,486,551円)が生じている。						
	(出所) 主計局司計課、理財局国庫課調						
(目標値の設定の根拠) 国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿(用語集参照)」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、各府省庁等の予算執行の結果(歳入歳出主計簿)と国庫原簿が一致することを確認しているため、歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を指標として設定し、引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくよう、「0」を目標値としました。							
(目標値の達成度の判定理由及び判断基準) 令和4年度(令和3年度分)において、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿を突合し、両者の金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、令和3年度に発生した一省庁の歳入(289,486,551円)について、令和3年度の歳入歳出主計簿に計上されたものの、ロシアによるウクライナ侵攻への制裁を引き金とする資金移動の規制強化により、任国内口座から日本または第三国への国際送金が停止されたこと及びミャンマーにおいて、外貨の任国通貨への両替を義務づける強制兌換措置等の金融規制が実施されたことが原因で、両国の大使館等から歳入金を送金することができなくなったことから、令和3年							

度歳入金の受入期限である令和4年5月31日までに日本銀行への払い込みが間に合わず、令和3年度の国庫原簿に反映することができなかったことによるものです。

財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各省庁からの指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。令和3年度分の収納の遅延は、ロシアによるウクライナ侵攻及びミャンマーにおける強制兌換措置を原因とする送金停止措置という、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われ、財務省においても連絡体制の整備等により、正確に原因及び金額を把握し、適切に対応していたことから、達成度は「○」としました。

なお、特別会計についても、歳入歳出主計簿と国庫原簿の突合を行いました。

施策についての評定 s 目標達成

評定の理由

国庫金の出納事務の正確性の確保のため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿とを突合し、金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、ロシアによるウクライナ侵攻及びミャンマーにおける強制兌換措置によるもので、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われたことを確認しました。

以上のとおり、国庫金の出納事務が正確に行われたことを確認できたため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

施策 政3-4-3：国庫収支に関する情報提供

測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位：%)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	100	100	100	100	100	○
	実績値	100	100	100	100	100	
	(出所) 理財局国庫課調						
	(目標値の設定の根拠)						
	国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な作成資料を予定どおりに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。						
<ul style="list-style-type: none"> ①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回) ②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回) ③「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回) 							
(目標の達成度の判定理由)							
引き続き、上記の定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。							

施策についての評定 s 目標達成

評定の理由

国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映	<p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。</p>
	<p>国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。</p>
	<p>なお、各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、各府省庁等会計事務担当者に対して改めて留意点や事例についての説明会を行うとともに、連絡を適切に行うことにより、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。</p>
	<p>国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。</p>
	<p>また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	政策目標に係る予算額	予算の状況 (千円)	当初予算	143,412	66,350	5,495
補正予算			△9,233	—	—	/
繰越等			—	—	N. A.	
合 計			134,179	66,350	N. A.	
執行額 (千円)			130,756	62,621	N. A.	

(概要)

国庫の資金繰りを効率的に行うため、日本銀行や各府省等から報告されるべき情報をオンラインで登録・確認するための国庫収支事務オンラインシステムに関する経費等である。

(注1) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 令和2年度のみ予算額が大きいのは、国庫収支事務オンラインシステムの更改に伴う一時的経費が含まれていることによるもの。

(注3) 政府情報システム関連予算の令和4年度以降の当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されている。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
----------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>令和3年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に</p>
---------------------------	---

際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。

出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。

国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。

また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	理財局（国庫課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	----------	-----------------	--------

政策目標 4-1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

上記目標の概要	<p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政4-1-1：通貨の円滑な供給</p> <p>政4-1-2：偽造通貨対策の推進</p> <p>政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行</p> <p>政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理</p> <p>政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動</p>
---------	--

政策目標 4-1 についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

評定の理由	<p>通貨の円滑な供給及び偽造・変造防止のため、所要の通貨を確実に供給できるよう通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。また、記念貨幣の着実な発行及び貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理を行ったほか、通貨への関心向上のため適切な情報提供に努めました。</p> <p>すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」（財務省設置法第3条）を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。</p> <p>通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。</p> <p>（令和4年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通貨に関する実態調査 <p>通貨に関する実態調査は、行政事業レビュー推進チームの所見において「事業の実施に当たっては、調査項目や調査方法の見直しを行い、経費の効率的な使用に努める。」とされました。これらを踏まえ、当該事業の実施に当たっては、引き続き、入札手続の改善に取り組むとともに、より効果的・効率的な質問内容への見直しを行うなど、コスト削減に努めました。（事業番号0022）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨幣の製造に必要な経費 <p>「貨幣の安定した製造及び労働生産性の向上やライフサイクルコストの管理・低減を図るため、設備投資のあり方について検討を行うとともに、引き続き、競争性を確保しつつ、コスト削減に取り組む。貨幣の製造については、今後のキャッシュレス化による貨幣の流通量の減少など、社会情勢の変化による需要の変化を踏まえた上で、発行の規模や枚数の検討を行う。また、リサイクルや偽造防止の観点も</p>

	含めた適切な成果目標の設定を行う。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、引き続きコストの削減に取り組むとともに、貨幣製造枚数の検討を行い、社会情勢の変化による貨幣の流通状況等を踏まえた製造枚数水準への見直しを行いました。(事業番号0023)
--	---

施策	政4-1-1: 通貨の円滑な供給		
測定指標(定性的な指標)	[主要]政4-1-1-B-1: 通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行		
	目標	<p>通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、日本銀行券及び貨幣を円滑に供給する必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和4年度に製造する通貨については、日本銀行と連携しつつ市中の流通状況や磨損の状況を適切に把握すること等を通じて、製造に必要な数量を精査しました。具体的には、市中の流通状況を踏まえて、製造計画を策定するとともに、このうち貨幣については年度途中で製造計画を改定し、百円貨幣、五十円貨幣、十円貨幣、五円貨幣及び一円貨幣の製造枚数を引き下げました。</p> <p>その上で、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局(以下、「国立印刷局」といいます。)及び独立行政法人造幣局(以下、「造幣局」といいます。)に指示し、日本銀行券及び貨幣を確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。</p> <p>(注)財務省ウェブサイト 「令和4年度日本銀行券製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2022ginnkoukennkeikaku.html 「令和4年度貨幣製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2022kaheikeikaku.html 「令和4年度貨幣製造計画<改定>」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2022kaheikeikaku-kaitei-3.html</p> <p>上記実績のとおり、通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。</p>	○
	政4-1-1-B-2: 製造貨幣大試験の適切な実施		
	目標	<p>製造貨幣大試験(用語集参照)を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、令和4年11月14日に第151次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。</p> <p>(注)財務省ウェブサイト</p>	○	

	「第151次製造貨幣大試験の実施結果について」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/20221121.html 上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>通貨の製造計画の策定等については、令和4年度の貨幣製造計画の見直し等により状況の変化に的確に対応したほか、市中における通貨の流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう令和5年度の製造計画を策定しました。</p> <p>また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政4-1-1に係る参考情報

参考指標1：発行・製造計画の達成割合

① 日本銀行券

(単位:億枚、%)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
当初計画	30.0	30.0	30.0	30.0	29.0
改定後計画(A)	30.0	30.0	30.0	30.0	29.0
実績(B)	30.0	30.0	30.0	30.0	29.0
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

② 貨幣

(単位:億枚、%)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
当初計画	11.1	9.9	10.4	8.2	8.1
改定後計画(A)	11.2	10.2	10.1	8.2	6.3
実績(B)	11.2	10.2	10.1	8.2	6.3
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

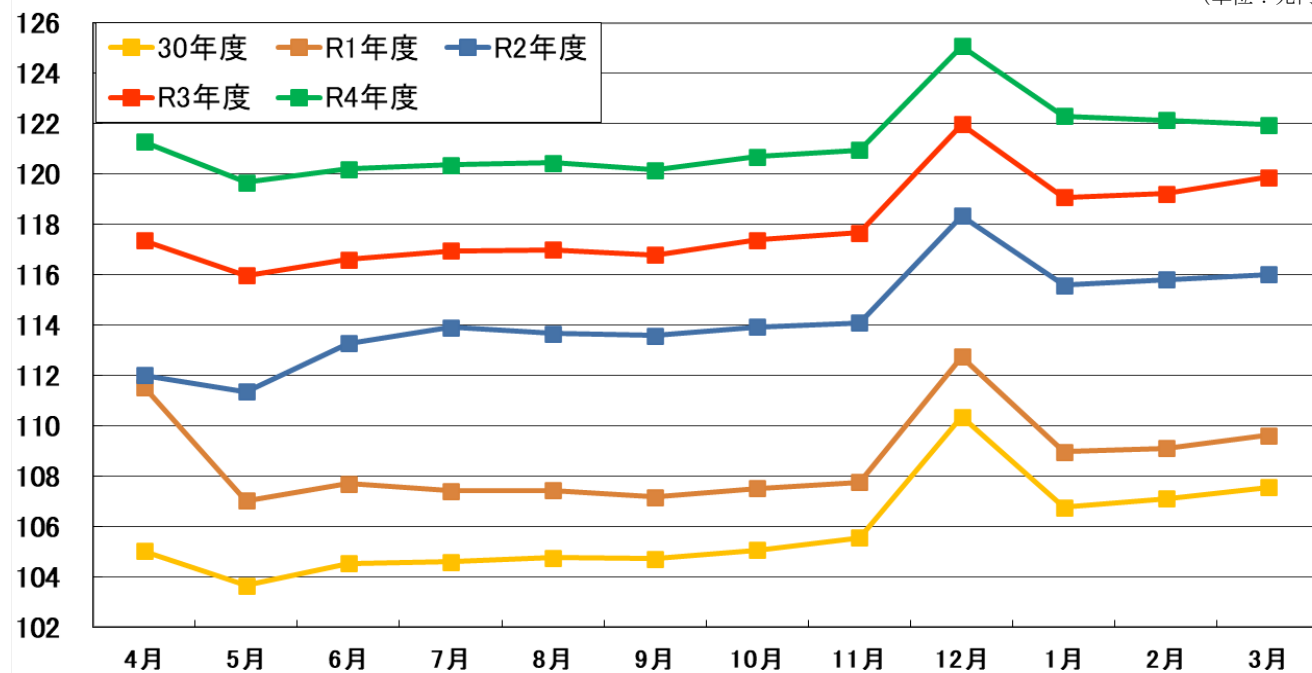
(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 記念貨幣を含む枚数。

参考指標 2 : 通貨の流通高

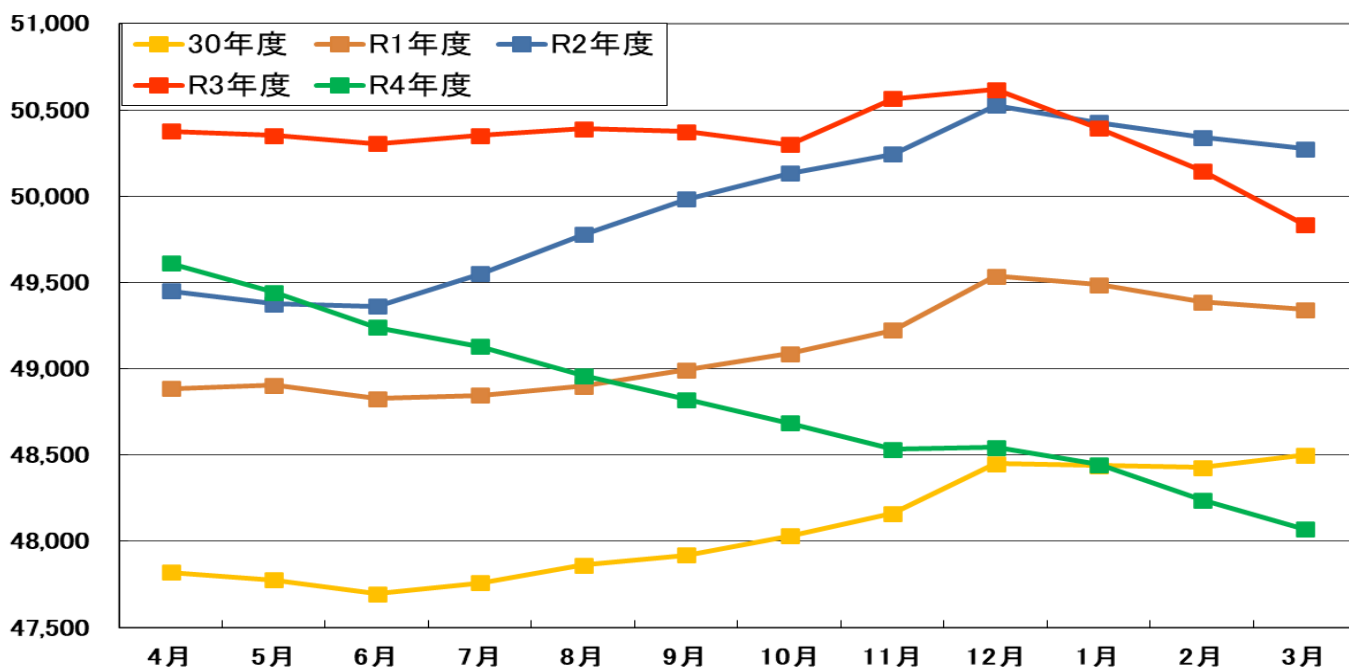
① 日本銀行券

(単位：兆円)



② 貨幣

(単位：億円)



(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

施策	政 4 - 1 - 2 : 偽造通貨対策の推進		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政4-1-2-B-1: 偽造通貨対策の適切な推進		
	目標	国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期します。 (目標の設定の根拠) 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、貨幣のクリーン化（用語集参照）や偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行などを行いました。</p> <p>これらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>こうした取組の結果として、令和4年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券969枚、五百円貨幣795枚と比較的低い水準でした（参考指標1参照）。</p> <p>このほか、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、新しい日本銀行券（一万円、五千円及び千円）を、令和6年度上期を目途に発行することとしており、令和4年度はこのための準備を確実に進めました。</p> <p>（注）財務省ウェブサイト 「新しい日本銀行券及び五百円貨幣を発行します」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/20190409.html</p> <p>上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政 4 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 偽造通貨の発見枚数

(1) 日本銀行券

(単位: 枚)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
一万円札	1,361	2,646	3,590	1,114	920
五千円札	15	31	2	14	18
二千円札	0	3	2	0	0
千円札	46	25	46	29	31
合計	1,422	2,705	3,640	1,157	969

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

(2) 貨幣

(単位：枚)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
五百円貨幣	445	290	1,087	1,227 (注2)	795

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注1) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

(注2) 発見枚数の記載に誤りがあったことから、令和3年度の数値を令和3年度政策評価書から修正している。

施策	政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政4-1-3-B-1：記念貨幣の適切な発行		
	目標	記念貨幣の発行について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。 (目標の設定の根拠) 記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和4年度は、「沖縄復帰50周年記念貨幣」及び「鉄道開業150周年記念貨幣」を発行し、造幣局を通じて販売しました。 なお、図柄等を定める政令改正にあたっては、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSやポスターを活用した情報の提供を行い、記念貨幣に関する情報を周知するよう努めました。 (注) 財務省ウェブサイト 「沖縄復帰50周年記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/okinawa_50/index.html 「鉄道開業150周年記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/railways_150/index.html 上記のとおり、令和4年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行したため、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、令和4年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に発行しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政4-1-3に係る参考情報

参考指標1：ウェブサイトへのアクセス数

	令和4年度
報道発表件数 (①)	1
ウェブサイトへのアクセス数 (②) (注1)	39,663
1件当たりの平均アクセス数 (②/①) (注2)	39,663

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 理財局国庫課通貨企画調整室の記念貨幣に関する報道発表へのアクセス件数。

(注2) 計数は四捨五入による。

参考指標2：記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数

		令和3年度	4年度
販売型 (注1)	発行貨種数 (種類)	5	3
	発行枚数 (枚)	160,000	140,000
引換型 (注2)	発行貨種数 (種類)	0	0
	発行枚数 (枚)	0	0

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注1) 販売型とは、造幣局から通信販売を行う記念貨幣のことである。

(注2) 引換型とは、全国の取扱金融機関の窓口において額面により引換えを行う記念貨幣のことである。

施策	政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政4-1-4-A-1：地金の売払い計画及び実績 (単位：t、%)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	250.0	300.0	100.0	500.0	1,080.0	○
	実績値	249.1 (99.6)	300.8 (100.3)	250.3 (250.3)	494.0 (98.8)	1,088.2 (100.8)	
	<p>(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調</p> <p>(注1) 令和元年度の目標値については、年度途中に見直しを行っている。</p> <p>(注2) 令和2年度においては、上記のほか金地金約80.8tを外国為替資金に売却している。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用することとされています。ただし、新たな貨幣の製造等に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ一般競争入札により市中へ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。目標値については、地金の種類ごとの標準的な総重量(入札参加者が取扱いやすいロットとして設定した売払い実施単位)に、売払い実施回数に乗じた概数値としており、令和4年度においては次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム地金：約50t(1単位)×7回+約30t×1回=380t ・青銅地金：約100t(1単位)×5回=500t ・白銅地金：約100t(1単位)×2回=200t <p>※地金は重量の異なる複数の塊で保有しており、これらをまとめて1単位としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極めながら、売払いを行いました。</p> <p>具体的には、売払計画において1,080tの売払いを目標としていたアルミニウム地金、青銅地金及び白銅地金について、その後における在庫量の動向等を精査し、約1,088tを市中に売却しました。</p>						

	<p>なお、目標値である1単位当たりの標準的な総重量と、実際に入札に付す1単位当たりの総重量には誤差が生じるため、全量を売払った場合でも必ずしも目標値と実績値は一致しません。</p> <p>上記のとおり、貨幣回収準備資金(用語集参照)の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については地金の在庫量等を見極めつつ売払いを行うなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

施策	政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	
測定指標(定性的な指標)	[主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応	
	<p>目標</p> <p>通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に対する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>通貨に関する情報については、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSへの投稿及びポスター等を活用した提供を行いました。</p> <p>また、寄せられた質問等(参考指標1参照)については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきながら説明するなど、丁寧な対応に努めました。</p> <p>(注)財務省ウェブサイト 「通貨に関する報道発表の実施状況」 (令和4年) https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2022currency.htm (令和5年) https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2023currency.html</p> <p>上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	<p>通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政４－１－５に係る参考情報

参考指標１：通貨に関する質問、照会等の受付件数

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度
質問・照会等件数	3,316	3,977	2,552	917	618

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数。

評価結果の反映	<p>令和４年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和５年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めます。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和２年度	３年度	４年度	５年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	16,814,543	17,110,246	17,150,963	16,886,365
		補正予算	952,491	886,504	253,604,452	/
		繰越等	△559,718	559,718	N. A.	
		合 計	17,207,316	18,556,468	N. A.	
執行額 (千円)	17,196,791	18,090,130	N. A.			

(概要)

貨幣の製造等に必要な経費、貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費

(注１) 令和４年度補正予算額については、貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費を計上。

(注２) 令和４年度「繰越等」、「執行額」等については、令和５年11月頃に確定するため、令和５年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
----------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>令和３年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和４年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑</p>
---------------------------	---

	<p>な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めました。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めました。</p>
--	--

担当部局名	理財局（国庫課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	----------	-----------------	--------

政策目標 4-2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

上記目標の概要	<p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政4-2-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備</p> <p>政4-2-2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施</p>
---------	--

政策目標 4-2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評定の理由	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和5年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。</p> <p>金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。</p> <p>また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。</p>

施策	政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備		
	目標	金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。 (目標の設定の根拠) 金融システムの安定を確保するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁と連携して、預金保険法（昭和46年法律第34号）の改正を行いました。また、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達に政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。	
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達に政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政4-2-1に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位：兆円)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
預金保険機構		69	72	72	72	72
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	12	15	15	15	15
農水産業協同組合貯金保険機構		—	—	—	8.9	8.9
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	20
(株) 地域経済活性化支援機構		1	2	2	2	3
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.50	0.50	0.50	0.05	0.05

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標2：国内金融機関の自己資本比率【再掲（総4-1：参考指標1）】

参考指標3：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総4-1：参考指標2）】

施策	政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施			
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督			
	目標	金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。	達成度	
		(目標の設定の根拠) 適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和5年度予算・資金計画や借入の認可、預金保険法の改正に伴う定款変更の認可等を行いました。 上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。		○
	[主要]政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督			
	目標	株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。	達成度	
		(目標の設定の根拠) 地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和5年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和4年度において、地域金融機関等と連携しながら、5件の事業再生支援決定、10件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、10件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標6参照）。 上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。		○
	[主要]政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督			
	目標	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。	達成度	
		(目標の設定の根拠) 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和5年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和4年度において、支援先の商品開発や販路開拓に		○

	<p>向けた支援など687件のソリューション提供が行われました。</p> <p>上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p>	
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	<p>預金保険機構等について、令和5年度予算・資金計画や借入の認可、預金保険法の改正に伴う定款変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和5年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政4-2-2に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 (単位：件、億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

(出所)「資金援助実績表(年度別内訳)」(預金保険機構)
https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html

参考指標2：預金保険機構等の借入等残高 (単位：億円)

		平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
預金保険機構		19,910	19,632	19,230	15,055	10,860
(内訳)	一般勘定	—	—	—	—	—
	危機対応勘定	—	—	—	—	—
	金融再生勘定	15,670	15,355	14,980	10,900	6,900
	金融機能強化勘定	4,240	4,277	4,250	4,155	3,960
生命保険契約者保護機構		—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構		8,500	4,000	1,500	1,800	—
(株)地域経済活性化支援機構		—	—	—	—	—
(株)東日本大震災事業者再生支援機構		236	236	236	146	117

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。
(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標3：預金保険機構の資本増強額の状況 (単位：億円)

根拠法	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
旧金融安定化法	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
早期健全化法	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
預金保険法 (102条1項1号措置)	—	—	—	—	—

金融機能強化法	4,743	4,835	4,835	4,725	4,095
返済額 (年度ごと)	200	—	—	110	630

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4：生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 (単位：件、億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	—	—	—	—	—

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5：銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 (単位：億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
株式等買取額	907	597	1,300	1,554	1,234

(出所) 銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 6：株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
事業再生支援決定件数	4 (111)	1 (112)	0 (112)	2 (114)	5 (119)
特定専門家派遣決定件数	20 (180)	24 (204)	10 (214)	16 (230)	10 (240)
ファンド設立件数	3 (40)	3 (43)	1 (44)	0 (44)	0 (44)
特定支援決定件数	25 (98)	22 (120)	24 (144)	14 (158)	10 (168)

() 書は累計件数 (事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む)。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 7：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
再生支援決定件数	4 (740)	3 (743)	4 (747)	— (747)	— (747)

() 書は累計件数。

(出所) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 支援決定期間は令和3年3月末をもって終了している。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。</p> <p>また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	12,218	10,489	9,524	9,679
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	—	
		合計	12,218	10,489	9,524	
執行額(千円)		8,633	8,935	N. A.		

(概要)

金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注) 令和4年度「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)</p> <p>「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)</p> <p>「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)</p> <p>「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)</p>
--	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>預金保険機構等に対する政府保証枠等</p> <p>預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移</p> <p>預金保険機構等の借入等残高</p> <p>預金保険機構の資本増強額の状況(残高、返済額)</p> <p>生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移</p> <p>銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移</p> <p>(株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移</p> <p>(株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移</p>
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。</p> <p>また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	-----------	-----------------	--------

政策目標 5-1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

上記目標の概要	<p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施</p> <p>政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用</p>
----------------	---

政策目標 5-1 についての評価結果

政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。</p> <p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取組みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度関税改正の検討に当たり、要望を受け付ける際には政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めるとともに、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集や国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、 ・ W T O 協定（用語集参照）及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税（用語集参照）の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことなど、 <p>内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に取り組んでいます。</p> <p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費 <p>令和4年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載していますが、当該経費は政策目標5-3と共通するものであるため、そちらで記載します。</p> <p>(事業番号0024)</p>

施策	政 5 - 1 - 1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政5-1-1-B-1 : 適切な関税改正の実施	
	<p>適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。</p>	達成度
<p>令和 5 年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような内容を含む「関税定率法等の一部を改正する法律」が令和 5 年 3 月 30 日に成立しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定税率等の適用期限の延長等 <p>暫定税率 (412 品目) 及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和 5 年度末まで 1 年延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別品目の関税率の見直し <p>国際的な分類決定を受けたプロポリス原塊等の分類変更に伴い、税細分を新設することで現行の関税率を維持。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税関事務管理人制度の拡充 <p>非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度について、届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率の新設 <p>迅速通関の観点から、入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率を新設 (スティック型 1 本 15 円、リキッド型 1 個 50 円)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税環境の整備 <p>内国税における納税環境の整備に係る規定を踏まえ、高額な無申告に対する関税の無申告加算税の割合の引上げ等の規定を整備。</p> <p>また、令和 4 年 3 月 11 日の G 7 首脳声明を踏まえ、ロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するため、以下の内容の「関税暫定措置法の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月 20 日に成立しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税における最恵国待遇の撤回 <p>国際関係の緊急時において、W T O 協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国を原産地とする物品で、特定の期間内に輸入されるものに課す関税率は、基本税率 (暫定税率の適用があるときは暫定税率) とする。</p> <p>上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申 (令和 4 	○	

	<p>年12月16日)</p> <p>https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20221215_toushin.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定） https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_mokuji.htm ・ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回についての答申（令和4年4月5日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20220405.html ・第208回国会における財務省関連法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/index.htm ・第211回国会における財務省関連法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/index.htm 	
--	---	--

施策についての評定	s 目標達成
------------------	--------

評定の理由	<p>令和5年度関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをし、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、適切に判断しました。</p> <p>なお、関税・外国為替等審議会における「令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「令和5年度税制改正の大綱」に盛り込みました。</p> <p>また、令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するため、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、関税暫定措置法の一部を改正しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	--

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用
-----------	----------------------------

測定指標（定性的な指標）	<p>[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用</p>	
目標	<p>特殊関税制度の適正な運用を行う。</p> <p>（注）特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別な事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p>	達成度

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>W T O 協定及び国内関係法令に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税 ・中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長 ・中華人民共和国産電解二酸化マンガンをに対する不当廉売関税の課税期間の延長 <p>について調査や賦課決定等を適正に行いました。</p> <p>上記のとおりW T O 協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税を課することについての答申（令和4年11月24日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20221124_toushin.html ・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して不当廉売関税を課する期間を延長することについての答申（令和5年1月24日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20230124_toushin.html ・中華人民共和国産電解二酸化マンガンをに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表(令和5年3月8日) https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/20230308.htm 	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>W T O 協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-1-2に係る参考情報

参考指標1：課税の求めから2か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	2か月以内の調査開始可否決定件数
平成30年度	1	1
令和元年度	1	1
令和2年度	2	2
令和3年度	2	1
令和4年度	1	1

(注1) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は2か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から2か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標 2 : 調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
平成 30 年度	1	1	1
令和元年度	0	—	—
令和 2 年度	1	1	1
令和 3 年度	2	2	2
令和 4 年度	2	2	1

(注 2) 関税定率法第 8 条第 6 項には、調査は 1 年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を 6 月以内に限り延長することができるかとされています。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO 協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。</p> <p>令和 6 年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	775,847	132,518	143,241	122,146
		補正予算	△1,310	△1,574	△1,610	
		繰越等	—	456,480	N. A.	
		合 計	774,537	587,424	N. A.	
執行額 (千円)		667,490	536,409	N. A.		

(概要)

関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。

(注 1) 令和 4 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 5 年 11 月頃に確定するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定。

(注 2) 令和 3 年度の一部及び 4 年度以降の政府情報システム関連予算は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）
---	------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
--	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>（適切な関税改正の実施）</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。</p> <p>（特殊関税制度の適正な運用）</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。</p> <p>令和6年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	--

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	--------	-----------------	--------

政策目標5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要	<p>自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）にあるように、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進しつつ、EPAの利活用を促進することが求められています。財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関：用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。財務省としては、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定：用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進</p>
---------	--

政策目標5-2についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>施策5-2-1の評価は「s 目標達成」、施策5-2-2の評価も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>平成30年12月30日に発効したCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に発効した日英EPAは、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域</p>

的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集）構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。

また、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施することは、貿易円滑化の推進にとって必要です。

これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。

なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

施策	政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
	目標	<p>WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A WTOにおける取組</p> <p>平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が156か国（令和5年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しました。例えば、令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。また、現在機能停止しているWTO上級委員会への対応についても、令和5年3月に暫定的な枠組みであるMPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント：用語集参照）へ参加するとともに、引き続き、各国と連携しながら紛争解決制度の改革に向けた取組を主導していくこととしました。加えて、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が継続しており、こうした議論に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から参画・貢献しました。</p> <p>B 経済連携の推進に係る取組</p> <p>CPTPPは、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月30日にCPTPPとして発効しました。令和5年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニ</p>	○

		<p>ュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリの10か国（内閣官房TPP等政府対策本部ホームページ参照）で発効しています。令和3年6月に開始が決定された英国の加入手続きについては、我が国は英国の加入作業部会議長として、同国の加入手続きが協定のハイレベルを維持しつつ進むよう交渉を主導し、令和5年3月には、CPTPP参加国及び英国により、英国の加入交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出されました。</p> <p>日EU・EPAは、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和4年度は各種専門委員会において、日EU・EPAの運用状況等について議論を行いました。</p> <p>EUを離脱した英国との間では日英EPAが令和2年10月に署名に至り、令和3年1月に発効したことで日系企業のビジネスの継続性が確保されました。令和4年2月に開催された日英EPA合同委員会第1回会合では、日英EPAの運用状況の確認や、日英間の貿易を一層促進するための今後の取り組みなどに関する議論を行いました。</p> <p>日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は、令和元年10月に署名に至り、令和2年1月に発効しました。この協定により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。</p> <p>RCEP協定については、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。令和4年9月に開催された第1回RCEP閣僚会合では、RCEP協定の運用に関わる諸事項について議論を行いました。</p> <p>また、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定についても、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和4年度における税関主催：計24回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みしました。</p> <p>上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-2-1に係る参考情報

参考指標1：FTA/EPA等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビアEPAは交渉継続中（外務省公表状況に基づく）であるが、令和4年度における交渉実績は無し。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和5年3月現在)

経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況 (2023年3月時点)

発効済

シンガポール (2002年11月 (2007年9月改正))、
 メキシコ (2005年4月 (2012年4月改正))、マレーシア (2006年7月)、
 チリ (2007年9月)、タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年7月)、
 ブルネイ (2008年7月)、ASEAN (2008年12月、(2020年8月改正))、
 フィリピン (2008年12月)、スイス (2009年9月)、ベトナム (2009年10月)、
 インド (2011年8月)、ペルー (2012年3月)、豪州 (2015年1月)、
 モンゴル (2016年6月)、CPTPP^(注1) (2018年12月)、EU (2019年2月)、
 米国 (2020年1月)、英国 (2021年1月)、RCEP^(注2) (2022年1月)

署名済

TPP12^(注3) (2016年2月署名)

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ (GCC^(注4)、韓国、カナダは交渉中断中)

^(注1) CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計11か国)。

発効国:カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月)、ペルー(2021年9月)、マレーシア(2022年11月)、チリ(2023年2月)

^(注2) RCEP(地域的な包括的経済連携): ASEAN加盟国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、

日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計15か国)。

発効国:ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、豪州、ニュージーランド(2022年1月)、韓国(2022年2月)、マレーシア(2022年3月)、インドネシア(2023年1月)

^(注3) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

^(注4) GCC (湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当)・経済連携室調

施策	政5-2-2: 税関分野における貿易円滑化の推進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政5-2-2-A-1: 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	○
	実績値	34	36	37	39	39	
(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調 [https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm] (目標値の設定の根拠) 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) バングラデシュとの間で政府間交渉を行ってきた税関相互支援協定については、令和4年度内に交渉が終了し、令和4年11月に署名が行われる予定であったところ、日本の新型コロナウイルス感染状況を勘案して署名式は令和5年4月に延期されました。こうした特殊事情がなければ、令和4年度中に、目							

標となる数値が40となり、前年より増加という目標値を達成できていたことから、達成度を「○」と判定したものです。

政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進		
目 標	<p>税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。</p>	
測定指標（定性的な指標）	<p>A 途上国の税関行政近代化への取組</p> <p>関税技術協力については、令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ対面支援を段階的に再開しながら、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、67件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標1参照）。特に、アフリカ・太平洋島嶼国（用語集参照）の対象国については、各国での指導的役割を担う教官（マスタートレーナー）を育成する、複数年にわたるプログラムを現在も実施しているところであり、これにより対象国の税関行政の近代化に貢献しています。</p> <p>なお、支援の実施に当たっては、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、効果が認められる部分についてはオンラインによる方式も積極的に併用した支援を実施しました。</p>	○
	<p>B WCOにおける取組</p> <p>WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において規定の更新・追加の検討を行っています。令和4年度には計3回の会合が開催され、我が国からの提案を含め、見直しのための協議が行われています。会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。</p> <p>C 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECでは、違法な新型コロナウイルス関連物品の取締りや税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>ASEM（アジア欧州会合：用語集参照）では、新型コロナウイルス感染拡大以降、対面による活動が実施されておらず、令和4年度においては、オンラインでの活動も実施されませんでした。</p> <p>中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国税関局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、3か国税関当局の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由		

	<p>における実務レベルの協力を推進しました。</p> <p>D E P Aにおける取組</p> <p>貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。また、令和4年9月に交渉を開始したI P E F（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省として貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しています。また、「総合的なT P P等関連政策大綱」（令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定）も踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P Aに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書情報の電子的な交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、A S E A Nと協議を進めており、日インドネシアE P Aについて、令和5年6月の運用開始を予定しています。</p> <p>E 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>バングラデシュとの間での税関相互支援協定については、政府間交渉が終了し、当初は令和4年度11月中に署名が行われる予定でした。日本の新型コロナウイルス感染状況を勘案して署名式は令和5年4月に延期されたものの、着実な進展が見られたところです。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、税関相互支援協定の締結に向けた交渉を行い、実質的に令和4年度内に目標に掲げる締約国数の増加を達成したものと判断し、達成度は「○」としました。</p>	
--	---	--

施策についての評定		s 目標達成
評定の理由	<p>政5-2-2-A-1における測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」の達成度は「○」であり、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展した。</p> <p>また、政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度も「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受入研修	案件数	3	9	21
	受入人数	20	182	218
専門家派遣	案件数	34	51	46
	派遣人数	76	133	143

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）令和2年度及び令和3年度はすべてオンラインで実施し、令和4年度も一部オンラインで実施した。

参考指標 2 : 改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成 18 年 2 月発効）に係る締約

国数

平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末
115 各国及び E U	121 各国及び E U	126 各国及び E U	130 各国及び E U	132 各国及び E U

（出所）WCOウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	47,492	40,298	33,213	161,385
		補正予算	—	—	—	/
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	47,492	40,298	N. A.	
執行額 (千円)	823	532	N. A.			

（概要）

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

（注）令和 4 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 5 年 11 月頃に確定するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）</p> <p>「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び、同フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）</p>
----------------------------------	---

	総合的なT P P等関連政策大綱（令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	なし		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、W T O貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、W T O改革に関する議論に積極的に参画する等、様々なW T O上の取組にも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、R C E P協定をはじめとするE P Aの事業者向け説明会を開催し周知を行いました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を積極的に進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、W C O、A P E C等の地域協力の枠組み、E P A及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p>		
担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施時期	令和5年6月

政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

上記目標の概要	<p>経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。</p> <p>「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。</p> <p>一方、「世界一安全な日本」創造戦略や「知的財産推進計画2020」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。</p> <p>これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上 政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実</p>
----------------	--

政策目標5-3についての評価結果

政策目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

評価の理由	<p>貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等の施策を着実に進めてきております。そうした中、全ての施策の評価が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、当該政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>政策目標5-3は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。</p>

加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

(令和4年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費

予算計上について、令和3年度に一部、4年度に全部をデジタル庁等へ一括計上したことにより、事業終了として、デジタル庁に引き継がれました。「システム関連費用について、引き続き、一者応札の改善など透明性を高める活動を実施し、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、デジタル庁一括計上後においても、引き続き、競争性の確保に努め、コスト削減を図りました。(事業番号0024)

- ・ 取締機器等調査研究経費

「調査研究に当たっては、引き続き、情報収集、外部専門家からの意見聴取等の取組を継続し、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札とならないように調達を実施しました。今後も引き続き、競争性の確保に努め、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図ります。(事業番号0025)

- ・ 税関監視艇整備運航経費

「引き続き、関係諸機関との連携も考慮しつつ、効果的・効率的な活用に向けた検討に努めるとともに、監視艇の建造及び運航経費について、入札における競争性の確保を図るなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、監視艇を新造艇に更新する際に見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。(反映額▲3百万円)(事業番号0026)

- ・ X線検査装置整備等経費

「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努める。また、一者応札になった案件の調達経過を分析することにより、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、固定式X線検査装置等の更新を見送ることによる削減を図りました。(反映額▲237百万円)(事業番号0027)

- ・ 大型X線検査装置整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を反映し保守経費の削減を図りました。(反映額▲12百万円)(事業番号0028)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費

引き続き、コスト削減に努めつつ、技術的進歩に応じて、取締レベルを維持しながら効率化の検討を進める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器の再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。(反映額▲326百万円)(事業番号0029)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費

「引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、周知方法の工夫により新規事業者が参入した事例を参考に、引き続き一者応札の改善に努めました。(事業番号0030)

- ・ 円滑な通関等の環境整備(国際観光旅客税財源)(観光庁)

「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、引き続き先進性が

高い事業に取り組むとともに、既に整備された機器について、より効果的に運用できるよう改善するなど、一層効果的かつ効率的に事業を実施すべき。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、水際緩和措置に伴う入国旅客の急増に適切に対応するなど、通関手続の円滑化等に努めました。
(事業番号0243 (国土交通省))

施策 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等 (単位：%、日))

年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
文書による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	△
	実績値	99.9	99.8	99.2	99.5	99.5	
平均処理日数 (日)	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	×
	実績値	12.4	13.9	12.9	15.5	16.2	
口頭による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
	実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	

測定指標 (定量的な指標)

(出所) 関税局業務課調
(注) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数(処理日数)が一定期間(文書による回答については30日(回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。))、口頭による回答については即日(回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。)以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。

(目標値の設定の根拠)
輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度(事前教示制度)があります。
輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)
各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、口頭による回答のうち即日回答した割合については、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。
文書による回答については、30日以内に回答した割合が目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから達成度は「△」としました。また、平均処理日数が目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としましたが、これは分類の統一的解釈の確保のために慎重な検討を行った事案が増加したことによるものです。事前教示制度の利用の更なる促進や制度利用者の利便性向上との目標を踏まえ、適正な分類判断を確保しつつ、効率的な処理に努めて参ります。

[主要]政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保		
測定指標（定性的な指標）	<p>関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう懲憑しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。</p> <p>①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を行ったところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懲憑しました。</p> <p>②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懲憑しました。</p> <p>③輸入許可後の原産性の確認において、経済連携協定に基づく原産地規則を満たしておらず、特惠税率が適用できない申告が確認されたことから、輸入者に対して修正申告を懲憑しました。</p> <p>④輸入許可後に輸入者に対し事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入貨物に係る特許及びノウハウ等の対価として支払ったロイヤリティが申告価格に含まれていませんでした。このロイヤリティは税関に申告するべきものでしたが、適正に申告されていなかったため、申告価格が過少であったことが判明しました。そのため、申告価格が過少となっている申告に関し、修正申告を懲憑しました。</p> <p>なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。</p> <p>また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な</p>	○

	<p>管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。</p> <p>この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。</p> <p>申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	<p>本政策目標における測定指標である「事前教示制度の運用状況」について、「平均処理日数」は目標値に至らず、「文書による回答」も僅差で目標値に至りませんでした。一方で、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めました。</p> <p>以上のとおり、一部「×」や「△」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

政5-3-1に係る参考情報

参考指標1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記） （単位：億円、％）

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
収納額	90,988	92,429	91,309	111,661	N.A.
国税全体に対する割合	14.2	14.9	14.1	15.5	N.A.

（出所）関税局業務課調

（注1）収納額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したものの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収納額／租税及び印紙収入。

（注3）令和4年度実績値は、令和5年8月以降にデータの集計が終了するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

参考指標2：審査・検査における非違発見件数 （単位：件数）

年度	平成30年度 （平成26～30年度 平均）	令和元年度 （平成27～令和元 年度平均）	2年度 （平成28～令和2 年度平均）	3年度 （平成29～令和3 年度平均）	4年度 （平成30～令和4 年度平均）
実績値	102,213	101,326	99,301	99,390	99,976

（出所）関税局業務課調

（注）当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

参考指標3：輸入事後調査実績 （単位：件、百万円、％）

事務年度（7～6月）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施件数	4,079	3,361	715	1,484	N.A.
不足申告価格	154,957	123,123	63,067	59,109	N.A.
非違の割合	79.2	81.0	83.9	75.3	N.A.

（出所）関税局調査課調

（注1）実施件数：輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

（注2）不足申告価格：非違に係る申告漏れ課税価格。

（注3）非違の割合：非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

（注4）令和4年度（事務年度）実績値は、データの集計が未了のため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 4：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
許可件数	26	20	21	12	13
総数	955	956	971	974	982
処分件数	0	1	1	1	0

（出所）関税局業務課調

（注1）許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

（注2）処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

（単位：件）

事務年度（7～6月）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
非違発見件数	66	52	75	53	N. A.
処分件数	4	1	0	9	N. A.

（出所）関税局監視課調

（注1）非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

（注2）処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

（注3）令和4年度（事務年度）実績値は、令和5年11月以降にデータの集計が終了するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止									
政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 （単位：％）									
測定指標 （定量的な指標）	年度		平成30年度 (26年～30 年平均)	令和元年度 (27年～令 和元年平 均)	2年度 (28年～令 和2年平 均)	3年度 (29年～令 和3年平 均)	4年度 (30年～令 和4年平 均)	達成度	
	不正薬物	目標値		増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	過去5年の 平均より増 加	過去5年の 平均より増 加	過去5年の 平均より増 加	—
		実績値		87.6	88.4%	88.6%	86.7%	—	
	うち覚醒剤	目標値		増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	過去5年の 平均より増 加	過去5年の 平均より増 加	過去5年の 平均より増 加	
実績値			98.4	98.0%	97.9%	96.8%	—		
（出所）関税局調査課調 （注1）国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。（注2、3） （注2）当該年を含めた過去5年間における不正薬物（覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類（ヘロイン、コカイン））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。 （注3）関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。									

(目標値の設定の根拠)

税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合（実績値）については、近年高水準で推移しており、また新型コロナウイルスの感染拡大に伴う航空機旅客減少の影響も見込まれるところ、目標値を「過去5年の平均値より増加」としました。

(目標の達成度の判定理由)

令和4年における国内全押収量の把握が6月以降となる予定のため、その把握後、平成30年～令和4年の平均実績値を算出し、令和5年度実績評価書に記載します。

政5-3-2-A-2：出港前報告情報による検査の割合

(単位：%)

年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
目標値	増加	増加	増加	過去5年平均並み	過去5年平均並み	×
実績値	13.9	12.5	10.4	10.3	9.0	

(出所) 関税局監視課調

(目標値の設定の根拠)

輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定(事前選定：用語集参照)を行い、重点的な取締りを行っています。

不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りにあたっては、国際イベントの有無等、その時々的情勢に基づいた取締体制を構築しつつ、今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを維持していく必要があるため、目標値を「過去5年平均並み」としました。

(目標の達成度の判定理由)

税関の不正薬物・テロ対策等の水際取締りについては、情勢に基づいた取締方針に基づき、体制を構築しつつ、限られたマンパワーを有効に活用しながら、出港前報告情報のほか、輸入申告時の情報や関係機関からの情報など、様々な情報を活用して検査対象貨物を選定しています。

その結果、令和4年度においては、貨物検査全体における出港前報告情報による検査の割合は相対的に減少することとなり、その割合は、過去5年の平均(12.0)を下回る実績値となったため、達成度は「×」としました。

なお、水際取締りにあたっては、上記のように情勢に応じた様々な情報を活用しており、本指標の実績値のみが、密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を正しく反映していないことから、測定指標としての適切性を再検討した結果、令和5年度から、本測定指標を参考指標とするよう、位置づけを見直しました。

[主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施

目 標	達成度
国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等(不正薬物、銃砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等)に対する厳正な水際取	

測定指標(定量的な指標)

測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>締りを実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を行うことを目標として設定しました。</p>	
		<p>入国者数の増加や故安倍晋三元総理の国葬儀、G7広島サミット等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和4年度において、X線検査装置27台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）25台等を整備）</p> <p>社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和4年度には、関係機関との合同訓練を257件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、バングラデシュとの間での税関相互支援協定について、政府間交渉が終了し、当初は令和4年度11月中に署名が行われる予定でした。日本の新型コロナウイルス感染状況を勘案して、署名式は令和5年4月に延期されたものの、積極的な情報交換に資する環境整備において着実な進展が見られました。</p> <p>さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。</p> <p>このほか、出港前報告情報及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。</p> <p>取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和4年における不正薬物全体の押収量は、1,147kgと7年連続で1トンを超えました（参考指標1参照）。</p> <p>また、令和4年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は9件、押収量は135kgでした（参考指標4参照）。</p> <p>加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を実施しました。</p> <p>上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。</p>	○
施策についての評価		a 相当程度進展あり	

評定の理由

主要な測定指標「密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施」については、各種取締・検査機器やP
NR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努め、合同取締りや犯則事件の共同調査等
を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極
的に推進しました。また、令和4年度の「不正薬物の水際押収量の割合」はまだ確定していませんが、
令和4年の税関における不正薬物全体の押収量は1,147kgと、7年連続で1トンを超えました。

「出港前報告情報による検査の割合」については、測定指標の目標値を下回ったことから、達成度は
「×」としましたが、これは貨物検査全体において活用される情報が増えたことで、本情報による検査
の割合が相対的に減少したことが要因であり、こうした検査体制の変化を踏まえ、本測定指標は来年度
から参考指標に変更いたしました。

以上を踏まえ、定量的な指標の中の1つを除き測定指標の達成度が「○」であること、「×」となっ
ている指標についても、情勢に基づいた検査体制の変化が要因であることから、当該施策の評定は、「a
相当程度進展あり」としました。

政5-3-2に係る参考情報

参考指標1：社会悪物品の摘発実績

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年
覚醒剤	件	169	425	72	95	300
	kg	1,159	2,587	811	1,014	567
大 麻	件	218	242	204	199	148
	kg	156	82	126	153	431
大麻草	件	128	110	86	94	55
	kg	143	61	49	22	315
大麻樹脂等	件	90	132	118	105	93
	kg	13	21	76	132	117
あへん	件	-	-	-	1	-
	kg	-	-	-	4	-
麻薬	件	225	209	167	230	232
	kg	161	656	822	61	131
	千錠	32	61	90	133	78
ヘロイン	件	8	5	2	-	-
	kg	1	17	0	-	-
コカイン	件	58	52	27	34	28
	kg	153	638	820	14	48
MDMA等	件	59	67	74	81	96
	kg	5	0	2	30	46
	千錠	32	61	90	130	78
その他麻薬	件	100	85	64	118	108
	kg	2	0	1	16	37
	千錠	1	0	0	3	0
向精神薬	件	38	6	2	6	16
	kg	0	-	-	0	0
	千錠	26	0	1	1	2
指定薬物	件	221	165	300	302	348
	kg	17	14	169	19	17
合計	件	871	1,047	745	836	1,044

	kg	1,493	3,339	1,928	1,251	1,147
	千錠	58	61	91	134	80

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年
銃砲	件	8	-	3	1	5
	丁	10	-	3	1	6
うち拳銃	件	7	-	3	1	5
	丁	9	-	3	1	6
拳銃部品	件	1	-	-	1	3
	点	1	-	-	1	5
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	674	351	351	324	366
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	26	22	22	11	12
	点	30	30	29	12	14

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

(注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

(注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

(注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。

(注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

(注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注8) 令和4年の数値は速報値である。

参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	
航空機旅客による密輸	243	389	70	24	94	
国際郵便物を利用した密輸	557	520	567	689	724	
商業貨物を利用した密輸	58	127	108	123	223	
	航空貨物	46	121	95	108	207
	海上貨物	12	6	13	15	16
船員等による密輸	13	11	-	-	3	
合計	871	1,047	745	836	1,044	

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 令和4年の数値は速報値である。

参考指標3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
航空機旅客による密輸	91	229	23	5	43
	160	427	54	35	101
国際郵便物を利用した密輸	52	85	23	33	127
	50	188	14	62	119
商業貨物を利用した密輸	23	109	26	57	130
	948	367	743	917	347
航空貨物	13	107	20	50	127

		22	325	103	266	319
	海上貨物	10	2	6	7	3
		926	43	639	650	28
	船員等による密輸	3	2	-	-	-
		0	1,605	-	-	-
	合 計	169	425	72	95	300
		1,159	2,587	811	1,014	567

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注4) 令和4年の数値は速報値である。

参考指標4：金密輸の摘発実績

(上段：件、下段：kg)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
摘発件数	1,086	61	51	5	9
押収量	2,054	319	150	27	135

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和4年の数値は速報値である。

参考指標5：知的財産侵害物品の差止実績

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
輸入差止件数	26,005	23,934	30,305	28,270	26,492

(出所) 関税局業務課調

参考指標6：テロ関連物資の摘発実績

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
実施件数	12	2	5	6	12

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和4年の数値は速報値である。

参考指標7：テロ関連研修の開催実績

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
実施件数	99	83	48	103	159

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標8：輸出事後調査実績（実施件数）

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
実施件数	513	524	167	104	277

(出所) 関税局調査課調

参考指標9：関係機関との連携・情報収集の実績

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
国内関係機関からの情報入手件数	264	265	258	292	244
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	295	296	251	243	369

国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	5, 448	5, 670	823	966	2, 151
---------------------	--------	--------	-----	-----	--------

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位：件)

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
外国関係機関との情報交換件数	22, 872	47, 736	20, 730	26, 391	54, 967
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3, 327	4, 143	3, 693	3, 947	4, 629

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO（用語集参照）、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

施策		政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上						
測定指標 (定量的な指標)	政5-3-3-A-1：AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位：者、%)							
	年		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	達成度
	AEO事業者数 (単位：者)	目標値	-	-	-	-	増加又は前年並み	○
		実績値	689	706	714	724	737	
	貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位：%)	目標値	-	-	-	80.0	80.0	×
		実績値	79.6	80.3	77.1	79.0	74.3	
<p>(注) AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です。貿易額に占めるAEO事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>AEO制度（用語集参照）とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。</p> <p>なお、同制度が国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化にどの程度の貢献をもたらしているかをよりの確に把握するため、AEO事業者数を追加することとしました。</p>								

(目標の達成度の判定理由)

ＡＥＯ事業者数については、ＡＥＯ制度の利便性の向上及びＡＥＯ事業者への情報提供の充実化の取組みを通じて、ＡＥＯ制度の利用拡大に努めた結果、前年より増加したことから、達成度を「○」としました。

貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合については、ＡＥＯ輸出入者又はＡＥＯ通関業者が関与した輸出入額も昨年の約133兆円から本年は約161兆円まで増加した一方で、本年の我が国の輸出入総額の増加率（昨年比129%）が、ＡＥＯ輸出入者又はＡＥＯ通関業者が関与した輸出入取引額の増加率（昨年比121%）と比べて高く、結果的に貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合の実績値は目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。今回の結果も踏まえ、引き続きＡＥＯ事業者数の増加に向けた取組に努めて参ります。

[主要]政5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度（上位4段階）（単位：%）

年 度		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
輸出入者 （上位4段階）	目標値	95.0	維持	95.0	95.0	95.0	○
	実績値	97.7	98.6	99.4	97.7	98.8	
通関業者 （上位4段階）	目標値	維持	維持	95.0	95.0	95.0	○
	実績値	98.9	98.6	98.8	98.3	98.6	

(出所) 関税局業務課調

(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(参考) 最近のアンケート調査において、「普通」の評価をした輸出入者・通関業者の大半が輸出入通関手続に不満を持っているわけではないことが明らかになったこと、また、利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。

(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

(目標の達成度の判定理由)

輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。

施策についての評定

a 相当程度進展あり

評定の理由	<p>主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。また、税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。</p>
	<p>原産地証明書情報の電子的な交換の実現に向けて、インドネシア、タイ及びASEANと協議を進めており、日インドネシアEPAについて、令和5年6月の運用開始を予定しています。</p>
	<p>一方、測定指標「AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図った結果、AEO事業者数は増加しましたが、貿易額に占めるAEO事業者数の割合は、実績値が目標値を下回りました。</p>
	<p>以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：旅具通関に対する利用者の評価

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
評価 (上位4段階)	94.4	96.7	97.4	97.7	90.1

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国者に対し、旅具通関（用語集参照）手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

施策	政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政5-3-4-A-1：NACCSの利用状況（システム処理率）						(単位：%)
	年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	達成度
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持	○
	実績値	99.6	99.7	99.9	99.9	99.9	
	<p>(出所) 関税局総務課事務管理室調 (注1) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数) (注2) 「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。 (目標値の設定の根拠) 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近(平成29年10月)のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。 (目標の達成度の判定理由) 平成30年の実績値を維持できていることから、達成度は「○」としました。</p>						

政5-3-4-B-1 : NACCSセンターの監督		
測定指標 (定性的な指標)	<p>NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>NACCSセンターの令和5年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題とし、リスクへの事前対応やシステム障害対応訓練を実施すること等が記載されているほか、利用料金の引下げが行われていることから、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも審査を行い、認可しました。</p> <p>令和4年度は、システム稼働率が100%に復帰しており、障害によりシステムが停止することはなく安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	<p>主要な測定指標「NACCSの利用状況」については、目標値を達成しました。</p> <p>民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するほか、令和7年10月に予定している第7次NACCS更改による利用者利便の向上にNACCSセンターが努めていると認められること、NACCSセンターの適正かつ確実な運営の観点から事業計画審査を行い認可を行ったことから、目標を達成したと判断しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。</p>	

政5-3-4に係る参考情報

参考指標1 : NACCSの運用状況 (システム稼働率)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
システム稼働率	100.00%	100.00%	100.00%	99.99%	100.00%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱 (24時間 (分換算) × 365日 × 0.01% = 52.56分) となる。

施策	政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実						
測定的な指標 (定量)	政5-3-5-A-1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位: 者)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	3,600,000	3,600,000	4,000,000	4,400,000	4,400,000	○
	実績値	4,271,569	4,751,275	4,468,552	4,849,856	5,251,413	

(出所) 関税局総務課調
 (注) 税関ホームページ (http://www.customs.go.jp) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IP アドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず 1 件として計上しています。

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階） (単位：%)

年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
目標値	維持	維持	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	95.0	○
実績値	95.1	計測不能	96.5	90.3	96.5	

(出所) 関税局総務課調
 (注1) 講演会や税関見学に参加者した学生・生徒、教員や事業者等に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。
 (注2) 令和元年度におけるアンケート調査は令和2年2月～3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。

(目標値の設定の根拠)

We b形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が既に95%を超え高い水準を維持していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

(目標の達成度の判定理由)

目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)

測定指標 (定量的な指標)

年 度		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
事前教示制度	目標値	80.0	80.0	80.0	維持	維持	○
	実績値	73.5	75.5	80.3	76.5	79.0	
納期限延長制度	目標値	80.0	維持	維持	維持	維持	○
	実績値	65.2	70.8	78.6	71.6	78.3	

AEO制度	目標値	90.0	90.0	90.0	維持	維持	○
	実績値	89.0	88.2	90.8	87.4	91.7	
<p>(出所) 関税局業務課調 (注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (注2) 平成30年度の各項目の実績値は、精査の結果、平成30年度実績評価書と異なっています。 (注3) 令和2年度の各項目の実績値に関して、同年度に実施したアンケートの回収数は、新型コロナウイルスの影響等により、例年と比較して少なくなっています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。</p>							

測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政5-3-5-A-4 : 密輸取締り活動に関する認知度 (単位: %)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	85.0	80.0	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	○
実績値	89.6	87.0	91.8	70.5	95.2		
<p>(出所) 関税局総務課調 (注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 実績値の過去5年の平均である84.2%を上回ったため、達成度は「○」としました。</p>							
政5-3-5-A-5 : 税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度: 上位4段階) (単位: %)							
年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度	
目標値	96.0	維持	95.0	95.0	95.0	○	

実績値	97.6	97.2	96.8	96.3	97.3	
<p>(出所) 関税局業務課調 (注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (参考) 税関相談においては、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のため利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						

政5-3-5-A-6 : カスタムスアンサー利用件数							(単位: 件)
年 度	平成30年度	令和元年度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	達成度	
目標値	1,600,000	2,000,000	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み	×	
実績値	2,007,358	2,213,918	2,351,969	2,469,882	1,850,610		
<p>(出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&Aを掲載しています(カスタムスアンサー)。カスタムスアンサーの利用状況(Q&Aの閲覧回数)を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 実績値が前年度を下回ったことから、達成度は「×」としました。 令和4年度においては、令和2年度から令和3年度にかけて増加した「医薬品医療機器等法に基づく輸入規制の税関における確認内容」の項目や「少額輸入貨物の特例」に関連する項目を中心にアクセス数が全体的に減少しました。一方で、令和元年度から令和3年度にかけて減少傾向であった「携帯品・別送品の通関」に関連する項目のアクセス数は令和4年度に増加しており、新型コロナウイルスに関連する行動制限の緩和、出入国旅客数の増加、税関ホームページリニューアル等の環境の変化がカスタムスアンサーのアクセス数に影響している可能性が考えられます。 この結果を踏まえ、利用者が関税局及び税関に問い合わせをせずともカスタムスアンサーで問題解決できるよう、引き続き利用者のニーズの変化を踏まえて適時適切に内容更新を行うなど、更なるカスタムスアンサーの拡充を行うことといたします。</p>							

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	<p>測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」、政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）、政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度、政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度及び5-3-5-A-5「税関相談官制度の運用状況」については、目標値を達成しました。一方、測定指標政5-3-5-A-6「カスタムスアンサーの利用件数」については、目標を達成することができませんでした。</p> <p>以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数） （単位：件）

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
処理件数	178,482	186,695	174,336	166,950	177,053

（出所） 関税局業務課調

（注） 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況

（単位：件）

	令和4年度
税関ツイッターのフォロワー数（単位：者）	7,055
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	217,582
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	7,154

（出所） 関税局総務課調

（注1） 税関ツイッターの数値は、令和4年度中における増加数

（注2） 税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和4年度中に再生された回数

（注3） 税関フェイスブックの数値は、令和4年度中におけるリアクション数

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。</p> <p>適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。</p> <p>また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。</p> <p>さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。</p> <p>税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業</p>
----------------	--

者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。

加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。

令和6年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

該当なし

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算		35,656,934	25,972,059	22,187,792
補正予算			1,059,608	1,663,508	1,684,279	/
繰越等			3,399,366	8,611,254	N. A.	
合計			40,115,908	36,246,821	N. A.	
執行額(千円)		36,507,252	34,362,138	N. A.		

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

- (注1) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。
- (注2) 令和3年度の一部及び4年度以降の政府情報システム関連予算は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。
- (注3) 「(項)国際観光旅客税財源税関業務費」の令和元年度以降の予算額は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項)国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)
 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)
 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)
 「世界一安全な日本」創造戦略2022(令和4年12月20日閣議決定)
 明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)
 観光ビジョン実現プログラム2020(令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定)
 令和3年版観光白書(令和3年6月15日閣議決定)
 令和4年版観光白書(令和4年6月10日閣議決定)
 知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定)

	<p>知的財産推進計画2021（令和3年7月13日知的財産戦略本部決定）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）</p> <p>令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等</p> <p>社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量（財務省）等</p> <p>税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、NACCSの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター（株））等</p>
---	---

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。</p> <p>内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。</p> <p>AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。</p> <p>NACCSの安定稼働に努めました。</p> <p>税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。輸出入通関における利用者満足度等を把握するための通関手続きに関するアンケートについては、利用者の評価をより適切に把握する観点から、各種制度の概要をアンケート票に掲載しました。</p> <p>また、カスタムスアンサーについて、税関に問い合わせが多い質問事項について新規掲載を行うなど利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>令和6年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続きにおける利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年6月</p>
---------------------	---	------------------------	---------------

政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-1-1：外国為替市場の安定 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応 政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用</p>
----------------	---

政策目標 6-1 についての評価結果

政策目標についての評価 **S+** 目標超過達成

評価の理由	<p>外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果があったことに加え、特に国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応においては、目標を大幅に上回る達成がありました。施策6-1-4の評価は「s+ 目標超過達成」であり、その他施策の評価もすべて「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S+ 目標超過達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和4年度は、世界経済が、新型コロナウイルス感染症の新たな感染の波や変異株の発生といったリスク、ロシアのウクライナに対する侵略戦争による経済の悪影響を受ける中、我が国として、世界経済の回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。</p> <p>また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。</p>

	<p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、制度や体制を強化し、適切な運用を行っています。</p> <p>財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>
--	---

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
-----------	-------------------------

測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組						
	目標	<p>G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。</p>					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともにG7やG20といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。</p> <p>さらに、令和4年度は、外国為替市場において投機的な動きも背景とした急速で一方向的な動きがみられたことから、G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方に沿って、外国為替平衡操作（為替介入：用語集参照）を実施しました。</p> <p>国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握に努めました。</p> <p>上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したため、達成度を「○」としました。</p>					○

測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供							
	作成頻度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		

外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○

[主要]政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供							
作成頻度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○
測定指標 (定量的な測定指標)	(注) 国際収支状況 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm > 本邦対外資産負債残高 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm > 外貨準備等の状況 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm > 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm > 外国為替平衡操作実施状況 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html > オフショア勘定残高 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm > 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm >						
	(出所) 国際局為替市場課						
	(目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。						
	(目標の達成度の判定期間) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度は「○」としました。						

施策についての評定	s 目標達成
-----------	--------

評定の	外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握に努めました。
-----	---

理由

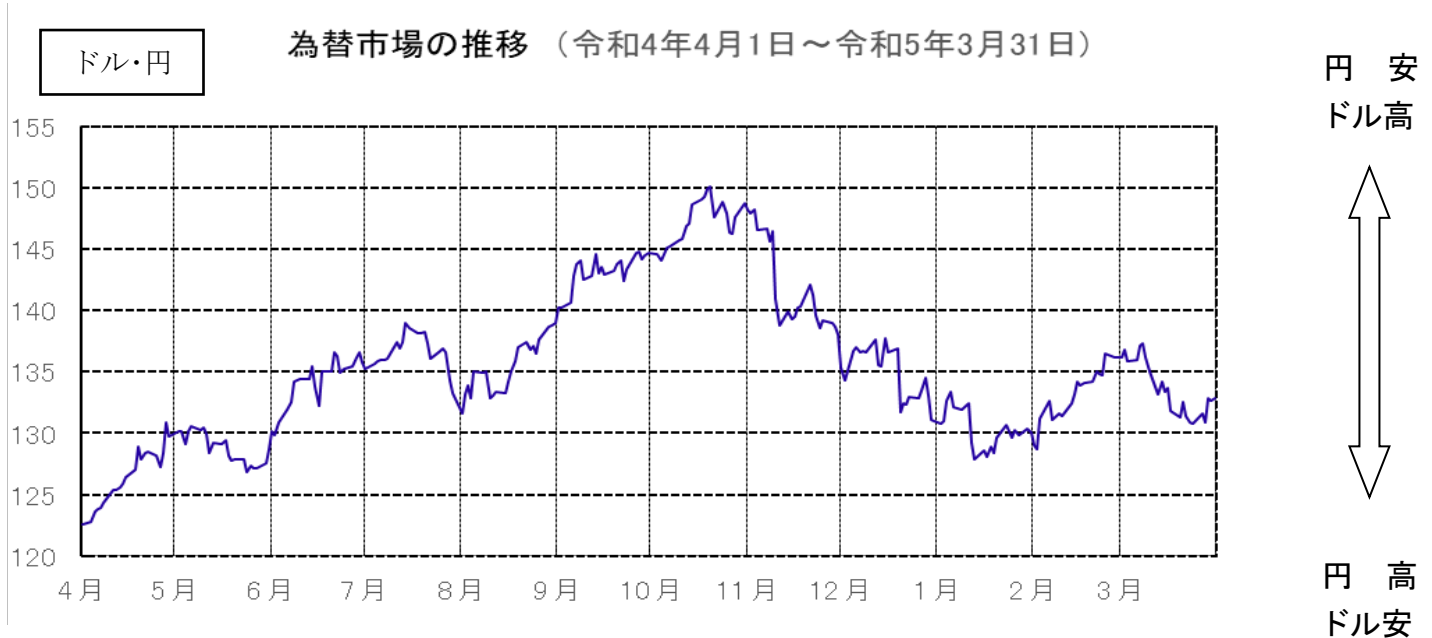
外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和3年10月よりESG投資を開始している中で、今年度は、世界銀行と共催し、各国の外貨準備当局者を招待する形で、外貨準備運用におけるESG投資に関するフォーラムを開催しました。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-1に係る参考情報

参考指標1：為替相場の動向



(出所) Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和4年度	151円94銭 (令和4年10月21日)	121円66銭 (令和4年4月1日)	30円28銭 (19.9%)
令和3年度	125円11銭 (令和4年3月28日)	107円48銭 (令和3年4月23日)	17円63銭 (14.1%)
令和2年度	110円97銭 (令和3年3月31日)	102円60銭 (令和3年1月6日)	8円37銭 (7.5%)

ユーロ・円



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

円 安
ユーロ高



円 高
ユーロ安

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
経常収支	193,837	186,712	169,459	201,522	92,256
貿易収支	5,658	3,753	37,853	-15,432	-180,602
輸出	802,487	746,694	683,635	856,373	996,207
輸入	796,829	742,941	645,782	871,805	1,176,809
サービス収支	-12,172	-17,302	-35,282	-48,770	-52,765
第一次所得収支	217,704	215,078	194,709	290,083	355,591
金融収支	216,213	204,568	133,150	180,787	87,713
直接投資(資産)	248,562	217,343	174,990	213,641	233,290
〃(負債)	41,024	27,115	85,023	36,567	49,974
証券投資(資産)	257,636	241,487	50,142	-49,124	-67,047
〃(負債)	188,205	18,298	203,438	111,372	19,318
その他投資(ネット)	-95,514	-226,275	156,411	85,283	17,721

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和4年度実績値は速報値。令和5年7月にデータが更新されるため、令和5年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況(国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産(本邦資本)		負債(外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和3年度	213,641	-49,124	36,567	111,372
	令和4年度	233,290	-67,047	49,974	19,318
米国	令和3年度	80,879	-27,909	10,814	-196,735
	令和4年度	69,940	41,135	11,608	-176,163
EU	令和3年度	26,304	-10,056	-2,670	-554,468
	令和4年度	43,769	-72,901	809	-696,905
アジア	令和3年度	59,318	-5,687	15,403	74,401
	令和4年度	58,216	-15,420	14,538	-5,745

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和4年度実績値は速報値。令和5年7月にデータが更新されるため、令和5年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	418兆6,285億円（令和4年末）
アメリカ	▲ 2,137兆9,298億円（令和4年末）
イギリス	▲ 43兆142億円（令和4年末）
ドイツ	389兆509億円（令和4年末）
フランス	▲ 97兆9,490億円（令和4年末）
イタリア	10兆4,271億円（令和4年末）
カナダ	81兆8,994億円（令和4年末）
中国	335兆7,807億円（令和4年末）

（出所）日本：財務省資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
外貨準備高	1,291,813	1,366,177	1,368,465	1,356,071	1,257,061

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
金額	0円	0円	0円	0円	9兆1,881億円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画	
測定指標（定性的な測定指標）	〔主要〕政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画	
	目標	<p>G7、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G7・G20・ASEAN+3を始めとする国際的な枠組における議論や、IMFなどの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。</p> <p>【G7】</p> <ul style="list-style-type: none"> G7では、ドイツ、日本議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、多国間協調を推進する必要性を強調するとともに、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取りました。また、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 また、2023年1月以降は議長国として、上記アジェンダに加え、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築など、経済の強靱性と効率性の両立に向けた議論を牽引したほか、GDPで測る経済成長だけでなく、多様な価値を踏まえた経済政策の推進の必要性を主張し、G7における議論を主導しました。 <p>【G20】</p> <ul style="list-style-type: none"> G20においても、ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、インドネシア、インド議長の下、これらの議論に積極的に参画し、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際保健等の世界経済の政策対応において、G20における議論の進展に貢献しました。 <p>【IMF】</p> <ul style="list-style-type: none"> IMFの関連では、我が国は、新規配分されたIMFの特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、配分額の20%を貢献することとし、気候変動や保健等の長期的な国際収支上の課題に対応することを目的として新設された強靱性・持続可能性トラスト（RST）への最初の貢献国の一つとなる等、IMFの活動を積極的に支援しました。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標6参照）。 <p>【ASEAN+3等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、アジア地域では、ASEAN+3（用語集参照）（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました（詳細は政6-1-3参照）。 <p>上記実績の通り、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>	
--	--	--	--

施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	<p>国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。</p> <p>G7では、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、多国間協調を推進する必要性を強調するとともに、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取りました。また、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。特に、2023年1月以降は、議長国として、上記アジェンダに加え、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築など、経済の強靱性と効率性の両立に向けた議論を牽引したほか、GDPで測る経済成長だけでなく、多様な価値を踏まえた経済政策の推進の必要性を主張し、G7における議論を主導しました。G20においても、ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けて、G20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。</p> <p>IMFの関連では、我が国は、新規配分されたIMFの特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、配分額の20%を貢献することとし、気候変動や保健等の長期的な国際収支上の課題に対応することを目的として新設された強靱性・持続可能性トラスト（RST）への最初の貢献国の一つとなる等、IMFの活動に積極的に貢献しました。</p> <p>アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。</p> <p>以上の通り、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-1-2に係る参考情報

参考指標1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.43
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR＝約1.35米ドル（令和5年3月現在）

参考指標2：IMFの融資状況（令和5年3月末現在）

（単位：億SDR）

一般資金勘定融資残高（借入国：54か国）	987.3
譲許的融資残高（借入国：60か国）	164.8

（出所）IMFウェブサイト（<http://www.imf.org>）

参考指標3：IMFに対する融資貢献の状況（令和5年3月末現在）

（単位：億SDR）

PRGTに対する貢献額	82
NABに対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	187

参考指標4：IMFのキャパシティ・ビルディングの実施状況

（単位：百万ドル）

	2019財政年度	2020財政年度	2021財政年度	2022財政年度
自己資金	147	142	131	101
外部資金	178	168	118	141

（出所）IMF公表統計等

参考指標5：IMFのサーベイランス実施状況

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
二国間	136	119	129	36	126
多国間	19	19	22	19	19

（出所）IMF Annual Report、<https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標6：IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等を含む）

	平成30年4月	31年4月	令和2年4月	3年4月	4年4月
日本人職員数	61(19)	63(20)	65(21)	66(23)	70(24)
日本人幹部職員数	6	6	6	5	5
日本人比率	2.64%	2.70%	2.70%	2.73%	2.79%

（出所）IMF公表統計等

(注1) () 内は女性職員数。

(注2) 日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

(注3) マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

参考指標7：IMFのセーフティネットの規模

(単位：10億SDR)

出資額	319
NAB	285
バイ融資	109

(出所) IMFウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和4年6月24日現在の融資能力を指す。

参考指標8：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,194.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	84.0
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,456.0

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進	
測定指標（定性的な指標） 実績及び目標の達成度の判定理由	[主要]政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組	
	目標	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>
	達成度	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和4年5月12日にバーチャル形式で開催された同会議をはじめ、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化や、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）の能力強化、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）及びSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）を含む災害リスクファイナンス（DRF）の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。</p> <p>【CMIM】</p> <ul style="list-style-type: none"> CMIMについては、令和3年3月に要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じて供与国が提供する外貨をドル以外の域内通貨にも拡大したことを受け、（1）同会議において、域内各国の自ら発行する通貨（自国通貨）による支援に関する指針の策定が歓迎されると共に、（2）自国通貨以外の域内通貨（第三国通貨）による支援に関する指針を策定しました。 また、令和5年1月より、インドネシアとともにASEAN+3共同議長国として、自然災害やパンデミック等の危機の際に参加国がより機動的に活用できる新たな支援ツールの検討等、地域金融取極の強化に向けて本格的な議論を開始しています。 <p>【AMRO】</p> <ul style="list-style-type: none"> AMROについては、2030年までを見据えた戦略的方向性を見直しを行い、AMROが事務局を務めるCMIMの新しい在り方やAMROの組織力強化についての取り組みに係る指針を策定したほか、給与パッケージの策定、AMROのASEAN+3財務トラックにおける事務局の支援の明確化や域内シンクタンクネットワークについての議論を推進しました。 <p>【ABMI】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更に、ABMIについては、令和元年5月に策定した中期ロードマップを踏まえ、CGIF（信用保証・投資ファシリティ：用語集参照）において、グリーンボンド等に係る現地通貨建て債券に対する保証を推進するなど、中期ロードマップに基づく取組を進めました。また、デジタルやグリーンといった潮流を踏まえて今後取り組む重点分野等を盛り込んだ新たな中期ロー

	<p>ドマップの策定作業を進めました。</p> <p>【DRF】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とするSEADRIFについては、低所得国を対象とした自然災害保険に次ぐ第2の取組として、中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化を各国と議論しながら進めています。 ・ また、ASEAN+3の金融協力の新たな柱として、災害リスクファイナンスを全メンバーが参加する定例議題に格上げできるよう、アクションプラン策定等の議論を主導しました。 <p>【金融デジタル化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、金融デジタル化について、域内でデジタル通貨等の取組みが急速に進められる中、新たな機会と課題や、既存の地域金融協力に及ぼす影響の分析、金融協力の今後の在り方に関する提言などをまとめたレポートを作成し、議論を主導しました。 <p>上記実績の通り、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>	
<p>[主要] 政6-1-3-B-2 : アジア各国との二国間金融協力の取組</p>		
<p>目 標</p>	<p>金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みについて、金融機関と連携して、当該枠組みを活用した取引動向の把握に努めるほか、他のASEAN域内におけるニーズの検討を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。</p> <p>また、令和4年6月には、インドとの従来の審議官級の対話を財務官級に格上げして、日印財務協議を開催しました。</p> <p>上記実績の通り、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>	<p>○</p>
<p>政6-1-3-A-1 : ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）</p>		

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	—	—	—	—	100%以上	○
実績値	112.5%	112.5%	118.1%	112.7%	109.9%	

(注) ASEAN主要6ヵ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート(当該暦年末時点の為替レート)により米ドル換算した上で対前年比を測定
(出所) AsianBondsOnline (令和5年4月12日時点の公表値)

(目標値の設定の根拠)
アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%以上を目標値として設定します。

(目標の達成度の判定理由)
現地通貨建て債券残高については、令和4年度において、目標値である「対前年比100%以上」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>地域金融協力に関しては、令和4年5月にバーチャル形式で開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIM/地域金融取極の強化、AMROのサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、DRFや金融デジタル化に関する取組を着実に進めました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEANや東アジアの複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組み等について、意見交換を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で行っている現地通貨の利用促進に係る協力枠組を強化に向けて議論するなどアジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（施策6-1-2：参考指標8）】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
5	10	2	11	13

(出所) 国際局地域協力課調 (令和4年3月時点)

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド
契約日	令和3年10月14日	令和4年1月1日	令和3年5月21日	令和3年7月23日	令和2年9月18日	令和4年2月28日
スワップ額	日→尼：227.6億ドル相当	日→比：120億ドル相当	日→星：30億ドル相当	日→泰：30億ドル相当	日→馬：30億ドル	日→印：750億ドル相当
	—	比→日：5億ドル	星→日：10億ドル	泰→日：30億ドル	馬→日：30億ドル	印→日：750億ドル相当

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和4年3月時点)

参考指標4：サーベイランス実施状況 (ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
3	3	3	3	3

測定指標 (定性的な指標)	施策 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関する資金等による国際金融システムの濫用への対応	
	[主要]政6-1-4-B-1：テロ資金・マネーロンダリングへの国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等	
	目標	国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。 また、国際社会と協調し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するFATF勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。 更に、金融機関等における外為法等の遵守態勢の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。 (目標の設定の根拠) 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。

**実績及び目標
の達成度の判
定理由**

【外為法に基づく措置等】

国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。

- ・ テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和4年度においては、1個人・団体を措置の対象に追加しましたが、措置の解除対象となる個人・団体はありませんでした。これにより、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計517個人・団体となりました（参考指標1参照）。
- ・ このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、FATF勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、同年6月以降、累次にわたり実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、FATF全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。
- ・ 更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を累次にわたり実施しています。上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）は、ロシアの歳入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定の確保を目的とした新規の措置であり、ロシアの戦争遂行能力の低下に一定の効果を与えているものですが、当該措置の導入に際して、関係各国・国内関係省庁・民間企業との調整を主導し、原油については令和4年12月5日、石油製品については令和5年2月6日から実施しています。
- ・ また、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるための改正外為法が同年4月20日に国会において可決・成立されました。その後、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の改正により、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者が新設されることを踏まえ、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下、FATF勧告対応法）」により、電子決済手段に暗号資産と同様の規制を課すとともに、外為法の適用を受ける金融機関等に対し、主務大臣が定める遵守基準に従って外為法上の確認義務を適切に履行する態勢の整備義務を課す等の措置を講じるための改正外為法が令和4年12月2日に国会において可決・成立されるなど、引き続き制裁の実

効性強化に取り組んでいます。

【F A T F 勧告の実施等】

このほか、F A T F の枠組みに関する国内外の以下の取組に積極的に参画し、F A T F 勧告の実施に係る有効性を高める取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担うF A T F の関連会合に出席し、次期相互審査の枠組みや実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、非F A T F 加盟国のF A T F 基準の履行確保を担うF A T F 型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のF A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- ・ 国内では、令和3年8月に公表されたF A T F 第四次対日相互審査報告書を契機として、政府一体となって対策を進めるべく財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、同会議が、令和3年8月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」や、令和4年5月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿って対策を推進しています。また、F A T F 第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和4年12月に成立したF A T F 法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施のため、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づき、116件の外国為替検査を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計220の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。

また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

上記に関する事項も含め、令和4年度は、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施に係る説明会を13件実施しました。

		<p>以上のとおり、令和4年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 勧告の実施に係る有効性を高める取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。</p>						
測定指標（定量的な指標）	政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施							
	年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	—	—	100.00	100.00	100.00	○
		割合 (%) (b)/(a)	—	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績値	(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	0	1	1	3	2	
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	0	1	1	3	2	
<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>令和4年度においては、制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示2件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。</p>								

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況

年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	-	249	238	238	226	○
	実績値	249	238	226	223	220	
外国為替検査の実施件数	目標値	-	110	110	90	110	○
	実績値	123	109	15	85	116	

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和2年度の実績を参考に目標値を設定しました。

外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、こうしたリスク評価の結果やロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、検査計画を策定しています。また、検査を実施するにあたっては、外為検査等で特定した課題について検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和4年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和2年度の実績値を参考に設定した目標値を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が令和2年度から6機関減少したことに起因するものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、目標値を110件としていましたが、実績値は116件となり、目標を上回りましたので、達成度は、「○」としました。

政6-1-4-A-3：外国為替検査等に関する説明会の実施状況（外為法令等遵守に係る説明会実施回数）

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	-	12	12	12	12	○
実績値	34	15	10	16	13	

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱を行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会やオンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和4年度において、外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施しましたので、達成度は「○」と

	しました。
施策についての評定	s+ 目標超過達成
評定の理由	<p>令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に断固たる対応をとるため、G7を始めとする国際社会と協調して以下の措置をはじめ金融制裁を迅速かつ適時に実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産が制裁の抜け穴となることを防ぐため、外為法を改正しました（令和4年4月20日に可決・成立）。 ・ ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行や特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。 ・ 世界的なエネルギー市場の安定を図りつつ、ロシアのエネルギーによる歳入を減少させるため、一定の価格を超えるロシア産原油及び石油製品の海上輸送等に関連するサービスの提供禁止措置（プライス・キャップ制度）を導入しました。 <p>また、国際金融システムの濫用防止のため、FATF第4次対日相互審査の結果等も踏まえ、外為法に基づく制裁措置をより強化するための態勢整備義務を金融機関等に対し課すとともに、電子決済手段が制裁の抜け穴となることを防ぐべく、外為法を改正しました（FATF勧告対応法の一部として令和4年12月2日に可決・成立）。</p> <p>更に、以上の実効性を確保するため、外国為替検査においては、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。</p> <p>国際社会の先行きが極めて不透明であり、必要な政策的対応を事前に見通すことが著しく困難であった中、「ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結措置等を機動的に実施」するにとどまらず、職員一人一人の業務の最大限の効率化を図りながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライス・キャップ制度を始めとする新たな制裁措置を実施したことや、 ・ 2度の外為法改正に加え、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえた外国為替検査の実施など、制裁の実効性の確保・強化にも精力的に取り組んだこと等、 <p>状況の変化に迅速かつ柔軟に対応したことを踏まえると、これらの実績は、所期の目標の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準であると考えられます。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を大幅に上回る実績があり、かつ当該施策に係る全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s+ 目標超過達成」としました。</p>

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】

参考指標2：外国為替検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合

	令和3年度
検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合	15/116

参考指標 3 : F A T F 関連会合への出席回数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度
出席回数	36	41	55	68	60

参考指標 4 : F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
参加回数	5	2	2	2	3
参加人数	15	2	14	15	18

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用	
測定指標（定性的な測定指標）	[主要] 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組	
	目標	<p>迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、実効性のある制度の整備と運用に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>関係省庁や各国当局と連携し迅速かつ適切に審査を実施した他、コア業種の対象追加・執行体制の強化など、実効性のある制度の整備・運用に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対内直接投資審査制度に関して、令和2年5月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 また、実効性のある制度の整備・運用のため、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、肥料（塩化カリウム等）、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体、蓄電池、天然ガス、金属鉱産物、船舶の部品、金属3Dプリンターに係る業種について、令和5年5月、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。 加えて、投資審査・事後モニタリングに係る執行体制の強化の観点から、令和5年度予算において、本省5名、財務局7名の定員増を措置したところです。 <p>以上のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、必要な人員を確保するなど、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだため、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、半導体製造装置製造業等について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加したほか、必要な定員を確保する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>	

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 「我が国への対内直接投資残高」 【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 4)】

<p>評 価 結 果 の 反 映</p>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも、G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。</p> <p>世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF のガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献します。</p> <p>ASEAN + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及び ABMI を推進していきます。</p> <p>また、ASEAN 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。)の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行い、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3カ年の行動計画に沿った FATF 第四次対日審査指摘事項への対応及び次期相互審査を見据えた取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。</p> <p>また、令和4年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
--	---

<p>財務省政策評価懇談会における意見</p>	<p>○ 財務省の評価自体は妥当だと思う。特に国際関係業務については、非常に高い評価だが当然のことだと思う。</p> <p>○ ロシアによるウクライナ侵略を受けた国際社会の断固たる対応において日本が非常に重要な役割を果たしたという点で、「S+」という評価は適切だと思う。</p>
-------------------------	---

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	683,925,927	778,652,050	846,931,792	/
		補正予算	△2,395,890	—	—	
		繰越等	—	△14,962	N. A.	
		合 計	681,530,037	778,652,050	N. A.	
執行額(千円)	233,435,180	176,519,961	N. A.			

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第204回国会 総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日） 成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。</p> <p>世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G7やG20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献しました。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。</p> <p>また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を立ち上げて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3カ年の行動計画を策定し、政府全体の取組を推進しました。また、国際会議への参加を通じたFATFの議論</p>
--------------------------------	--

	<p>への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。</p> <p>また、令和3年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--	--

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	<p>世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用</p> <p>政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs（用語集参照））を通じた支援等</p> <p>政6-2-3：債務問題への取組</p> <p>政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p>
---------	--

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

評定の理由	<p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。</p> <p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。</p> <p>（令和4年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出 他22事業 <p>国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。（事業番号0031～0050、0052）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 <p>JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事</p>

業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。(事業番号0051)

施策		政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政6-2-1-B-1: 円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用		
	目標	<p>円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JICAを通じて、ウクライナ及び周辺国への財政支援も含めた新興国・開発途上国への着実な支援を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和4年度中に計7件、約7,150億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与や計21件、約1,267億円(承諾額ベース)の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。 また、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、令和5年3月時点において、計21カ国向けに約6,048億円を供与(交換公文(E/N)ベース)済であり、約6,848億円を事前通報済です。本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 更に、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナに対し、令和4年6月までに780億円(約6億ドル)の財政支援借款を供与したほか、多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対しては、令和5年2月に135億円の財政支援借款供与に関する事前通報を行いました。 <p>以上のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。</p>	○
	[主要]政6-2-1-B-2: JIBCを通じたその他の政府資金(OOF: Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用		
目標	<p>JIBCの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p>	達成度	

		<p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。</p>	
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、JBICの機能強化も行いつつ、JBICの実施するOOFを効率的・戦略的に活用しました。</p> <p>【ファシリティ等を通じた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> JBICは、令和4年度において、GREEN（Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で7件、約2,800億円の出融資を承諾するなど気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」においては、その期限が終了する令和4年6月30日までに計46件、約6,057億円の出融資等を承諾し、同ファシリティを発展的に改組する形で令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和5年3月までに、計91件、約21,379億円の出融資等を承諾しております。こうしたファシリティを活用し、上述のGREENも含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。 <p>【法令改正による機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナの復興を支援するべく、JBICが、国際金融機関が行うウクライナの民間セクター向け融資に保証を付すことができるようにすること等を目的とした、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日成立。） <p>以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。</p>	○
<p>施策についての評定</p>	<p>s 目標達成</p>		
<p>評定の理由</p>	<p>JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保しつつ、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、新型コロナ危機対応緊急支援円借款の供与やウクライナ及び周辺国への支援を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。</p> <p>JBICについては、GREENや、「ポストコロナ成長ファシリティ」とそれを発展的に改組した「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進し、法改正による更なる機能強化も進めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年
ODA	11,463	10,064	11,720	13,660	15,765
ODA以外の政府資金(OOF)	-2,412	1,380	313	4,898	591
民間資金(PF)	28,173	41,701	42,913	13,309	21,502
非営利団体による贈与	475	522	574	606	636
資金の流れ総計	37,699	53,667	55,519	32,472	38,494

(注1) 支出純額(ネット)ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標2：円借款実施状況【再掲(総5-1：参考指標5)】

参考指標3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」(9か月間)の達成率

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
達成率	54.3%	63.4%	76.7%	64.3%	52.2%

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

2022年度外部評価結果(注1)

(総合評価)(注2)

レーティング	A(非常に高い)	B(高い)	C(一部課題がある)	D(低い)
総合評価	46%	44%	10%	0%

(項目別評価)(注3)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	0%	98%	2%	0%
有効性・インパクト	7%	65%	27%	0%
持続性	15%	45%	40%	0%
効率性	13%	49%	38%	0%

(出所) 財務省国際局開発政策課作成、出典：国際協力機構

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/ve9qi8000000gdd7-att/all_a3.pdf)

(注1) 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング(格付)。2022年度は61件が総合評価の掲載対象。

(注3) 2021年度に評価を開始した案件から新評価基準が適用され、項目別評価の判断基準が変更されているところ、新評価基準を適用した55件についてのみ項目別評価は集計。

参考指標5：国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況【再掲(総5-1：参考指標6)】

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画	
	目 標	<p>世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。具体的には、世界銀行グループやアジア開発銀行等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。</p> <p>また、今後見込まれる国際開発協会（IDA）の増資交渉において、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、主要ドナーとして議論を主導していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。</p> <p>【国際保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健分野では、パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化が重要であるとの考えのもと、令和4年に世界銀行に設立された平時の予防・備えの強化を支援することを主目的とした基金（パンデミック基金）に、創設ドナーとして計50百万ドルの貢献を表明しました。 また、日本が世界銀行とともに設立を主導した、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー信託基金」(Health Emergency Preparedness and Response Multi-Donor Trust Fund：HEPRTF)に3.7百万ドルを追加拠出し、途上国における感染症への緊急対応と今後の感染症への備えを支援するなど、各MDBsの支援ファシリティや信託基金を通じて支援を実施しました。 <p>【インフラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> インフラ分野では、質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に、10百万ドルを拠出したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。 更に、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）によるJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。 加えて、世界銀行東京ラーニングセンター（TDLC）と連携して、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の途上国との共有にも努めてきました。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、平成26年2月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。途上国の国家開発計画や投資プログラムにおける防災の主流化を支援するため、18百万ドルを拠出しました。
- ・ 気候変動分野では、令和3年11月に開催されたCOP26で立ち上げが発表されたADBのエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）は、実施に向けた取組がADBとパートナー国の間で進められており、財務省は本メカニズムへの最初のドナーとして貢献しています。また、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。

【ウクライナ支援】

- ・ ウクライナ支援では、世界銀行加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に対して、国債による拠出を可能とする国際通貨基金及び国際復興開発銀行の加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和5年4月7日に成立）。改正法により、世界銀行に設けられるウクライナ信用補完基金（仮称）に対して50億ドル相当の国債を拠出することで、世界銀行からウクライナに対する追加融資を行うことが可能となります。
- ・ また、令和4年度第2次補正予算で措置された約540億円の関連予算を活用し、世界銀行グループ等に、同国の財政及び復旧・復興を支援するために必要な資金を拠出しました。このうち2,300万ドルを、保険の仕組みを活用してウクライナの民間セクターの活動を支援するため、多数国間投資保証機関（MIGA）が新たに設立した基金に、最初のドナーとして拠出しました。さらに、ウクライナの民間セクター向けに国際金融機関が行う融資にJBICが保証を付すことができるようにするべく、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日成立。）
- ・ また、ウクライナ周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（IBRD）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（GCF）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れているモルドバに対し、その世銀への金利支払い負担軽減のため、約17百万ドルの支援をすることとしました。

こうした分野別の取組に加え、IDA20やAfDF16の増資交渉に積極的に参画することを通して、我が国が重視する分野が重点政策に位置づけられるよ

	<p>う努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う I D A については、我が国が各国に先がけて議論の開始を呼びかけるなど議論を提案・主導し、I D A 第 20 次増資 (I D A 20) において、歴史上初めて 1 年前倒しの上、令和 3 年 12 月に増資に合意しました。I D A 20 では、我が国のリーダーシップを反映し、我が国が重視する開発課題である新型コロナウイルス感染症パンデミックへの対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (U H C : 用語集参照) の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等が重点課題に位置付けられています。また、令和 4 年 9 月には、I D A 20 の増資期間の開始 (令和 4 年 7 月より) にあたり I D A 20 ローンチイベントを我が国で開催し、途上国の政府高官や、世界銀行幹部が多数来日し、日本が重視する開発課題が反映された重点政策についての重要性が認識されました。 また、令和 4 年 12 月には、サブサハラ・アフリカ地域の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金 (A f D F) について、3 年に一度の増資が合意されました (第 16 次増資 (A f D F 16)) 。 A f D F 16 においては、アフリカ開発銀行自身の実施能力向上を促すとともに、質の高いインフラ投資や保健、債務持続可能性等、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。 <p>その他、M D B s における日本人職員の採用も推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> A D B 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関 (M I G A) 長官、世界銀行開発金融担当副総裁 (所掌事項には国際開発協会 (I D A) 増資を含む) 等、日本人は様々な M D B s で幹部として貢献しています。日本政府としては、M D B s において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 M D B s と協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。 <p>上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
政6-2-2-B-2 : U H C 実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画		
目 標	<p>我が国が国際的取組を先導している U H C の実現に向けた議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>開発途上国等の持続的な経済発展のためには、U H C の実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加と U H C 実現に向けた取組の推進が必要であるためです。</p>	達成度

測定指標 (定性的な測定指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。令和元年の日本議長下のG20では、UHCの推進に向けた保健財政の構築に当たり財務当局が考慮すべき事項について、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」（G20共通理解文書）を取りまとめました。令和4年度においても、開発途上国等の持続的な経済発展のために重要なUHCの実現に向けて、積極的な発信・議論への参加を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> UHCの推進に当たっては、MDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と連携して、開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。その一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、パンデミックに対する予防・備え・対応の強化のためのUHC推進の重要性について、引き続き国際的な発信を行い、UHC実現に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であるとの理解の普及に取り組みました。こうした日本の取組もあり、令和4年のインドネシア議長下のG20では、日本議長下での第1回に続く4回目となる「G20財務大臣・保健大臣合同会議」が開催され、UHCの達成促進に向けた取組の重要性などが確認されました。 また、パンデミック基金（既述）の設立が歓迎されるとともに、財務・保健当局の連携強化等を目的として令和3年に設立された「G20財務・保健合同タスクフォース（JFHTF）」が複数年の計画に基づきマンデートを延長され、次年において、同タスクフォースで、過去の財務・保健の連携のベストプラクティスや経験の共有、パンデミックによる経済リスクと脆弱性、及びそれらを軽減する方法の分析等を実施することが確認されました。 さらに、令和5年5月のG7財務大臣会合に向け、UHCの推進をはじめとする平時からの取組に加えて、保健危機が実際に発生した際に、迅速に資金を供給できるサージ・ファイナンスの構築の必要性について、G7・G20等において議論を主導しました。 <p>上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	○
	政6-2-2-B-3：地球環境保全に向けた議論への積極的な参画		
目標	<p>我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）の運営に係る議論に積極的に参画していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。</p>	達成度	

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>各基金の意思決定機関である評議会（GEF）、運営委員会（CIF）、理事会（GCF）の会合や、令和4年11月に開催されたCOP27でのGEFとGCFに関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。また、令和4年6月に評議会承認されたGEF第8次増資に係る会合にも参加し、次期増資期間におけるGEF運営に係る議論を他のドナー国と連携しリードしました。さらに、CIFの資本市場メカニズムの運用化に向けてCIF事務局や他のドナー国との議論に積極的に参加しています。</p> <p>また「公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。</p> <p>このほか、ADBのエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）において、最初のドナーとして本取組への支援に関する議論に参画しています。</p> <p>上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>MDBsを通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が融資政策において重点政策と位置付けるテーマをMDBsの政策に反映させるとともに、そうした分野における日本とMDBsの間の連携を深めることができました。</p> <p>新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組を構築するための、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導することができました。</p> <p>国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（GEF）や緑の気候基金（GCF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）において、インドネシアを対象としたパートナーシップ立上げのための議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、ADBのエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）への支援に関する議論に参画しました。</p> <p>ウクライナ支援については、MDBsの知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、世界銀行を通じた財政効率的な形での支援を行うことを可能とするための法改正等を進め、国際社会全体としての支援に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.9% (第2位)	17.1% (第2位)	8.3% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.7	19.4	20.0	18.4
独	4.3	9.9	5.3	5.0
英	4.1	12.4	4.7	4.8
仏	4.1	7.1	4.7	4.8
	アジア開発銀行			
	通常資本 (OCR)		アジア開発基金 (ADF)	
日 (順位)	15.6% (第1位)		38.5% (第1位)	
米	15.6		13.2	
独	4.3		5.6	
英	2.0		4.1	
仏	2.3		5.1	

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社 (IIC)
	米州開発銀行 (IDB)	多数国間投資資金 (MIF)	
日 (順位)	5.0% (第5位)	34.6% (第1位)	3.7% (第8位)
米	30.7	33.0	12.9
独	1.9	—	0.9
英	1.0	1.3	—
仏	1.9	0.8	1.8

	アフリカ開発銀行グループ		欧州復興開発銀行 (EBRD)
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)	
日 (順位)	5.4% (4位)	10.0% (4位)	8.6% (第2位)
米	6.5	11.0	10.1
独	4.1	10.5	8.6
英	1.9	10.7	8.6
仏	3.7	10.0	8.6

(出所) 各機関年次報告書等（令和5年5月末現在における最新版）。

(注) 多数国間投資資金（MIF）の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (MDBs) 等に対する拠出金 (単位: 億円)

	30年度	令和元年 度	2年度	3年度	4年度
MDBs	286.9	240.5	615.6	440.1	824.7
世界銀行グループ	187.6	150.1	347.7	270.5	710.0
アジア開発銀行	74.4	64.8	234.0	132.9	69.1
米州開発銀行	13.5	13.3	18.8	20.5	18.4
アフリカ開発銀行	5.0	5.5	5.7	6.2	8.3
欧州復興開発銀行	6.5	7.0	7.1	9.9	18.9
IMF 拠出金	34.7	37.3	312.8	112.1	178.7
合計	321.7	277.8	926.0	555.2	1,003.5

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額) (単位: 億ドル)

	30年	令和元年	2年	3年	4年
農業・漁業・林業	40.0	38.2	37.5	41.7	76.2
教育	45.2	36.4	51.7	56.0	34.3
エネルギー・採取産業	71.1	63.2	52.7	61.8	67.7
金融セクター	13.1	31.7	42.4	57.4	32.2
保健	42.7	34.1	82.8	64.5	105.2
産業・貿易・サービス	54.1	43.2	49.2	52.0	42.3
情報通信技術	7.4	13.9	20.9	19.2	17.5
行政	72.0	84.4	85.5	112.4	126.8
社会的保護	42.0	42.8	89.7	111.5	82.4
運輸	35.3	31.9	34.6	46.4	82.0
水・衛生・廃棄物処理	47.2	31.4	36.5	42.6	41.4
合計	470.1	451.2	583.4	665.5	708.0

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

(注2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等の額）

（単位：億ドル）

	30年	令和元年	2年	3年	4年
農業・天然資源	23.4	22.7	12.8	14.9	22.2
エネルギー	50.7	26.3	42.9	18.4	14.5
金融	19.9	21.6	46.1	41.2	56.9
産業・貿易	6.1	5.8	22.2	7.2	2.4
教育	16.3	11.3	10.7	9.8	8.0
保健・社会保障	5.2	6.4	35.1	58.8	8.2
給水・衛生・廃棄物処理	21.9	12.2	18.6	19.9	11.0
運輸・通信	49.7	80.8	31.8	34.5	44.3
公共政策	22.6	29.5	95.6	22.9	37.3
多目的	0	0	0.1	0.1	0.1
合計	215.8	216.4	315.9	227.6	204.7

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	（令和3年12月）	218	136	20	11	19
	（令和4年12月）	225	134	22	12	20
日本人幹部職員数（令和3年12月）		5	26	3	3	1
日本人比率（令和3年12月）		3.3%	10.3%	1.1%	1.7%	0.8%

（出所）各機関資料、理事室調べ

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考情報

(1) JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和4年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で2兆2,626億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約17,090億円で、円借款供与総額の約76%であり、主な供与国は、インド、フィリピン、及びバングラデシュでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたTICAD7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブEPSA4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance

for Africa)を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

② IDB協調融資スキーム（CORE）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、IDBと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、CORE（コア:Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和3年3月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視していきます。また、IDB Invest・IDB Labとの協力も推進していきます。

③ 新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和2年度に創設し、令和3年度に拡充した本借款において、多くの案件でMDBsとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

（2） JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和4年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

参考情報

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和4年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は約23,152億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績（令和4年度）

（単位：億円）

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	メキシコ合衆国政府	756

施策	政6-2-3：債務問題への取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画	
	目標	<p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF（国際通貨基金：用語集参照）、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づくDSSI及び「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】</p> <p>債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20やパリクラブにおいて、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に行いました。 ・ また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。 ・ さらに、G7において、債権国が世界銀行に債権データを共有し、データ突合を実施して正確な債務データを確保する取組みを、G7議長国として日本が主導するとともに、G20においては、国際金融機関への債権データ共有状況に関する自発的な確認作業に参加し、債務の透明性・正確性の向上に大きく貢献しました。 <p>【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20及びパリクラブは、令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下で初めて、チャドの債務措置が完了し、新たにガーナが要請国に加わるなど、「共通枠組」の個別国の協議が続いており、一連の議論に参加し、債権国の一員としてプロセスの進展に努めました。 ・ また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題についても、インドやフランス等の主要債権国や国際機関と緊密に連携し、債権国が協調した形で債務再編を進めることを目指して、バイやマルチの会合で、我が国の考えを説明し、プロセスを主導しております。 ・ 更に、IMF・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブルに参
		達成度

	<p>加し、国際金融機関・債権国・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナに対しては、同国の国債保有者が、支払期限が到来した債務支払を猶予し、支払期限を延長する旨のウクライナからの要請に同意することを促すことを目的に、我が国を含む公的債権者グループ/債権国グループは、ウクライナの公的債務の支払を猶予することに合意しました。 <p>上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
--	--	--

施策についての評価	s 目標達成
------------------	--------

評価の理由	<p>我が国は引き続き、IMF・世界銀行、G7・G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、債権国が世界銀行に債権データを共有する取組みをG7議長国として主導し、G20においては、国際金融機関へのデータ共有状況に関する自発的な確認作業に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。</p> <p>また、パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。更に、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、債務問題の解決に向けて、我が国が主導してプロセスを進めています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	--

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
-----------	-----------------------------

測定指標 (定量的な指標)	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） (単位：%)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
	実績値	96.9	99.0	99.0	99.6	99.1	
<p>(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調</p> <p>(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。</p> <p>(注2) 数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したものです。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。</p>							

施策についての評価	s 目標達成
------------------	--------

評 定 の 理 由	<p>税関では、通関制度・税関手続の簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携して、オンラインによる方式も積極的に併用した技術支援を実施しました。</p> <p>財務総合政策研究所では、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました（参考指標参照）。</p> <p>実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
----------------------------------	---

【財務総合政策研究所による知的支援】

令和 4 年度の実施状況	
財政経済セミナー	・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。新型コロナウイルスの影響により、昨年度と同様、令和 4 年度もオンライン形式のセミナーを提供しました。
中央アジア・コーカサスセミナー	・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を受け入れるものです。新型コロナウイルスの影響により、昨年度と同様、令和 4 年度もオンライン形式のセミナーを提供しました。
海外の研究機関との交流	・インドやASEAN等の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

令和 3 年度の実施状況		
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN地域やアフリカ地域に対し、関税評価や人材育成等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国の支援ニーズに可能な限り応じた技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等をオンラインによる方式も併用して実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ASEAN地域に対し、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する開発途上国の税関職員の技術的な能力向上を目的にオンラインによる方式を併用して実施された地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国及び太平洋島嶼国の税関職員を教官に養成することなどを目的としたプログラム(マスタートレーナープログラム)において開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

（単位：件、人）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
案件数	財務総研	2	3	0	2	4
	関税局	30	24	3	9	21
	合計	32	27	3	11	25
受入人数	財務総研	38	38	0	17	416
	関税局	289	229	20	182	218
	合計	327	267	20	199	634

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度も一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

（単位：件、人）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
案件数	財務総研	8	7	5	0	2
	関税局	60	45	34	51	46
	合計	68	52	39	51	48
派遣人数	財務総研	31	29	31	0	9
	関税局	132	106	76	133	143
	合計	163	135	107	133	152

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注1） 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

（注2） 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。

JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。

JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。

MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のための、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導していきます。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討しますが、オンライン形式の効果が認められる部分についてはオンラインによる、同形式も併用した交流・セミナー等をも検討していきます。

また、令和3年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和5年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見

該当なし

政策目標に係る 予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算		77,505,931	78,015,440	77,806,694
補正予算			70,003,992	26,983,471	72,522,504	/
繰越等			—	—	N.A.	
合 計			147,509,923	104,998,911	N.A.	
執行額(千円)		147,144,436	104,686,105	N.A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和4年度「繰越等」「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

<p>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定） コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>政策目標に係る予算額等の状況：令和2～令和4年度一般会計補正予算書（財務省）、令和5年度一般会計予算書（財務省）、令和2～令和3年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）</p>
---	---

<p>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</p>	<p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。</p> <p>JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。</p> <p>JBICに関しては、GREENや令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」、令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）のための取組を引き続き推進しました。特に平時の予防・備えの強化を支援することを主目的としたパンデミック基金の設立とそれへの出資などを含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のため、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画しました。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。</p> <p>開発途上国の債務問題に関しては、令和2年11月にG20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行やG20、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論や取組に積極的に参画しました。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。</p>
---------------------------------------	--

	また、令和3年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和5年度予算において、必要な経費の確保に努めました。
--	---

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修 所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	--	-----------------	--------

政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	<p>国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、政府は平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。また、令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標を掲げています。</p> <p>財務省としては、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や「インフラシステム海外展開戦略2025」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政6-3-1 : 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援の推進</p>
----------------	---

政策目標 6-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	<p>国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務や国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、JICAの円借款(用語集参照)や海外投融資(用語集参照)、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。</p>

施策	政6-3-1: 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援の推進	
測定指標 (定性的な指標)	政6-3-1-B-1: 国際協力機構 (JICA) による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組	
	目標	<p>日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援を着実に実施していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JICAについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁での検討を経て、令和2年11月に「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和4年度においては、計21件、約1,267億円 (承諾額ベース) の海外投融資を実施しました。</p> <p>円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和4年度中に計7件、約7,150億円 (交換公文 (E/N) ベース) の本邦技術活用条件 (STEP: 用語集参照) による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。</p> <p>なお財務省は、MDBsとも連携し、以下をはじめとする様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議 (TICAD 8) のビジネスフォーラム内において、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」の第5フェーズ (EPSA 5) のローンチイベントを開催し、日・アフリカのビジネス関係者や政府関係者等が参加する中、AfDB 総裁及びJICA理事長による調印式を行いました。 令和4年12月1日には、中央アジアへの投資呼び込みを目的とした中央アジア投資フォーラムをEBRDとともに開催し、中央アジア各国の要人やJBIC 総裁、JICA副理事長が出席したほか、多くの日本企業に参加いただきました。 このほか、令和5年4月にはアフリカ開発銀行等により日アフリカ投資エコシステム共創フォーラムなどのイベントも開催された中、財務省はアフリカ開

		<p>発銀行はじめ各MDBs事務所と日頃から緊密に連携しながら、各種取組への参画やサポートを通じて、新興国・開発途上国の経済発展や日本企業の海外展開に貢献しています。</p> <p>新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融資の活用等により、着実に支援していることから、達成度は「○」としました。</p>	
<p>[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた効率的・戦略的な支援の取組</p>			
	<p>目 標</p>	<p>JBICにおいては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」や「ポストコロナ成長ファシリティ」等のツールを活用し、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきたるJBICによる出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。</p>	<p>達成度</p>
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>JBICを通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の一層の活用を進めました。また、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」においてその期限が終了する令和4年6月30日までに、計46件、約6,057億円の出融資等を承諾し、同ファシリティを発展的に改組する形で令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和5年3月までに、計91件、約21,379億円の出融資等を承諾しております。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出を支援しました。 さらに、令和4年6月に、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の改正により、我が国の産業の国際競争力の維持・向上を図る観点から、日本企業等による先端技術の事業化や新たなビジネスモデルの活用、温室効果ガス削減の取組、サプライチェーンの強靱化を支援するため、開発途上地域以外の地域向けの事業等に係る業務の対象を拡充しました。加えて、新型コロナによるパンデミックやロシアによるウクライナ侵略に加え、デジタル化や気候変動など日本経済を取り巻く環境の変化を踏まえ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靱化やデジタル・グリーン等の成長分野を見据えた、スタートアップ支援といった政策上 	<p>○</p>

	<p>の課題に J B I C がより機動的に対応できるように、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号。以下、J B I C 法）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和 5 年 4 月 7 日に成立。）</p> <p>以上のように日本企業の海外展開をより一層後押しするために J B I C を通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>J I C A については、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、J B I C 先議を含む J I C A 海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。</p> <p>J B I C については、「ポストコロナ成長ファシリティ」とそれを発展的に改組した「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、令和 4 年 6 月に政令の一部を改正し、J B I C が融資を行う対象の一部を開発途上地域以外の地域に拡大したことも踏まえ、引き続き先進国を含む日本企業の海外事業の維持・継続や海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。さらに、更なる柔軟な支援を可能とするべく J B I C 法の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和 5 年 4 月 7 日に成立。）</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政 6 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：円借款実施状況【再掲（総 5 - 1：参考指標 5）】

参考指標 2：国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況【再掲（政 5 - 1：参考指標 6）】

参考指標 3：海外インフラ案件の受注金額【再掲（総 5 - 1：参考指標 7）】

評価結果の反映	<p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、J B I C 先議を含む J I C A 海外投融資の審査プロセスの見直しなど質の高いインフラ輸出促進のための制度改善を行ってきた J I C A や、新たなファシリティの創設や、法改正等の機能強化を進めた J B I C の活用等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）</p> <p>開発協力大綱（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成 28 年 5 月 23 日公表）</p>
---------------------------------	---

	<p>成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）</p> <p>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日）</p> <p>インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	なし
---	----

<p>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</p>	<p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、JBICを通じた支援については、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」やそれを発展的に改組する形で令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和4年6月に日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等の対象を一部拡大としたことも踏まえ、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。</p>
---------------------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	----------------	-----------------	--------

政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要	<p>政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。</p> <p>また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保</p> <p>政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保</p>
----------------	---

政策目標7-1についての評価結果

政策目標についての評定	A 相当程度進展あり
--------------------	-------------------

評定の理由	<p>東日本大震災等からの復興に加え、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応するため、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。適切な監督を引き続き行う必要があります。</p> <p>施策7-1-1の評定は「s 目標達成」、施策7-1-2の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。</p> <p>財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、新型コロナウイルス感染症への対応や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。</p> <p>また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。</p> <p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新創業融資等実施事業（日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金）

<p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</p> <p>事業の実施に当たっては、本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適正に実施されているかについてモニタリング機能の役割を果たすように努める。</p> <p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p> <p>本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適切に実施されているかについてモニタリング機能の役割を果たすように努める。</p> <p>貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行った。(事業番号0053)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金） <p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</p> <p>事業の実施に当たっては、制度改正の効果について、再保険に関する適時・適切な情報の報告を継続して聴取し、関係省庁と連携して検証に努める。</p> <p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p> <p>制度改正の効果について、再保険に関する適時・適切な情報の報告を継続し、関係省庁と連携して検証に努めることとする。</p> <p>信用保険の運用状況等を踏まえ、要求内容の見直しを行った。(事業番号0054)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金） <p>「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善</p> <p>補助対象業務について、引き続き、費用削減に努めるとともに、政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングに努める。</p> <p>「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善</p> <p>補助金の対象業務について継続的な見直しを行った。引き続き、費用削減に努めるとともに、政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングに努めることとする。(事業番号0055)</p>

施策	政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保						
	[主要]政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化						
測定指標 (定性的な指標)	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center; vertical-align: middle;">目標</td> <td style="background-color: #e0f2f1;"> <p>中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「成長戦略実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。</p> </td> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center; vertical-align: middle;">達成度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center; vertical-align: middle;">実績及び目標の達成度の判定理由</td> <td style="background-color: #e0f2f1;"> <p>「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和3年度から引き続き実施しました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、引き続き、日本政策金融公庫等において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型</p> </td> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center; vertical-align: middle;">○</td> </tr> </table>	目標	<p>中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「成長戦略実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。</p>	達成度	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和3年度から引き続き実施しました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、引き続き、日本政策金融公庫等において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型</p>	○
目標	<p>中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「成長戦略実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。</p>	達成度					
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和3年度から引き続き実施しました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、引き続き、日本政策金融公庫等において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型</p>	○					

		<p>コロナ対策資本性劣後ローン）」及び「セーフティネット保証4号・5号」に係る特例措置等を講じるとともに、これらのための財務基盤の強化措置を講じました。</p> <p>さらに、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業等への資金繰り支援として、「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを実施しました。</p> <p>上記の施策を講じた結果、令和4年度における中小企業・小規模事業者への「新創業融資制度」による貸付の実績が1,211億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が325億円、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による貸付の実績が17,579億円、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン）」による貸付の実績が2,731億円、「セーフティネット貸付」による貸付の実績が1,872億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は1,660億円、「新型コロナウイルス感染症関連の保険」の保険引受額が27,017億円になりました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る危機対応業務として、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る危機対応業務は令和4年9月30日をもって終了しましたが、令和4年度における中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績として、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る実績は308億円になりました。</p> <p>上記実績のほか、東日本大震災等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。東日本大震災については、日本政策金融公庫において、</p> <p>① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続</p> <p>② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施</p> <p>等の措置を講じました。</p> <p>上記の施策を講じた結果、令和4年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が2億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が449億円になりました。</p> <p>上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。</p>	
[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化			
	目 標	<p>成長資金の供給業務の実施を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足している</p>	達成度

		<p>ことなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。</p> <p>日本政策投資銀行の特定投資業務（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、令和2年度に日本政策投資銀行において創設された「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の回復・成長を引き続き後押ししていくとともに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、令和2年度に創設された「グリーン投資促進ファンド」を通じ、グリーン社会実現に向けた取組を支援しました。また、令和4年度には、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、スタートアップの創出・育成に向けた取組の加速を明確化すべく、従来の「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」を改称し、「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」を新たに設置しました。これまでも「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資業務を通じ成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。</p> <p>特定投資業務を通じた、令和4年度における個別案件への投融資決定件数は15件（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは6件、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは1件、グリーン投資促進ファンドは6件）、共同ファンドへの支援決定件数は10件（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは9件、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは1件）、共同ファンドからの投融資決定件数は114件になりました。また、特定投資業務を通じた、令和4年度における投融資決定額は1,168億円（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは125億円、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは100億円、グリーン投資促進ファンドは881億円）、実投融資額は1,134億円になりました。</p> <p>上記のとおり成長資金（資本性資金等）供給業務について令和4年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	<p>上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための態勢を確保したこと、また、成長資金（資本性資金等）供給業務について令和4年度における特定投資業務の実績が出ていることから、各測定指標に対する達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政 7 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 政府関係金融機関の出融資計画額 (補正後) の推移 (単位 : 億円)

		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	26,400	28,700	213,420	130,510	58,960
	農林水産事業	6,150	6,760	12,760	7,910	7,168
	中小企業事業	18,000	15,950	164,850	62,850	34,150
沖縄振興開発金融公庫		1,705	1,681	11,555	5,640	2,951
株式会社国際協力銀行		22,569	27,216	34,000	27,000	26,000

(出所) 政府関係機関予算書、各機関資料

参考指標 2 : 政府関係金融機関の融資実績・残高の推移 (参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績 (創業・事業承継・再生支援)」を含む。)

① 融資実績の推移 (単位 : 億円)

		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	21,685	21,464	91,640	24,115	18,570
	農林水産事業	5,583	4,840	7,058	5,008	5,579
	中小企業事業	12,331	11,474	45,648	16,874	13,551
沖縄振興開発金融公庫		1,113	1,093	3,008	1,263	1,115
株式会社国際協力銀行		14,089	16,739	18,475	20,385	17,927

② 融資残高の推移 (単位 : 億円)

		30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	71,513	71,784	128,429	126,963	121,564
	農林水産事業	31,229	31,961	34,854	35,517	36,709
	中小企業事業	53,269	52,081	82,181	84,327	83,657
沖縄振興開発金融公庫		8,587	8,641	10,320	10,428	10,667
株式会社国際協力銀行		137,247	132,322	136,252	148,344	156,739

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

参考指標 3 : 政府関係金融機関の金利の推移 (単位 : %)

		R1.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R4.3.31	
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1.76	1.91	1.86	1.82	1.95
		特利	0.86	1.01	0.96	0.92	1.05
		①~③	~1.36	~1.51	~1.46	~1.42	~1.55
	農林水産事業	農業基盤整備	0.35	0.25	0.45	0.65	1.15
		中小企業事業	基準利率	1.11	1.11	1.11	1.07
	特利		0.30	0.30	0.30	0.30	0.55
①~③	~0.71		~0.71	~0.74	~0.75	~1.00	
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0.41	0.41	0.44	0.60	0.80
			~1.85	~1.80	~2.05	~2.20	~2.65
株式会社国際協力銀行		輸出	0.83	0.83	0.96	1.07	1.40

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 各機関の金利水準は一例。

参考指標 4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
株式会社日本政策金融公庫	国民生活事業	7年2か月	7年2か月	10年0か月	9年8か月	9年0か月
	(生活衛生分)	9年8か月	9年10か月	10年9か月	10年9か月	10年0か月
	農林水産事業	12年11か月	13年0か月	12年4か月	13年1か月	12年8か月
	中小企業事業	8年11か月	9年5か月	10年1か月	10年4か月	9年9か月
沖縄振興開発金融公庫		15年11か月	14年6か月	13年2か月	14年0か月	16年4か月
株式会社国際協力銀行		12年3か月	12年3か月	11年5か月	8年7か月	10年2か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 貸付金額による加重平均。

(注2) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標 5：危機対応業務の実施状況（中堅・大企業向け）（単位：億円）

		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付額（計）		—	25	22,489	2,801	308
	商工組合中央金庫	—	—	368	255	71
	日本政策投資銀行	—	25	22,121	2,546	237
損害担保（計）		—	—	1,505	1,999	157
	商工組合中央金庫	—	—	205	252	71
	日本政策投資銀行	—	—	1,300	1,747	86

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“0”、実績がない場合は“—”で表示。

(注2) 財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。

(注3) 損害担保は、貸付に損害担保契約を付したものである。

施策	政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施	
	目標	<p>「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により検査実施に制約があったものの1機関に対して、「令和4事務年度 検査基本方針及び基本計画」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました（参考指標1参照）。</p> <p>特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、金融機関と議論を展開しました。</p> <p>なお、検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、金融機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングの情報等の充実を図りそれを活用しながら、効果的・効率的な検査を行いました。</p> <p>さらに、法令等遵守態勢等に関する検査結果を踏まえて、金融機関の業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題</p>

	<p>の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図りました。</p> <p>また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。</p> <p>なお、株式会社商工組合中央金庫については、平成28年に発覚した危機対応業務の不正事案を受けて業務改善命令が発出され、その際に設置された検討会（「商工中金の在り方検討会」）において、新たなビジネスモデルの確立や危機対応業務の見直し等に関する提言が取り纏められました。その後、提言を実施・検証するための評価委員会（「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」）が設置され、同委員会での議論等を踏まえて策定された「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」（平成30年5月）や、中期経営計画である「商工中金経営改革プログラム」（同年10月）の提出を受け、中小企業庁や金融庁と連携し、同金庫との定期的な意見交換を行うなど、業務の改善状況の把握に努めました。令和4年3月には中期経営計画等の期間が終了し、令和4年8月に行われた同委員会において「新たなビジネスモデルは概ね確立された」「引き続き危機対応業務を実施する責務がある」と評価されたことなどを踏まえ、これまで発出されていた業務改善命令の解除を行いました。</p> <p>上記のとおり、「令和4事務年度 検査基本方針及び基本計画」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関への深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。</p>
--	---

施策についての評価	a 相当程度進展あり
------------------	-------------------

評価の理由	<p>コロナ禍においても、1機関に対して検査を実施し認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘を行いました。今後、平時に移行する中、コロナ禍における経験を踏まえ対面とリモートを使い分けるなどの検査方法の充実や、オフサイトモニタリングによる情報等の更なる充実を図り、効果的・効率的な検査に繋げていく余地があることから、測定指標に対する達成度が「○」であるものの、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	---

政7-1-2に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関等への検査実績件数 (単位：件)

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	4	1	3	1	1

参考指標2：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数 (単位：億円)

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,387	1,372	1,383	1,358	1,218
経常費用	1,331	1,469	1,520	2,904	1,729
経常利益	56	△96	△138	△1,545	△511
特別損益	△2	△4	△2	△1	△1

当期純利益	55	△100	△140	△1,546	△512
農林水産事業					
経常収益	420	415	433	499	477
経常費用	420	415	432	499	476
経常利益	0	1	0	0	1
特別損益	△0	△1	△0	△0	△1
当期純利益	△0	△0	△0	—	—
中小企業事業					
経常収益	4,039	3,763	2,769	2,831	2,551
経常費用	2,695	2,766	2,831	11,540	5,686
経常利益	1,344	997	△62	△8,709	△3,135
特別損益	△0	△0	△0	△1	△1
当期純利益	1,344	996	△63	△8,710	△3,136
沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△116	△107	△101	△91	△84
業務費用②	114	113	109	124	138
業務費用合計（①+②）=③	△2	6	8	34	55
機会費用④	0	0	0	1	3
行政コスト（③+④）=⑤	△2	6	8	35	58
株式会社国際協力銀行					
経常収益	3,901	4,769	4,820	2,837	3,099
経常費用	3,280	4,240	3,652	2,395	2,952
経常利益	621	529	1,167	442	148
特別損益	0	0	0	0	0
当期純利益	621	529	1,168	442	148

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注1）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注2）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標3：政府関係金融機関の延滞率の推移

（単位：％）

		30年度末	令和元年度末	令和2年度	令和3年度	令和4年度
（株）日本政策金融公庫	国民生活事業	1.66	0.84	1.62	0.75	1.04
	農林水産事業	0.29	0.31	0.32	0.48	0.58
	中小企業事業	1.26	0.82	1.33	0.77	0.86
沖縄振興開発金融公庫		0.33	0.41	0.25	0.26	0.38
株式会社国際協力銀行		0.76	1.40	1.33	1.74	1.64

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注）延滞率＝（弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100）

評価結果の反映	<p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。</p> <p>また、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）等に基づき、中小企業・小規模事業者について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施するほか、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の金利引下げを継続いたします。</p> <p>危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めます。</p> <p>更に、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。</p> <p>令和6年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		60,163,430	61,653,004	60,686,494	60,484,652
		補正予算		8,923,698,890	△2,415	21,197,978	/
		繰越等		△5,779,750,000	5,783,340,000	N. A.	
		合計		3,204,112,320	5,844,990,589	N. A.	
執行額(千円)			3,200,299,532	5,196,956,075	N. A.		

(概要)
株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費
(注) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和5年3月10日変更））</p>
----------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等
----------------------------------	--

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。</p> <p>また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）等に基づき、中小企業・小規模事業者については、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上の減少など業況悪化を来している事業者等の資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」等を通じ、資金繰り支援等を実施しました。</p> <p>更に、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。</p> <p>令和5年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房政策金融課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年6月</p>
---------------------	------------------	------------------------	---------------

政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

上記目標の概要	<p>地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。</p> <p>地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号。以下、「地震保険法」といいます。）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。</p> <p>このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政 8-1-1 : 地震保険制度の安定的な運営</p> <p>政 8-1-2 : 地震保険の普及</p> <p>政 8-1-3 : 地震保険検査の実施</p>
----------------	---

政策目標 8-1 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

評定の理由	<p>施策 8-1-1 について、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施したほか、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。</p> <p>また、施策 8-1-2 については、財務省ウェブサイトや SNS の活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。</p> <p>さらに、施策 8-1-3 の地震保険検査実施先数については、実績として 4 社に対して検査を実施し、主要な測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評定が「S 目標達成」であるため、政策目標の評定を「S 目標達成」としました。</p>
--------------	--

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>地震保険法第1条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。</p> <p>また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。</p> <p>なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。</p>
	<p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震再保険事業 <p>「地震保険制度の運営の安定性確保や契約者の利便性向上の観点から、制度のモニタリングを継続的に行うとともに、地震保険の制度等を広く周知するため、更なる広報活動に努める」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き民間危険準備金残高の回復を図る取組を推進するとともに、迅速・確実な再保険金の支払を実施しました。また、迅速な保険金支払に資するよう保険会社におけるデジタル化の取組についてフォローアップを行うなど、制度のモニタリングを行いました。さらに、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。(事業番号0056)</p>

施策	政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営		
測定指標(定性的な指標)	[主要]政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保		
	目標	<p>大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き進めるとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。また、現在の科学的知見では、確度の高い地震予測はできないとされる一方で、「南海トラフ地震臨時情報」の提供が開始されるなど、制度を取り巻く環境は変化しています。このため、近年の地震災害による民間危険準備金残高の減少に対応するなど、継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標とします。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和4年福島県沖を震源とする地震の発生を受け、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施したほか、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施したほか、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政8-1-1に係る参考情報

参考指標1：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高 (単位：億円)

	平成29年度末	30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末
政府	15,202	16,970	18,970	19,909	19,645
民間	3,407	2,260	2,471	2,555	2,467

(出所) 財務省ウェブサイト「令和5年度財務省所管特別会計予算概算の概要(参考資料)」
(https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2023/sankoushiryoutokkai2023.pdf)

参考指標2：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額） (令和3年度末)

	地震名	発生日	証券件数(件)	支払額(百万円)
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	825,637	1,289,128
2	平成28年熊本地震	平成28年4月14日	215,208	390,612
3	福島県沖を震源とする地震	令和3年2月13日	239,599	246,766
4	大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	158,148	124,168
5	平成7年兵庫県南部地震	平成7年1月17日	65,427	78,346
6	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	73,041	53,181
7	宮城県沖を震源とする地震	平成23年4月7日	31,018	32,414
8	宮城県沖を震源とする地震	令和3年3月20日	22,995	18,626
9	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年3月20日	22,066	16,973
10	平成13年芸予地震	平成13年3月24日	24,453	16,942

(出所) 日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

施策	政8-1-2：地震保険の普及		
測定指標(定性的な指標)	[主要]政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組		
目標	財務省ウェブサイトやSNS等を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。 (目標の設定の根拠) 「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和2事務年度)」や、第46回行政改革推進会議(令和3年12月9日)の「特別会計に関する検討の結果の取りまとめ」等において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。	達成度	

実績及び目標の達成度の判定理由	財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。また、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政8-1-2に係る参考情報

参考指標1：地震保険の普及率等の推移

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
普及率(注1)	32.2	33.1	33.9	34.6	35.0
付帯率(注2)	65.2	66.7	68.3	69.0	69.5

(出所) 日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

(注1) 世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したもの。なお、令和4年度については令和5年1月における暫定値であり、確定値については、令和5年9月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

(注2) 当該年度中に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したもの。なお、令和4年度については、令和4年2月から令和5年1月までの直近1年間における暫定値であり、確定値については、令和5年8月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

施策	政8-1-3：地震保険検査の実施						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政8-1-3-A-1：地震保険検査先数の推移						(単位:社)
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	5	5	5	4	4	○
	実績値	4	4	2	4	4	
<p>(注) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。</p> <p>(出所) 大臣官房信用機構課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>地震保険の引受けを行っている保険会社等(令和4年7月時点:27社)のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しております。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和4年度は4社を目標値とします。</p> <p>(目標の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>令和4年度は、令和4年福島県沖を震源とする地震等に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、契約引受に関して適用する保険料率に誤りがないか等の着眼点から検証しました。その結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、検査予定日を早めに設定し日程調整を行ったほか、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用し、効果的・効率的な検査を実施しました。</p>							

	実績値が目標値を達成したため、達成度は「○」としました。
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	4社に対して地震保険検査を実施しており、実績値が目標値を達成しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会の開催をはじめ関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。</p> <p>地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。</p> <p>また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	政策目標に係る予算額	予算の状況 (千円)	当初予算	123,811,065	107,343,635 (注1)	109,943,042
補正予算			—	—	—	/
繰越等			—	—	N. A.	
合 計			123,811,065	107,343,635	N. A.	
執行額 (千円)		3,926,577	128,948,083	N. A.		

(概要)	民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費
(注1)	令和3年度において、特別会計予算予算総則第19条第1項第2号の規定により、再保険費(69,215,716千円)を増額しており、増額後の金額は、176,559,351千円となります。
(注2)	令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。
(注3)	予算の増要因は、地震保険契約件数の増加等により再保険料収入が増加すること等によるものです。 また、減要因は、民間危険準備金残高の回復を図る方策を実施し、一時的に官民の保険料配分を変更していることにより再保険料収入が減少すること等によるものです。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
----------------------------------	------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	地震保険普及率等の状況：「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」（日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構）
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年8月）を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施しました。また、地震保険制度等研究会を開催し、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行いました。</p> <p>地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。</p> <p>また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	-----------	-----------------	--------

政策目標 9-1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

上記目標の概要	<p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。</p> <p>これを踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しており、その際、「社会保障制度改革推進法」(平成24年法律第64号)等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応するとともに、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 9-1-1 : 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応 政 9-1-2 : 共済手続の効率化・適正化 政 9-1-3 : 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保</p>
----------------	---

政策目標 9-1 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

評定の理由	<p>(年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応)</p> <p>国家公務員共済組合連合会の「令和 3 年度業務概況書 (厚生年金保険給付積立金)」について、令和 4 年 11 月 25 日の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会にて、外部の専門的な見地から意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守して運用を行っているものと評価しました。</p> <p>また、国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、引き続き、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。</p> <p>(共済手続の効率化・適正化)</p> <p>行政手続全般にわたる書面規制、押印、対面規制の見直しに対応するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。</p> <p>(国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保)</p> <p>国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営を確保するために必要な政策です。</p> <p>上記「評定の理由」に記載しているとおり、環境の変化に対応しつつ、効率的かつ適正な運営の確保に努めています。</p>
	<p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員共済組合連合会等助成費 <p>「外部有識者の所見を踏まえ、概算交付については、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努める。また、特定健康診査等交付事業については、受診率が向上した取組を共済組合間で共有することにより、更なる受診率の向上に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、概算交付について、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努め、特定健康診査等について受診率向上に向けた取組を実施しました(事業番号0057)。</p>

施策	政9-1-1: 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応		
測定指標(定性的な指標)	[主要] 政9-1-1-B-1: 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応		
	目標	<p>国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国家公務員共済組合連合会が行う厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況(「令和3年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」)について、令和4年11月25日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部からの専門的な意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守した運用を行っているとの評価を行い、評価結果を財務省ウェブサイト公表しました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2021.html)</p> <p>また、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の施行に伴い令和4年10月から国等で勤務する短時間労働者に対して国家公務員共済組合制度の短期給付が適用されることを踏まえ、厚生労働省、共済組合等と必要な調整を行った上で、国家公務員共済組合法施行令、施行規則等を改正し、各府省の秘書課長・人事課長等へ協力依頼を行うなど、円滑な施行に向けた取組を進めました。</p> <p>以上から、達成度は「○」としました。</p>	○
	[主要] 政9-1-1-B-2: 諸外国との社会保障協定への対応		
	目標	社会保障協定締結に際して、関係省庁と連携を図り、適切に対応します。	達成度

	(目標の設定の根拠) 海外で勤務する国家公務員の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	令和4年度において新たに社会保障協定の締結はありませんでしたが、各国との交渉について、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	上記それぞれの測定指標における「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行い、また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政9-1-1に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移

参考指標2：年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移

参考指標4：短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移

参考指標5：短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

参考指標6：社会保障協定の締結状況

(出所) 財務省ウェブサイト

参考指標1、2、4、5 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk_annual_report/fy2021/index.html)

国家公務員共済組合連合会ウェブサイト

参考指標3 (<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>)

厚生労働省ウェブサイト

参考指標6 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

施策	政9-1-2：共済手続の効率化・適正化		
測定指標(定性的な指標)	[主要]政9-1-2-B-1：共済手続の効率化・適正化		
	目標	共済手続の全面オンライン化に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。 (目標の設定の根拠) 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)に盛り込まれた行政手続のデジタル化に適切に対応するためです。	
	実績及び目標	「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)及び「規制	
		達成度	○

標の達成度の判定理由	改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用することとし、令和4年度においては、デジタル庁等と必要な調整を行うとともに各共済組合と連携してサービスの利用に必要な共済手続の標準化等を進めたことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、デジタル庁等と連携を図り、共済手続のデジタル完結に向けて適切に対応しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政9-1-2に係る参考情報

参考指標1：行政手続等の棚卸結果

(出所) 財務省ウェブサイト
https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/index.html

施策	政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
測定指標(定性的な指標)	[主要]政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
	目標	<p>国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営の確保に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政9-1-3に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移【再掲(9-1-1：参考指標1)】

参考指標2：年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲(9-1-1：参考指標2)】

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移【再掲（9-1-1：参考指標3）】

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。</p> <p>各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。</p> <p>共済手続の全面オンライン化に向けて、共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。</p> <p>厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		68,292,433	85,809,523	84,997,057	/
		補正予算		△41,695	△81,703	△44,960	
		繰越等		—	—	N. A.	
		合 計		68,250,738	85,727,820	N. A.	
執行額(千円)			68,153,696	85,558,802	N. A.		

(概要)
 国家公務員共済組合連合会等助成費
 (注) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）</p> <p>第211回国会 総理大臣施政方針演説（令和5年1月23日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）</p>
----------------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「国家公務員共済組合事業統計年報」（財務省）、「社会保障協定」（厚生労働省）
----------------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。</p> <p>また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結については、引き続き推進し、共済手続の全面オンライン化については、共済組合の内部手続をオンライン化するため、関係</p>
---------------------------	---

	省庁と連携を図って、適切な対応を行いました。 さらに、国家公務員共済組合連合会等の業務運営については、引き続き適正の確保に努めました。
--	--

担当部局名	主計局（給与共済課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	------------	-----------------	--------

政策目標 10-1 : 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

上記目標の概要	<p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が、財務省の所掌事務として規定されています。</p> <p>一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政10-1-1 : 経費予算の認可 政10-1-2 : 財務諸表の承認</p>
----------------	---

政策目標10-1についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	上記の目標を達成するため、適切に経費予算の認可、財務諸表の承認を行い、すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。</p> <p>財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。</p>

施策 政10-1-1 : 経費予算の認可

測定指標（定性的な指標）	[主要] 政10-1-1-B-1 : 経費予算の効率性の確保	
目標	<p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査した上で認可を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条において、日本銀行の経費の予算について「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。</p>	達成度

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和5年度経費予算については、令和5年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和5年度経費予算の合計額は、全体で2,088.1億円（対4年度比+121.3億円）となっています。令和5年度経費予算は、日本銀行券の改刷に向けて要する費用の計上を主因に銀行券製造費が増加したほか、光熱水道費の増加等を背景に一般事務費が増加した一方、修繕費等について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。</p> <p>上記実績のとおり、令和5年度経費予算については、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>令和5年度経費予算については、令和5年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和5年度経費予算の合計額は、全体で2,088.1億円（対4年度比+121.3億円）となっています。令和5年度経費予算は、日本銀行券の改刷に向けて要する費用の計上を主因に銀行券製造費が増加したほか、光熱水道費の増加等を背景に一般事務費が増加した一方、修繕費等について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政10-1-1に係る参考情報

参考指標1：認可対象経費の予算

（単位：百万円、％）

科 目		令和元年度 予算	2年度予算	3年度予算	4年度予算	5年度予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	52,431	53,923	54,292	54,882	61,925	12.8
国庫国債事務費	国庫国債事務費	17,379	20,550	21,750	21,332	21,326	▲0.0
給与等	役員給与	433	433	430	429	432	0.7
	職員給与	42,085	42,156	41,895	41,579	42,989	3.4
	退職手当	10,546	10,546	10,493	10,356	10,547	1.8
	小 計	53,064	53,134	52,818	52,364	53,968	3.1
交通通信費	旅費交通費	2,218	2,187	2,005	1,978	2,524	27.6
	通信費	2,181	2,160	2,269	2,240	2,066	▲7.8
	小 計	4,400	4,347	4,274	4,218	4,590	8.8
修繕費	修繕費	2,686	2,338	2,508	2,277	2,187	▲3.9
一般事務費	消耗品費	1,298	1,136	1,253	1,170	1,309	11.9
	光熱水道費	1,925	1,893	1,859	2,020	4,039	99.9
	建物機械等賃借料	7,068	6,915	6,020	5,737	6,839	19.2
	建物機械等保守料	10,579	11,665	10,228	11,669	11,701	0.3
	事務費	33,288	31,827	34,255	37,149	36,176	▲2.6
小 計	54,158	53,435	53,615	57,745	60,064	4.0	
固定資産取得費	固定資産取得費	4,994	4,457	5,298	2,871	3,753	30.7
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0
合 計		190,111	193,185	195,554	196,689	208,814	6.2

（注）計数については、単位未満を四捨五入して表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

（参考 URL）<https://www.boj.or.jp/about/activities/strategy/yosan/index.htm/>

施策	政10-1-2：財務諸表の承認	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保	
	目標	<p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査した上で承認を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に關すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和3年度決算及び令和4年度上半期決算に係る財務諸表については、令和4年5月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。また、平成27年度から量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から債券取引損失引当金制度が拡充され、令和3年度決算承認及び令和4年度上半期決算承認に当たり、日本銀行から、債券取引損失引当金の積立てに係る承認申請がなされ、これを承認しました。</p> <p>上記実績のとおり、令和3年度決算及び令和4年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>令和3年度決算及び令和4年度上半期決算に係る財務諸表等については、令和4年5月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政10-1-2に係る参考情報

「令和4年度政策評価書」の評価対象期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日であることから、令和4年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

参考指標 1 : 財務諸表の主要な計数

【貸借対照表】

(単位：億円)

科目	平成 29 年度末	30 年度末	令和元年度末	2 年度末	3 年度末
(資産の部)					
金地金	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
現金	2,743	2,500	2,050	1,991	2,983
国債	4,483,261	4,699,538	4,859,181	5,321,652	5,261,736
（うち長期国債）	4,265,674	4,595,862	4,735,413	4,957,770	5,112,312
コマーシャル・ペーパー等	20,574	20,420	25,518	28,764	25,143
社債	31,921	32,066	32,208	74,984	85,830
金銭の信託（信託財産株式）	10,488	8,970	7,277	5,810	4,575
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）	189,348	247,848	297,189	358,796	365,657
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	4,761	5,178	5,753	6,668	6,661
貸出金	464,119	474,361	543,286	1,258,402	1,515,328
外国為替	63,695	67,321	259,662	76,787	83,064
代理店勘定	240	219	239	181	47
その他資産	5,211	5,315	5,900	4,884	4,767
有形固定資産	2,078	2,086	2,164	2,227	2,320
無形固定資産	1	1	1	1	4
資産の部合計	5,282,856	5,570,243	6,044,846	7,145,566	7,362,535
(負債の部)					
発行銀行券	1,040,004	1,075,592	1,096,165	1,160,116	1,198,707
預金	3,996,383	4,213,782	4,470,762	5,493,727	5,897,473
（うち当座預金）	3,782,379	3,938,836	3,952,560	5,225,703	5,631,784
政府預金	151,248	175,228	126,338	369,179	130,325
売現先勘定	3,112	1,908	241,163	5,947	9,199
その他負債	596	4,312	840	1,890	2,799
退職給付引当金	1,997	2,018	2,033	2,050	2,070
債券取引損失引当金	36,001	44,155	47,992	51,980	56,010
外国為替等取引損失引当金	14,019	15,147	14,075	15,314	18,924
負債の部合計	5,243,363	5,532,146	5,999,372	7,100,206	7,315,511
(純資産の部)					
資本金	1	1	1	1	1
法定準備金	31,844	32,226	32,520	33,167	33,777
特別準備金	0	0	0	0	0
当期剰余金	7,647	5,869	12,952	12,191	13,246
純資産の部合計	39,493	38,097	45,473	45,360	47,024
負債および純資産の部合計	5,282,856	5,570,243	6,044,846	7,145,566	7,362,535

(注1) 計数については、円単位での計算後、単位未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない（損益計算書も同様）。

(注2) <0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す（損益計算書も同様）。

【損益計算書】

(単位：億円)

科目	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
経常収益	18,383	23,933	22,407	24,191	30,507
貸出金利息	0	0	0	0	0
買現先利息	—	—	▲0	—	▲1
国債利息	12,211	12,839	11,960	10,866	11,233
コマーシャル・ペーパー等利息	▲1	▲0	0	▲3	▲4
社債利息	▲9	▲10	▲7	8	21
外国為替収益	447	3,722	2,036	3,012	7,299
その他	5,735	7,383	8,418	10,307	11,958
経常費用	6,095	3,924	6,031	4,427	6,322
売現先利息	▲5	▲6	▲6	▲55	▲0
外国為替費用	2,171	—	2,144	—	1,037
経費	1,949	1,980	1,987	1,990	2,018
その他	1,980	1,951	1,905	2,493	3,267
経常利益	12,287	20,009	16,375	19,764	24,185
経常収入	13,104	14,090	13,170	11,646	11,598
外国為替関係損益	▲2,119	2,257	▲2,144	2,478	7,220
経費	▲1,949	▲1,980	▲1,987	▲1,990	▲2,018
その他	3,252	5,642	7,337	7,629	7,385
うち金銭の信託（信託財産株式）運用 損益	2,512	2,510	2,050	2,505	2,973
金銭の信託（信託財産指数連動型 上場投資信託）運用損益	2,789	4,416	6,047	7,275	8,426
金銭の信託（信託財産不動産投資 信託）運用損益	181	211	79	292	315
補完当座預金制度利息	▲1,836	▲1,865	▲1,882	▲2,179	▲1,802
貸出促進付利制度利息	—	—	—	—	▲806
特別利益	1,064	24	1,132	—	100
特別損失	4,453	9,285	3,839	5,234	7,643
特別損益	▲3,388	▲9,261	▲2,706	▲5,234	▲7,542
うち債券取引損失引当金	▲4,451	▲8,154	▲3,837	▲3,987	▲4,029
外国為替等取引損失引当金	1,059	▲1,128	1,072	▲1,239	▲3,610
税引前当期剰余金	8,899	10,748	13,669	14,529	16,643
法人税、住民税及び事業税	1,251	4,878	716	2,338	3,396
当期剰余金	7,647	5,869	12,952	12,191	13,246

(注) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示す。

(参考 URL) <https://www.boj.or.jp/about/account/index.htm/>

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。</p>		
財務省政策評価懇談会における意見	<p>該当なし</p>		
政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>該当なし</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>該当なし</p>		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>令和3年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。</p>		
担当部局名	理財局（総務課調査室）	政策評価実施時期	令和5年6月

政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

上記目標の概要	<p>たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の趣旨・目的を踏まえた適切な運用を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、受動喫煙防止等の喫煙と健康をめぐる国民の意識の高まり等を踏まえ、注意文言表示規制等を適切に行い、20歳未満の者の喫煙防止等のたばこに係る様々な課題に対応する施策を進めます。</p> <p>塩事業については、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成8年法律第39号）の趣旨・目的を踏まえ、必要な施策を進めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督</p> <p>政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保</p>
----------------	--

政策目標11-1についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	<p>たばこ事業については、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、たばこ事業者に対して、法の趣旨・目的を踏まえた許認可等及び管理・監督を行いました。また、たばこに関する規制については、注意文言表示規制等の見直しを行うため令和元年6月に改正した省令等を踏まえ、引き続き、規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。また、20歳未満の者の喫煙防止について、業界団体等とも連携しながら必要な取組を行いました。</p> <p>塩事業については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等の処理に適切に対応しました。</p> <p>その結果、すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>たばこ事業に関しては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることが科学的に認められていることを踏まえ、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まりや、たばこ産業の変化等に対応し、喫煙と健康に関する規制等の見直しを図っていくことが、たばこ事業の適切な運営の確保等の観点からは重要です。なお、こうした喫煙と健康に関する規制や20歳未満の者の喫煙防止の取組等に当たっては、関係省庁と連携することで、効果的・効率的に対応しています。</p> <p>塩事業に関しても、塩事業法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、塩事業センターの監督や塩需給見通し及び塩需給実績の公表など、必要最小限度の国の関与により、良質な塩の安定的な供給の確保等を図っています。</p>

施策	政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督						
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政11-1-1-A-1：製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率 (単位：%)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	99.5以上	99.5以上	99.5以上	99.5以上	99.8以上	○
	実績値	99.9	99.9	100.0	99.1	99.9	
	<p>(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 (注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 (注2) 標準処理期間：申請を受理した日の属する月末から2か月以内の期間をいいます。 (目標値の設定の根拠) 小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていたことを踏まえ、令和4年度から目標値を引き上げています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 令和4年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.9%となりました。そのため、達成度は「○」としました。</p>						
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組						
	目標	<p>注意文言表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。</p>					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制である注意文言表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、受動喫煙防止に関する注意文言表示を充実させるなどの所要の見直しを行うため、令和元年6月に省令等を改正しました。これに伴い、小売定価の認可の際に併せて、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、改正後の省令等に規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。このように、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応したため、達成度は「○」としました。</p>					○

測定指標（定性的な指標）	[主要]政11-1-1-B-2：20歳未満の者の喫煙防止に対する取組		
	目 標	<p>20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、2,347の小売店に条件を付与しました（参考指標1参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、41の小売店に条件を付与しました。</p> <p>なお、年齢識別自販機については、令和8年3月のタスポ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促しました。</p> <p>このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底すること等を要請しました。</p> <p>このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
	[主要]政11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理		
目 標	<p>日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。</p>	達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>たばこ事業法に基づく許認可等の申請に対し、内容に応じ、各財務（支）局等及び各税関とも連携の上、同法の規定に沿って処理を行ったほか、日本たばこ産業株式会社の事業計画等の認可申請に対しては、日本たばこ産業株式会社法等に規定する同社の目的や役割等に照らし、その妥当性等を審査の上、認可を行いました。</p> <p>製造たばこの小売定価の認可について、消費者の利益を不当に害さないかどうか等の観点から審査を行い、令和4年度においては、2,197品目（変更認可品目を含む。）の認可を行いました。</p> <p>小売販売業の不許可処分等に係る行政不服審査請求について、3件の処理を行いました。なお、東日本大震災によって被災した小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、2件の処理を行いました。</p>	○	

	<p>このように、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行ったことを踏まえ、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>たばこに関する規制については、令和元年6月に改正を行った省令等で規定された措置が円滑に実施されるよう、小売定価認可の審査において、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、適切に対応しました。</p> <p>20歳未満の者の喫煙防止について、許可条件の付与に加え、業界団体主催の20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店における20歳未満の者の喫煙防止の徹底等を要請するなど、必要な取組等を行いました。また、年齢識別自販機については、令和8年3月のタスポ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促しました。</p> <p>たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、小売販売業の許可に係る測定指標の目標値を達成しつつ、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行いました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は「s 目標達成」としました。</p>

政11-1-1に係る参考情報

参考指標1：小売販売業許可申請件数及び同許可件数

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
申請件数	7,094	6,700	5,933	5,153	4,471
許可件数	4,212	3,456	2,873	2,717	2,347

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

施策	政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保						
測定指標(定量的な指標)	[主要]政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位：%)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
<p>(出所) 財務(支)局等からの報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 (注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 (注2) 標準処理期間：申請を受理した日の翌日から20日(平成28年6月までは1か月)以内の期間をいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日(平成28年6月までは1か月)以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p>							

令和4年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。

[主要]政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況

年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
塩需給見通し (年1回)	○	○	○	○	○	○
塩需給実績 (年1回)	○	○	○	○	○	

(出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調
(注) 「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。

(目標値の設定の根拠)

塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。

(目標の達成度の判定理由)

令和4年度は、「令和3年度塩需給実績(令和4年6月30日公表)」及び「令和5年度塩需給見通し(令和5年3月31日公表)」を所定の時期に公表しました。いずれも適切な時期に公表していることから、達成度は「○」としました。

[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理

測定指標(定性的な指標)	目 標	<p>塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務(支)局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行います。また、必要に応じ、塩の安定的な供給の確保や塩事業の適切な運営の観点等から対応を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの監督を行うとともに、各財務(支)局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行うこと等を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保する必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>塩事業センターの令和5年度事業計画及び収支予算については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から、昨今の塩需要の減少や脱炭素社会構築に向けた情勢を踏まえた上で、センターが果たすべき役割や令和5年度の事業を実施するための費用の状況等について審査を行い、認可しました。</p> <p>塩事業法に基づく塩事業者からの登録・届出に関しては、各財務(支)局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録等の処理を行いました。また、食用塩の需要量分について、国内産塩の供給を確保する必要があり、国内産塩の競争力を高め、食用塩の安定的かつ円滑な供給を持続させていくため、イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭について、石油石炭税の軽減措置が設けられています。この適用について、前年度に引き続き各事業者から申請を受け、用途証明書</p>	○

	<p>の交付を行う等の対応を行いました。</p> <p>このように、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。そのため、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	<p>塩製造業者等の登録について、測定指標の目標値を達成し、令和3年度塩需給実績及び令和5年度塩需給見通しについて、適切な時期に公表しました。</p> <p>塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。</p> <p>このように、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政11-1-2に係る参考情報

参考指標1：塩製造業者等登録件数

(単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
登録件数	29	56	49	46	58

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

評価結果の反映	<p>(たばこ事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めます。</p>
	<p>(塩事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
---------------------------------	------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ウェブサイト）
--	-------------------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>令和3年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>（たばこ事業の適切な運営の確保）</p> <p>引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めました。</p> <p>（塩事業の適切な運営の確保）</p> <p>引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めました。</p>
--------------------------------	--

担当部局名	理財局（総務課たばこ塩事業室）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	-----------------	-----------------	--------

Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見
(全体に通じるもの)

【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

- 令和4年度財務省政策評価書、令和5事務年度国税庁実績評価実施計画について、個別な異論はない。
- 必要な政策は打って持続的な経済成長につなげて頂きたいが、PDCAを回すにあたり、政策効果をしっかりと測る努力が更に必要ではないか。
- 政策評価制度の導入趣旨の一つは、省庁に規律を持ってもらうことだったと思うが、今日ではそれが全体として機能していないので、議論すべき時期に来ていると思う。

○ 規制の政策評価書

規制の政策評価

1. 財務省における規制の政策評価の実施方針について

規制の新設・改廃を目的とする政策を決定しようとする際は、規制の質の向上や、国民への説明責任を果たすことに資することを目的として、政策評価を行うこととされています。

規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、事前評価を行っています。

また、事前評価を行った規制に係る政策については、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては、その見直し時期、法令等に見直し条項がないものについては、見直し周期（最長5年）を設定した時期において事後評価を行っています。

なお、作成した評価書を含んだ「政策評価書」を、翌年度、作成しております。

2. 令和4年度における規制の政策評価の実施について

事前評価書

規制の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
暗号資産の制裁の抜け穴としての悪用防止	令和4年4月	別添1の通り	評価結果を踏まえて、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」が施行された（令和4年5月施行）。
資本取引規制の対象の拡充等	令和4年10月	別添2の通り	評価結果を踏まえて、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の本政策に対応する規定が施行された（令和5年6月施行）。
外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定	令和4年10月	別添3の通り	評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等

			を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布された（令和4年12月公布）。
--	--	--	---

事後評価書

規制の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
通関業制度の見直し	令和5年3月	別添4の通り	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた。

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
規制の名称	暗号資産の制裁の抜け穴としての悪用防止
規制の区分	新設、 改正 （ 拡充 、緩和）、廃止
担当当局	国際局調査課
評価実施時期	令和4年4月
規制の目的、内容及び必要性	<p>本年2月下旬より、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシア・ベラルーシの個人・団体に対する資産凍結等、累次の制裁措置を実施している。今般の法改正は、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手段を講ずることで、制裁の実効性の更なる強化を図るもの。</p> <p>現行法では、制裁対象者への暗号資産の移転は規制対象となっているが、制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等はカバーされていない。また、銀行等と異なり、暗号資産交換業者には、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務はない。暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手段を講ずる。具体的には、現行法で規制対象となっている制裁対象者への暗号資産の移転に加え、制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等も規制対象として捕捉するとともに、銀行等と同様に、暗号資産交換業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務等を賦課することとしている。</p> <p>これは、現在でも多くの暗号資産交換業者において自主規制で対応されているところであるが、各国が規制をかけている中で、日本も各国と協調して、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう本法案において措置する。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>③「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）</p> <p>（遵守費用） 本案では、制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等を規制対象として捕捉するとともに、暗号資産交換業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を賦課することとしているが、これは既に多くの暗号資産交換業者において自主規制で対応されているところ、暗号資産交換業者における遵守費用は一定程度織り込まれている。</p> <p>（行政費用） ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等を規制対象として捕捉するとともに、暗号資産交換業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を賦課することにより、当局において発生する行政費用としては、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく資本取引規制の対象となる暗号資産取引に対する許可業務や暗号資産交換業者に課される義務の遵守状況のモニタリングに要する費用がある。本行政費用は、取引件数及び個々の取引の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性の更なる強化を図ることにより、国際金融システムの安定を維持し、国際的信頼を保つことができる。</p> <p>⑥可能であれば便益（金銭価値化）を把握 本法律案により期待される効果である、制裁の実効性の更なる強化については、金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 規制緩和措置には該当しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 本規制による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、本改正後5年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手段を講ずることで、制裁の実効性の更なる強化を図ることにより、国際金融システムの安定を維持し、国際的信頼を保つことができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。今回の法改正は、外為法の取引の自由の原則に則っており、今回の規制により制限されるものは制裁に関するものに限られている。顧客に制裁対象者がいないかの確認は、制裁対象者へ支払いを行うことがないよう、現状でも既に各暗号資産交換業者に求められている内容であること、また、制裁対象者からの暗号資産の移転の依頼に際しての確認は、「顧客に制裁対象者がいないかの確認」を実施していれば対応可能な内容であることを踏まえれば、暗号資産取引全体に与える影響は僅少と考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 本年2月下旬より、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシア・ベラルーシの個人・団体に対する資産凍結等、累次の措置を実施している。今回の法改正は、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手段を講ずることで、制裁の実効性の更なる強化を図るもの。</p> <p>（代替案：暗号資産交換業者による自主規制）</p>

	<p>[費用・効果] 自主規制では法律上の義務を課すことができず、罰則により規制を担保することもできないため、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう制裁の実効性の更なる強化を図るためには、本案によることが適当である。</p> <p>[本案と代替案の比較] 対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。</p>
その他の関連事項	<p>①評価の活用状況等の明記 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。</p>
事後評価の実施時期等	<p>②事後評価の実施時期の明記 本法律案による改正外為法の施行後5年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。</p> <p>③事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 本法律案による改正外為法の施行後の暗号資産交換業者における資産凍結等の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>
備考	

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
 規制の名称： 暗号資産の制裁の抜け穴としての悪用防止
 規制の区分：新設、改正、拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部署： 国際局調査課
 評価実施時期： 令和4年4月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
 （現状をベースラインとする理由も明記）

本年2月下旬より、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシア・ベラルーシの個人・団体に対する資産凍結等、累次の制裁措置を実施している。今般の法改正は、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手当を講ずることで、制裁の実効性の更なる強化を図るもの。規制を実施しない場合には、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用される恐れがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

制裁対象者への暗号資産の移転は規制対象となっているが、制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等はカバーされていない。また、銀行等と異なり、暗号資産交換業者には、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務はない。

[課題解決手段の検討]

暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当を講ずる。具体的には、現行法で規制対象となっている制裁対象者への暗号資産の移転に加え、制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等も規制対象として捕捉するとともに、銀行等と同様に、暗号資産交換業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務等を賦課することとしている。

これは、現在でも多くの暗号資産交換業者において自主規制で対応されているところであるが、各国が規制をかけている中で、日本も各国と協調して、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう本法案において措置する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本案では、制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等を規制対象として捕捉するとともに、暗号資産交換業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を賦課することとしているが、これは既に多くの暗号資産交換業者において自主規制で対応されているところ、暗号資産交換業者における遵守費用は一定程度織り込まれている。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等を規制対象として捕捉するとともに、暗号資産交換業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を賦課することにより、当局において発生する行政費用としては、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく資本取引規制の対象となる暗号資産取引に対する許可業務や暗号資産交換業者に課される義務の遵守状況のモニタリングに要する費用がある。本行政費用は、取引件数及び個々の取引の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性の更なる強化を図ることにより、国際金融システムの安定を維持し、国際的信頼を保つことができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本法律案により期待される効果である、制裁の実効性の更なる強化については、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和措置には該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、本改正後5年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手当を講ずることで、制裁の実効性の更なる強化を図ることにより、国際金融システムの安定を維持し、国際的信頼を保つことができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。今回の法改正は、外為法の取引の自由の原則に則っており、今回の規制により制限されるものは制裁に関するものに限られている。顧客に制裁対象者がいないかの確認は、制裁対象者へ支払いを行うことがないよう、現状でも既に各暗号資産交換業者に求められている内容であること、また、制裁対象者からの暗号資産の移転の依頼に際しての確認は、「顧客に制裁対象者がいないかの確認」を実施していれば対応可能な内容であることを踏まえれば、暗号資産取引全体に与える影響は僅少と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本年2月下旬より、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシア・ベラルーシの個人・団体に対する資産凍結等、累次の措置を実施している。今回の法改正は、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手当を講ずることで、制裁の実効性の更なる強化を図るもの。

（代替案：暗号資産交換業者による自主規制）

[費用・効果]

自主規制では法律上の義務を課すことができず、罰則により規制を担保することもできないため、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう制裁の実効性の更なる強化を図るためには、本案によることが適当である。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本法律案による改正外為法の施行後 5 年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本法律案による改正外為法の施行後の暗号資産交換業者における資産凍結等の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
規制の名称	資本取引規制の対象の拡充等
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局	財務省国際局調査課
評価実施時期	令和 4 年 10 月
規制の目的、内容及び必要性	本年 4 月の外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の改正により、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手当を講ずることで、制裁の実効性の確保を図った。今般の外為法改正は本年 6 月に成立した安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年 3 月 4 日提出、令和 4 年 6 月 3 日成立。以下「改正資金決済法」という。）において新設される、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずるもの。規制を実施しない場合には、電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されるおそれがある。
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）</p> <p>（遵守費用） 本案では、制裁対象者から第三者へ電子決済手段等を移転する取引等を規制対象として追加するとともに、電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を課すこととしている。電子決済手段等取引業者は改正資金決済法の施行に伴い創設される業種であるものの、既に同等の規制を銀行等や資金移動業者（以下、「金融機関等」という）に対して課しているものであることを踏まえれば、電子決済手段等取引業者にとって遵守費用は一定程度見通しの立つものとなっている一方で、現時点で電子決済手段の取引実態を事前に予測することは困難であるため、遵守費用の定量化や金銭価値化は困難である。</p> <p>（行政費用） ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 本案では、制裁対象者から第三者へ電子決済手段等を移転する取引等を規制対象として追加するとともに、電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を課すことにより、当局において発生する行政費用としては、外為法に基づく資本取引規制の対象となる電子決済手段等取引に対する許可業務や電子決済手段等取引業者に課される義務の遵守状況のモニタリングに要する費用がある。本行政費用は、電子決済手段等取引業者が改正資金決済法の施行に伴い創設される業種であり、取引件数及び個々の取引の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 本年 6 月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずることにより、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定的維持及び国際的信頼の確保を図ることができる。</p> <p>⑥可能であれば<u>便益（金銭価値化）</u>を把握 本案により期待される効果である、制裁の実効性の確保等については、金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 本案は、規制緩和措置には該当しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「<u>副次的な影響及び波及的な影響</u>」を把握することが必要 本案による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、改正外為法全体の施行後 5 年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 本年 6 月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずることにより、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定的維持及び国際的信頼の確保を図ることができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。今回の法改正は、外為法の取引の自由の原則に則っており、今回の規制により制限されるものは制裁に関するものに限られている。顧客に制裁対象者がいないかの確認は、制裁対象者へ支払いを行うことがないよう、現状でも既に金融機関等に求められている内容と同等のものであり、また、制裁対象者からの電子決済手段の移転の依頼に際しての確認は、「顧客に制裁対象者がいないかの確認」を実施していれば対応可能な内容であることを踏まえれば、電子決済手段取引全体に与える影響は僅少と考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 本年 6 月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずることで、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定的維持及び国際的信頼の確保を図るもの。</p> <p>（代替案：電子決済手段等取引業者による自主規制）</p>

	<p>[費用・効果] 自主規制では法律上の義務を課すことができず、罰則により規制を担保することもできないため、電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されないよう制裁の実効性の確保等を図るためには、本案によることが適当である。</p> <p>[本案と代替案の比較] 対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。</p>
その他の関連事項	<p>①評価の活用状況等の明記 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。</p>
事後評価の実施時期等	<p>②事後評価の実施時期の明記 改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。</p> <p>③事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 改正外為法全体の施行後の電子決済手段等取引業者における資産凍結等の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>
備考	

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

規制の名称：資本取引規制の対象の拡充等

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：財務省国際局調査課

評価実施時期：令和4年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

本年4月の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の改正により、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手当を講ずることで、制裁の実効性の確保を図った。今般の外為法改正は本年6月に成立した安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年3月4日提出、令和4年6月3日成立。以下「改正資金決済法」という。）において新設される、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずるもの。規制を実施しない場合には、電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその原因]

制裁対象者への電子決済手段の移転は規制対象となっているが、制裁対象者から第三者へ電子決済手段を移転する取引等はカバーされていない。また、銀行等と異なり、電子決済手段等取引業者には、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務はない。

[課題解決手段の検討]

電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を確保するための法的手当を講ずる。具体的には、現行法で規制対象となっている制裁対象者への電子決済手段の移転に加え、制裁対象者から第三者へ電子決済手段を移転する取引等も規制対象として追加するとともに、銀行等と同様に電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務等を課すこととしている。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本案では、制裁対象者から第三者へ電子決済手段等に移転する取引等を規制対象として追加するとともに、電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を課すこととしている。電子決済手段等取引業者は改正資金決済法の施行に伴い創設される業種であるものの、既に同等の規制を銀行等や資金移動業者（以下、「金融機関等」という）に対して課しているものであることを踏まえれば、電子決済手段等取引業者にとって遵守費用は一定程度見通しの立つものとなっている一方で、現時点で電子決済手段の取引実態を事前に予測することは困難であるため、遵守費用の定量化や金銭価値化は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本案では、制裁対象者から第三者へ電子決済手段等に移転する取引等を規制対象として追加するとともに、電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を課すことにより、当局において発生する行政費用としては、外為法に基づく資本取引規

制の対象となる電子決済手段等取引に対する許可業務や電子決済手段等取引業者に課される義務の遵守状況のモニタリングに要する費用がある。本行政費用は、電子決済手段等取引業者が改正資金決済法の施行に伴い創設される業種であり、取引件数及び個々の取引の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本年6月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当てを講ずることにより、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本案により期待される効果である、制裁の実効性の確保等については、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本案は、規制緩和に該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本案による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本年6月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当てを講ずることにより、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。今回の法改正は、外為法の取引の自由の原則に則っており、今回の規制により制限されるものは制裁に関するものに限定されている。顧客に制裁対象者がいないかの確認は、制裁対象者へ支払いを行うことがないよう、現状でも既に金融機関等に求められている内容と同等のものであり、また、制裁対象者からの電子決済手段の移転の依頼に際しての確認は、「顧客に制裁対象者がいないかの確認」を実施していれば対応可能な内容であることを踏まえれば、電子決済手段取引全体に与える影響は僅少と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本年6月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当てを講ずることで、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図るもの。

（代替案：電子決済手段等取引業者による自主規制）

[費用・効果]

自主規制では法律上の義務を課すことができず、罰則により規制を担保することもできないため、電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されないよう制裁の実効性の確保等を図るためには、本案によることが適当である。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正外為法全体の施行後 5 年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

改正外為法全体の施行後の電子決済手段等取引業者における資産凍結等の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
規制の名称	外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局	財務省国際局調査課
評価実施時期	令和 4 年 10 月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下、「外為法」という）では、銀行や資金移動業者等（以下、「金融機関等」という）に対し、顧客の支払及び資本取引に係る同法上の規制の該非に係る確認義務や顧客の本人確認義務が課されている。一方で、資産凍結措置を適切に実施するための態勢の整備を求める規定が法律上義務づけられておらず、不十分な態勢で外為法の適用を受ける取引を行い、許可義務違反が生じるおそれがあるとしても、許可義務違反がない限りその是正を求めることができるものとなっておらず、資産凍結措置の潜脱を適切に防止する態勢が万全となっていない。</p> <p>また、F A T F 勧告では金融機関等による資産凍結措置の適切な実施や当該措置の履行状況について、当局による適切なモニタリングの実施が求められている。</p> <p>これらに対応するため、本案により、金融機関等に対し、主務大臣が定める基準「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことで、当局による適切なモニタリングの実施の確保につながり、資産凍結措置の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図るもの。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）</p> <p>（遵守費用） 本案では、「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課することになるが、既に多くの金融機関等において自主的に対応していることから、遵守費用は一定程度織り込まれている。</p> <p>（行政費用） ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「<u>行政費用</u>」の増加の可能性に留意 本案では、「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課することとなるが、既に金融機関等による資産凍結措置の履行状況について一定のモニタリング等を実施していることから、本案に基づくモニタリングに要する行政費用の太宗は現行のモニタリング等に係る行政費用に一定程度織り込まれている。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 「外国為替取引等取扱業者遵守基準」を定め、金融機関等が当該基準に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことにより、資産凍結措置の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができる。</p> <p>⑥可能であれば便益（金銭価値化）を把握 本案により期待される効果である、資産凍結措置の実効性の更なる強化等については、金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 本案は、規制緩和に該当しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 本案による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、改正外為法全体の施行後 5 年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務について、既に多くの金融機関等において自主的に対応し、遵守費用は一定程度織り込まれている。当該規制により効果が見込まれる制裁の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 資産凍結措置を適切に実施するための態勢の整備を求める規定が法律上義務づけられておらず、また F A T F 勧告では金融機関等による資産凍結措置の適切な実施や当該措置の履行状況について、適切なモニタリングの実施が求められている。これらに対応するため、「外国為替取引等取扱業者遵守基準」を定め、金融機関等に対し、当該基準に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことで、当局による適切なモニタリングの実施の確保につながり、資産凍結措置の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図るもの。</p> <p>（代替案：金融機関等による自主規制） [費用・効果] 自主規制では、不十分な態勢で外為法の適用を受ける取引を行い、許可義務違反が生じる恐れがあるとしても、許可義務違反がない限りその是正を求めることができる規定となっておらず、制裁の実効性の更なる強化を図るためには、本案によることが適当である。 [本案と代替案の比較] 対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。</p>

その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 改正外為法全体の施行後において、金融機関等における資産凍結措置の態勢整備の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>
備考	

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

規制の名称：外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：財務省国際局調査課

評価実施時期：令和4年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
（現状をベースラインとする理由も明記）

現行の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下、「外為法」という）では、銀行や資金移動業者等（以下、「金融機関等」という）に対し、顧客の支払及び資本取引に係る同法上の規制の該非に係る確認義務や顧客の本人確認義務が課されている。一方で、資産凍結措置を適切に実施するための態勢の整備を求める規定が法律上義務づけられておらず、不十分な態勢で外為法の適用を受ける取引を行い、許可義務違反が生じるおそれがあるとしても、許可義務違反がない限りその是正を求めることができるものとなっておらず、資産凍結措置の潜脱を適切に防止する態勢が万全となっていない。

また、FATF勧告では金融機関等による資産凍結措置の適切な実施や当該措置の履行状況について、当局による適切なモニタリングの実施が求められている。

これらに対応するため、本案により、金融機関等に対し、主務大臣が定める基準「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことで、当局による適切なモニタリングの実施の確保につながり、資産凍結措置の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図るもの。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

上記①のとおり

〔課題解決手段の検討〕

「外国為替取引等取扱業者遵守基準」を定め、金融機関等が当該基準に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課す必要がある。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本案では、「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことになるが、既に多くの金融機関等において自主的に対応していることから、遵守費用は一定程度織り込まれている。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本案では、「外国為替取引等取扱業者遵守基準」に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すこととなるが、既に金融機関等による資産凍結措置の履行状況について一定のモニタリング等を実施していることから、本案に基づくモニタリングに要する行政費用の太宗は現行のモニタリング等に係る行政費用に一定程度織り込まれている。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

「外国為替取引等取扱業者遵守基準」を定め、金融機関等が当該基準に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことにより、資産凍結措置の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本案により期待される効果である、資産凍結措置の実効性の更なる強化等については、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本案は、規制緩和に該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本案による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務について、既に多くの金融機関等において自主的に対応し、遵守費用は一定程度織り込まれている。当該規制により効果が見込まれる制裁の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

資産凍結措置を適切に実施するための態勢の整備を求める規定が法律上義務づけられておらず、またFATF勧告では金融機関等による資産凍結措置の適切な実施や当該措置の履行状況について、適切なモニタリングの実施が求められている。これらに対応するため、「外国為替取引等取扱業者遵守基準」を定め、金融機関等に対し、当該基準に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務を課すことで、当局による適切なモニタリングの実施の確保につながり、資産凍結措置の実効性の更なる強化、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図るもの。

(代替案：金融機関等による自主規制)

[費用・効果]

自主規制では、不十分な態勢で外為法の適用を受ける取引を行い、許可義務違反が生じる恐れがあっても、許可義務違反がない限りその是正を求めることができる規定となっておらず、制裁の実効性の更なる強化を図るためには、本案によることが適当である。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

改正外為法全体の施行後において、金融機関等における資産凍結措置の態勢整備の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	通関業法
規制の名称	通関業制度の見直し
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局	関税局業務課
評価実施時期	令和5年3月
事前評価時の想定と比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定していなかった影響は生じていない。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証 規制の事前評価後、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。</p> <p>③必要性の検証 輸出入申告官署の自由化への対応及び通関手続を取り巻く環境の変化への対応のためには、引き続き規制は必要である。</p>
費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握	<p>④「<u>遵守費用</u>」の把握 通関士の設置免除の特例の廃止に係る新たな通関士設置費用が発生したことが考えられるが、発生したコストは限定的である。また、その定量化は困難である。</p> <p>⑤「<u>行政費用</u>」の把握 業務改善命令が可能となったことにより発生した行政費用は限定的である。また、その定量化は困難である。</p> <p>⑥効果（定量化）の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業区域制限の廃止に併せて AEO 通関業者による輸出入申告官署の自由化が実現した。また、通関業者における事務の効率化及びコスト削減が可能となった。 ・ 通関業者が提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務料金を設定することができおり、通関業者の公正かつ自由な競争の確保が可能となった。 ・ 通関士の設置免除に係る特例の廃止については、営業所において通関士が確保されることとなり、地方港の貿易量の増加や取扱貨物の多様化に対応し、通関の適正化・迅速化に資することになった。 <p>また、専任の通関士の要件の緩和については、複数の営業所を兼任している通関士は増加しており、通関士の柔軟な設置に寄与することになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善命令については、業務停止や許可の取消しに至る前に、業務改善命令により、当該通関業者の適正な業務の運営が可能となった。 <p>なお、上記に係る効果の定量化は困難である。</p> <p>⑦便益（金銭価値化）の把握 通関業者から提出された営業報告書を基にした通関業者の全事業収入に占める通関業収入の割合が増加した。</p> <p>⑧「<u>副次的な影響及び波及的な影響</u>」の把握 通関士の柔軟な設置及び営業所の柔軟な設置が可能となったことにより、通関業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時において、集団感染のリスクを軽減しつつ、その事業を継続することがより容易になった。</p>
考察	<p>⑨把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証 規制により発生する遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、通関業者による輸出入申告官署の自由化への対応が可能となっている。また、営業所の統廃合による事務の効率化及びコスト削減等が可能となることにより、通関手続を取り巻く環境の変化への対応が図られている。さらに、通関業者の全事業における通関業収入の割合が増加している。</p> <p>以上から、規制に係る費用は限定的であり、一定の効果・便益があると認められることから、規制を継続することが妥当であると考えられる。</p>
備考	

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 通関業法
規制の名称： 通関業制度の見直し
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部署： 関税局業務課
評価実施時期： 令和5年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や越境電子商取引の拡大による輸入小口急送貨物の急増等の通関手続を取り巻く環境に変化があったが、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定していなかった影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時においては、規制を実施しない場合には、営業区域制限が廃止されないために通関業者が輸出入申告官署の自由化に十分に対応できない状況、専任の通関士を設置しなければならないこと及び通関業者が自由に通関業務料金を設定できないことにより、通関業者及び税関の昨今の通関手続を取り巻く環境の変化への対応が不十分となる状況をベースラインとして想定していた。

規制の事前評価後、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定していなかった影響は生じていない。よって、輸出入申告官署の自由化への対応及び通関手続を取り巻く環境の変化への対応のためには、引き続き規制は必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

通関士の設置免除の特例の廃止に係る新たな通関士設置費用が発生したことが考えられるが、営業区域制限の廃止による営業所の統廃合が可能となったこと、専任の通関士の要件を緩和していること等から、発生したコストは限定的と考える。また、その定量化は困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

業務改善命令について、規制の事前評価以前より通関業者に対する必要な指導等の監督権限を行使するものとなっており、業務改善命令が可能となったことにより発生した行政費用は限定的と考える。また、その定量化は困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

- ① 営業区域制限の廃止に併せて AEO 通関業者による輸出入申告官署の自由化が実現したことに伴い、AEO 通関業者は自らの経営判断により輸出入申告官署を選択することが可能となり、事業の効率化等に資することとなったものと考え。また、営業所の数が、2,131 営業所（H29.4.1）⇒2,063 営業所（R4.4.1）と約 3.2%減少しており、この減少の要因の一つとして営業区域制限の廃止に伴う営業所の統廃合が考えられるところ、通関業者における事務の効率化及びコスト削減の観点から効果があったものと考え。
 - ② 通関業者が、提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務料金を設定することができており、通関業者の公正かつ自由な競争の確保の観点から効果があったものと考え。
 - ③ 通関士の設置免除に係る特例の廃止については、営業所において通関士が確保されることとなったため、地方港の貿易量の増加や取扱貨物の多様化に対応し、通関の適正化・迅速化に資することになったものと考え。
また、専任の通関士の要件の緩和については、複数の営業所を兼任している通関士は増加しており、通関士の柔軟な設置に寄与することになったものと考え。
 - ④ 業務改善命令については、業務停止や許可の取消しに至る前に、業務改善命令により、当該通関業者の適正な業務の運営が確保されていることから、企業経営を早期に是正する観点から効果があったものと考え。
- なお、上記①から④に係る効果の定量化は困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

通関業者から提出された営業報告書を基にした通関業者の全事業収入に占める通関業収入の割合については、約 0.5%（H29 年度）⇒約 0.66%（R3 年度）と約 0.16 ポイント増加した。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

専任の通関士の要件緩和による通関士の柔軟な設置及び営業区域制限の廃止により営業所の柔軟な設置が可能となったことにより、通関業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時において、集団感染のリスクを軽減しつつ、その事業を継続することがより容易になったものと考えられる。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響は認められなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の事前評価後において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や越境電子商取引の拡大による輸入小口急送貨物の急増等の通関手続を取り巻く環境に変化があったが、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定していなかった影響は生じていない。

規制により発生する遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、通関業者による輸出入申告官署の自由化への対応が可能となっている。また、営業所の統廃合による事務の効率化及びコスト削減、自由な通関業務料金の設定による通関業者の公平かつ自由な競争、専任の通関士の要件緩和による通関士の柔軟な設置等が可能となることにより、通関手続を取り巻く環境の変化への対応が図られている。さらに、通関業者の全事業における通関業収入の割合が増加している。

以上から、規制に係る費用は限定的であり、一定の効果・便益があると認められることから、規制を継続することが妥当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書

1. 政策の名称

通関業制度の見直し

○ 関連する政策の目標

政策目標 5：貿易の秩序維持と健全な発展

政策目標 5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政 5－3－1：関税等の適正な賦課及び徴収、政 5－3－3：税関手続における利用者利便の向上

2. 担当部局

関税局業務課

3. 評価の実施時期

平成 28 年 1 月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）に規定する通関業の営業区域制限を廃止するとともに、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う。

規制の新設又は改廃に係る具体的な改革案は以下のとおりである。

- ① 輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業法の営業区域制限を廃止等する。
- ② 通関業務料金について、財務大臣が必要な定めをすることができる旨の規定を廃止し、通関業者が提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務の料金を設定することを可能とする。
- ③ 取り扱う通関業務が通関士の設置が必要とされる地域以外でのみ行われることとなっている場合には、通関士の設置が免除されているが、地方港における貿易量の増大、取扱貨物の多様化等を踏まえ、この特例を廃止する。なお、この特例の廃止には 5 年程度の猶予期間を設ける。
また、通関業者が営業所ごとに 1 人以上の通関士を置かなければならないこととされている通関士の専任の要件を緩和する。
- ④ 通関業の適正な遂行のため必要があると認めるときに業務改善を命ずることを可能とする規定を新設する。

5. 有識者の見解及び代替案の検討

- ・ 平成 26 年 12 月の関税・外国為替等審議会の答申において、申告官署の自由化が引き続き検討すべき事項として位置付けられ、その中で、通関業の営業区域制限を廃止する

ことが基本的方向性の一つとされるとともに、通関業法についても、「輸出入申告官署の自由化に伴う改正を機に、通関業・通関士制度全般にわたり論点を整理のうえ、必要な見直しを検討することが適当と考える。」とされた。

- ・ 平成27年4月から6月にかけて、学識経験者、貿易関係者を委員とした「申告官署の自由化・通関業制度のあり方に関する研究会」を開催し、通関業制度全般に係る論点について検討を行い、その結果をとりまとめた。
- ・ 当該とりまとめについて公表したうえで広く意見募集を行い、その結果を踏まえて、同年10月から12月にかけて、関税・外国為替等審議会関税分科会において、審議が行われた。
- ・ 同年12月16日に、関税・外国為替等審議会において、上記4.の改革案の内容を含む制度改正案について答申が行われた（資料）。

以上のとおり、各改革案を決定するにあたっては、多くの学識経験者、貿易関係者等の有識者間での議論が行われている。

その議論を踏まえると、有効な代替案は想定されない。

6. 規制の費用、便益及び評価

- ① 遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。
一方、通関業者は、新たに通関業の許可を受けることなく営業区域を拡大し、申告官署の自由化に対応することが可能となる。
- ② 遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。
一方、通関業者は、提供するサービスの内容やコストに応じ、自由に通関業務料金を設定することが可能となる。
- ③ 遵守費用として、新たに通関士を設置するための費用が発生するが、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。
一方、地方港における貿易量の増大、取扱貨物の多様化等の環境変化に対応するため、通関士による申告書類の審査が行われることにより、通関の一層の適正化、迅速化が図られることとなる。また、専任の通関士の要件の緩和により、通関業者が業務量に応じた通関士の設置を行うことが可能となり、効率的な業務運営が可能となる。
- ④ 業務改善命令に係る費用が発生する一方で、業務停止や許可の取消しに至る前に、業務改善命令により通関業者の適正な業務運営を確保することが可能となる。

以上から、改革案を採用することが適当である。

7. レビューを行う時期

本改革案の施行後5年間を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

以 上

平成 27 年 12 月 16 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

森 田 朗

答 申 書

平成 27 年 4 月 7 日付財関第 315 号をもって諮問のあった関税率及び関税制度の改正について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

平成 28 年度における関税率及び関税制度の改正等について、別紙のとおり行うことが適当である。

(別紙)

I. 平成 28 年度関税改正を巡る諸情勢

1. 関税率及び関税制度を巡る国際状況

我が国では、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、経済連携協定（以下「EPA」という。）の交渉を積極的に推進しており、本年1月にオーストラリアとのEPAが発効し、現在までに合計14のEPAが発効している。

さらに、「『日本再興戦略』改訂2015」においては、我が国経済の成長を持続的なものとするには、成長する海外市場の需要を取り込んでいくことが不可欠であるとされ、グローバル化の進展により各国が経済的結びつきを強める中、モノ、カネ、技術等の国境を越えた移動を促進するEPAは重要性を増しているとされている。

こうした中、本年10月には、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）交渉が大筋合意に至っており、同協定が今後、署名を経て確定され、必要な法制度と併せ、国会に提出される際には、関税制度についても所要の措置を講じていく必要があると考えられる。

2. 税関行政を取り巻く状況

我が国税関は、社会経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度化が進行する中、その使命である「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」及び「貿易の円滑化」を着実に果たす必要がある。

平成26年度の関税収入額は、近年の輸入額の伸びに伴い、前年度に引き続き1兆円を超え、昨年4月の消費税率引上げに伴い、税関における消費税徴収額も増加する等、税関の徴収機関としての役割の重要性は増している。税関として、引き続き適正かつ公平な関税等の徴収と、納税環境の変化に対応し納税者の利便性の向上に努めていく必要がある。

また、我が国に対するテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえ、爆発物、銃砲などの密輸阻止のため、関係機関と連携したテロ対策の強化・加速化も求められている。

さらに、平成26年の不正薬物の摘発件数が過去5年で最高を記録し、知的財産侵害物品の輸入差止件数も本年上半期において過去最高を更新していることも踏まえた、更なる水際での効果的・効率的な取締りが求められている。

一方で、貿易円滑化の観点から、我が国企業の国際競争力の強化や輸出入者の利便性の向上に資するため、通関手続の迅速化を推進することが求められている。

II. 平成 28 年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限の延長

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性について常に見直していくものとされている。暫定税率の適用期限の延長の検討に際しては、国内の生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

現在設定されている 431 品目の暫定税率について、上記の考え方に沿って検討を行った結果、全品目の暫定税率の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

(2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置

特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置については、暫定税率と一体のものとして設けられていることを踏まえ、暫定税率同様、適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

牛肉に係る関税の緊急措置については、米国での牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生を受けて、輸入基準数量に係る特例措置を設けている。現時点の牛肉の輸入数量は、米国での BSE 発生前の水準に回復したとは言い難いことから、平成 28 年度においても特例措置を継続することが適当である。

2. 個別品目の関税率の見直し

(1) 義務教育学校制度導入に伴う脱脂粉乳に係る関税減税措置

平成 28 年 4 月より、現行の小学校、中学校に加え、義務教育を提供する新たな学校として、小中一貫教育を行う義務教育学校が創設される。

小学校、中学校等の給食に用いられる脱脂粉乳については、関税の減税措置が講じられており、義務教育学校についても、小学校、中学校と同様に関税減税措置の対象とすることが適当である。

(2) バイオエタノールの関税率の見直し

バイオエタノールは、バイオガソリン製造に必要なバイオ E T B E の原料として使用されている一方、平成 26 年度をもって主要な国内生産は終了している。バイオガソリンの普及促進、エネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノール利用目標達成のため、今後の技術開発の進展によっては国内生産が再開される可能性があることにも鑑み、バイオ E T B E 製造用のバイオエタノールの暫定税率を無税とすることが適当である。

(3) テレフタル酸ジメチルの関税率の見直し

高機能のポリエステル製品の原料として使用されるテレフタル酸ジメチルの国内生産が、平成 27 年度をもって終了する見込みである。国内のポリエステル製品製造企業の国際競争力を維持する観点から、国内生産が再開される見込みがないことも踏まえ、基本税率を無税とすることが適当である。

3. 「輸出入してはならない貨物」への営業秘密侵害品の追加

平成 27 年 7 月に成立した改正不正競争防止法により、営業秘密の不正使用により生じた物（営業秘密不正使用物品）であることを知っている者が当該物品を輸出入する行為が、不正競争行為として規制対象となった。これを踏まえ、経済産業大臣による認定制度など、税関が水際において迅速・適正に侵害の該否を判断・確認できる仕組みが導入されることを前提に、同行為を組成する物品（営業秘密侵害品）を、関税法上の「輸出入してはならない貨物」に追加し、他の知的財産侵害物品と同様の仕組みにより、水際措置の対象とすることが適当である。

4. 輸出入申告官署の自由化等について

(1) 基本的な考え方

貨物の輸出入申告は、通関の適正性を確保するとともに、効果的・効率的な審査・検査を確保するため、原則として貨物が置かれている保税地域等を所轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）に対して行うこととされている。他方、通関の適正性及び税関における業務処理の効率性を損なわない範囲内で蔵置官署以外の税関官署（以下「非蔵置官署」という。）への輸出入申告を行うことを可能とすれば、貿易関係事業者の輸出入申告に関連する業務の集約、事務の効率化及びコストの削減を図ることができ、貿易の円滑化に資するものと考えられる。

AEO事業者（注）は、貨物の現況の的確な把握など輸出入に関する業務を適正かつ確実に遂行する能力を有する者として税関長の承認・認定を受けた者であり、適正な申告が期待できることから、非蔵置官署への申告を認めても通関の適正性及び業務処理の効率性に与える影響は小さいと考えられる。したがって、AEO事業者に限り非蔵置官署への輸出入申告を認めることは可能である。

（注）AEO輸出者、AEO輸入者及びAEO通関業者をいう。以下同じ。

以上を踏まえ、蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能とすることが適当である。

AEO事業者に対して非蔵置官署への輸出入申告を認める場合、通関業者は、通関業の許可を受けた税関の管轄区域外に所在する税関官署に対し輸出入申告を行うことも考えられるが、その場合、営業区域制限（通関業法第9条）が制約となり、現に通関業の許可を受けている税関長以外の税関長から許可を受けて営業区域を拡大しない限り、申告官署の

自由化に対応できない場合があり得る。また、通関業の営業区域制限は、通関業法第5条第3号のいわゆる需給調整条項と密接に関連しているものと考えられるが、この需給調整条項は、「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月31日閣議決定）において、次期法改正時に廃止することとされている。したがって、申告官署の自由化に併せて、通関業の営業区域制限を廃止し、通関業者は一の通関業の許可により全国で通関業務を行うことを可能とする必要がある。

通関業法については、申告官署の自由化に伴う法改正を機に、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行うことが適当である。具体的な環境の変化として、

- ・ 貿易円滑化の推進の観点からは、関税率水準が低下する中、貿易量が増大し、物流が高度化・多様化しており、通関手続のより一層の迅速化が求められていること、輸出入申告の約98%が輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）を利用して行われるなど電子化・ペーパーレス化が進展していること
- ・ 国民の安全・安心の確保の観点からは、テロ、不正薬物の密輸入等に対応するためのセキュリティ管理やコンプライアンスの重要性が増大していること
- ・ 適正かつ公正な関税の徴収の観点からは、EPA等の拡大に伴う関税率・原産地規則等の複雑化、取引手法の多様化等に伴う関税評価・関税分類の困難事例が増加していること

等の変化がみられる。

こうした環境の変化を踏まえるとともに、他の類似する業法・士法も参考としつつ、

- ・ 経済的な規制は最小限にし、通関業者の創意工夫が生かされる環境の整備
- ・ 自由な競争環境の下で、自己規律の発揮と透明性ある事後チェック体制の整備
- ・ 通関士・通関業者による高度な専門性の発揮

を基本的方向性とした見直しを行うことが適当である。

（2）輸出入申告官署の自由化

申告官署の自由化の対象貨物、対象手続等については、以下のとおりとすることが適当である。

- ① 輸出入申告を要する貨物は、基本的にすべて申告官署の自由化の対象とする。ただし、現在も特殊な取扱いが必要とされている貨物は、以下のとおり取り扱う。
 - ・ 日米相互防衛援助協定（MDA協定）該当貨物や武器関連物資は、自由化の対象外。
 - ・ ワシントン条約該当貨物は、輸入通関できる官署が限定されていることから、輸入通関できる官署の範囲内での自由化。
- ② 対象手続は以下のとおりとする。
 - ・ AEO輸入者又はAEO通関業者が行う輸入申告
 - ・ AEO輸出者、AEO通関業者又は特定貨物製造輸出者（注）が行う輸出申告及び積戻し申告

（注）AEO製造者が製造する貨物を輸出しようとする者で当該貨物の輸出業務をAEO製造者の管理の下行う者

- ・ AEO輸出入者又はAEO通関業者が行う輸出入申告と同様の手続（蔵入承認申請等）

- ③ その他、次に掲げる事項に係る規定の整備を行うことが適当であると考えられる。
- ・ 特例申告（注）は、貨物の蔵置官署ではなく、輸入申告を行った官署に対して行う。
（注） A E O 輸入者又は A E O 通関業者が行う輸入申告に係る納税申告の特例
 - ・ 修正申告、更正の請求、納期限延長申請等の納税申告に関わる手続は、納税申告を行った税関官署に対して行う。
 - ・ 輸入申告書等の添付書類等の提出先は、当該輸入申告書等を提出する税関官署とする。
 - ・ 輸出入申告等を受けた非蔵置官署の税関長が、蔵置官署の税関長に対し、検査の実施及びその結果の報告を求めることができることとする。
 - ・ 自由化の対象手続は、原則として N A C C S を使用して行わなければならないこととする。

（3）通関業の営業区域制限の廃止等

申告官署の自由化に伴い、以下の規定の整備を行うことが適当である。

- ① 通関業者が全国で通関業務を行うことができるよう、通関業の営業区域制限を廃止する。
- ② 通関業の許可についての需給調整条項を廃止する。
- ③ 営業区域制限の廃止に伴い、通関業者は一の通関業の許可により全国で通関業を行うことが可能となるため、通関業の許可権者を財務大臣とする。

（4）通関業制度に係る所要の見直し

次に掲げる事項に係る規定の整備を行うことが適当である。

- ① A E O 通関業者による営業所の新設を、許可制から届出制とする。
- ② 通関業者及び A E O 通関業者に合併等があった場合、財務大臣又は税関長の承認を受けて、その許可又は認定に基づく地位を承継できることとする。
- ③ 財務大臣が通関業務料金の額について必要な定めをすることができる旨の規定を廃止し、通関業者が提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務の料金を設定することを可能とする。
- ④ 通関士の設置に関し、以下の所要の措置を講ずる。
 - ・ 営業所において取り扱う通関業務が通関士の設置が必要とされる地域以外の地域においてのみ行われることとなっている場合には通関士の設置が免除されているが、この特例を廃止する。なお、この特例の廃止には5年程度の猶予期間を設ける。
 - ・ 通関営業所に置く通関士の「専任」の要件を緩和する。
- ⑤ 通関業務に関する報告書について、簡素化、合理化等必要な見直しを行う。
- ⑥ 通関業務の適正性を確保するため、以下の所要の措置を講ずる。
 - ・ 通関業者の業務が適正に行われていない場合であって、通関業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、財務大臣は当該通関業者に対し業務の改善を命ずることを可能とする。
 - ・ 申請者が暴力団員等に該当する場合を、通関業法上の通関業の許可の欠格事由及び取消事由等として明文化する。

- ・ 通関業法の罰金刑の水準は、他の業法及び士法と比較して著しく低いことから、これを見直す。

5. HS条約の改正に伴う関税率表の改訂

関税定率法（以下「定率法」という。）及び関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）の別表は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（HS条約）附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されている。

平成26年6月の世界税関機構（WCO）総会において採択されたHS品目表の改正案が、本年1月にHS条約締約国により受諾され、平成29年1月1日から適用されることとなっていることから、HS品目表の改正に沿って、定率法及び暫定法の別表を改訂することが適当である。

6. 納税環境の整備等

（1）郵便等による納税申告書等の提出時期に係る規定の新設

関税の納税申告書等が郵便又は信書便により税関に提出された場合には、納税申告書等の提出の時にその効力が発生するもの（いわゆる到達主義が適用される）と解されている一方で、輸入貨物に課される内国消費税を含む国税に係る納税申告書等が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日等にその提出がされたものとみなす（いわゆる発信主義が適用される）こととされている。

関税の納税申告等は、基本的にNACCSを使用して行われるが、通関業の営業区域制限を廃止した場合には、地理的に離れた税関官署に、郵便又は信書便により納税申告書等を提出する者が増加し、関税と内国消費税との間でその効力の発生時期に差異が生じる申告等が増加することも想定される。

こうした状況を踏まえ、関税の納税申告書等が郵便又は信書便により提出された場合には、国税通則法と同様に、発信主義が適用される旨を規定することが適当である。

（2）延滞税に係る規定の整備

① 延滞税の免除に係る規定の新設

国税通則法においては、国税（内国消費税を含む。）を法定納期限までに完納しない場合であっても、その国税の額に相当する担保が提供されているとき等には、延滞税を免除する規定が設けられているが、関税法ではこれに相当する規定が設けられていない。

近年の貿易量の増加による関税の納付額の増加等を踏まえると、輸入貨物に対し課される関税と内国消費税との間で、延滞税の免除の適用に差異が生じる事例が増加することも想定される。

こうした状況を踏まえ、国税通則法に規定される国税の延滞税の免除事由のうち、関税についても生じうるものについては、関税法において延滞税を免除する旨の規定を設けることが適当である。

② 延滞税の計算期間の見直し

国税については、減額更正がされた後に増額更正がされた場合でその増額更正後の納付すべき税額が当初の申告税額に満たないときは、法定納期限の翌日から増額更正がされた日までの期間（注）を延滞税の計算期間から控除することを検討している。

内国消費税と関税が一の輸入貨物に対し課されることに鑑み、国税の見直しの状況を踏まえ、関税の延滞税の計算期間についても同様の見直しを行うことが適当である。

（注）納税者からの更正の請求に基づき減額更正がされた場合にあっては、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除く。

（3）加算税制度の見直し等

① 事前通知を受けて修正申告を行う場合の加算税等の見直し

国税については、調査の事前通知の連絡から納税者が更正があるべきことを予知したときまでの期間について、新たな加算税（更正があるべきことを予知した後よりも一段低い割合の過少申告加算税（5%）又は無申告加算税（10%））の対象とすることを検討している。

関税についても、関税に係る当初申告の適正性及び納税義務者による自主的な修正申告の履行を高める観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、関税についても同様の加算税の制度を導入することが適当である。

② 短期間に繰り返して無申告又は隠ぺい・仮装が行われた場合の加重措置の導入

国税については、意図的に無申告又は仮装・隠ぺいを繰り返す悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者に対し、再びこれらの加算税を課す場合には、これらの加算税について10%の割合を加重する措置を導入することを検討している。

関税についても、これまで以上に牽制効果を働かせることにより適正な納税申告の履行を確保する観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、同様の加重措置を導入することが適当である。

③ 加算税を課さないとする取扱いの法定化

国税については、納税申告後に税務署長が減額更正をし、その後増額更正をした場合には、納付すべき税額に不足額が生じた場合でも、それが課税庁の責によるときは、加算税を課さない（当初申告税額までは課さない）とする取扱いを法定化することを検討している。

関税についても、納税者の予見可能性を高める観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、この取扱いを法令において明らかにすることが適当である。

（4）関税等不服審査会への諮問事項の追加等

改正後の行政不服審査法（以下「改正行審法」という。）において、原則としてすべて

の審査請求について、第三者機関への諮問を要することとされたこと等を踏まえ、関税法第91条に掲げる処分以外の税関長の処分（通関業法上の処分を含む。）に係る審査請求について、関税等不服審査会に諮問しなければならない事項に追加することが適当である。

また、改正行審法の趣旨を踏まえれば、審査請求人から関税等不服審査会への諮問を希望しない旨の申出がされた場合、審査請求が不適法であり却下する場合又は審査請求に係る処分の全部を取り消す場合には、関税等不服審査会に諮問しなければならない場合から除くことが適当である。

7. その他

国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準に該当した農水産品7品目及び鉱工業品7品目について、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで、特惠税率の適用対象から除外することが適当である。

また、高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準に該当したクックについて、特惠関税制度の適用対象から除外することが適当である。

Ⅲ. 環太平洋パートナーシップ協定実施のための関税改正についての考え方

ＴＰＰ協定に関し、今後、署名を経て協定文が確定され、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出される際には、ＴＰＰ協定の実施に向けて、関税制度につき、以下の諸点について所要の措置を講ずることが適当である。

また、これらの措置を講ずる際には、関係者等への新制度の丁寧な周知や、輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等により、制度の適正な執行及び貿易手続の一層の簡素化・効率化に十分配慮することが望ましいと考えられる。

1. 原産地手続

(1) 輸入締約国についての協定上の規定を受けた措置

① ＴＰＰ協定に基づく原産品であること等の確認手続

- ・ 輸入貨物の原産性を確認するため、税関長がその職員に、輸出者又は生産者の施設において調査をさせようとする場合には輸出者及び生産者に対して同意に係る回答を求め旨の事前通知をすること
- ・ 輸入される繊維等の原産性を確認するため、税関長がその職員に当該調査をさせようとする場合で、上記の事前通知が確認の実効性を損なうおそれがあるときは、事前通知を要しないこと
- ・ 繊維等の輸入に関し関税法令違反の有無を確認するため、税関長がその職員に、輸出者又は生産者の施設において調査をさせることができること、及びその調査をさせようとする場合には輸出者又は生産者に対して上記の事前通知をするとともに、調査後には結果通知をすること

② 輸入後のＴＰＰ協定税率の要求

- ・ 輸入者が、ＴＰＰ協定に基づく原産品の輸入後１年間、納付すべき関税額の更正の請求又は賦課決定の請求をし、還付を受けることを可能とすること

(2) 輸出締約国についての協定上の規定を受けた措置

① ＴＰＰ協定に基づく原産品であること等の確認に係る協力

- ・ 本邦から輸出された貨物の原産性の確認のため、輸入締約国の税関当局から情報の収集及び提供その他必要な協力を求められた場合において、財務大臣が当該協力をすることが適当と認めるときは、その求めに応ずることができること

② ＴＰＰ協定に基づく原産品でなかったこと等の通知

- ・ 本邦からＴＰＰ協定締約国に輸出される貨物について、原産品申告書を作成した輸出者又は生産者は、当該貨物がＴＰＰ協定に基づく原産品でなかったことや原産品申告書の記載に誤りがあったこと等の事実を知ったときは、原産品申告書を交付した相手方及

び輸入締約国の税関に対し、その内容を書面により通知しなければならないこと

③ E P A 申告原産品法（注）の規定の一般化

- ・ E P A 申告原産品法の規定について、E P A 一般において適用可能なものとする
（注）「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」

2. セーフガード関係等

(1) 品目別セーフガード

- ・ T P P 協定に基づく数量ベースの品目別セーフガード措置を適用するため、暫定法第7条の8の規定をE P A 一般において適用可能なものとする
- ・ T P P 協定に基づく価格ベースの品目別セーフガード措置を適用するため、新たに暫定法上に規定を設ける
- ・ 暫定法第7条の3及び第7条の6第2項に規定する数量ベースの特別緊急関税（S S G）の発動条件を、①T P P 協定適用物品を除いた輸入数量が（T P P 協定適用物品を除いた）輸入基準数量を超える、②T P P 協定適用物品も含めた全体の輸入数量が全体の輸入基準数量を超える、の2つとすること
- ・ 暫定法第7条の5に規定する牛肉に係る緊急措置を廃止すること
- ・ 暫定法第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る緊急措置の発動条件を、①T P P 協定適用豚肉等を除いた輸入数量が過去3年度平均との比較で119%を超える、②T P P 協定適用豚肉等も含めた全体の輸入数量が過去3年度平均との比較で119%を超える、の2つとすること

(2) 経済連携協定に基づく緊急関税（セーフガード）制度等の調整

- ・ 暫定法第7条の7に規定する経済連携協定に基づく緊急関税（E P A 緊急関税）を発動する際について、「国、貨物及び期間」（同条に規定する経済連携協定に基づく対抗関税（E P A 対抗関税）については「国及び貨物」）を指定すること
- ・ E P A 対抗関税の発動にあたって、関係大臣への意見照会を、回答期限を付して、行うことを可能とすること

(3) 紛争解決手続における関税上の対抗措置

- ・ 他のT P P 協定締約国による協定違反等に対し、我が国の利益を守るため必要があるときは、T P P 協定における紛争解決手続に基づき、T P P 協定上の利益を停止するための関税上の措置として、政令で定めるところにより、関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内で関税率を引き上げることが可能とするための手続規定を、暫定法において整備し、同手続規定については、T P P 協定のみならず、E P A 一般において適用可能なものとする（E P A 報復関税）
- ・ E P A 報復関税の発動にあたって、関係大臣への意見照会を、回答期限を付して、行

うことを可能とすること

- ・ E P A 報復関税の発動等にあたって、関税・外国為替等審議会に諮問等を行うこととすること

3. 飼料用麦に関する関税の撤廃、加工・修繕のため輸出された貨物の免税

(1) 飼料用麦に関する関税の撤廃

- ・ T P P 協定の適用を受けて輸入された飼料用麦を暫定法第9条の2の対象とすること

(2) 加工・修繕のため輸出された貨物の免税

- ・ 加工又は修繕のため我が国から T P P 協定締約国に輸出され、その輸出の許可の日から原則として1年以内に輸入される貨物（T P P 協定において関税を免除しないこととされている加工又は修繕がされた貨物を除く。）については、その関税を免除すること

4. その他

- ・ 関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち、国家貿易の対象とならないものを、暫定法第8条の6及び経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の対象とする等の所要の整備を行うこと
- ・ チョコレート製造用全脂粉乳など、関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品について、所要の整備を行うこと
- ・ 原産品申告書に基づき E P A 税率の適用を受けようとする者が輸入申告をする際に提出することとされている書類に、T P P 協定に基づく原産品申告書を追加すること

○ 租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

1. 財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（注）について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、改正や延長等の要望が行われる際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を行い、基本計画対象期間内に一回は政策評価が行われるようにしています。

事前評価及び事後評価を実施した場合は、評価書を作成・公表し、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。

また、作成した評価書は総務省に送付し、同省が各府省分をとりまとめて公表しています。なお、財務省では、これらの評価書を含んだ「政策評価書」を、翌年、作成しております。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条の規定により、法人税については「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律（平成22年法律第8号）第3条第1項に規定するもの、地方税については、法人の都道府県民税、市町村住民税及び事業税で税額又は所得の減額を内容とするものについて、延長等の要望の際の事前評価が義務づけられています。

2. 令和4年度における租税特別措置等に係る政策評価の実施について

事前評価書

租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	令和4年8月	別添1の通り	評価結果を踏まえ、令和5年度税制改正要望を行い、税制改正大綱に盛り込まれた。

事後評価書

租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	令和4年8月	別添2の通り	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税4)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。
			《要望の内容》 当該措置を機構の存続期限まで延長すること。
			《関係条項》 ・地方税法第72条の12第2号 ・地方税法附則第9条第3項
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成16年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		平成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長
8	適用又は延長期間		機構の存続期限までの延長とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等による株式等の処分等が円滑化されることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。
			《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資する。
10	有効性等	① 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
		② 適用額	適用総額は、各年度 274.8 億円(資本金等の額(284.8 億円) - 特例適用後課税標準(10 億円))である。
		③ 減収額	○減収額 平成 16 年度から平成 26 年度まで各年度 57 百万円 平成 27 年度 86 百万円 平成 28 年度から令和4年度まで各年度 144 百万円 ○減収見込み額 令和5年度以降、144 百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679 千円 × 0.21% = 57,705 千円(～平成 26 年度) = 27,478,679 千円 × 0.315% = 86,557 千円(平成 27 年度) = 27,478,679 千円 × 0.525% = 144,263 千円(平成 28 年度～令和元年度) = 27,480,679 千円 × 0.525% = 144,273 千円(令和2年度以降)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置により、平成 16 年度から平成 26 年度の各年度で 57 百万円、27 年度 86 百万円、28 年度から令和4年度の各年度で 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保がされず、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われないことで、セーフティネットとしての機能が発揮されず、銀行等による株式等の処分等が円滑に行われないこととなり、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展

			が阻害されるおそれがある。
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>本特例措置を講ずることにより、令和5年度以降の各年度において法人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることに繋がる。</p> <p>その結果、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税込減を是認する効果があるといえる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>当該業務は機構のみが担っており、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮されるには、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保等に貢献している。</p> <p>その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義、所得税: 外
		② 上記以外の税目	
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>法人が、その有する国有財産特別措置法第9条第2項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務局長等により一定の証明がされたもの(特定普通財産)に隣接する土地等(その特定普通財産の上に存する地上権等又は土地の賃借権を含む。)につき、同項の規定により当該隣接する土地等と当該特定普通財産の交換をしたときは、当該交換により取得した特定普通財産の取得価額から当該交換により譲渡をした隣接する土地等の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の範囲内で圧縮記帳による課税の繰延べを認める。</p> <p>個人が、その有する国有財産特別措置法第9条第2項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務局長等により一定の証明がされたもの(特定普通財産)に隣接する土地等(その特定普通財産の上に存する地上権等又は土地の賃借権を含む。)につき、同項の規定により当該隣接する土地等と当該特定普通財産の交換をしたときは、当該所有隣接土地等の交換がなかったものとして、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得の課税の特例又は短期譲渡所得の課税の特例を適用する。</p>
			<p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 37 条の8、第 66 条</p>
4	担当部局		理財局国有財産業務課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成 29～令和3年度
6	創設年度及び改正経緯		平成 18 年度創設(以後改正なし)
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>厳しい財政事情の下、税外収入を確保するため、売却が直ちに困難な国有地についても、交換制度の活用により売却を図る。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>国有財産特別措置法(昭和 27 年6月 30 日法律第 219 号)第9条第2項</p>

			<p>(概要)</p> <p>普通財産のうち土地及び土地の定着物は、各省各庁の長が当該土地を円滑に売り払うため必要があると認めるときは、当該土地の一部について、隣接する土地等の一部若しくは全部又は当該土地の上に存する借地権の一部と交換することができる。</p>																					
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3-3</p> <p>庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実</p>																					
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国有地のうち、売却が直ちに困難な無道路地、不整形地及び権利付財産について、交換制度を活用し、隣接地と土地の一部を交換して進入路の確保、土地の整形化又は借地権の解消(以下、「整形化等」という。)を行うことにより、売却可能な国有地を創出し、売却を図ることを目標としている。</p> <p>交換は、相手方の合意に基づき成立するものであり、あらかじめ達成すべき具体的な水準と目標達成時期は示せないものの、整形化等を行った国有地については、速やかに売却を図ることとしている。</p> <p>なお、測定指標は当該交換により整形化等が行われた国有地について、令和4年3月末までに入札等により得られた売却収入を使用する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特例措置により、売却が直ちに困難な国有地の整形化等に必要な土地等の所有者が交換に応じることになり、売却可能な国有地が創出され、入札等により売却収入が得られ、税外収入の確保に寄与している。</p>																					
9	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交換年度</th> <th>交換件数(法人)</th> <th>交換件数(個人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0 件</td> <td>2 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>国は隣接土地所有者等に対して、すべからず特定国有財産の交換制度の周知を行っているが、隣接土地所有者等の交換ニーズは、土地所有期間の中で生じる建物の建替えや相続などの機会に応じて発生するものであり、隣接土地所有者側のニーズがなければ同制度は活用できず、交換は相手方との合意に基づき成立するものであることから、適用者数は想定外に僅少ではない。</p> <p>また、交換相手方である隣接土地所有者等は、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)における課税の特例の適用を受けるに当たっては、確定申告書に財務局長等が国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)の規定に基づく交換である旨を証明する書類を添付する必要がある。このため、財務局長等は交換契約を締結したときは、本租税特別措置の適用を可能とするための「国有財産の交換に関する</p>	交換年度	交換件数(法人)	交換件数(個人)	平成 29 年度	0 件	0 件	平成 30 年度	0 件	0 件	令和元年度	0 件	2 件	令和 2 年度	0 件	0 件	令和 3 年度	0 件	0 件	合計	0 件	2 件
交換年度	交換件数(法人)	交換件数(個人)																						
平成 29 年度	0 件	0 件																						
平成 30 年度	0 件	0 件																						
令和元年度	0 件	2 件																						
令和 2 年度	0 件	0 件																						
令和 3 年度	0 件	0 件																						
合計	0 件	2 件																						

		証明書」を、交換相手方が地方公共団体等非課税法人である場合を除き、全ての交換相手方に交付することにより、本租税特別措置の適用に当たり特定の者に偏りが生じる余地がないよう運用している。																					
②	適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交換年度</th> <th>交換財産の概算 評価額(法人)</th> <th>交換財産の概算 評価額(個人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0 百万円</td> <td>73 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0 百万円</td> <td>73 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	交換年度	交換財産の概算 評価額(法人)	交換財産の概算 評価額(個人)	平成 29 年度	0 百万円	0 百万円	平成 30 年度	0 百万円	0 百万円	令和元年度	0 百万円	73 百万円	令和 2 年度	0 百万円	0 百万円	令和 3 年度	0 百万円	0 百万円	合計	0 百万円	73 百万円
交換年度	交換財産の概算 評価額(法人)	交換財産の概算 評価額(個人)																					
平成 29 年度	0 百万円	0 百万円																					
平成 30 年度	0 百万円	0 百万円																					
令和元年度	0 百万円	73 百万円																					
令和 2 年度	0 百万円	0 百万円																					
令和 3 年度	0 百万円	0 百万円																					
合計	0 百万円	73 百万円																					
③	減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交換年度</th> <th>法人税減収額</th> <th>所得税減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0 百万円</td> <td>10 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0 百万円</td> <td>10 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	交換年度	法人税減収額	所得税減収額	平成 29 年度	0 百万円	0 百万円	平成 30 年度	0 百万円	0 百万円	令和元年度	0 百万円	10 百万円	令和 2 年度	0 百万円	0 百万円	令和 3 年度	0 百万円	0 百万円	合計	0 百万円	10 百万円
交換年度	法人税減収額	所得税減収額																					
平成 29 年度	0 百万円	0 百万円																					
平成 30 年度	0 百万円	0 百万円																					
令和元年度	0 百万円	10 百万円																					
令和 2 年度	0 百万円	0 百万円																					
令和 3 年度	0 百万円	0 百万円																					
合計	0 百万円	10 百万円																					
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 29 年度～令和 3 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売却年度</th> <th>売却収入 (法人税減収対象財産)</th> <th>売却収入 (所得税減収対象財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>6 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>2 百万円</td> <td>76 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>0 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2 百万円</td> <td>82 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の売却収入に対応する法人税減収額は 18 百万円、所得税減収額は 4 百万円となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>無道路地・不整形地等の売却が直ちに困難な国有地について、交換制度の活用により売却可能な国有地が創出された結果、交換後の国有地の売却収入 83 百万円を得られた。</p>	売却年度	売却収入 (法人税減収対象財産)	売却収入 (所得税減収対象財産)	平成 29 年度	0 百万円	6 百万円	平成 30 年度	0 百万円	0 百万円	令和元年度	0 百万円	0 百万円	令和 2 年度	2 百万円	76 百万円	令和 3 年度	0 百万円	0 百万円	合計	2 百万円	82 百万円
売却年度	売却収入 (法人税減収対象財産)	売却収入 (所得税減収対象財産)																					
平成 29 年度	0 百万円	6 百万円																					
平成 30 年度	0 百万円	0 百万円																					
令和元年度	0 百万円	0 百万円																					
令和 2 年度	2 百万円	76 百万円																					
令和 3 年度	0 百万円	0 百万円																					
合計	2 百万円	82 百万円																					
⑤	税収減を是認する理由等	<p>(分析対象期間:平成 29 年度～令和 3 年度)</p> <p>対象期間中の特例措置適用の減収額 10 百万円に対する効果は、売却未済の財産もあることから、現時点では検証が困難なものの、対象期間における交換制度の活用により売却可能となった財産の売却収入は 83 百万円であり、それに対応する税収減 22 百万円を上回る売却収入が得られたことから、特例措置は効果があったと認められる。</p>																					

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>民間において固定資産を交換する場合には、所得税法及び法人税法により譲渡益にかかる特例措置が認められているが、国有地の交換については、同法が適用されないことから、租税特別措置により国有地についても民間と同様の特例措置を講じたものである。</p> <p>当該租税特別措置以外の他の政策手段を用いることは民間取引における課税の取扱いと異なることとなり、交換契約の成立に支障をきたすおそれがあることから、妥当ではない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
11	有識者の見解	<p>○財政制度等審議会国有財産分科会答申(平成18年1月) 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－」(抄)</p> <p>・未利用国有地等の売却を容易にするための交換制度の導入</p> <p>未利用国有地については、これまで積極的に売却が行われてきた結果、そのストックは減少した。しかし、現下の極めて厳しい財政事情の下、今後は、市場性に劣る売却困難財産や権利付財産も工夫して売却していかなければならない。</p> <p>したがって、こうした財産の売却を促進するため、可及的速やかに、法律上、国有地の円滑な処分のために行う交換を可能とするとともに、借地権と底地(国有地)の交換を可能とすることが適当である。</p>	
12	評価結果の反映の方向性	<p>特例措置により、売却が直ちに困難な国有地の整形化等に必要な土地等の所有者が交換に応じ、売却可能な国有地が創出され、入札等により売却収入が得られるなど、税外収入の確保に寄与していることから、特例措置による効果が認められる。</p> <p>引き続き、売却が直ちに困難な無道路地、不整形地等について、交換制度を活用したうえで、売却可能な国有地を創出し、売却を図ることにより、税外収入を確保する必要があることから、当該措置の継続は必要であると考え。</p>	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年度	

○ 参考資料

令和4年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【測定指標政2-1-2-A-2:財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価(内容の分かりやすさ)】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	令和4年4月～ 令和5年3月	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○5段階評価 (分かりやすかった、まあまあ分かりやすかった、どちらともいえない、やや分かりにくかった、分かりにくかった) ○主な質問項目 ・情報の見つけやすさ ・内容の分かりやすさ等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政3-1-3に係る参考指標:個人向け国債の認知状況の推移】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者(20歳以上) ・金融商品の購入未経験者(20歳以上)	令和4年8月	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、名前だけは知っている、知らない等) ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談及び通関手続等に関するアンケート 【測定指標政5-3-3-A-2:輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数 767 ・通関業者 382 ・輸出入者 385	令和5年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・輸出入通関手続の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政5-3-3に係る参考指標:旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客 ○回収数 153	令和5年3月	各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット画面上で回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・検査官の対応、電子申告ゲートの利用のしやすさ、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-2:講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ○回収数 5,218 ・税関見学者 3,081 ・講演会参加者 2,137	通年	見学会場、講演会場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット上で回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、やや悪い、悪い、大変悪い、どちらともいえない) ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度

6	税関相談及び通関手続等に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-3: 輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・輸出入者、通関業者 ○回収数 779 ・輸出入者 342 ・通関業者 437	令和5年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 (事前教示制度、AEO制度等)
7	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-4: 密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関、支署、出張所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・窓口来訪者 ・通関業者 ・輸出入者 ・一般旅客 ○回収数 971 ・窓口来訪者 95 ・通関業者 383 ・輸出入者 342 ・一般旅客 151	通年	(税関見学者等) 会場で依頼文を配布 インターネット画面上で回収 (通関業者等) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (窓口来訪者) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (一般旅客) 各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット画面上で回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各密輸取締り活動の認知度(麻薬探知犬・X線検査装置による検査等)
8	税関相談等に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-5: 税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ○回収数 874 ・通関業者 437 ・輸出入者 342 ・窓口来訪者 95	令和5年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度
9	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【測定指標政6-2-4-A-1: 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 ・オンライン ○実施対象者 ・セミナー受講者 ○回収数 ・148	令和4年4月～ 令和5年3月の間 (各研修・セミナー)	研修・セミナー前にメールで配付 後日メールで回収	○無記名 ○5段階評価 (非常に有意義、有意義、普通、あまり有意義ではない、有意義ではない) ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用語集

あ アジア債券市場育成イニシアティブ

(A BMI : Asian Bond Markets Initiative)

アジア域内の民間貯蓄を域内の経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的に、債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて域内の債券市場の育成を図る ASEAN+3 (日中韓) のイニシアティブ。

い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構 (JICA) が担当。

か 海外IR

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資また

は出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第 83 条第 1 項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

外国為替平衡操作 (為替介入)

為替相場の急激な変動を抑え、その安定化を図ることを目的として、通貨当局が、外国為替市場において外国為替の売買を行うこと。

改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。昭和 48 年の WCO 総会 (於：京都) で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』(通称：京都規約) を改正する形で作成された。

平成 11 年 6 月の WCO 総会で採択され、平成 18 年 2 月に発効。

拡散金融

不正資金対策の文脈において、大量破壊兵器 (核・化学・生物兵器) 等の開発、保有、輸出等に関与する者に、資金または金融サービスの提供をする行為。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと (貨幣回収準備資金に関する法律第 1 条)。

貨幣のクリーン化

日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流

通を促進すること。

借換債

特別会計に関する法律に基づき、普通国債の償還額の一部を借り換える資金を調達するために発行される国債。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額。

官民ファンド

現在、わが国では民間資金がリスクマネーとして十分に供給されていない状況にある中、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業・市場の創出などの政策的意義があるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることに伴って民間投資を喚起する（呼び水効果）ためのファンドのこと。

き 気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者は弱い途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賅うこととなる。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

- ・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）
- ・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）
- ・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）
- ・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税。

金融再生法開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号・以下「金融再生法」という。）に基づく開示債権。金融再生法では、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返などを含む）を債務者の状況などに応じ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に分類し、それぞれ開示することとされている。

く 国・地方の公債等残高

普通国債、地方債及び交付税特会借入金の合計。（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和5年1月24日経済財政諮問会議提出）

け 減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。

こ 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券

を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第128条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ 財政投融资

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金などの供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の3つの方法がある。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体

系（SNA）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第7条第1項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し 事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第7条第3項）

事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を行うこと。

資本性資金

金融機関が財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことであり、貸出条件において、長期間償還不要な状態や配当可能利益に応じた金利設定、法的破綻時の劣後性といった資本に準じた性質が確保されているもの。

社会保障・税一体改革（社会保障と税の一体改革）

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。

※当該制度は、WCOの「基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

（PNR：Passenger Name Record）

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

せ 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則3ヶ月だが、

国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月程度・6か月程度・1年のものもある。

政府保証枠

預金保険機構等が日本銀行及び民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

そ 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

その他収入

歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

た 太平洋島嶼国

大洋州におけるパプアニューギニア、フィジー、ソロモン諸島、バヌアツ、サモア、トンガ王国、クック諸島、ツバル、ニウエ、ミクロネシア連邦、キリバス、マーシャル諸島、パラオ、ナウルの14か国。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流

出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備から融通するASEAN+3の取組み。

地球環境ファシリティ

(GEF:Global Environment Facility)

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている：生物多様性保全、化学物質及び廃棄物対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、土地劣化対策。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う入札方式。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。(関税法第69条の2及び第69条の11)

つ 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップが

ある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条）。

特定支援

株式会社地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者（主債務者）の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

特定専門家派遣

株式会社地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

に 二国間通貨スワップ取極

（B S A : Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

二段階一般競争入札

土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う入札方式。

日EU・EPA

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定。

平成25年3月に交渉が開始され、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効した。

日英EPA

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定。EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和2年6月に交渉開始、9月に大筋合意、10月に署名に至り、令和3年1月に発効した。

日米貿易協定

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定。物品貿易に関する協定で、平成30年9月の日米首脳会談における日米共同声明を受けて、平成31年4月から両国間で交渉を行い、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2年1月に発効した。

日米デジタル貿易協定

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備したもの。日米貿易協定と同時に最終合意、署名に至り、発効した。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ 普通財産

行政財産以外は一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（アンチダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賅うこととなる。

ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

本邦技術活用条件制度

（STEP：Special Terms for Economic Partnership）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月より導入された円借款の制度。

み 緑の気候基金

（GCF：Green Climate Fund）

2010年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において設立が決定した開発途

上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。同基金の支援業務を開始するための初期資金として各国から約103億ドルの拠出を表明（我が国からは15億ドルの拠出を表明）。2020年1月からの第一次増資期間においても、各国から約100億ドルの拠出を表明（我が国からは最大15億ドルの拠出を表明）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 遊水地・雨水貯留浸透施設

・遊水地：洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたもの（河川法第6条第1項第3号、河川法施行令第1条第2項）。

・雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするもの（特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項）。

輸出事後調査

輸出貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

輸入事後調査

輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適

正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

(UHC: Universal Health Coverage)

すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられること。

り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行するための入札。

リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

留保財産

未利用国有地等のうち、地域にとって有用性が高く希少な土地であり、国が所有権を留保した財産。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A AEO (認定事業者) 制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。

ALM

資産・負債管理。Asset Liability Managementの略称。金融業務を行うにあたって発生する各

種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。

APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組み。貿易・投資の自由化と円滑化を通じた地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済・技術協力等の活動を実施。

ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の3カ国。

ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス (AMRO)

2011年4月にシンガポールに設置された常設機関で、地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時にはチェンマイ・イニシアティブの迅速な意思決定の支援等を行う。

平成25年5月には、AMROの国際機関化に合意し、平成26年10月には、その設立協定への署名が完了。平成27年5月に設立協定が国会承認され、同年6月に受諾書をASEAN事務局へ寄託し、平成28年2月にAMROは国際機関となった。

ASEM

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の対話と協力の強化を目的とし

て平成8年より開始されたプロセス。アジア・欧州の相互の尊重と対等のパートナーシップを基礎とし、政治対話促進、経済・金融面での協力強化及び文化・社会面等での協力促進に取り組む。

C CBDC

中央銀行デジタル通貨。Central Bank Digital Currencyの略称。民間銀行が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー。中央銀行の負債であり、決済の手段として用いられる。

CGIF

信用保証・投資ファシリティ。Credit Guarantee and Investment Facilityの略称。ASEAN+3域内の企業が発行する社債に保証を供与することで、債券発行による資金調達が困難な企業の信用力を高め、現地通貨建て債券発行を円滑化することを目的とした枠組み。

CPTPP

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の略称。本協定の元となったTPP（環太平洋パートナーシップ）は、日本、米国、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12か国により、高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた、アジア太平洋における広域経済連携協定を目指して平成22年に交渉が開始され、平成28年2月に署名された。しかし、平成29年1月に米国がTPPからの離脱を宣言したことを受け、米国以外の11か国で協議を行い、平成30年3月に署名が行われ、同年12月30日にCPTPPとして発効。令和5年4月現在、ブルネイを除く10か国において国内手続きが完了し発効済み。

E EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreementの略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F FATF

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。資金洗浄対策、テロ資金対策及び大量破壊兵器の拡散金融対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、資金洗浄・テロ資金供与・大量破壊兵器の拡散金融に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

FILP

財政投融资。Fiscal Investment and Loan Programの略称。

FTA

自由貿易協定。Free Trade Agreementの略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G G20

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、99年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G7

7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Sevenの略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策調整を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加がメンバー。

G C F F (Global Concessional Financing Facility)

2016年9月、主に中所得国に対して融資等を供与する国際復興開発銀行 (IBRD) が、シリア危機発生以降の難民受入の財政負担に苦しむヨルダン、レバノン等の中所得国に対して、通常よりも譲許的な条件による資金提供を行うための仕組みとして創設。

I I M F

国際通貨基金。International Monetary Fundの略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

I P E F

インド太平洋経済枠組み。Indo-Pacific Economic Frameworkの略称。令和4年5月のバイデン大統領訪日時に、米国が枠組みの立上げを発表し、同年9月に交渉を開始した。貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済の4つの分野を柱として、インド太平洋における持続可能で包摂的な経済成長を実現するため、協力の枠組み構築を目指すもの。参加国は日本、米国、豪州、ブルネイ、フィジー、インド (貿易の柱はオブザーバー参加)、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの計14カ国。

M M D B s

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

M P I A

多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント。
Multi-Party Interim Appeal Arbitration

Arrangementの略称。WTO上級委員会が機能不全にある間、MP I A参加国間のWTOに係る紛争について上級委員会に申し立てず、WTO協定に基づく「仲裁」を、上級委員会に代わる紛争解決手段として用いることに政治的にコミットする取組。

N N A C C S

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

P P B

基礎的財政収支。Primary Balance の略。

P F I

Private Finance Initiativeの略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

(I D B の) P P P フ ァ シ リ テ ィ

I D B が、官民連携 (P P P : Public Private Partnership) による質の高いインフラ案件の組成等の技術支援を実施するために設置したプログラム。

R R C E P 協 定

地域的な包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership) の略称。署名国は、A S E A N 10カ国と、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15カ国。平成24年11月に交渉開始、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月1日に発効した。

S SEADRIF

東南アジア災害リスク保険ファシリティ (Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility)の略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国の自然災害に対する財務強靱性を強化することを目的としたASEAN+3の枠組み。

T TPP

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われた。その後、平成29年1月に米国がTPPからの離脱を宣言したが、平成30年3月に米国を除く11カ国で署名が行われ、同年12月30日にTPP11協定 (CPTPP) として発効。令和4年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルーの8カ国で発効している。

W WCO

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会 (Customs Cooperation Council) で、昭和27年に設立 (日本は昭和39年に加入)。平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置 (事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等)を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	https://www.mof.go.jp/
予算・決算 (国のお金の使い道)	http://www.mof.go.jp/policy/budget/
税制 (国の税金の仕組み)	https://www.mof.go.jp/tax_policy/
関税制度 (輸出入手続きと水際での取締り)	http://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/
国債 (国の発行する債券)	https://www.mof.go.jp/jgbs/
財政投融资 (国からの資金の貸付・投資)	http://www.mof.go.jp/policy/filp/
国庫 (国のお金の動きとその調整)	http://www.mof.go.jp/policy/exchequer/
通貨 (貨幣・紙幣)	http://www.mof.go.jp/policy/currency/
国有財産 (国の保有する財産)	http://www.mof.go.jp/policy/national_property/
たばこ・塩 (たばこ事業・塩事業)	http://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/index.html
国際政策 (外国為替・国際通貨・経済協力)	https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/index.html
政策金融・金融危機管理等	http://www.mof.go.jp/policy/financial_system/

財務省

Ministry of Finance, JAPAN